

2023

学生便覧

埼玉工業大学
大学院工学研究科

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY
GRADUATE SCHOOL OF ENGINEERING

埼玉工業大学歌

作詩 林 昌次
作曲 一ノ瀬義孝

悠々と、力強く

The musical score consists of five staves of music in common time, treble clef, and a key signature of one sharp. The lyrics are written below each staff, corresponding to the notes. The first four staves contain lyrics, while the fifth staff ends with a single note and a downward arrow, indicating a repeat or end of the section.

あけゆくだいちむさしの
にこうみょううたうあげーひーば
りせいがんむねにわこうどはしづかにぐぜの
はぐるまをめぐらすがくをきわめなばまことのちえに
かおりありわれらさいたまこうぎょうたいが

く

三、ゆたかに澄める 大利根に
葵がいだく 金の花
淨心胸に 若人は
諸行に常の あらざれど
久遠のいのち 究めなば
まことの智恵に 香りあり
われら 埼玉工業大学

一、あけゆく大地 武藏野に
光明うたう 揚雲雀
誓願胸に 若人は
しづかに救世の 薬車を
めぐらす学を 研めなば
まことの智恵に 香りあり
われら 埼玉工業大学

建 学 の 精 神

本学創建の仏教精神に基づいて

1. 科学の真理を窮め,
それを世のために役立てるよう
決意することによって,
若き日に**使命感**を養え。
2. 深く科学を学び,
豊かな技術を身につけることによって,
若き日に正しい**人生観**を養え。
3. 学生, 教職員及び父兄が一体となり,
学園の理想発展をめざすことによって,
若き日に**連帯感**を養え。



(校 章)

大学院工学研究科博士前期・後期課程各専攻の3つの方針

博士前期課程 機械工学専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(AP) : 入学者受入方針

今日、われわれの豊かな生活はエネルギーに依存する度合いが極めて高く、特に近年の知識集約的高度産業に見られるように、エネルギー生産にかかわる諸々の技術の高効率化と環境に対する負荷低減が強く要請されている。一方、生産システムが高度になるほど、より高機能な力学特性を持つ構造材料の設計・開発、新しい加工技術、自然災害を含む外部からの力学的擾乱に対する能動的および受動的制御が求められる。また、機械工学は生産に携わるあらゆる産業の基盤であるばかりでなく、到来しつつある高齢化社会において人々の暮らしをサポートして、豊かな生活から幸福な生活への転換を促す技術開発においても要となる分野である。

本専攻は、このような社会的要請に対応して、高効率性の追求と同時に、来るべき高齢化社会に備えて機械工学的見地から豊かで幸福な人間生活のための柔軟で新しい科学技術の発展に貢献し得る優れた技術者、研究者を育成することを目的としている。

このような目的に照らして、本専攻では、「エネルギー工学教育研究分野」及び「機械システム工学教育研究分野」の2教育研究分野を設けて、理論的、実験的に教育研究を行う。

- (1) エネルギー分野や機械システム分野とその応用に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望するもの
- (2) 上記の学習に必要な基礎学力と英語を含めたコミュニケーション能力を有するもの
- (3) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的に研究に取り組み、得られた成果を社会に還元する意欲を持ったもの

2. 【カリキュラム・ポリシー】(CP) : 教育課程の編成・実施方針

本専攻では、機械工学全般にわたる幅広い専門知識を身に付けるとともに、エネルギー工学、機械システム工学の高度機能化・知能化・高信頼性に関連した課題に対する問題解決および研究に関する基本的な能力を修得するための専門知識の教育・研究指導を行う。また、建学の精神である使命感、人生観、連帯感を有し、修得した能力を基礎として、国際的な視野と感覚を持ち、人間としての倫理観を備え、人・環境と共に共生できる機械技術、機械システムの発展をめざして、学際的な領域を含む幅広い分野で活躍できる能力を持つ機械系技術者・研究者の育成をする。

<教育内容>

- 講義科目では、各分野の定める専門科目を体系的に組み合わせて、機械工学全般にわたる幅広い高度な知識を効率的に修得させる。
- 国の繁栄の鍵を握るエネルギー・システムについて、高効率エネルギー変換技術、低エネルギー消費型輸送システム、新エネルギー開発等の最新知識の教育及び応用研究を行う。
- 人間生活を工学的にサポートする視点に立ち、最新のコンピュータ利用技術、計測・制御技術、データ処理技術を駆使し、人間系を含めたシステムの複雑な動的挙動の解析や設計への応用、システム構築に欠かせない先進的な加工技術に関する教育及び研究を行う。
- 特別演習、特別輪講および特別実験では、指導教員の下でゼミナールを開講すると共に、個別研究指導を行い、学生一人ひとりが入念な指導を受け、高度な研究能力を獲得することができる体制を整え

る。

- 研究遂行に求められる倫理観や安全重視の思想を育む機会を提供する。

＜教育方法＞

学士課程での教育によって養った基礎知識および研究能力を発展させるとともに、ものづくりやシステムづくりを通じて社会の持続的発展に貢献するための幅広い専門知識を習得できるように、エネルギー工学教育分野、機械システム工学教育分野の両面から学修できるカリキュラムを編成し、広い学識を提供する。また、研究を通じた教育や実践教育を通して研究の推進力、研究成果の理論的説明能力、開発・研究における倫理性と責任感を備え、自ら課題を発見し解決する能力と使命感を育てる。

このような教育方針を遂行するために機械工学専攻では、学修分野の研究室に配属され体系的な教育と研究指導を行うとともに、社会の変化に柔軟に対応できる自律的な応用力と創造力を育み、連帯感を養うための機会を提供する。

- 講義科目では、機械工学全般にわたる幅広い高度な学理・専門知識を身に付けることのできる体系化された教育課程を編成する。
- 特別演習、特別輪講および特別実験科目では、エネルギー・システム、機械システムの高度機能化・知能化・高信頼性に関連した課題に対する研究および問題解決に関する基本的な能力を修得するための専門知識の教育、研究指導をする。
- 少人数の研究グループでの指導では、講義課目などで修得した能力を基礎として、国際的な視野と感覚を持ち、人間としての倫理観を備え、人・環境と共に共生できるエネルギー・システム、機械システム等の機械技術の発展をめざして、学際的な領域を含む幅広い分野で活躍できる能力を修得できるように指導する。
- 修士論文の作成・発表では指導教員と十分な議論をし、研究の目的・内容・計画を定め、学術論文や技術資料の調査・分析などの指導を通して、研究の進捗、計画の変更等の議論を定期的におこない、学術報告・論文の執筆・発表技術を修得できるように指導をする。

＜評価方法＞

- 知識・技能の修得に関しては、学期末や平常時に行われる試験・レポートに加えて、学位論文又は特定課題についての研究の成果の審査を通じて把握する。
- 考察力・論理性、研究への取り組みにおける態度やプレゼンテーション能力は、ゼミナールでの発表や、学位論文または特定課題についての審査を通じて把握する。
- 主体的に学びに取り組む態度に関しては、学会での発表状況などを含む学生調査の集計や研究発表会での口頭試問により把握する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(D P) : 学位の授与・学修の評価方針

大学院学則に規定された単位を修得し、設定された教育・研究分野の研究能力や高度な専門性を必要とする職業を担う能力と技術を身につけていることを博士前期課程修了の要件とする。なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり公正な判定がなされている。

- 1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 2) 研究内容に新規性を有していること。
- 3) 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 4) 上記の各項目について、学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

社会的要請に対応して、高効率及び低環境負荷型エネルギー変換技術、高機能構造材料の設計・加工・

製造技術、災害を含む外部擾乱に対する能動的および受動的制御技術等の高度化・総合化の発展に貢献する優れた技術者、研究者であること。

博士後期課程 機械工学専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(A P) : 入学者受入方針

今日、我々の豊かな生活は、エネルギーに依存する度合いが極めて高く、特に近年知識集約的高度産業に見られるように、エネルギー生産にかかわる諸々の技術の高効率化が強く要望されている。それと同時に、工学は人間生活を豊かにする学問でもあり、工学的見地から人間を支援する研究が重要になっている。

本専攻は、このような社会的要請に対応して、高効率性の追求と同時に、来るべき高齢化社会に備えて機械工学的見地から豊かで幸福な人間生活のための柔軟で新しい科学技術の発展に貢献し得るとともに、これまでにない新技術や新分野に対応できる優れた技術者、研究者を育成することを目的としている。

このような目的に照らして、本専攻では、「エネルギー工学教育研究分野」及び「機械システム工学教育研究分野」の2教育研究分野を設けて、理論的、実験的に教育研究を行う。

- (1) エネルギー分野や機械システム分野とその応用に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望するもの
- (2) 上記の学習に必要な基礎学力と英語を含めたコミュニケーション能力、特に英語で研究成果を発信する能力を有するもの
- (3) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的に研究に取り組み、得られた成果を社会に還元する意欲を持ったもの

2. 【カリキュラム・ポリシー】(C P) : 教育課程の編成・実施方針

本専攻では、機械工学全般にわたる幅広い専門知識を身に付けるとともに、エネルギー工学、機械システム工学の高度機能化・知能化・高信頼性に関連した課題に対し、自立して問題解決および研究に関する基本的な能力を修得するための専門知識の教育・研究指導を行う。また、建学の精神である使命感、人生観、連帯感を有し、修得した能力を基礎として、国際的な視野と感覚を持ち、人間としての倫理観を備え、人・環境と共に共生・共生できる機械技術、機械システムの発展をめざして、先端技術を創生できる能力を持った機械系技術者・研究者の育成をする。

<教育内容>

- 講義科目では、各分野の定める専門科目を体系的に組み合わせて、機械工学における高度な知識・技能を効率的に修得させる。
- 国の繁栄の鍵を握るエネルギー・システムについて、高効率エネルギー変換技術、低エネルギー消費型輸送システム、新エネルギー開発等の最新知識の教育及び応用研究を行う。
- 人間生活を工学的にサポートする視点に立って、最近のコンピュータ利用技術、計測・制御技術、データ処理技術を駆使し、人間系を含めたシステムの複雑な動的挙動の解析や設計への応用、システム構築に欠かせない先進的な加工技術に関する教育及び研究を行う。
- 特別研究および特別講究では、個別に研究指導を行い、高度な研究能力を獲得することができる体制を整える。
- 研究遂行に求められる倫理観や安全重視の思想を育む機会を提供する。

<教育方法>

学士課程での教育によって養った基礎知識および研究能力を発展させるとともに、ものづくりやシステムづくりを通じて社会の持続的発展に貢献するための幅広い専門知識を習得できるように、エネルギー工学教育分野、機械システム工学教育分野の両面から学修できるカリキュラムを編成し、広い学識を提供する。また、研究を通じた教育や実践教育を通して研究の推進力、研究成果の理論的説明能力、開発・研究における倫理性と責任感を備え、自ら課題を発見し解決する能力と使命感を育てる。

このような教育方針を遂行するために機械工学専攻では、学修分野の研究室に配属され体系的な教育と研究指導を行うとともに、社会の変化に柔軟に対応できる自律的な応用力と創造力を育み、連帯感を養うための機会を提供する。

- 講義科目では、機械工学全般にわたる幅広い高度な学理・専門知識を身に付けることのできる体系化された教育課程を編成する。
- 特別研究および特別講究では、エネルギー・システム、機械システムの高度機能化・知能化・高信頼性に関連した課題に対する研究および問題解決に関する基本的な能力を修得するための専門知識の教育、研究指導をする。
- 少人数の研究グループでの指導では、講義課目などで修得した能力を基礎として、国際的な視野と感覚を持ち、人間としての倫理観を備え、人・環境と共に共生できるエネルギー・システム、機械システム等の機械技術の発展をめざして、学際的な領域を含む幅広い分野で活躍できる能力を修得できるように指導する。
- 博士論文の作成・発表では指導教員と十分な議論をし、研究の目的・内容・計画を定め、学術論文や技術資料の調査・分析などの指導を通して、研究の進捗、計画の変更等の議論を定期的におこない、学術報告・論文の執筆・発表技術を修得できるように指導をする。

<評価方法>

- 知識・技能の修得については、学期末や平常時に行われる試験・レポートに加えて、学位論文又は特定課題についての研究の成果の審査を通じて把握する。
- 考察力・論理性、研究への取り組みにおける態度やプレゼンテーション能力は、ゼミナールでの発表や、学位論文または特定課題についての審査を通じて把握する。
- 主体的に学びに取り組む態度については、学会での発表状況などを含む学生調査の集計や研究発表会での口頭試問により把握する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(D P) : 学位の授与・学修の評価方針

学位の授与については、大学院学則に規定された単位を修得し、独創的研究に基づく博士論文を提出して所定の審査（主査1名・副査4名の計5名で構成される博士学位論文審査委員会の決定ならびに機械工学専攻会議の決定を基に工学研究科教授会において記名投票による最終審査を行い、学位授与の可否を決定している。）に合格し、自立した研究者あるいは高度な専門性を担う能力と知識を身につけていることを要件とする。

- 1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 2) 研究内容に新規性、創造性および有効性を有していること。
- 3) 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 4) 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- 5) 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。

- 6) 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 7) 上記の各項目について、博士学位論文の予備審査会および本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。人間の豊かな生活や環境に寄与するエネルギー工学、高度な技術を背景とした機械の設計・製作に寄与する機械システム工学の各教育分野を核として、柔軟で新しい科学技術の発展に貢献し、世界に通用する技術者、研究者であること。

博士前期課程 生命環境化学専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(A P) : 入学者受入方針

科学技術の進歩が著しい中で、特に21世紀の重要な課題である、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などにおいて、飛躍的な発展が続いている。

本専攻では、現代および将来に求められる広範な生命環境化学領域の専門性に対応して、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応し、21世紀の日本を支える優れた技術者、研究者を育成することを目指している。以上の方針に基づき、本専攻では以下のようないくつかの条件を設けています。

- (1) 材料化学、環境化学、生命化学関連分野に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望する人
- (2) 「研究」および「実験」が好きで、技術力・実践力・創造力を大いに發揮したい人
- (3) 好奇心が旺盛で、失敗を恐れず積極的にチャレンジするバイオニア精神をもつ人
- (4) 身につけた科学的知識や専門技術を専門技術者・研究者として生かす意欲のある人
- (5) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的な姿勢で研究活動に取り組める人

2. 【カリキュラム・ポリシー】(C P) : 教育課程の編成・実施方針

＜教育内容＞

- 本専攻では、現代社会が求める、「人に優しく環境に調和した新素材の開発」や「環境・エネルギー問題の解決」および「生命化学およびバイオテクノロジーの著しい発展」に貢献できる専門技術者・研究者の育成を目的とした教育を実施する。

＜教育方法＞

- 「材料化学」、「環境化学」、「生命化学」の3教育研究分野を設置し、時代の要求に応えられる優れた技術者・研究者育成のために必要となる各分野のカリキュラムを配置して、本学院生が自由に選択できる体制をとる。
- 材料化学分野として、有機化学、有機金属化学、有機材料化学、高分子化学、計測化学、光材料化学などに関する講義を基盤として、有機合成手法の開発、新規光機能性材料の開発、新規デバイスの開発に資する総合的な教育研究活動などを行う。
- 地球規模で問題となっている環境問題、エネルギー問題を解決するため、環境化学、電気化学、触媒化学、無機化学、無機材料化学に関する講義を基盤として、環境浄化、省エネルギープロセスの開発、燃料電池の開発、廃棄物の再資源化などに資する総合的な教育研究活動を行う。
- 医療分野でも注目を集めるバイオテクノロジーの発展に寄与するため、生化学、分子生物学、細胞生理学、生物有機化学、バイオエレクトロニクス、遺伝子工学、微生物工学、植物分子生物学などに関する講義を基盤として、バイオセンサ、生体情報の伝達、遺伝子発現制御、微生物を用いた有用物質の生産、植物の新品種育成などに資する総合的な教育研究を行う。

- 生命化学特別演習Ⅰ～Ⅳ、生命化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、生命化学特別実験Ⅰ～Ⅱ、材料化学特別演習Ⅰ～Ⅳ、材料化学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、材料化学特別実験Ⅰ～Ⅱは複数の分野にまたがるため、博士前期課程2年間の学習の総仕上げという位置づけにあり、生命環境化学専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、学生と教員とが連携・協力して課題解決に取り組む。

＜評価の基準＞

- 講義科目ごとの学習到達目標を明確にし、材料科学・環境科学・生命科学の原理・法則の理解度、応用展開能力を評価する。
- 各学生に与えられた教育研究活動については、研究結果を修士論文にまとめ、研究発表会において口頭発表を行い、複数の教員からの質疑応答を通して、学生の理解度、思考力、判断力、問題解決力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を評価する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(D P) : 学位の授与・学修の評価方針

大学院学則に規定された単位を修得し、設定された教育・研究分野の研究能力や高度な専門性を必要とする職業を担う十分な能力と技術を身につけていることを博士前期課程修了の要件とする。なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり公正な判定がなされている。

- 1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 2) 研究内容に新規性を有していること。
- 3) 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 4) 上記の各項目について、学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

材料化学、環境化学、生命科学における社会のニーズに応えて、科学技術の進歩に柔軟に対応できる、優れた技術者、研究者であること。

博士後期課程 生命環境化学専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】(A P) : 入学者受入方針

人間生活の基盤を支える物質は、科学技術の進歩とともにますます増加し、互いに有機的な結びつきを深めている。科学技術の進歩が著しい中で、応用化学の研究分野も大きく広がっている。特に、21世紀の重要課題である、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などにおいて、応用化学の果たす役割は重大である。

本専攻では、現代および将来に求められる広範な生命環境化学領域の専門性に対応して、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応し、21世紀の日本を支える優れた技術者、研究者の育成を目指している。

- 以上の教育方針に基づき、本専攻博士後期課程では以下の視点からの専門性の高い大学院生を求めている。
- (1) 材料化学、環境化学、生命化学関連分野に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望する人
 - (2) 「研究」および「実験」が好きで、技術力・実践力・創造力を大いに発揮したい人
 - (3) 好奇心が旺盛で、失敗を恐れず積極的にチャレンジするパイオニア精神をもつ人
 - (4) 身につけた科学的知識や専門技術を専門技術者・研究者として生かす意欲のある人
 - (5) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的な姿勢で研究活動に探究的・計画的に取り組める人

2. 【カリキュラム・ポリシー】(CP) : 教育課程の編成・実施方針

<教育内容>

- 持続的社会形成を目標に現代社会が求める、「新素材の開発」や「環境・エネルギー問題の解決」および「生命化学先端技術の応用」に貢献できる研究者の育成を目的とした高度な教育研究を実施する。

<教育方法>

- 材料化学分野として、有機化学、有機金属化学、有機材料化学、高分子化学、計測化学、光材料化学などに関する講義を、環境、エネルギー関連分野として環境化学、電気化学、触媒化学、無機化学、無機材料化学に関する講義を、さらに生命化学関連分野として、生化学、分子生物学、細胞生理学、生物有機化学、バイオエレクトロニクス、遺伝子工学、微生物工学、植物分子生物学などに関する講義を実施する。
- 上の講義により修得した知識を基盤として、有機合成手法の開発、新規光機能性材料の開発、新規計測デバイスの開発、環境浄化、省エネルギープロセスの開発、燃料電池の開発、廃棄物の再資源化、バイオセンサ、生体情報の伝達、遺伝子発現制御、微生物を用いた有用物質の生産、植物の新品種育成などに関する高度な教育研究を行う。
- 生命化学特別研究、生命化学特別講究、材料化学特別研究、材料化学特別講究は複数の分野にまたがるため、博士後期課程3年間の学習の総仕上げという位置づけにあり、生命環境化学専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、学生と教員とが連携・協力して課題解決に取り組む。

<評価の基準>

- 講義科目ごとの学習到達目標を明確にし、材料科学・環境科学・生命科学に関する最先端知識の理解・応用展開能力を評価する。
- 各学生に各々のテーマとして与えられた研究活動については、その研究結果を、国内外の学会で発表し、学術論文や博士論文に纏めることで、研究発案能力、研究推進能力、研究展開能力、情報発信能力、高度な判断能力、問題解決能力、国際コミュニケーション能力など、研究者に要求されるさまざまな能力を育成するための目標達成度を厳しく評価する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(DP) : 学位の授与・学修の評価方針

学位の授与については、大学院学則に規定された単位を修得し、独創的研究に基づく博士論文を提出して所定の審査（主査1名・副査4名の計5名で構成される博士学位論文審査委員会の決定ならびに生命環境化学専攻会議の決定を基に工学研究科教授会において記名投票による最終審査を行い、学位授与の可否を決定している。）に合格し、高度な専門性を担う能力と知識を身に附けていることを要件とする。

- 1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 2) 研究内容に新規性、創造性および有効性を有していること。
- 3) 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 4) 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- 5) 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 6) 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 7) 上記の各項目について、博士学位論文の予備審査会および本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などの重要な課題に対応するため、材料化学、環境化学、生命科学における社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応できる、高度な研究、開発能力を身につけた、21世紀の日本を支える優れた技術者、研究者であること。

博士前期課程 情報システム専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】（A P）：入学者受入方針

情報システム工学は、現代の高性能コンピュータやインターネット社会の中心的な役割を果たしている。コンピュータネットワークには、有線・無線通信技術や信号処理技術の発展が必要である。また、工学とは人間生活を豊かにする学問でもあり、人間と機器に友好的なインターフェース、生体情報を利用した情報セキュリティ、深層学習、医用画像処理など工学的見地から日常生活を支援する研究が重要になっている。さらに、コンピュータ・ハードウェアの更なる発展のためには、ナノテクや量子効果を利用したデバイスの開発やこれらに用いる新材料の開発が不可欠である。このようなシステムを連携する情報処理技術の高度化、統合化に関する要請も重要になっている。このため、ソフトからハード、基礎から応用まで情報システム工学に関する幅広い知識を持つ人材が求められている。

以上のことから、本専攻では次のような大学院生を求めていている。

- (1) 情報工学、システム工学、ネットワーク工学、ロボット工学、電子デバイス、通信工学、画像工学、信号処理、人工知能、プラズマ工学、材料工学、量子物理学、サイバーセキュリティ、知能情報学、ディープラーニングなどの情報システム工学関連分野に興味を持ち、本専攻での学習・研究を強く希望するもの
- (2) 上記の学習に必要な基礎学力とコミュニケーション能力を有するもの
- (3) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的に研究に取り組めるもの

2. 【カリキュラム・ポリシー】（C P）：教育課程の編成・実施方針

＜教育内容＞

- 情報システム専攻では、ネットワーク、セキュリティ、人工知能、電子回路、信号処理などの技術を実践的に教育し、実際にプログラムおよび回路等のハードデバイスを通して情報システム系ものづくりのための基礎的技術・技能を修得させる。
- 2年間の研究を通して、思考力、問題解決力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を養成する。このことにより、情報システム専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を活用し、未解決の問題に計画的に取組み解決する能力や、社会の要求に対応するための創造的な思考ができる能力を育成する。

＜教育方法＞

- 講義科目として専門分野の基礎となる情報工学研究分野と電子工学教育研究分野に関する特論のほかにも、演習や輪講を用意する。
- 博士前期課程の担当教員の下で少人数ゼミを行い、修士論文作成に必要な専門知識を教育する。
- 各学生と研究テーマを検討し、未知の問題解決へのアプローチを指導する。
- 学生は与えられた問題を自ら解こうとする作業を通じて頭を働かせ、自分が理解している点と理解していない点を明確に把握することができる。それによって、問題点が明らかになり、よりよい理解へ繋がるよう配慮する。
- 情報工学特別演習Ⅰ～Ⅳ、情報工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、情報工学特別実験Ⅰ～Ⅱ、電子工学特別演習Ⅰ～Ⅳ、電子工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ、電子工学特別実験Ⅰ～Ⅱは複数の分野にまたがるため、博士前期課程2年間の学

習の総仕上げという位置づけにあり、情報システム専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、学生と教員とが連携・協力して課題解決に取り組む。

＜評価の基準＞

- 授業科目ごとの学習到達目標を明確にし、特論、演習、輪講、実験科目的単位修得によって、情報システムの基礎の原理・法則、ものづくりを達成する総合的基礎学力、技術の修得を評価する。
- 最終学年で実施する修士論文については、修士論文発表会において口頭発表を行い、修士論文の審査および複数の教員からの質疑応答を通して、学生の理解度、思考力、判断力、問題解決力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を評価する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】（D.P）：学位の授与・学修の評価方針

大学院学則に規定された単位を修得し、設定された教育・研究分野の研究能力や高度な専門性を必要とする職業を担う能力と技術を身につけていることを博士前期課程修了の要件とする。なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり公正な判定がなされている。

- 1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 2) 研究内容に新規性を有していること。
- 3) 論文内容の発表及び質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 4) 上記の各項目について、学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

情報工学、電子工学に関連する社会ニーズに応えて、科学技術の発展に寄与する優れた技術者、研究者であること。

博士後期課程 情報システム専攻

1. 【アドミッション・ポリシー】（A.P）：入学者受入方針

情報システム工学は、現代の高性能コンピュータやインターネット社会の中心的な役割を果たし、現在も発展を続けている。本専攻では、情報工学、電子工学の二つの教育研究分野に分れ、基礎理論から応用技術まで幅広く国際的に活躍できる豊かな見識と高い倫理観をもつ研究者の育成を行う。以上のことから、本専攻では次のような大学院生を求めている。

- (1) 電子情報システム工学関連分野に興味をもち、その学習に必要な高度な学力とコミュニケーション能力を有するもの
- (2) 明確な目的意識を持って、積極的かつ自主的に研究に取り組めるもの

2. 【カリキュラム・ポリシー】（C.P）：教育課程の編成・実施方針

＜教育内容＞

- 情報システム専攻では、特論として情報工学と電子工学分野の工学技術を実践的に教育し、実際にプログラムおよび回路等のハードデバイスを通して情報システム系ものづくりのための応用的技術・技能を修得させる。
- 3年間の研究を通して、思考力、問題解決力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を養成する。このことにより、情報システム専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を活用し、未解決の問題に計画的に取組み解決する能力や、社会の要求に対応するための創造的な思考ができる能力を育成する。

<教育方法>

- 講義科目として専門分野となる情報工学研究分野と電子工学教育研究分野に関する特論のほかにも、特別研究や特別講究を用意する。
- 博士後期課程の担当教員の下で少人数ゼミを行い、博士論文作成に必要な専門知識を教育する。
- 各学生と研究テーマを検討し、未知の問題解決へのアプローチを指導する。
- 学生は与えられた問題を自ら解こうとする作業を通じて頭を働かせ、自分が理解している点と理解していない点を明確に把握することができる。それによって、問題点が明らかになり、よりよい理解へ繋がるよう配慮する。
- 情報工学特別研究、情報工学特別講究、電子工学特別研究、電子工学特別講究は複数の分野にまたがるため、博士後期課程3年間の学習の総仕上げという位置づけにあり、情報システム専攻で学んだ幅広い専門知識や教養を創造的に応用して、学生と教員とが連携・協力して課題解決に取り組む。

<評価の基準>

- 授業科目ごとの学習到達目標を明確にし、特論、特別研究、特別講究の単位修得によって、情報システムの基礎の原理・法則、ものづくりを達成する総合的基礎学力、技術の修得を評価する。
- 最終学年で実施する博士論文については、博士論文発表会において口頭発表を行い、博士論文の審査および複数の教員からの質疑応答を通して、学生の理解度、思考力、判断力、問題解決力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を評価する。

3. 【ディプロマ・ポリシー】(D.P) : 学位の授与・学修の評価方針

学位の授与については、大学院学則に規定された単位を修得し、独創的研究に基づく博士論文を提出して所定の審査（主査1名・副査4名の計5名で構成される博士学位論文審査委員会の決定ならびに情報システム専攻会議の決定を基に工学研究科教授会において記名投票による最終審査を行い、学位授与の可否を決定している。）に合格し、自立した研究者あるいは高度な専門性を担う能力と知識を身につけていることを要件とする。

- 1) 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 2) 研究内容に新規性、創造性及び有効性を有していること。
- 3) 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 4) 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- 5) 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 6) 論文内容の発表及び質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 7) 上記の各項目について学位審査基準を基に、博士学位論文の予備審査会及び本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

情報システムの基礎となる物理学から電子工学・情報工学全般にわたる幅広い分野を教育研究の対象とし、情報工学、電子工学に関連する社会ニーズに応えて、科学技術の発展に寄与する優れた技術者、研究者であること。

埼玉工業大学大学院工学研究科修士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の修士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。
- 二 研究内容に新規性・有効性を有していること。
- 三 当該教育・研究分野の専門知識・技術を反映した内容を有していること。
- 四 学位申請者が、該当教育・研究分野の発展に貢献しうる研究能力や高度な専門性を身に着けていること（各専攻の学位授与方針は第3条に示すとおりである）。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、学位論文の内容、中間発表および学位論文発表会での発表と質疑応答を通じて評価を行う。

なお、修士論文審査においては主査1名・副査2名をもって審査にあたり、公平な判定を行う。

第2条 修得単位

大学院学則第27条に規定された単位を修得あるいは修得見込みであること。

第3条 各専攻の学位授与方針

機械工学専攻

社会的要請に対応して、高効率及び低環境負荷型エネルギー変換技術、高機能構造材料の設計・加工・製造技術、災害を含む外部擾乱に対する能動的および受動的制御技術等の高度化・総合化の発展に貢献する優れた技術者、研究者であること。

生命環境化学専攻

材料化学、環境化学、生命化学における社会のニーズに応えて、科学技術の進歩に柔軟に対応できる優れた技術者、研究者であること。

情報システム専攻

情報工学、電子工学に関連する社会ニーズに応えて、科学技術の発展に寄与する優れた技術者、研究者であること。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

埼玉工業大学大学院工学研究科課程博士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の課程博士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。原著論文業績の要件については第2条に示すとおりである。
- 二 研究内容に新規性、創造性および有効性を有していること。
- 三 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 四 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、博士学位論文の予備審査会および本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

第2条 原著論文業績

- 一 研究期間内において、かつ最終試験の前に少なくとも二報の査読付き原著論文（ここでいう原著論文とは、博士論文を構成する原著論文をいう。）が学術誌に掲載されていること（acceptedは可）。原著論文のうち少なくとも一報は、英文であることが望ましい。
- 二 博士論文の内容が、申請者を first author とする原著論文として、一報以上掲載されていること（acceptedは可）。
- 三 博士学位論文審査委員会および当該学生の所属する専攻の合意が得られた場合、業績の一部に、学術誌以外の業績を原著論文に代わるものとして加えることができる。
- 四 博士論文を構成する原著論文に共著者がいるときは、当該論文が博士論文の一部あるいは全部になることの承諾書を必要とする。
- 五 一貫し連続した研究と当該専攻が認める場合、本条第一号に定める研究期間は当該学生の博士前期課程もしくは修士課程における研究期間を含むものとする。

第3条 英語審査

前条第一号に定める原著論文に英文の論文がないときは、博士学位論文審査委員会は英語の最終試験を実施する。

第4条 修得単位

大学院学則に規定された単位を修得済あるいは修得見込であること。

附則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

埼玉工業大学大学院工学研究科論文博士学位論文審査基準

この基準は、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）の論文博士の学位論文審査における審査基準を定めるものである。

第1条 審査基準

- 一 学位申請者が主体的に取り組んだ研究であること。原著論文業績の要件については第2条に示すとおりである。
- 二 研究内容に新規性、創造性および有効性を有していること。
- 三 当該研究分野の発展に貢献する学術的価値が認められること。
- 四 博士学位申請者が、研究企画・推進能力、研究分野に関連する高度で幅広い専門的知識、ならびに学術研究における高い倫理性を有していること。
- 五 学位論文の内容が適切であり、論文としての体裁が整っていること。
- 六 論文内容の発表および質疑応答が明確にかつ論理的に行われていること。
- 七 上記の各号について、博士学位論文の予備審査会および本審査での発表と質疑応答、ならびにこれまでの研究活動（学術誌への論文発表、国内・国際会議等での発表等）を通じて評価を行う。

第2条 原著論文業績

- 一 予備審査申請において、少なくとも五報の査読付き原著論文が学術誌に掲載されていること（acceptedは可）。原著論文のうち少なくとも一報は、英文であることが望ましい。
- 二 博士論文の内容が、申請者をfirst authorとする原著論文として、学位審査申請までの3年間に学術誌に一報以上掲載されていること（acceptedは可）。
- 三 博士学位論文審査委員会および委員会の主査が所属する専攻の合意が得られた場合、業績の一部に、学術誌以外の業績を原著論文に代わるものとして加えることができる。
- 四 博士論文を構成する原著論文に共著者がいるときは、当該論文が博士論文の一部あるいは全部になることの承諾書を必要とする。

第3条 英語審査

前条第一号に定める原著論文に英文の論文がないときは、博士学位論文審査委員会は英語の最終試験を実施する。

第4条 研究経歴

- 一 学部卒業者にあっては卒業後7年、博士前期課程又は修士課程修了者にあっては修了後5年以上を経過していること、又は博士後期課程もしくは博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学していること。
- 二 前号によらないときは、当該分野で7年以上の研究歴を有すること。
- 三 審査委員会は、学位申請者が大学院博士前期課程又は修士課程未修了者のときは、筆記による学力試験を最終試験で行うことがある。

第5条 その他

本基準の第1条から第4条に記載のない事項については、研究科教授会で審議するものとする。

附則 この基準は、平成25年11月18日から施行する。

附則 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

《目 次》

埼玉工業大学歌	
建学の精神	1
大学院工学研究科博士前期・後期課程各専攻の3つの方針	2
埼玉工業大学大学院工学研究科修士学位論文審査基準	12
埼玉工業大学大学院工学研究科課程博士学位論文審査基準	13
埼玉工業大学大学院工学研究科論文博士学位論文審査基準	14
① 大学の概要	19
1 埼玉工業大学の概要	20
1. 1 校章の由来	20
1. 2 大学の沿革	20
1. 3 大学の構成	22
1. 4 事務局の主な取扱事項	23
1. 5 学生の書類提出先	24
1. 6 証明書類の申込先	25
2 学籍	26
2. 1 学生証	26
2. 2 学籍番号	26
2. 3 学籍の異動	26
3 授業料	28
3. 1 授業料の納入方法	28
3. 2 授業料の納入期限	28
3. 3 授業料の延納額	28
3. 4 授業料未納者の除籍	28
4 学生への連絡及び通知	29
5 学事予定表	30
6 新入生(M1, D1)オリエンテーション日程表	32
② 工学研究科と工学部の連携図	33
③ 博士前期課程	35
1 概要	36
2 機械工学専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	37
3 生命環境化学専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	41
4 情報システム専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	45
④ 博士後期課程	51
1 概要	52
2 機械工学専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	53
3 生命環境化学専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	57
4 情報システム専攻 (目的, 教育研究分野の特色, 所属教員及び研究内容, 授業科目)	61
⑤ 履修ガイドライン	67
1 博士前期課程	68
2 博士後期課程	70
⑥ 開講科目	73
1 博士前期課程 開講科目一覧表	
1. 1 機械工学専攻	74

1. 2 生命環境化学専攻	75
1. 3 情報システム専攻	76
2 博士後期課程 開講科目一覧表	
2. 1 機械工学専攻	77
2. 2 生命環境化学専攻	78
2. 3 情報システム専攻	79
⑦ 教職課程	81
1 本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科	82
1. 1 大学院 工学研究科	82
2 教職課程の登録及び履修方法	82
2. 1 在学生	82
3 専修免許状取得に必要な単位の修得方法	83
3. 1 専修免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位数の内訳	83
3. 2 専修免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細	84
4 専修免許状の申請	84
5 教員採用試験	84
6 模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ	84
7 教職センターの利用（相談・支援）	84
⑧ 学生生活	85
『これだけは知っておきたい』	
1 学籍の確認	86
1. 1 学生証（身分証明書）	86
1. 2 学生証の交付と更新	86
1. 3 学生証の再発行	86
1. 4 学生証の返却	86
1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正	86
2 傷害保険・損害賠償保険について	86
2. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研付帯賠償責任保険（公益財団法人日本国際教育支援協会）	86
2. 2 傷病見舞金制度	88
2. 3 学研付帯学生生活総合保険（任意加入した学生のみ対象）	88
3 緊急災害対応について	88
『学生生活を送るうえでの注意』	
1 ガイダンス	90
2 大学からの連絡	90
3 通学定期乗車券	90
4 学割証（学生旅客運賃割引証）	91
4. 1 学割証の利用条件	91
4. 2 学割証の発行	91
4. 3 学割証利用の有効期間	91
5 通学の方法	91
5. 1 スクールバスの利用	91
5. 2 自動車・バイクによる車両通学	91
5. 3 車両登録の方法等について	92
5. 4 学生駐車場	92
5. 5 交通事故が起ったときの対応等について	93
6 学生食堂	93
6. 1 大食堂	93
6. 2 カフェ・ロータス	94
7 セブン-イレブン埼玉工業大学店	94

8	大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について（遵守事項）	94
9	学生活動に関する願出・届出の提出について	94
9. 1	団体	94
9. 2	集会	95
9. 3	掲示	95
9. 4	大学の施設・設備等を利用する場合	95
9. 5	学生活動の注意事項	95
10	紛失物・拾得物について	95
＜学生生活充実のために＞		
1	悩みごとなどの相談	97
1. 1	学生相談室	97
1. 2	学生委員について（学生相談）	97
1. 3	ハラスメントの防止と相談について	98
1. 4	「配慮願」の申請について	99
2	学習支援センター	99
2. 1	学習支援センターとは	99
2. 2	利用できるもの	100
2. 3	担当教員	100
2. 4	開館時間	100
3	健康相談	100
3. 1	保健室の利用	100
3. 2	定期健診診断	100
3. 3	健康診断証明書の発行	101
3. 4	健康診断結果報告書の発行	101
3. 5	保険証の携帯	101
3. 6	飲酒の恐ろしさ	101
3. 7	エイズに関する基礎知識	102
3. 8	禁煙運動について	102
3. 9	大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について	102
3. 10	若年女性に急増中の子宮頸がんについて	102
3. 11	大学周辺の主な医療機関	103
4	奨学金制度	105
4. 1	大学院特別奨励金制度	105
4. 2	大学院奨学支援金制度	105
4. 3	日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）	105
4. 4	日本学生支援機構奨学金（給付奨学金・授業料等の減免）	106
4. 5	留学生関係の奨学金制度	106
4. 6	その他の奨学金制度	106
4. 7	教育ローン	106
4. 8	提携教育ローン	107
5	生活相談	107
5. 1	アパートの紹介	107
5. 2	アルバイトの紹介	108
5. 3	国民年金の加入	108
5. 4	悪徳商法【こんな手口が君を狙っている】	109
6	厚生施設	110
6. 1	温水プール施設「バティオ」について	110
9	就職	111

10	図書館	113
11	情報基盤センター	117
12	先端科学研究所	119
13	学則・諸規程	121
1	埼玉工業大学大学院学則	122
	学長裁定	137
2	埼玉工業大学大学院工学研究科規程	138
3	埼玉工業大学大学院学位規程	159
4	埼玉工業大学大学院工学研究科学習成果の測定・評価の方針	167
5	学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程	168
6	学校法人智香寺学園大学院奨学支援金規程	169
7	埼玉工業大学大学院研究生規程	170
8	埼玉工業大学大学院工学研究科科目等履修生規程	172
9	休学者の在籍料に関する細則	174
10	埼玉工業大学技術補助員取扱要項	175
11	埼玉工業大学技術補助員手当支給要項	177
12	埼玉工業大学大学院生の学会等への参加にかかる旅費の取扱要項	178
13	埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」 返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ	179
14	埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の業績評価の細目について	181
15	埼玉工業大学留学生支援センター規程	184
16	埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程	186
17	埼玉工業大学大学院生の懲戒に関する規程	189
14	大学の校舎配置図	197
1	埼玉工業大学施設案内図	198
2	建物の各階平面図	
	1号館 生命環境学科棟	199
	2号館 生命環境学科棟	200
	6号館 機械工学科棟	201
	10号館 大学院人間社会研究科棟	202
	19号館 情報システム学科棟	203
	21号館 図書館棟	204
	22号館 情報システム学科棟	205
	23号館 情報基盤センター棟	207
	24号館 大乗殿	208
	26号館 正智塔（本部棟）	209
	27号館 大学院工学研究科棟	212
	29号館 ハイテク・リサーチ・センター棟	215
	30号館 人間社会学部棟	216
	31号館 軽食堂棟	219
	32号館 クラブハウス棟	220
	33号館 ものづくり研究センター棟	221
	34号館 機械工学科総合実験実習棟	222
	臨床心理センター棟	223

大学の概要

1 埼玉工業大学の概要

1. 1 校章の由来

埼玉工業大学の校章の図柄は、徳川家の家紋「三つ葉葵」に「大学」の文字を組み合せたものである。

三つ葉葵が校章の基盤となっている理由は、当智香寺学園名にある智香寺が徳川家康のご生母「於大方」に縁りの寺院(茶毘の地)であり、その法名が「伝通院殿慈尊光岳智香大権定尼」であったためである。

なお、「三つ葉葵」の三つの葉には、それぞれに、本学の建学の精神である使命感、人生観、連帯感の三つの理想があらわされている。

1. 2 大学の沿革

明治36年2月	東京商工学校として東京市浅草森下町に創設
大正5年6月	実業学校に類する各種学校と認定(東京府)
大正11年4月	東京市神田駿河台3丁目2番地に移転
昭和10年4月	東京高等商工学校と改称
昭和13年4月	商業科を廃止、3ヵ年制の高等工学科を新設し、聖橋高等工学校と改称
昭和19年4月	財団法人聖橋学園設立し、聖橋工業学校(4年制)に昇格
昭和22年4月	新学制により聖橋中学校を併設
昭和23年4月	新学制により聖橋高等学校開設(普通科・機械科)
昭和25年4月	聖橋高等学校に定時制を設置
昭和26年3月	財団法人を学校法人聖橋学園に組織変更
昭和26年9月	東京都荒川区尾久町5丁目871番地の新校舎に移転
昭和32年4月	定時制に商業科併設
昭和36年4月	埼玉県大里郡岡部町大字普濟寺1690番地に聖橋学園埼玉工業高等学校(機械科)を開設
昭和37年3月	聖橋学園埼玉工業高等学校閉校
昭和37年4月	埼玉県大里郡岡部町普濟寺1690番地に聖橋工業高等専門学校(5年制)開設
昭和46年3月	荒川区尾久町の聖橋中学校・聖橋高等学校(全日制・定時制)を閉校
昭和48年12月	学校法人聖橋学園を学校法人智香寺学園に改称
昭和51年4月	埼玉工業大学に工学部を開設 初代学長に工学博士永井芳男就任 (入学定員 機械工学科60名 環境工学科40名 電子工学科40名)
昭和53年4月	埼玉工業大学工学部教職課程の設置(免許教科「高一種工業」)
昭和54年3月	聖橋工業高等専門学校閉校
昭和56年4月	埼玉工業大学工学部の学生定員を変更 (入学定員 機械工学科80名 環境工学科80名 電子工学科80名)
昭和58年4月	埼玉工業大学学長に工学博士武藤義一就任
昭和60年4月	埼玉工業大学専門学校(情報処理学科・ビジネス学科)開設
平成2年4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各100名)
平成3年4月	埼玉工業大学学長に理学博士鈴木周一就任
平成4年4月	埼玉工業大学科学技術研究所を設置
平成7年7月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 環境工学科 電子工学科 入学定員各160名)
平成10年4月	埼玉工業大学学長に理学博士竹内正幸就任
平成11年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科修士課程開設 (入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名)
平成11年4月	埼玉工業大学科学技術研究所を埼玉工業大学先端科学研究所に改組し、ハイテク・リサーチ・センターを設置
平成11年4月	埼玉工業大学工学部環境工学科を応用化学科に名称変更
平成11年10月	埼玉工業大学学長に工学博士秋山 守 就任
平成12年4月	埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を開設し、同時に同修士課程を博士前期課程に変更 (博士後期課程入学定員 システム工学専攻2名 物質科学工学専攻2名) (博士前期課程入学定員 システム工学専攻10名 物質科学工学専攻10名)
平成12年4月	埼玉工業大学工学部学生定員変更 (入学定員 機械工学科120名 応用化学科120名 電子工学科120名)

平成12年 4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各152名)
平成12年12月	学校法人智香寺学園と学校法人祥苑学園が合併
平成13年 3月	埼玉工業大学専門学校閉校
平成13年 4月	埼玉工業大学工学部期限付き学生定員変更 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各144名)
平成14年 4月	埼玉工業大学工学部情報工学科を開設(入学定員 80名)
平成14年 4月	埼玉工業大学人間社会学部を開設 (情報社会学科 入学定員120名 編入学定員 (2年次)5名 (3年次)20名) (心理学科 入学定員 80名 編入学定員 (2年次)5名 (3年次)10名)
平成14年 4月	埼玉工業大学工学部学生定員変更 (機械工学科80名 応用化学科80名 電子工学科80名)
平成14年 4月	埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各 96名)
平成15年 4月	埼玉工業大学学長に工学博士永野三郎就任
平成15年 4月	埼玉工業大学工学部期限付学生定員変更 (機械工学科 応用化学科 電子工学科 入学定員各88名)
平成15年 4月	埼玉工業大学深谷高等学校を改智深谷高等学校に改称
平成16年 5月	埼玉工業大学臨床心理センターを設置
平成18年 4月	埼玉工業大学大学院人間社会研究科修士課程を開設 (入学定員 情報社会専攻10名 心理学専攻15名)
平成19年 4月	埼玉工業大学大学院工学研究科博士前期課程を改組 (入学定員 システム工学専攻 6名 電子工学専攻 7名 応用化学専攻 7名) 埼玉工業大学工学部を改組 (入学定員 機械工学科 60名 生命環境化学科 80名 情報システム学科 120 名 ヒューマン・ロボット学科 60名)
平成20年 4月	埼玉工業大学人間社会学部学生定員変更 (入学定員 情報社会学科120名 心理学科80名)
平成21年 4月	埼玉工業大学学生定員変更 (入学定員 工学部 情報システム学科 110名) (入学定員 人間社会学部 情報社会学科 110名)
平成22年 4月	埼玉工業大学大学院工学研究科博士後期課程を改組 (入学定員 システム工学専攻2名 電子工学専攻2名 応用化学専攻2名)
平成23年 4月	埼玉工業大学学長に工学博士内山俊一就任
平成23年 4月	埼玉工業大学工学部を改組 (入学定員 機械工学科110名 生命環境化学科 80名 情報システム学科 120 名)
平成24年 4月	埼玉工業大学に学習支援センター、キャリア支援センター及び留学生支援センターを設置
平成25年 4月	埼玉工业大学学生定員変更 (入学定員 工学部 機械工学科110名 生命環境化学科100名 情報システム学科130名) (入学定員 人間社会学部 情報社会学科100名 心理学科60名)
平成27年 4月	埼玉工业大学にものづくり支援センターを設置 (入学定員 工学部 機械工学科115名 生命環境化学科110名 情報システム学科135名) (入学定員 人間社会学部 情報社会学科90名 心理学科50名)
平成28年 4月	埼玉工业大学にものづくり研究センターを設置 埼玉工业大学に教職センターを設置
平成30年 4月	埼玉工业大学にA I 研究センターを設置
平成30年 4月	埼玉工业大学大学院工学研究科 博士前期課程及び博士後期課程を改組 前期課程(入学定員 機械工学専攻6名 情報システム専攻7名 生命環境化學専攻7名) 後期課程(入学定員 機械工学専攻2名 情報システム専攻2名 生命環境化學専攻2名)
平成31年 4月	埼玉工业大学工学部学生定員変更 (入学定員 工学部 機械工学科120名 生命環境化学科90名 情報システム学科150名) 埼玉工业大学に自動運転技術開発センターを設置

1. 3 大学の構成

埼玉工業大学 (Saitama Institute of Technology)

1) 大学院工学研究科 (Graduate School of Engineering)

【博士前期課程】

機械工学専攻 (Department of Mechanical Engineering)

生命環境化学専攻 (Department of Life Science and Green Chemistry)

情報システム専攻 (Department of Information Systems)

【博士後期課程】

機械工学専攻 (Department of Mechanical Engineering)

生命環境化学専攻 (Department of Life Science and Green Chemistry)

情報システム専攻 (Department of Information Systems)

2) 大学院人間社会研究科 (Graduate School of Human and Social Studies)

【修士課程】

情報社会専攻 (Department of Informational Society Studies)

心理学専攻 (Department of Psychology)

3) 工学部 (Faculty of Engineering)

機械工学科 (Department of Mechanical Engineering)

生命環境化学科 (Department of Life Science and Green Chemistry)

情報システム学科 (Department of Information Systems)

4) 人間社会学部 (Faculty of Human and Social Studies)

情報社会学科 (Department of Informational Society Studies)

心理学科 (Department of Psychology)

5) 基礎教育センター (Foundation Study Center)

6) 先端科学研究所 (Advanced Science Research Laboratory)

臨床心理センター (Training and Research Center of Clinical Psychology)

国際交流研究センター (Research Center for International Exchange)

科学と仏教思想研究センター (Center for Research into Science and Buddhist Thought)

産官学交流センター (Collaboration Center for Industry, Academia and Government)

A I 研究センター (Artificial Intelligence Research Center)

7) 図書館 (Library)

8) 情報基盤センター (Information Technology Center)

9) 学習支援センター (Learning Support Center)

10) キャリア支援センター (Career Support Center)

11) 留学生支援センター (International Students' Support Center)

12) ものづくり研究センター (Manufacturing Research Center)

13) 自動運転技術開発センター (Autonomous Driving Technology Development Center)

14) 教職センター (Center for Teaching Profession)

教職課程 (Course for Teaching Profession)

1 5) 学生相談室 (Student Counseling Office)

1 6) 学生ハラスメント相談室 (Harassment Counseling Office)

1 7) 事務局 (Administration Office)

法人本部 (法人総務課 管財課 会計課)

教学部 (学生課 教務課 入試課 就職課 教育研究支援課 学術情報課)

1. 4 事務局の主な取扱事項

事務局窓口の取扱時間

月曜日～金曜日 9:00～17:30

事務局の主な取扱事項

① 法人本部

法人総務課 (26号館8・9F)

- ・法人運営の企画・立案・調査に関すること
- ・寄附行為、諸規程の制定・改廃並びに整備に関すること
- ・教職員の人事・服務・福利厚生に関すること

管財課(26号館8F)

- ・施設・設備の管理
- ・スクール・バスの運行
- ・構内の整備・清掃

会計課(26号館8F)

- ・学費振込票の交付
- ・学生会・後援会等諸会費の受託収納
- ・学費の収納・督促
- ・証明書等手数料収納

② 教学部

学生課(26号館1F)

- ・学生(留学生、障害を持つ学生等を含む)の相談と健康管理に関すること
- ・各種奨学金と就学貸付等に関すること
- ・学費の延納申請等に関すること
- ・学生食堂及び学内売店に関すること
- ・失走物・拾得物に関すること
- ・厚生施設・運動施設の利用事務取扱
- ・アルバイト及び下宿・アパート等の情報提供
- ・学生証・学生割引証・在学証明・通学証明・卒業証明・卒業見込証明・健康診断書の発行
- ・後援会に関すること

教務課(26号館1F・30号館1F)

- ・授業日程・時間割・試験に関すること
- ・成績及び進級・卒業に関すること
- ・科目等履修生・研究生に関すること
- ・成績証明書の発行
- ・履修登録に関すること
- ・教職課程及び教員免許状に関すること
- ・休学・退学・除籍等の学籍に関すること

入試課(26号館4F)

- ・大学院及び大学の学生募集の企画及び立案に関すること
- ・大学院及び大学の入学試験の企画及び立案に関すること
- ・大学の広報活動・広告案内に関すること

就職課(26号館1F)

- ・就職指導及び相談
- ・就職の紹介・斡旋

教育研究支援課(23号館1F・29号館1F)

○23号館1F

- ・情報基盤センターに関すること
- ・パソコン実習室(23号館)の管理に関すること
- ・メールアドレス及びユーザー アカウントの管理に関すること

○29号館1F

- ・先端科学研究所に関すること

学術情報課(21号館1F)

- ・図書館に関すること

1. 5 学生の書類提出先

① 次の書類は、学生課へ提出してください。

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
誓約書	入学時	
身上申告書	入学時	様式1
欠席届	当該日の前後1週間以内	様式2
住所変更届(学生・保証人)	速やかに	様式3
保証人変更届	速やかに	様式4
改姓届(学生・保証人)	速やかに、改姓を証明できる書類を添付	様式5
合宿届	1週間前まで、名簿・計画表を添付	様式6
学外活動届(大会・行事・練習・練習試合)	1週間前まで、名簿を添付	様式7
施設・設備使用許可願	3日前まで(平日、時間外、休日)	様式8
学内物品使用許可願	1週間前まで	様式9
学外研修届	1週間前まで、名簿・計画表を添付	様式10
学生団体結成願	速やかに、規約・名簿・年度活動表を添付	様式11
学生団体解散届	解散後1週間以内	様式12
学内集会届	3日前まで	様式13
学生団体規約変更届	1週間前まで、新旧団体規約を添付	様式14
学外団体加盟許可願	1週間前まで、加盟団体規約を添付	様式15
掲示許可願	前日まで、掲示物を添付	様式16
出版・印刷物配布許可願	前日まで、出版・印刷物を添付	様式17
車両通学許可願	速やかに、保険契約書(写)を添付	様式18
学生納付金延納願	学費納入期限前	様式19
紛失・盗難・捨て物届	速やかに	様式20
事故(ケガ)報告書	事故(ケガ)発生から1週間以内	様式21

- ② 次の書類は、教務課へ提出してください。（※届出及び願出書類には印鑑が必要です）

届出及び願出書類	提出期限及び添付書類等	備考
履修登録票	履修登録期限内に提出	
欠席届	1週間以上欠席、診断書及び理由書を添付	
休学願	2か月以上欠席、診断書及び理由書を添付	
復学願		
退学願	学生証の返却	

1. 6 証明書類の申込先

学生の各種証明書類は、学生課または教務課へ申込んでください。

証 明 書 類	手数料	申込先	発行日
学生証(再発行の場合)	2,000円	学生課	翌日発行
在学証明書	300円	自動発行機	即日発行
修了見込証明書	300円	自動発行機	即日発行
成績証明書(日本語版)	500円	自動発行機	即日発行
成績証明書(英語版)	1,000円	学生課	1週間後
学位取得証明書(日本語版)	300円	学生課	翌日発行
学位取得証明書(英語版)	500円	学生課	1週間後
健康診断書	300円	自動発行機	即日発行
保険加入証明書	300円	学生課	翌日発行
研究生在学証明書	300円	学生課	翌日発行
学生旅客運賃割引証(学割)	無料	自動発行機	即日発行
通学証明書	無料	学生課	即日発行
仮学生証	無料	自動発行機	即日発行
入国理由書	300円	学生課	翌日発行
車両通学許可証	無料	学生課	即日発行
教育職員免許状 関係の証明書	学力に関する証明書	無料	1週間後
	教員免許状取得見込証明書		翌日発行
就職活動等に関する 証明書	修了見込証明書	100円	自動発行機
	成績証明書	100円	自動発行機
	健康診断書	100円	自動発行機

※ 26号館1Fに設置されている証明書自動発行機を利用する場合は、学生証が必要です。

2. 学籍

学籍は、本学の在学者としての身分をもつてることを意味しています。

学籍を登録するための要件としては、①入試合格、②入学手続の完了、③入学式への出席等があります。

入学手続は、定められた期間内に、①学費の納入、②誓約書、身上申告書、大学の卒業証明書及び大学院の修了証明書等必要書類の提出を行います。

2. 1 学生証

学生証は、本学の学籍取得を証明する証書(身分証明書)であり、学籍番号、所属する研究科・専攻、氏名、生年月日、発行日が記載され、学生の写真を貼付しています。

学生は、毎年度始めに在籍確認を行います。

学生証を紛失、汚損の場合は学生課にて再交付を受け、常に携帯してください。

退学等により学籍を失ったとき、また、修了により有効期限を経過したときは、ただちに学生課に返還してください。

2. 2 学籍番号

学籍番号は、本学の学生として身分を取得したものにつけられた学籍照合の番号であり、学生証に7桁の数字で記載されます。

修学上の手続き及び証明書類の申込みの際は必ず記入する必要があります。

学籍番号のしくみはつぎの通りです。

【2023年度以降の入学者に適用する学籍番号】

23	1	1	001	<p>① 入学年度（西暦下2桁 2023年度入学） ② 研究科コード 1=工学研究科 博士前期課程 2=工学研究科 博士後期課程 ③ 専攻コード 1=機械工学専攻 2=情報システム専攻 3=生命環境化学専攻 ④ 所属専攻内の個人番号</p>
----	---	---	-----	--

2. 3 学籍の異動

入学、退学、休学、除籍、修了など、在学関係に変更が生じることを学籍の異動といいます。

学籍異動に関する相談及び手続きは、教務課で受け付けます。

【入 学】

入学の種類には、修士入学及び博士入学の他、再入学などがあります。

【休 学】

病気その他やむを得ない理由で引き続き2か月以上修学しないことをいいます。

休学できる期間は、博士前期課程が2年以内、博士後期課程が3年以内です。

休学した期間は、修業年限及び在学年限の期間に参入しません。

休学者については休学期間等に応じ在籍料を授業料に代えて納入しなければなりません。

【復 学】

休学期間の満了または休学の解除・中断によって再び修学することをいいます。

復学の手続きは、9月上旬または3月上旬までに教務課へ申し出てください。

復学する学年は、原則として、休学した時点の学年となります。

【退 学】

願い出による退学、命令による退学、懲戒処分による退学があります。

病気その他本人の都合により退学を願い出るときは、退学願(学生証添付)を教務課に提出し、学長の許可を得てください。なお、退学者は、修了前に大学を退くのですからすべて中途退学(中退)となります。

【除 籍】

除籍は、一定事由の発生により、自動的に学生の学籍を抹消する処置をいいます。

次のいずれかに該当する者は、在学契約上の義務不履行者として除籍となります。

①正当の事由なく所定の授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき

②学則第14条に定める在学年数に達したとき

③死亡の届出のあったとき

3 授業料

授業料の費目としては、入学金の他、授業料があります。
費目やその金額については、学則別表2にて確認してください。

3. 1 授業料の納入方法

授業料は、本学指定の授業料振込用紙により、金融機関から振込んでください。

授業料振込用紙は、毎年4月上旬に会計課から保証人(父母)宛に、①年額記載の振込用紙と、②分納前期額記載の振込用紙の2枚を郵送します。

新入生を含め2回払い(分納)の学生については、③分納後期額記載の振込用紙を8月下旬に郵送します。

保証人の住所・氏名等は、入学手続きの際提出した書類に基づき記載していますので、その後変更があった場合は、必ず変更届を学生課に提出してください。

なお、授業料振込用紙が届かないとき、紛失してしまったときは、会計課または学生課に連絡してください。

3. 2 授業料の納入期限

授業料の納入期限は、次の通りです。

納入方法	使用振込用紙	授業料	納入期限
年額一括納入	①	1年分	4月末日
年2回払い	②	分納前期分	4月末日
	③	分納後期分	9月末日

3. 3 授業料の延納願

特別な理由により、授業料が期限内に納入できず延納を希望する場合は、その納入期限(4月末日、9月末日)前に、本学所定の「学生納付金延納願」を学生課に提出してください。

学生納付金延納願は、その理由を具体的に記載して本人及び保証人(父母)が連署して提出してください。
延納を許可される期間は、前期・後期とも正規の納入期限から起算して3か月以内です。

3. 4 授業料未納者の除籍

授業料が所定の手続きを経ないで未納の場合は、学則により、除籍処分となります。

4 学生への連絡及び通知

大学院学生への連絡及び通知は、ネットの「LiveCampus」、紙による「掲示板」を通じておこないます。学生の呼び出し、休講情報や教室変更などを案内します。登校前や登校後には必ず各種案内を確認してください。

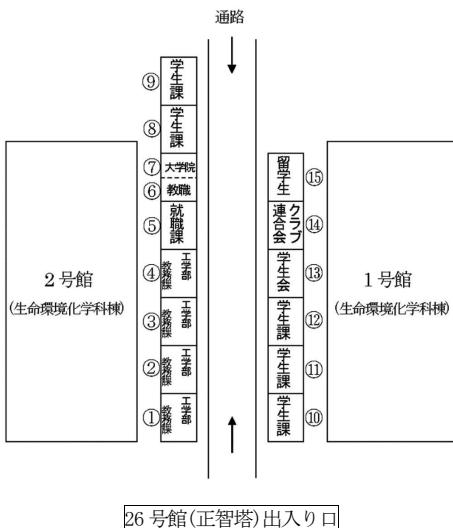
案内を見落としたために生じる不都合は、すべて諸君自身に帰することになりますので注意してください。

学生からの電話による問い合わせには応じられませんので、必要に応じて事務局(教務課・学生課)の窓口に来てください。

緊急かつ止むを得ない場合は、下記の連絡先を利用してください。

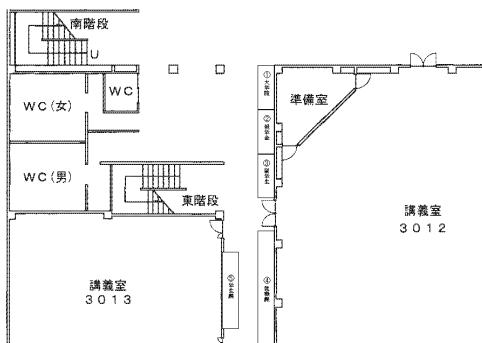
学生課(直通) 048-585-6812 / 教務課(直通) 048-585-6813

学生と直接関係のある学生課、教務課及び就職課の掲示場所(概略図)は、以下のとおりです。



【主な掲示物】

- ①～④ 教務課 [試験日程・授業の休講・時間割変更]
- ⑤ 就職課 [就職情報・ガイダンス, セミナー]
- ⑥ 教職課程 ※30号館1階にも掲示板があります。
- ⑦ 大学院生
- ⑧～⑫ 学生課 [各種奨学金の手続き・健康診断日程・行事日程]
- ⑬ 学生会 [学生会行事]
- ⑭ クラブ連合会 [勧誘ポスター・クラブ連合会行事]
- ⑮ 留学生



30号館

【主な掲示物】

- ① 大学院生
- ② 奨学金関係
- ③ 留学生
- ④ 就職課 [就職情報・ガイダンス, セミナー]
- ⑤ 学生課 [健康診断日程・行事日程]

令和5年度(2023) 大学院工学研究科学事予定表(4月~9月)

	月	火	水	木	金	土	日	
4 月	3	4	5	6	7	1 15 17 24	2 16 23 30	
5 月	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	6 13 15 22 29	7 14 21 28	
	8	9	10	11	12			
6 月				1	2	3 10 12 19 26	4 11 18 25	
		5	6	7	8	9		
7 月						1 8 15 22 29	2 9 16 23 30	
		3	4	5	6	7		
8 月						1 12 19 26	2 9 16 23 30	
		7	8	9	10	(11)		
9 月						1 9 16 23 30	2 10 17 24 30	
		4	5	6	7	8		

【新入生】4/1 入学式、入学手続き、各種奨学金説明会、留学生ガイダンス、交通安全講習会
 4/4 健康診断、SciFinder(サイフайнダー)利用講習会
 4/5 教務ガイダンス、専攻別教務ガイダンス、TAガイダンス、専攻別TAガイダンス
 4/6 ネットワーク利用講習会、情報基盤センターTAガイダンス
 【在学生】4/4 SciFinder(サイフайнダー)利用講習会
 4/5 教務ガイダンス、専攻別教務ガイダンス、TAガイダンス、専攻別TAガイダンス
 4/6 情報基盤センターTAガイダンス
 4/10 前期授業開始
 4/5~14 履修登録期間、4/17~21 履修訂正期間
 5/1~2 全学休講日
 5月上旬 9月修了予定者学位(博士)論文予備審査申請書提出
 5月下旬~6月中旬 9月修了予定者学位(博士)論文予備審査期間
 6/3~10~17~24 前期補講日(集中講義日)
 6月中旬 9月修了予定者学位(博士)論文予備審査合否判定
 6月中旬 9月修了予定者学位(修士)論文題目提出書提出
 6月下旬 9月修了予定者学位(博士)論文審査申請書提出
 6月下旬 9月修了予定者学位(修士)論文審査申請書提出
 6月下旬~8月下旬 9月修了予定者学位(博士)論文及び最終試験審査(公聴会)
 7/1~8~15~22~24~28 前期補講日(集中講義日)
 7月中旬~8月下旬 9月修了予定者学位(修士)論文及び最終試験審査(発表会)
 7/17 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、月曜日授業を行います。
 7/24~28 前期補講期間、前期末定期試験期間
 7/29~9/30 夏期休業期間
 8/5~9/13 インターンシップ・短期留学推奨期間
 8/23~24 前期末成績発表
 ~8/31 3月修了予定者(M2)修士論文中間発表
 9/1 大学院入試日
 9月中旬 9月修了予定者学位(修士・博士)論文合否判定
 9月下旬 学位記授与式、入学式、新入生入学手続き
 9/30 前期授業終了

- 国民の祝日
- 大学行事等に伴う休講日
- 祝日授業日

令和5年度(2023) 大学院工学研究科学事予定表 (10月～3月)

	月	火	水	木	金	土	日
						1	
10月		2 ⑨	3 10	4 11	5 12	6 13	7 14 21 28
		16 23	17 24	18 25	19 26	20 27	8 15 22 29
		30	31				
11月			1 6	2 7	3 8	4 9	5 11 18 25
		13 20	14 21	15 22	16 23	17 24	12 19 26
		27	28	29	30		
12月					1 4	2 9 16 23 30	
		11 18	12 19	13 20	14 21	15 22	3 10 17 24 31
		25	26	27	28	29	
1月		① ⑧	2 9	3 ⑩	4 11	5 12	6 13 20 27
		15	16	17	18	19	7 14 21 28
		22	23	24	25	26	
		29	30	31			
2月		⑫	5 19	6 20	7 21	8 22	1 9 10 17 24 31
		13 27	14 28	15 29	16 23	17 25	2 11 18 25
		26					
3月		4 11 18	5 12 19	6 13 20	7 14 21	8 15 22	1 9 10 16 23 30
		25	26	27	28	29	3 31

10/2 後期授業開始, 10/2～13 履修登録・履修訂正期間
 10/7～9 学園祭期間(授業休講)【10/7・8学園祭】
 10/21 学部入試日
 10月下旬 3月修了予定者学位(博士)論文予備審査申請書提出
 10/28 後期補講日(集中講義日)

11/3 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、金曜日授業を行います。
 11/4・11 後期補講日(集中講義日)
 11/18・25 学部入試日
 11/23 祝日授業日 ※国民の祝日ですが、木曜日授業を行います。
 11月中旬～12月上旬 3月修了予定者学位(博士)論文予備審査期間
 11月下旬 3月修了予定者学位(修士)論文題目提出書提出

12/2・9 後期補講日(集中講義日)
 12/16 学部入試日
 12月中旬 3月修了予定者学位(博士)論文予備審査合否判定
 12月中旬 3月修了予定者学位(博士)論文審査申請書提出
 12月中旬～2月上旬 3月修了予定者学位(博士)論文及び最終試験審査(公聴会)
 12/22 授業終了, 12/23～1/14 冬期休業期間

1月上旬 3月修了予定者学位(修士)論文申請書提出
 1/10 大学創立記念日
 1/12～14 大学入試共通テスト準備・実施日
 1/15 授業再開
 1月下旬～2月下旬 3月修了予定者学位(修士)論文及び最終試験審査(発表会)
 1/31 学部入試日

2/1・9・21 学部入試日
 2/2～8 後期補講期間, 学年末定期試験期間
 2/5～7 在学生健康診断
 2月下旬 3月修了予定者学位(博士)論文合否判定
 2/22 学年末成績発表
 ~2/29 9月修了予定者(M2)修士論文中間発表

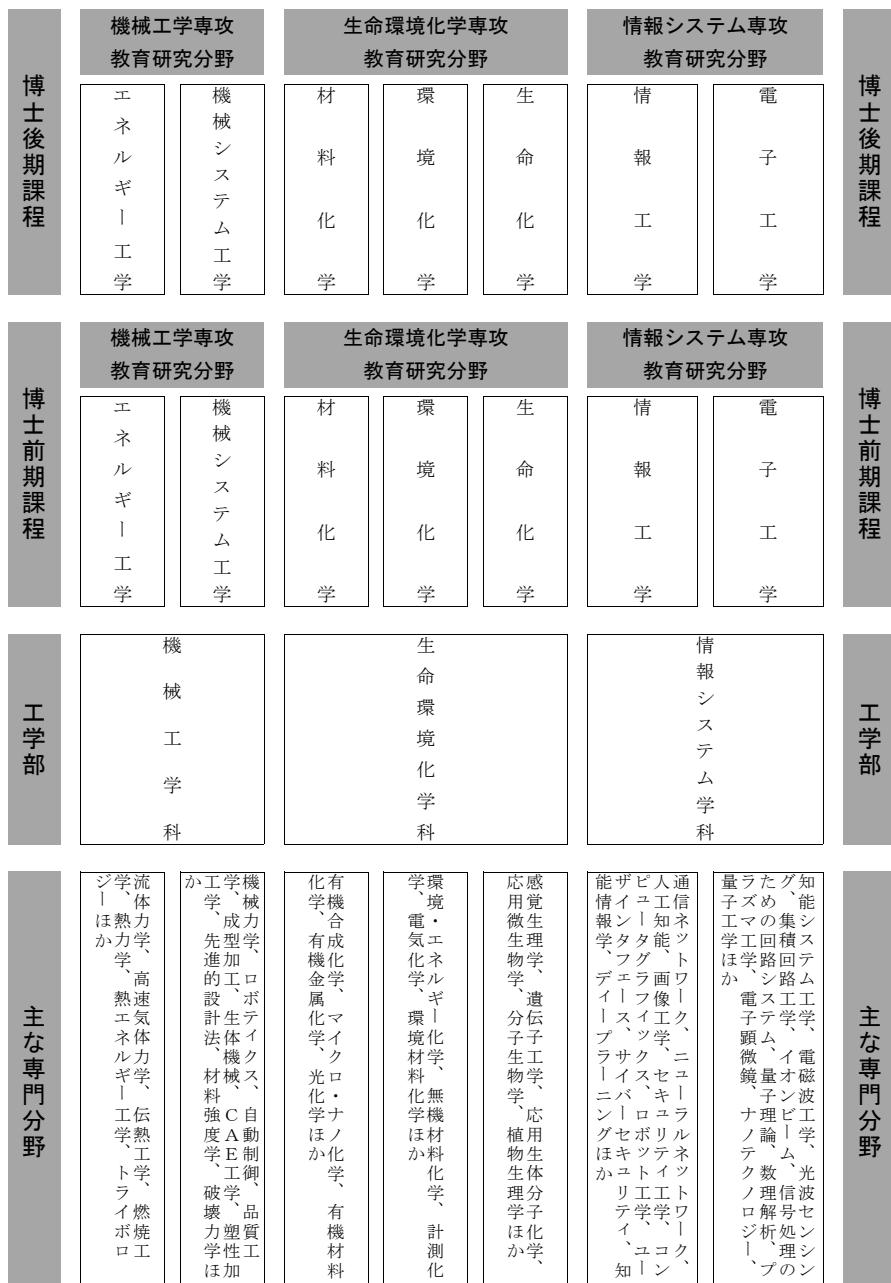
3/1 大学院入試日
 3月上旬 3月修了予定者学位(修士)論文合否判定
 3/6 学部入試日
 3/15 後期授業終了, 3/17 学位記授与式
 3/18～3/31 春期休業期間

● 国民の祝日
 ○ 大学行事等に伴う休講日
 □ 祝日授業日

2023年度 大学院工学研究科 新生(M1, D1)オリエンテーション日程表

期日	午 前	午 後
4月1日(土)	■入学式 10:00開式 場所:大乗殿(学部と共に)	■新入生入学手続き(入学式終了後) 場所:2623教室 ■健康診断・清新・大乗殿 ※日程の詳細は学生課より別途案内します。
4月4日(火)	■教務ガイダンス 10:40～ 場所:2632教室	■各種奨学金説明会 星休み 13:20～13:40 場所:大乗殿 ■留学生ガイダンス 13:20～13:40 場所:3037教室 ■SciFinder(サイアインダー)利用講習会 星休み 13:30～15:00 場所:2223教室 対象者:生命環境化学専攻の院生。※他専攻の院生も参加できます。
4月5日(水)	■教務ガイダンス 11:20～12:00 場所:機械工学専攻 生命環境化学専攻 情報システム専攻 ■教員免許状取得希望者のみ 教務ガイダンス後、26号館教務課へ	■TAガイダンス 星休み 13:20～ 場所:2632教室 ■専攻別TAガイダンス 星休み 13:30～ 場所:2632教室 場所:機械工学専攻 生命環境化学専攻 情報システム専攻 ■情報基盤センターTAガイダンス 星休み 13:20～14:20 場所:2321教室 対象者:学内バッションを使用して行う講義のTA学生
4月6日(木)	■ネットワーク利用講習会 10:00～12:00 場所:3021教室	■前期授業開始 (通常授業)
4月10日(月)		

工学研究科と工学部の連携図



博士前期課程

博士前期課程の概要

1) 修業年限 2年

2) 専攻及び入学定員

機械工学専攻	6人
生命環境化学専攻	7人
情報システム専攻	7人

3) 専攻の教育研究分野

機械工学専攻	エネルギー工学教育研究分野
	機械システム工学教育研究分野

生命環境化学専攻	材料化学教育研究分野
	環境化学教育研究分野
	生命化学教育研究分野

情報システム専攻	情報工学教育研究分野
	電子工学教育研究分野

博士前期課程 機械工学専攻

目的

われわれの豊かな生活は電気を始めとして様々な種類のエネルギーに依存している。かつては石炭や石油、あるいは原子力などを利用して発電してきたが、環境に与える影響を考慮して、現代ではより環境負荷が小さい水素エネルギーなどのグリーン・エネルギーへの転換を高める努力がなされている。一方、各種産業においてはエネルギーの有効活用という観点から、諸々の技術の高効率化が強く要請されている。また、高い性能を実現するために、より高機能な力学特性を持つ構造材料の設計・開発、新しい加工技術、自然災害を含む外部からの力学的擾乱に対する能動的および受動的制御が求められる。機械工学は生産に携わるあらゆる産業の基盤であるばかりでなく、到来しつつある高齢化社会において人々の暮らしをサポートして、豊かな生活から幸福な生活への転換を促す技術開発においても要となる分野である。

本専攻は、前述の社会的要請や高齢化社会における人々の幸福な生活の実現に対して柔軟に対応できる優れた技術者を養成することを目的としている。

上記の目的に照らして、従来の産業の基盤となっている熱・流体工学およびトライボロジーを母体とする「エネルギー工学教育研究分野」、材料力学、最適設計、計測制御工学および加工技術を母体とする「機械システム工学教育研究分野」の2つの教育研究分野によって、本専攻は構成されている。

教育研究分野の特色

「エネルギー工学教育研究分野」

わが国の未来の繁栄の鍵を握るエネルギー・システムについて、高効率エネルギー変換技術、低エネルギー消費型・低環境負荷型輸送システム、水素エネルギー利用技術、摩擦・摩耗の低減化によるエネルギー効率改善等の最新知識の教育および研究を行う。

本教育研究分野では熱力学、流体力学、燃焼工学、トライボロジーにかかる研究者で組織し、エネルギー先端技術の総合的な教育研究体制を取っている。

「機械システム工学教育研究分野」

機械工学分野において根本的な、機械を構成する材料、それを加工するための技術、また求められる機能を発揮できる適切な構造の設計、機能性の評価や改善方法に関する最新知識の教育および研究を行う。本教育研究分野では材料力学、最適設計、強度・破壊力学、加工学、機械力学、計測・制御、ロボット工学、品質工学を専門とする研究者から構成され、機械の設計・製作にかかる総合的な教育研究体制を取っている。

工学研究科博士前期課程 機械工学専攻 所属教員及び研究内容

【エネルギー工学教育研究分野】

担当教員	研究内容
高坂 祐順 教授 学位：博士（工学）（佐賀大学） 専攻分野：熱力学、伝熱工学、流体音響工学 研究テーマ： 1. 水素燃料電池自動車への水素充填法 2. 水素吸藏合金を用いた水素駆動型冷凍機の開発	水素エネルギー有効利用の問題は、国のエネルギー開発の重要な課題とされており、今後、更なる発展が期待される分野である。次世代エネルギーである水素エネルギーを有効に利用するための水素貯蔵・輸送法および水素利用システムの開発を目標に熱力学、伝熱工学に基づき理論的・実験的研究方法を用いて熱解析などの計算モデルを構築し、燃料電池自動車の水素充填問題や水素吸藏合金を使用した水素貯蔵器や熱駆動型冷凍機など水素利用システム開発に係わる研究を行っている。
長谷 亜蘭 准教授 学位：博士（工学）（千葉大学） 専攻分野：トライボロジー、機械加工 研究テーマ： 1. トライボロジー現象の解明と診断・評価に関する研究 2. 工作機械の状態監視と知能化に関する研究	トライボロジー現象（摩擦・摩耗現象）は、様々な機械システムにおける機械要素部品の摺動部に介在し、摩擦によるエネルギーロスや摩耗によるマテリアルロスを生じさせる。低環境負荷の観点から、様々な手法を用いてトライボロジー現象を解明し、摩耗理論の確立、現象診断や特性評価への応用を目指す研究を行っている。また、機械加工（主に精密切削加工）に関する研究として、マイクロ工作機械の開発や加工精度維持のための加工状態監視技術、工作機械の知能化に関する研究を行っている。
福地 亜宝郎 准教授 学位：博士（工学）（都立科学技術大学） 専攻分野：燃焼工学、推進工学 研究テーマ： 1. 金属燃焼 2. 固体推進薬の燃焼性向上 3. ハイブリッドロケットの燃料開発	ロケットエンジンを含む内燃機関開発に重要な燃焼工学、実際のロケットの設計に重要な推進工学に基づいた研究を実施します。燃焼は伝熱、流れ、化学反応を伴う複雑な現象であり、それぞれのメカニズムの理解を踏まえ、ロケットの高性能化や環境対応に必要な推進薬、燃焼方式、推進方式の研究・開発を行っています。

【機械システム工学教育研究分野】

担当教員	研究内容
趙 希禄 教授 学位：博士（工学）（東京工業大学） 専攻分野：CAE/CAD、最適設計 研究テーマ： 1. 機械構造の軽量化設計 2. CAE技術による生産工程の最適化 3. 最適化技術による機械製品の品質向上	コンピュータを利用して、機械分野の設計および生産現場の問題を解決するため、強度剛性、振動騒音や衝突特性などの問題解析、三次元複雑構造の形状最適設計、折紙工学を利用した高性能自動車車体構造の開発、板金プレス、樹脂射出成形やダイカスト鋳造など生産工程の最適化、複合材料からなる積層板・シェル構造の最適設計などの研究活動を行う。
上月 陽一 教授 学位：博士（工学）（金沢大学） 専攻分野：材料強度学 研究テーマ： 1. 結晶中の不純物サイズによる変形特性への影響に関する研究 2. 材料表面の状態による変形特性への影響に関する研究	金属材料の加工プロセスには、その材料の塑性変形を生じていることが多い。それらはほとんどの場合、転位（結晶中の線状欠陥）のすべり運動によって担われている。ここでは特に、転位の運動に基づいた微視的な結晶塑性に関して詳細に調べる。圧縮変形中に超音波振動付加下での歪速度急変試験から得られたデータを主に分析し、得られた結果を論理的に解明することができる能力を涵養する。
福島 伸夫 教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：成形加工、CAD/CAE 研究テーマ： 1. プラスチック射出成形加工・砂型鋳造加工における解析及び計測に関する研究 2. 金型設計・加工及び最適設計手法に関する研究 3. CAD/CAEを活用した実用化設計に関する研究	日本はものづくりを主体として発展してきたことは言うまでもない。昨今では部品の軽量化に関する技術が注目を浴びていると同時に、如何に早く安く製造できるかという技術も重要である。これらに対応できるプラスチック射出成形や砂型鋳造などを用いた部品製造、樹脂流動解析、湯流れ解析、品質工学など CAD/CAE や最適化手法を用いた効率化設計についても研究し、社会のニーズに対応できる技術者の育成を行う。

担当教員	研究内容
河田 直樹 教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：計測工学，制御工学，品質工学 研究テーマ： 1. 機械加工の評価方法と最適化に関する研究 2. 状態監視技術を用いた各種機械のモニタリングシステムの開発 3. パターン認識技術を用いた機械加工品の画像等による検査・判定技術の開発	ものづくりの現場では生産技術が重要で、製品品質の作りこみに欠かせない。 また、良い品質を継続して市場に提供するためには、最適な製造条件を作りこみ、それを維持していく必要がある。そのために、種々の生産設備が正常に稼働していることを監視する状態監視技術や完成した製品の検査技術が重要となる。 これらの技術を生産現場に効果的に導入するため、対象とする種々の加工条件の最適化、加工条件に大きく影響する状態量の計測システムの構築、IoTやAI、パターン認識手法等を用いた異常検知、変化検知に関する研究を中心に展開する。
長井 力 教授 学位：博士（工学）（秋田大学） 専攻分野： バイオメカニクス、メカトロニクス、生体医工学 研究テーマ： 1. 人間-機械協調システムの最適設計及び制御 2. 生体運動特性の計測解析 3. 医療福祉機器の研究開発	人間と協調して作業を行うロボットや自動機械システム、パワーアシスト装置等を、より使いやすく使用者にとって負担の少ないシステムとすることを目的とした人間-機械システムの研究を行っている。人間の持つ構造や運動特性を計測・解析し、身体の構造や運動制御のしくみを機械システムへ応用する。得られた知見を、医療福祉機器や人間アシスト装置、新たな原理によるセンサの開発、スポーツ工学等へ応用する。
政木 清孝 教授 学位：博士（工学）（電気通信大学） 専攻分野： 破壊力学、表面改質、材料強度学、フラクトグラフィー 研究テーマ： 1. 材料の疲労破壊メカニズム調査とその改善に関する研究 2. 表面改質による疲労特性改善に関する研究 3. 材料の破壊プロセス調査と評価に関する研究	安心・安全な社会生活のためには、機械構造部材の破壊による事故を防ぐ必要がある。機械構造部材の破壊原因の大半を占めるのが、負荷の繰り返しが原因で破壊に至る疲労破壊である。疲労破壊は巨視的に大きな形変を生じることなく部材の突然破壊に至るため、社会的に大きな影響を及ぼす大事故につながりかねない。一方で、材料の破壊を防ぐためには、実験結果に基づく事実により、その強度信頼性を確保する必要がある。本研究では企業や研究機関などと連携して、材料の破壊と予知、そして防止に関するテーマにて実験的研究を行う。また、材料の破壊は機械工学のみにとどまらないため、分野を横断するような異分野横断型テーマについても研究を行っている。
皆川 佳祐 准教授 学位：博士（工学）（東京電機大学） 専攻分野：機械力学 研究テーマ： 1. 機械構造物の耐震性評価に関する研究 2. 配管系の損傷モニタリングに関する研究 3. 長周期地震動に対応した制振装置の研究	我が国において地震は避けられない自然災害の一つであるが、その被害を最小限に抑えることは、極めて重要である。ここでは、地震から機械構造物や建物を守る技術を研究する。具体的には、構造物がどれくらいの揺れに耐えられるのか（耐震性）の評価や、構造物の揺れを抑制する技術（制振）などの研究である。研究テーマに応じて、理論的検討、実験、シミュレーション解析、設計、開発などをを行い、柔軟な思考力と深い洞察力を養う。
萩原 隆明 准教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：制御工学、メカトロニクス 研究テーマ： 1. PID制御に関する研究 2. 制御対象の特徴を利用した制御系設計法に関する研究 3. 探査ロボットに関する研究	様々な要素技術の発達にともない、制御工学が対象とするシステムは、大規模化かつ複雑化し、あらゆる製品に制御理論が使われ、制御理論や制御技術は産業の発展に多大な貢献をしている。そして、新たな制御理論や制御技術が生まれると、さらなる性能向上や付加価値の増大が見込まれる。そこで、これまでの制御理論をベースにし、新しい制御理論や制御技術の研究とそれらの実システムへの応用に関する研究を行う。
安藤 大樹 准教授 学位：博士（工学）（名古屋大学） 専攻分野： 機械力学、制御工学、システム設計工学 研究テーマ： 1. 機能的可変柔軟構造とその制御系の統合化設計 2. 産業用小型電動ロボットハンドの開発 3. 低侵襲外科手術用柔軟糸子の開発 4. 身体障害者用自助具の開発	制御機械システムにおける機構系と制御系を統合的に設計することにより、両系を区別して設計する従来の設計手法の限界をブレイクスルーする設計技術の確立を目指す。 特に、柔軟性を積極的に利用することにより構造に新しい機能をもたせるコンプライアントメカニズム、機能的連続体、連続体ロボットなどの機構系と制御系の統合化設計の研究を行っている。
高橋 優典 講師 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：塑性加工 研究テーマ：塑性加工を用いた微細加工	塑性加工は現在のものづくりを支える重要な加工法の一つである。加工精度は向上し、加工可能な形状、方法も多様なものとなっている。ここではこの塑性加工の基本的な性質を調べ、特に微細な形状成形を可能とする手法を探求する。
五味 伸之 講師 学位：工学博士（群馬大学） 専攻分野：機械加工、品質工学 研究テーマ： 1. 汎用付加加工機の最適化 2. 特大型小水力発電装置の開発 3. MT法によるパターン認識手法の提案	汎用付加加工機（3Dプリンタ）は既存のものづくりをより一般化しているが、その精度や樹脂材料の限界については更なる改良や研究が必要とされている。本研究室では汎用付加加工についてその加工法の改善を重ねながら、装置を使用したものづくりの提案を行う。 さらに加工品に対してパターン認識を活用した品質の評価を行い、さらにAIを駆使することによって自動化について検討を行う。

博士前期課程 機械工学専攻 授業科目

[エネルギー工学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
熱エネルギー工学特論	2	高坂祐穎	教授	博士（工学）（佐賀大学）
伝熱工学特論	2	高坂祐穎	教授	博士（工学）（佐賀大学）
トライボロジー特論	2	長谷亜蘭	准教授	博士（工学）（千葉大学）
燃焼工学特論	2	福地亜郎	准教授	博士（工学）（都立科学技術大学）
高速気体力学	2	—	—	—
流体力学特論	2	小林晋	非常勤講師	工学博士（東京大学）
熱力学特論	2	—	—	—
エネルギー工学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1	高坂祐穎 長谷亜蘭 福地亜郎	教授 准教授 准教授	博士（工学）（佐賀大学） 博士（工学）（千葉大学） 博士（工学）（都立科学技術大学）
エネルギー工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1			
エネルギー工学特別実験Ⅰ、Ⅱ	各4			

[機械システム工学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
C A E 工学特論	2	趙希祿	教授	博士（工学）（東京工業大学）
先進の設計法特論	2	趙希祿	教授	博士（工学）（東京工業大学）
材料強度学特論	2	上月陽一	教授	博士（工学）（金沢大学）
成形加工特論	2	福島祥夫	教授	博士（工学）（群馬大学）
品質工学特論	2	河田直樹	教授	博士（工学）（群馬大学）
生体機械工学特論	2	長井力	教授	博士（工学）（秋田大学）
破壊力学特論	2	政木清孝	教授	博士（工学）（電気通信大学）
機械力学特論	2	皆川佳祐	准教授	博士（工学）（東京電機大学）
マルチボディシステム工学特論	2	安藤大樹	准教授	博士（工学）（名古屋大学）
制御工学特論	2	萩原隆明	准教授	博士（工学）（群馬大学）
塑性加工学特論	2	高橋俊典	講師	工学博士（東京大学）
機械計算法特論	2	五味伸之	講師	工学博士（群馬大学）
機械システム工学特別演習Ⅰ～Ⅳ	各1	趙希祿 上月陽一 福島祥夫 河田直樹	教授 教授 教授 教授	博士（工学）（東京工業大学） 博士（工学）（金沢大学） 博士（工学）（群馬大学） 博士（工学）（群馬大学）
機械システム工学特別輪講Ⅰ～Ⅳ	各1	長井力 政木清孝 皆川佳祐 安藤大樹	教授 教授 准教授 准教授	博士（工学）（秋田大学） 博士（工学）（電気通信大学） 博士（工学）（東京電機大学） 博士（工学）（名古屋大学）
機械システム工学特別実験Ⅰ、Ⅱ	各4	萩原隆明 高橋俊典 五味伸之	准教授 講師 講師	博士（工学）（群馬大学） 工学博士（東京大学） 工学博士（群馬大学）

[共通]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
インターンシップ	2	安藤大樹	准教授	博士（工学）（名古屋大学）

博士前期課程 生命環境化学専攻

目的

科学技術の進歩が著しい中で、特に現代の重要な課題である、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などにおいて、飛躍的な発展が続いている。

本専攻では、それに対応して、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応し、これらの日本を支える優れた技術者、研究者を育成することを目指している。

教育研究分野の特色

「材料化学教育研究分野」

材料化学分野では、今後期待される新素材開発を行うため、有機化学、無機化学、電気化学、光材料化学などを基礎として、有機合成手法の開発、新規光機能性材料の開発、新規デバイスの開発など、材料化学に関する総合的な教育研究を行う。

「環境化学教育研究分野」

環境化学分野では、地球規模で問題となっている環境問題を解決するため、環境・エネルギー化学、電気化学、計測化学、触媒化学、無機化学および物理化学などを基盤として、環境浄化、省エネルギープロセスの開発、燃料電池の開発、廃棄物の再資源化など、環境化学に関する総合的な教育研究を行う。

「生命化学教育研究分野」

生命科学分野では、医療分野でも注目を集めるバイオテクノロジーの発展に寄与するため、生化学のみならず、生理学、バイオエレクトロニクス、遺伝子工学、微生物工学、植物分子生物学などを基礎として、バイオセンサ、生体情報の伝達、遺伝子発現制御、微生物を用いた有用物質の生産、植物の新品種育成など、生命化学に関する総合的な教育研究を行う。

工学研究科博士前期課程 生命環境化学専攻 所属教員及び研究内容

【材料化学教育研究分野】

担当教員	研究内容
岩崎 政和 教授 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：有機合成化学、有機金属化学 研究テーマ： 1. バラジウム錯体触媒を用いたアリルエステルと末端アルキンの、一酸化炭素挿入をカップリング反応 2. バラジウム錯体触媒を用いたカルボニル化反応による新規な4員環化合物の合成	遷移金属錯体触媒を用いて、一酸化炭素を炭素源とする新規な炭素骨格の構築反応（カルボニル化反応）の開発を目的としている。錯体触媒は配位子の微妙な変化を制御しやすく、触媒反応のモデル化合物の分析も容易である。一酸化炭素は石炭・石油から容易に入手できる安価な炭素源であり、金属との相互作用も広く調べられている。またパルク合成のみならず、付加価値の高いファイン化合物の合成にも重点を置いている。
木下 基 教授 学位：博士（工学）（大阪大学） 専攻分野：有機材料化学、光化学 研究テーマ：光機能材料の創製に関する研究	液晶はディスプレイ材料としてのみならず、自己組織化や協同現象を示す環境に優しい次世代の機能材料として注目されている。最大の特長は、電場や磁場などの外場により、分子配向を変化させて、遷移モーメント、誘電率や屈折率などのマクロな物性変化を誘起できることである。このため、機能材料への応用するためには、分子配向を如何に制御するかが鍵であり、クリーンかつ遠隔から高速に操作できる光を用いた分子配向手法の開発と材料への応用について研究を行っている。
丹羽 修 教授 学位：工学博士（九州大学） 専攻分野： 分析化学、電気化学、マイクロ・ナノ化学 研究テーマ： スパッタナノカーボン薄膜電極を用いた化学センサ、バイオセンサの開発	高性能な化学センサやバイオセンサの実現には、新機能を有する材料開発が必要である。本研究室では、スパッタ法などの真空法を利用して、原子レベルで平坦なカーボン薄膜やナノ粒子が埋め込まれたカーボン薄膜など様々な電極材料を開発し、それを用いた、環境汚染物質、疾病のマーカ、食品中の抗酸化成分など様々な物質のセンシング法を研究する。単なる手法の研究に留まらず、マイクロ化技術を用いたセンサデバイスの開発も行っていく。
田中 聰生 教授 学位：工学博士（大阪大学） 専攻分野： 材料化学、表面化学、分子認識化学 研究テーマ： 表面修飾材料、高分子材料、透過性材料、脂質、核酸等の機能性材料創製	我々の身の回りには、プラスチック製品や塗料、医薬品等、その機能が体感できる材料がある一方で、センサーやディスプレイに代表されるように、様々な物質が相互作用してブラックボックスのように機能を発揮している材料も存在する。これらの材料は、社会基盤を支えるツールとして必要不可欠である。本研究室では、有機、無機物質を問わず、分子・原子レベルでの物質の物性を理解し、それらを組み合わせて目的とする機能を発現する材料の創製に関する研究を行う。

【環境化学教育研究分野】

担当教員	研究内容
有谷 博文 教授 学位：博士（工学）（京都大学） 専攻分野：触媒化学、無機材料化学 研究テーマ： 環境浄化・エネルギー低負荷のための機能性無機材料の開発	無機材料はその構造や物性を制御することにより様々な機能性を与える。これを現代社会で求められている環境浄化やエネルギー低負荷など社会的問題の化学的な解決に利用するため、多様な機能性無機材料を合成するとともにその機能発現のための物理化学的条件、とくに構造の因子の解明を行う。これに基づいた材料の構造・物性の制御を行い、高活性機能を発現する新しい材料の創製を目的とする。
松浦 宏昭 教授 学位：博士（理学）（筑波大学） 専攻分野：表面電気化学、分析化学 研究テーマ： 電気化学改質法と機能性触媒電極の開発に関する研究	より高度な物質情報変換システムの構築にあたっては、新規な各種機能性材料の開発が求められる。特に電極触媒の高機能化は、物質変換の省力化やエネルギー変換の効率化、さらに高機能性センサの開発に向けて大きく寄与できる。本研究室では、電気化学的手法で電極触媒の機能化法を見出し、得られた触媒材料の基本電極特性を解明した上で、エネルギー変換デバイスや化学センサ、リアクター等への応用を目指した研究開発を行っている。
本郷 黒久 教授 学位：博士（理学）（東京工業大学） 専攻分野：物質化学、環境システム工学 研究テーマ： 環境浄化材料の創製、地球温暖化防止技術の開発、リサイクルシステムの開発	持続可能な社会を実現するためには、解決しなければならない様々な問題を抱えている。その中でも、環境汚染、資源の枯渇、地球温暖化問題については、特に解決が急がれている。本研究室では物質化学をベースとしたアプローチにより、新規環境浄化材料の創製、地球温暖化を防止するための二酸化炭素の固定化技術開発、廃棄物を資源・エネルギーとして活用するリサイクルシステムの開発を行っている。

【生命化学教育研究分野】

担当教員	研究内容
秦田 勇二 教授 学位：博士（工学）（広島大学） 専攻分野：応用微生物学 研究テーマ： 人々の生活向上に向けた、微生物の応用研究	ノーベル賞の対象となった大村智博士の発見にも見られるように、「微生物を対象とする研究」は我々の生活の向上に大きく貢献してきた。微生物の有する多彩な機能を農業、食品、化学、環境、健康の各分野に応用するための研究は現在も世界で盛んに進められている。先端バイオテクノロジー（遺伝子工学、タンパク質工学、培養工学など）を利用し、有用微生物の応用研究を進めていく。
熊澤 隆 教授 学位：薬学博士（北海道大学） 専攻分野：感覚生理学、神経科学 研究テーマ： 味情報変換機構と味蕾内細胞ネットワークに関する研究	味は、塩味、酸味、甘味、苦味、旨味と五基本味に分類される。味蕾中の味受容細胞は、これらの化学物質を検知する役割を担っているが、詳細な受容機構は不明である。本研究室では、味応答を電気的あるいは光学的に測定し、味受容分子の特性と情報変換機構について研究している。さらに、味蕾内における細胞間ネットワークについても研究している。
長谷部 靖 教授 学位：薬学博士（東北大学） 専攻分野：応用生物学 研究テーマ： 生体分子の特異な機能を応用する新規バイオ機能デバイスの開発に関する研究	タンパク質や核酸に代表されるバイオ分子の優れた物質識別能力や触媒能力を工学的に応用し、電気化学デバイスと組み合わせたバイオセンサやバイオデバイスの開発に関する研究を行っている。 これまでに化学的手法による酵素機能の改変や、触媒機能を付与したバイオフィルム、バイオ分子を固定化した多孔性導電性材料を利用するフロー型バイオセンサなどを開発してきた。今後は、バイオ分子の機能改変メカニズムやデバイス表面のバイオ分子のナノ構造を解明するとともに、医療、食品、環境、新エネルギー分野における実用的ニーズにマッチした新規バイオ機能デバイスの開発を目指す。
石川 正英 教授 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：遺伝子工学、分子生物学 研究テーマ： 遺伝子の構造と発現に関する研究	生物は、すべて遺伝子であるDNAの遺伝情報をRNAに転写し、その情報を翻訳してタンパク質を合成している。本研究室では、生物にとって最も大切なこの遺伝子発現に関して、遺伝子の構造がどのように影響しているのか、遺伝子工学の手法を駆使して、解明することを目的として研究を行っている。
秋田 純介 准教授 学位：工学博士（生命科学）（東北大学） 専攻分野：植物分子生物学、植物生理学 研究テーマ： 植物の新品種育成に向けた基盤研究	植物の品種改良には、交配を中心とした従来の育種手法だと多大な時間と労力を必要としているため、効率的な手法が求められている。本研究室では、植物、特に花に着目し、花の「形態」や「色」、「芳香性」などの重要形質に関して、その形成機構を分子生物学的・生化学的な観点から解明し、これを利用して画期的・効率的な新品種育成に向けた方法を探索することを目的としている。現在は、埼玉県農林総合研究センターの開発した「芳香シクラメン」を主な研究材料としており、地域産業の発展にも貢献できる研究を行なっている。

博士前期課程 生命環境化学専攻 授業科目

[材料化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
有機金属化学特論	2	岩崎政和	教授	工学博士（東京大学）
有機合成化学特論	2	田中睦生	教授	工学博士（大阪大学）
機能材料科学特論	2	木下基	教授	博士（工学）（大阪大学）
高分子合成化学特論	2	柏崎亜樹	非常勤講師	博士（医学）（自治医科大学）
材料化学特論	2	—	—	—
材料化学特別演習 I ~ IV	各 1	岩崎政和 丹羽修	教授 教授	工学博士（東京大学） 工学博士（九州大学）
材料化学特別輪講 I ~ IV	各 1	田中睦生	教授	工学博士（大阪大学）
材料化学特別実験 I, II	各 4	木下基	教授	博士（工学）（大阪大学）

[環境化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
無機材料化学特論	2	有谷博文	教授	博士（工学）（京都大学）
計測化学特論	2	丹羽修	教授	工学博士（九州大学）
応用電気化学特論	2	松浦宏昭	教授	博士（理学）（筑波大学）
環境化学特論	2	本郷照久	教授	博士（理学）（東京工業大学）
光・プラズマ化学特論	2	—	—	—
環境化学特別演習 I ~ IV	各 1	有谷博文	教授	博士（工学）（京都大学）
環境化学特別輪講 I ~ IV	各 1	松浦宏昭	教授	博士（理学）（筑波大学）
環境化学特別実験 I, II	各 4	本郷照久	教授	博士（理学）（東京工業大学）

[生命化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
生体情報特論	2	熊澤隆	教授	薬学博士（北海道大学）
応用生体分子特論	2	長谷部靖	教授	薬学博士（東北大学）
遺伝子工学特論	2	石川正英	教授	工学博士（東京大学）
応用微生物工学特論	2	秦田勇二	教授	博士（工学）（広島大学）
生命科学特論	2	秋田祐介	准教授	博士（生命科学）（東北大学）
生命化学特別演習 I ~ IV	各 1	熊澤隆 長谷部靖	教授 教授	薬学博士（北海道大学） 薬学博士（東北大学）
生命化学特別輪講 I ~ IV	各 1	石川正英 秦田勇二	教授 教授	工学博士（東京大学） 博士（工学）（広島大学）
生命化学特別実験 I, II	各 4	秋田祐介	准教授	博士（生命科学）（東北大学）

[共通]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
インターンシップ	2	木下基	教授	博士（工学）（大阪大学）

博士前期課程 情報システム専攻

目的

20世紀から生まれた電気・電子工学は、情報革命をもたらし、高性能なコンピュータを生み、インターネット社会の実現に中心的な役割を果たし、21世紀に入った今日も著しい発展を続けている。

本専攻は、情報技術進歩を期待される中、情報工学、電子工学の二つの教育研究分野を対象にしている。専門知識を体系的に修得させるための講義科目、専門知識を使いこなすための演習・輪講・実験・研究科目を設ける。学生は、教育研究の課程において、シミュレーション実験技術やシステム構築技術及び試作技術を体験習得するとともに、理論と実践を結合して検討することになる。これによって、情報システム、知能システム、ネットワーク、電子通信システムなどの分野において、幅広い視野と高度な専門知識を有する人材を育成する。

教育研究分野の特色

「情報工学教育研究分野」

高度な情報処理システム、情報ネットワーク、人間に友好的なインターフェースなど新しい情報化社会に適応するシステムの基礎研究や応用技術開発の教育研究分野である。知的ネットワークシステム、生体情報を利用した情報セキュリティ、医用画像処理・認識と可視化、知能・福祉・防災などのロボットシステム、ヒューマンコンピュータインターラクション、ニューラルネットワーク、人工知能、自然言語処理やディープラーニングなどの技術を利用したサイバー攻撃対策の確立、ディープラーニングの応用及びその判断根拠の可視化などの技術開発に関する先端的な分野に体系的な教育研究を行う。

「電子工学教育研究分野」

アナログ・デジタル電子デバイスの設計開発、プラズマ工学、有線・無線通信工学、画像工学、信号処理と伝送システムの基礎理論と基礎技術から、脳・コンピュータインターフェースの開発試作、情報システムに対応するアンテナの設計試作、光波センシング技術を用いた高精度計測および解析、脳波と脳磁界の計測と解析、量子理論と数理解析を用いた物理現象の解明、ナノ材料の開発や量子効果を利用した新規デバイス、粒子線と物質の相互作用の解明などの基礎現象から様々な応用に至るまで、電子工学の基礎と応用に必要な教育研究を行う。

工学研究科博士前期課程 情報システム専攻 所属教員及び研究内容

【情報工学教育研究分野】

担当 教員	研究 内 容
橋本 智己 教授 学位：博士（工学）（宇都宮大学） 専攻分野：ロボット工学、ロボット倫理学、認知科学 研究テーマ： 1.工学的心理モデルの提案 2.生活支援ロボット	少子高齢社会を迎え、機械システムによる支援が期待されている。本研究室では、家庭環境で人間と共に生活し人間を支援する自律ロボットや生活支援ロボットの開発を進めている。
渡部 大志 教授 学位：博士（理学）（東北大大学） 専攻分野： 微分幾何学、情報数学、応用画像工学 研究テーマ： 1.顔による個人認証、監視システムの研究 2.耳介による個人認証システムの研究	ネット上の決済や金融機関の端末などで個人認証が必要な場面が増えた。通常、個人認証にはパスワードが利用され、普通に生活していくにも数多くのパスワードを管理しなくてはならなくなつた。管理の問題から一度漏れてしまえば他人の「なりすまし」が可能であり危険である。そこで、盗難、紛失、漏洩の恐れのない、本人だけがもつ特徴を利用し個人を認証する生体認証技術が注目を集めている。当研究室では顔と耳の認証の研究をおこなっている。
井上 啓 教授 学位：博士（工学）（電気通信大学） 専攻分野：人工知能（AI）、機械學習 ニューラルネットワーク 研究テーマ： 1.AI を用いた農業支援の研究 2.AI を用いた障碍者支援の研究	人工知能（AI）の研究分野では大量のデータから規則性、法則性、入力データと出力データの関連性を導き出し利用する機械學習という分野がある。その手法のうちで生物がもつ脳内の情報処理機構を模倣して計算理論として構築されたニューラルネットワークを用い、私たちの生活をより便利にする方法について多方面に向けて研究している。特に労働者や後継者不足が深刻化している産業である農業を支援する方法や、障碍者の日常生活を支援する方法を検討している。
飯井 政祐 教授 学位：博士（工学）（埼玉大学） 専攻分野：ユーザインタフェイス、 ヒューマンコンピュータインターフェイクション 研究テーマ： 1.拡張現実感を用いて直感的に操作できるシステム 2.VR 空間内での効果的なインタラクション 3.人指向 IoT	コンピュータのコモディティ化に伴い、誰にでもわかりやすいユーザインターフェイスはますます重要になっている。本研究室では、拡張現実感(AR), 仮想現実感(VR), 人間センシング、環境センシング、タッチパネル、スマートフォン、IoT 技術などを用いて、直感的で人にやさしいユーザインターフェイス/インターフェイクションを研究している。
山崎 隆治 教授 学位：博士（医学）（大阪大学） 専攻分野：医用画像解析学 研究テーマ： 1.骨関節の 3 次元形態・運動機能計測 2.医用画像処理技術の研究・開発 3.医療用自動解析ソフトウェアの開発	一般に医療機関では、病気の検査、病状の可視化などを目的として、多くは X 線レントゲンや CT 装置などから取得される医用画像が利用されている。それら医用画像情報を適切に処理、認識、可視化し、病気などの情報を正確に計測、解析することは、精密な診断、治療方針の決定などに極めて重要である。当研究室では、様々な情報工学技術（画像処理技術）を開発し、医療分野に応用する研究を行っている。
中村 晃 教授 学位：工学博士（慶應義塾大学） 専攻分野：制御工学、知能ロボット 研究テーマ： 1.動的システム制御理論 2.ファインモーションプランニング 3.エラリーカバリー	家電・オーディオビジュアル機器・情報通信機器といった電気機器や乗り物・ロボットのような産業機械は、システム制御理論と深い関連がある。この“制御”という言葉は対象となっている物を希望通りに動かすことを意味し、その技術は絶えず進歩し続けている。本研究室では、現代の電気機器や産業機械を制御するのにふさわしい最新の手法を研究している。
前田 太陽 准教授 学位：博士（理学）（金沢大学） 専攻分野：問題解決環境 (Problem Solving Environments) 研究テーマ： 1.支援システムの開発 2.自然科学分野の可視化、社会科学分野の可視化	特別な知識やスキルがなくとも利用できるコンピュータシステムである問題解決環境の構築と、アプリケーションに必要となる、可視化、分散・並列計算による作業効率化の研究を行う。計算科学と計算機科学がより融合した支援システムの構築を目指す。

担当教員	研究内容
村田 仁樹 講師 学位：博士（理学）（京都大学） 専攻分野：ディープラーニング，素粒子物理学 研究テーマ： 1. ディープラーニングの応用 2. ディープラーニングの判断根拠の明確化	今、人工知能は産業や学術の様々な場面で活躍している。そして、最近の人工知能はディープラーニングという手法によって支えられている。この研究室では、ディープラーニングについて「ディープラーニングを様々な分野へ応用する」という目的と「ディープラーニングの判断根拠を明らかにする」という目的で研究している。

【電子工学教育研究分野】

担当教員	研究内容
松井 章典 教授 学位：博士（学術）（埼玉大学） 専攻分野：電磁波工学 研究テーマ： 1. 平面アンテナの構成法の提案と放射特性の解析 2. 高周波領域において多機能性を有する無線通信回路の研究	無線通信に用いられるアンテナは、その用途に応じて形態を変える必要がある。特に平面アンテナはローブロファイル性を有していることから様々な応用分野で用いられている。そこで、用途に応じた平面アンテナの構成法を提案し、その放射特性を実験と理論、さらにはコンピュータシミュレーションにより解明する。
松田 智裕 教授 学位：理学博士（東京大学） 専攻分野：場の理論の数理と応用 研究テーマ： 物質生成と対称性の破れ	素粒子・宇宙論・物性の3分野で場の理論を基礎とした理論的な研究を行う。近年は上記の3分野を横断する研究が盛んに行われており、トポロジーやエンタングルメントエントロピーなどがその代表例である。String Theory, Brane, 多次元の場の理論、凝縮系の物理学とその周辺について、数理的な問題や宇宙観測、物性を含む現象論的な問題点を解決していくことを目的とする。
曾 康庭 教授 学位：博士（工学）（千葉大学） 専攻分野： 知能システム工学、信号処理工学 研究テーマ： 1. 脳波や脳磁界データ解析と脳内情報可視化に関する研究 2. プライインド信号処理の理論と音声・画像・移動通信への応用に関する研究	複数話者の会話を収録した混合音声を個別の音声信号に復元する問題や、脳波や脳磁界の記録から個別な活動信号源の抽出と脳内情報を可視化する問題を、これまでの信号処理の技術で解決するには困難なところが多い。このようなニーズに応じるため、先端的な信号処理の理論と技術の研究開発が要求されている。本研究室では、近年提唱されている独立成分解析(ICA)と呼ばれている新しいプライインド信号処理の方法を中心にして、従来の信号処理の方法との関係と両者の違いを理解し、その優位性や問題点について考える。また、プライインド信号処理の特徴を活かしたモデルと推定システムの設計、計算原理、シミュレーションなどの基本技法を習得する。更に、人間の視聴覚系の生理実験、脳波と脳磁界の計測、データ解析と評価、音源分離システムの構築などを総合的に研究開発する。
吉澤 浩和 教授 学位：Ph. D.（オレゴン州立大学） 専攻分野：アナログ集積回路工学 研究テーマ： 1. 超低消費電力オペアンプ回路に関する研究 2. 超低電圧動作 DC-DC 変換回路に関する研究 3. ナノアンペア電流検出回路	自然界に存在する物理量（たとえば音声、映像等）はほとんどすべてがアナログ量である。これらのアナログ量とデジタル電子機器とのインターフェースはアナログ・ディジタルミックストモード回路が行っている。その結果デジタル機器の特性は、アナログ回路の特性で左右される。また電子機器の小型化・軽量化が進むにつれて、より小さな乾電池や二次電池での回路動作が要求される。そのため、低電圧動作・低消費電力の集積回路のニーズが高まっている。本回路研究室では、低電圧・低消費電力・高精度をテーマに、CMOS アナログ IC の設計技術を研究する。
内田 正哉 教授 学位：Ph. D.（総合研究大学院大学） 専攻分野：電子顕微鏡、ナノテクノロジー、量子物性材料 研究テーマ： ナノテクノロジーによる波動関数制御	「量子ドット」や「メタマテリアル」に代表されるように、ナノテクノロジーにより、革新的な特性をもつ材料やデバイスがつくりだされてきた。これらはナノ構造体を用いて波動関数を人工的に制御したものと見ることができる。また、われわれが世界で初めて生成した「軌道角運動量をもつ電子ビーム」もその一つである。本研究室では、最先端のナノテクノロジーを駆使し、波動関数を制御することで、新しい量子現象の発見や革新的な材料やデバイスの創生、新規材料分析方法の開発を目指している。

担当教員	研究内容
佐藤 進 教授 学位：博士（学術）（埼玉大学） 専攻分野： イオンビーム、マイクロ波、プラズマ工学 研究テーマ： 1. イオンビーム応用に関する研究 2. マイクロ波液中プラズマに関する研究 3. マイクロ波応用に関する研究	電子レンジによる食品加熱に代表されるように、電磁波（高周波、マイクロ波）は、通信のみならず電力として、家庭のみならず産業界においても広く使われている。これらの電磁波応用の一つにプラズマがあり、プラズマは半導体製造には欠くことの出来ない技術となっている。本研究室では、こうしたマイクロ波応用、プラズマ発生技術を扱う。特に、液中にプラズマを発生させるマイクロ波液中プラズマは、世界的にも先端的な技術であり、今後の発展が期待されている。このような先端的な技術開発を題材にして、次世代を担う人材を育てることを目指す。
伊丹 史輔 准教授 学位：博士（工学）（芝浦工業大学） 専攻分野：信号処理のための回路・システム 研究テーマ： フィルタ・マルチレート処理と画像解析	信号システム理論において、フーリエ変換やDCT、ウェーブレット変換などは、信号解析の一手法として位置づけられる。本研究では、各種の変換を包括的に表現できるフィルタ・マルチレート処理を用いた、信号解析のためのシステムに関する研究を行う。異なる形態の信号を処理できるシステムや、サンプリングレート変換とフィルタを組み合わせたシステム等に関する定式化とシミュレーションを行う。また応用としては、音声や画像等の処理が挙げられるが、ここでは二次元信号である画像への応用、特に画像圧縮技術や認識処理、解像度変換への応用に関して議論する。
藤田 和広 准教授 学位：博士（工学）（北海道大学） 専攻分野： 電磁場解析、環境電磁工学、加速器工学 研究テーマ： 1. 電磁場解析技術の高精度化・高速化に関する研究 2. 電子機器における電磁環境両立性に関する研究 3. 粒子加速器の機器設計に関する研究	電気・電子機器の製品開発では、複雑な構造や回路を含む系の電磁気現象をコンピュータ上で模擬し、その特性を予測することが必須となっている。電磁気の問題を解くための数値計算技術は、電磁場解析として知られており、産業分野から先端科学分野まで広く使われている。本研究室では、機器設計の効率化や電子機器における電磁雑音発生機構の解明に貢献すべく、電磁場解析技術の高度化とその応用に関する研究を行う。
古川 雄 准教授 学位：博士（工学）（東京農工大学） 専攻分野：光波センシング、光計測、情報解析 研究テーマ： 1. レーザーを用いた光波センシング技術 2. 光計測システムの遠隔監視 3. AIによる情報解析	レーザーを用いた光波センシングは、電気信号よりもはるかに高い周波数において位相の揃った光を利用するために、最も正確な計測手段として活用してきた。特に、光ファイバをセンサケーブルに用いると、温度、ひずみ、音響などの物理現象を遠隔地から検出することが可能になる。こうしたリモート光計測システムで測定対象の状態診断をするにあたり、検出した物理量の判定方法によっては誤検知を生じうるという課題があった。本研究室は、物理量をAIによって情報解析し、利用者にとって価値のある情報を得ることを目指す。

博士前期課程 情報システム専攻 授業科目

[情報工学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
知能ロボット工学特論	2	橋本智己	教授	博士（工学）（宇都宮大学）
メディア工学特論	2	渡部大志	教授	博士（理学）（東北大大学）
フィジカルコンピューティング特論	2	鯨井政祐	教授	博士（工学）（埼玉大学）
医用画像情報学特論	2	山崎隆治	教授	博士（医学）（大阪大学）
神経情報処理特論	2	井上聰	教授	博士（工学）（電気通信大学）
ネットワークコンピューティング特論	2	前田太陽	准教授	博士（理学）（金沢大学）
深層学習特論	2	村田仁樹	講師	博士（理学）（京都大学）
システム制御特論	2	中村晃	教授	工学博士（慶應義塾大学）
情報工学特別演習 I ~ IV	各 1	橋本智己 渡部大志 鯨井政祐 山崎隆治 中村晃	教授 教授 教授 教授 教授	博士（工学）（宇都宮大学） 博士（理学）（東北大大学） 博士（工学）（埼玉大学） 博士（医学）（大阪大学） 工学博士（慶應義塾大学）
情報工学特別輪講 I ~ IV	各 1	井上聰	教授	博士（工学）（電気通信大学）
情報工学特別実験 I , II	各 4	前田太陽 村田仁樹	准教授 講師	博士（理学）（金沢大学） 博士（理学）（京都大学）

[電子工学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
電磁波工学特論	2	松井章典	教授	博士（学術）（埼玉大学）
熱・統計物理学特論	2	松田智裕	教授	理学博士（東京大学）
信号処理特論	2	曹建庭	教授	博士（工学）（千葉大学）
集積回路工学特論	2	吉澤浩和	教授	Ph. D. (オレゴン州立大学)
ナノ材料工学特論	2	内田正哉	教授	Ph. D. (総合研究大学院大学)
光波センシング特論	2	古川靖	准教授	博士（工学）（東京農工大学）
プラズマ工学特論	2	佐藤進	教授	博士（学術）（埼玉大学）
回路システム工学特論	2	伊丹史緒	准教授	博士（工学）（芝浦工業大学）
電磁気学特論	2	藤田和広	准教授	博士（工学）（北海道大学）
電子工学特別演習 I ~ IV	各 1	松井章典 松田智裕 曹建庭 吉澤浩和	教授 教授 教授 教授	博士（学術）（埼玉大学） 理学博士（東京大学） 博士（工学）（千葉大学） Ph. D. (オレゴン州立大学)
電子工学特別輪講 I ~ IV	各 1	内田正哉 佐藤進 伊丹史緒	教授 教授 教授	Ph. D. (総合研究大学院大学) 博士（学術）（埼玉大学） 博士（工学）（芝浦工業大学）
電子工学特別実験 I , II	各 4	藤田和広 古川靖	准教授 准教授	博士（工学）（北海道大学） 博士（工学）（東京農工大学）

[共通]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
インターンシップ	2	前田太陽	准教授	博士（理学）（金沢大学）

博士後期課程

博士後期課程の概要

1) 修業年限 3年

2) 専攻及び入学定員

機械工学専攻	2人
生命環境化学専攻	2人
情報システム専攻	2人

3) 専攻の教育研究分野

機械工学専攻	エネルギー工学教育研究分野
	機械システム工学教育研究分野

生命環境化学専攻	材料化学教育研究分野
	環境化学教育研究分野
	生命化学教育研究分野

情報システム専攻	情報工学教育研究分野
	電子工学教育研究分野

博士後期課程 機械工学専攻

目的

われわれの豊かな生活は電気を始めとして様々な種類のエネルギーに依存している。かつては石炭や石油、あるいは原子力などを利用して発電してきたが、環境に与える影響を考慮して、現代ではより環境負荷が小さい水素エネルギーなどのグリーン・エネルギーへの転換を高める努力がなされている。一方、各種産業においてはエネルギーの有効活用という観点から、諸々の技術の高効率化が強く要請されている。また、高い性能を実現するために、より高機能な力学特性を持つ構造材料の設計・開発、新しい加工技術、自然災害を含む外部からの力学的擾乱に対する能動的および受動的制御が求められる。機械工学は生産に携わるあらゆる産業の基盤であるばかりでなく、到来しつつある高齢化社会において人々の暮らしをサポートして、豊かな生活から幸福な生活への転換を促す技術開発においても要となる分野である。

本専攻は、前述の社会的要請や高齢化社会における人々の幸福な生活の実現に対して柔軟に対応できる優れた技術者ばかりか、絶えず問題意識を持ち続けて自発的に研究テーマを開拓し、先端的な技術開発に関わる研究者を養成することを目的としている。

上記の目的に照らして、従来の産業の基盤となっている熱・流体工学およびトライボロジーを母体とする「エネルギー工学教育研究分野」、材料力学、最適設計、計測制御工学および加工技術を母体とする「機械システム工学教育研究分野」の2つの教育研究分野によって、本専攻は構成されている。

教育研究分野の特色

「エネルギー工学教育研究分野」

わが国の未来の繁栄の鍵を握るエネルギー・システムについて、高効率エネルギー変換技術、低エネルギー消費型・低環境負荷型輸送システム、水素エネルギー利用技術、摩擦・摩耗の低減化によるエネルギー効率改善等の最新知識の教育および研究を行う。

本教育研究分野では、熱力学、流体力学、トライボロジーにかかる研究者で組織し、エネルギー先端技術の総合的な教育研究体制を取っている。

「機械システム工学教育研究分野」

機械工学分野において根本的な、機械を構成する材料、それを加工するための技術、また求められる機能を発揮できる適切な構造の設計、機能性の評価や改善方法に関する最新知識の教育および研究を行う。本教育研究分野では材料力学、最適設計、強度・破壊力学、加工学、機械力学、計測・制御、ロボット工学、品質工学を専門とする研究者から構成され、機械の設計・製作にかかる総合的な教育研究体制を取っている。

工学研究科博士後期課程 機械工学専攻 所属教員及び研究内容

【エネルギー工学教育研究分野】

担当教員	研究内容
高坂 祐樹 教授 学位：博士（工学）（佐賀大学） 専攻分野：熱力学、伝熱工学、流体音響工学 研究テーマ： 1.水素燃料電池自動車への水素充填法 2.水素吸藏合金を用いた水熱駆動型冷凍機の開発	水素エネルギー有効利用の問題は、国のエネルギー開発の重要な課題とされており、今後、更なる発展が期待される分野である。次世代エネルギーである水素エネルギーを有効に利用するための水素貯蔵・輸送法および水素利用システムの開発を目標に熱力学、伝熱工学に基づき理論的・実験的研究方法を用いて熱解析などの計算モデルを構築し、燃料電池自動車の水素充填問題や水素吸藏合金を使用した水素貯蔵器や熱駆動型冷凍機など水素利用システム開発に係わる研究を行う。
長谷 亜蘭 准教授 学位：博士（工学）（千葉大学） 専攻分野：トライボロジー、機械加工 研究テーマ： 1.走査型プローブ顕微鏡を用いた凝着摩耗機構の解明 2.分子動力学法を用いた摩耗シミュレーション 3.トライボロジー現象診断・評価に関する研究 4.アコースティックエミッション技術によるマイクロ工作機械の知能化	トライボロジー現象（摩擦・摩耗現象）は、材料、表面、雰囲気、摩擦条件など多くの影響因子が関わり、かつナノ・マイクロスケールの現象を考慮する必要があるため、とても複雑である。そこで、走査型プローブ顕微鏡(SPM)や分子動力学法(MD)などを用いてトライボロジー現象を解明し、摩耗理論の確立を目指す研究を行っている。また、材料の変形・破壊時に生じる弾性波を利用するアコースティックエミッション(AE)技術やその場観手法であるin-situ観察法を利用し、トライボロジー現象の診断・評価を行う研究を行っている。 工作機械知能化の実現を目指し、加工状態を監視して加工状態を評価し、機械自身が最適な加工条件で加工するための基礎実験からシステム構築まで総合的な研究開発を行っている。AE技術を用いて、特に超精密加工機やマイクロ工作機械を対象とした加工状態監視・工作機械知能化の研究を行っている。

【機械システム工学教育研究分野】

担当教員	研究内容
趙 希祿 教授 学位：博士（工学）（東京工業大学） 専攻分野：CAD/CAE、最適設計 研究テーマ： 1.機械構造の軽量化設計 2.CAE技術による生産工程の最適化 3.最適化技術による機械製品の品質向上	コンピュータを利用して、機械分野の設計および生産現場の問題を解決するため、強度剛性、振動騒音や衝突特性などの問題解析、三次元複雑構造の形状最適設計、折紙工学を利用した高性能自動車車体構造の開発、板金プレス、樹脂射出成形やダイカスト鋳造など生産工程の最適化、複合材料からなる積層板・シェル構造の最適設計などの研究活動を行う。
上月 陽一 教授 学位：博士（工学）（金沢大学） 専攻分野：材料強度学 研究テーマ： 1.結晶中の不純物サイズによる変形特性への影響に関する研究 2.材料表面の状態による変形特性への影響に関する研究	金属材料の加工プロセスには、その材料の塑性変形を生じていることが多い。それらはほとんどの場合、転位（結晶中の線状欠陥）のすべり運動によって担われている。ここでは特に、転位の運動に基づいた微視的な結晶塑性について詳細に調べる。圧縮変形中に超音波振動付加下での歪速度急変試験から得られたデータを主に分析し、得られた結果を論理的に解明することができる能力を涵養する。
福島 祥夫 教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：成形加工、CAD/CAE 研究テーマ： 1.プラスチック射出成形加工・砂型鋳造加工における解析及び計測に関する研究 2.金型設計・加工及び最適設計手法に関する研究 3.CAD/CAEを活用した実用化設計に関する研究	日本はものづくりを主体として発展してきたことは言うまでもない。昨今は部品の軽量化に関する技術が注目を浴びていると同時に、如何に早く安く製造できるかという技術も重要である。これらに対応できるプラスチック射出成形や砂型鋳造など型を利用した部品製造、樹脂流動解析、湯流れ解析、品質工学など CAD/CAE や最適化手法を用いた効率化設計についても研究し、社会のニーズに対応できる技術者の育成を行う。

担当教員	研究内容
河田 直樹 教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：計測工学，制御工学，品質工学 研究テーマ： 1. 機械加工の評価方法と最適化に関する研究 2. 状態監視技術を用いた各種機械のモニタリングシステムの開発 3. パターン認識技術を用いた機械加工品の画像等による検査・判定技術の開発	ものづくりの現場では生産技術が重要で、製品品質の作りこみに欠かせない。 また、良い商品を継続して市場に提供するためには、最適な製造条件を作りこみ、それを維持していく必要がある。そのために、種々の生産設備が正常に稼働していることを監視する状態監視技術や完成した製品の検査技術が重要となる。 これらの技術を生産現場に効果的に導入するため、対象とする種々の加工条件の最適化、加工条件に大きく影響する状態量の計測システムの構築、IoTやAI、パターン認識手法等を用いた異常検知、変化検知に関する研究を中心展開する。
長井 力 教授 学位：博士（工学）（秋田大学） 専攻分野： バイオメカニクス、メカトロニクス、生体医工学 研究テーマ： 1. 人間-機械協調システムの最適設計及び制御 2. 生体運動特性の計測解析 3. 医療福祉機器の研究開発	人間と協調して作業を行うロボットや自動機械システム、パワーアシスト装置等を、より使いやすく使用者にとって負担の少ないシステムとすることを目的とした人間-機械システムの研究を行っている。人間の持つ構造や運動特性を計測・解析し、身体の構造や運動制御のしくみを機械システムへ応用する。得られた知見を、医療福祉機器や人間アシスト装置、新たな原理によるセンサの開発、スポーツ工学等へ応用する。
坂木 清喜 教授 学位：博士（工学）（電気通信大学） 専攻分野： 破壊力学、表面改質、材料強度学、フラクトグラフィー 研究テーマ： 1. 材料の疲労破壊メカニズム調査とその改善に関する研究 2. 表面改質による疲労特性改善に関する研究 3. 材料の破壊プロセス調査と評価に関する研究	安心・安全な社会生活のためには、機械構造部材の破壊による事故を防ぐ必要がある。機械構造部材の破壊原因の大半を占めるのが、負荷の繰り返しが原因で破壊に至る疲労破壊である。疲労破壊は巨視的に大きな変形を生じることなく部材の突然破壊に至るため、社会的に大きな影響を及ぼす大事故につながりかねない。一方で、材料の破壊を防ぐためには、実験結果に基づく事実により、その強度信頼性を確保する必要がある。本研究では企業や研究機関などと連携して、材料の破壊と予知、そして防止に関するテーマにて実験的研究を行なう。また、材料の破壊は機械工学のみにとどまらないため、分野を横断するような異分野横断型テーマについても研究を行なっている。
皆川 佳祐 准教授 学位：博士（工学）（東京電機大学） 専攻分野：機械力学 研究テーマ： 1. エネルギーによる機器・配管系の耐震性評価に関する研究 2. 配管系の損傷モニタリングに関する研究	一般に、機械構造物（機器・配管系など）の耐震設計は設置箇所の地震加速度に基づく静的荷重によって行われている。他方、地震時の機械構造物の破壊モードとして、瞬間的な荷重による初通過破壊のほか、累積的な荷重による疲労破壊がある。従来の静的荷重に基づく手法では初通過破壊の評価は可能であるものの、累積的な損傷の評価は出来ない。そこで累積的な損傷を合理的に評価する手法が求められている。 以上のような背景のもと、1. の研究テーマでは累積的な損傷を評価可能なパラメータとしてエネルギーに着目し、耐震性評価手法の確立を目指す。また、2. では配管系を対象に、振動計測により経年劣化や微少な損傷をモニタリングする手法を構築することを目指す。
萩原 隆明 准教授 学位：博士（工学）（群馬大学） 専攻分野：制御工学、メカトロニクス 研究テーマ： 1. PID制御に関する研究 2. 制御対象の特徴を利用した制御系設計法に関する研究 3. 採査ロボットに関する研究	様々な要素技術の発達にともない、制御工学が対象とするシステムは、大規模化かつ複雑化し、あらゆる製品に制御理論が使われ、制御理論や制御技術は産業の発展に多大な貢献をしている。そして、新たな制御理論や制御技術が生まれると、さらなる性能向上や附加值の増大が見込まれる。そこで、これまでの制御理論をベースにし、新しい制御理論や制御技術の研究とそれらの実システムへの応用に関する研究を行う。
安藤 大樹 准教授 学位：博士（工学）（名古屋大学） 専攻分野： 機械力学、制御工学、システム設計工学 研究テーマ： 1. 機能的可変柔軟構造とその制御系の統合化設計 2. 産業用小型電動ロボットハンドの開発 3. 低侵襲外科手術用柔軟錐子の開発 4. 身体障害者用自助具の開発	制御機械システムにおける機構系と制御系を統合的に設計することにより、両系を区別して設計する従来の設計手法の限界をブレイクスルーする設計技術の確立を目指す。 特に、柔軟性を積極的に利用することにより構造に新しい機能をもたらすコンプライアンスマカニズム、機能的連続体、連続体ロボットなどの機構系と制御系の統合化設計の研究を行なっている。
五味 伸之 講師 学位：工学博士（群馬大学） 専攻分野：機械加工、品質工学 研究テーマ： 1. 汎用付加加工機の最適化 2. 特化型小水力発電装置の開発 3. MT法によるパターン認識手法の提案	汎用付加加工機（3Dプリンタ）は既存のものづくりをより一般化していくが、その精度や樹脂材料の限界については更なる改良や研究が必要とされている。本研究室では汎用付加加工についてその加工法の改善を重ねながら、装置を使用したもののづくりの提案を行う。 さらに加工品に対してパターン認識を活用した品質の評価を行い、さらにAIを駆使することによって自動化について検討を行う。

博士後期課程 機械工学専攻 授業科目

[エネルギー工学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
熱エネルギー工学特論	2	高坂祐穎	教授	博士（工学）（佐賀大学）
伝熱工学特論	2	高坂祐穎	教授	博士（工学）（佐賀大学）
トライボロジー特論	2	長谷亞蘭	准教授	博士（工学）（千葉大学）
高速気体力学	2	—	—	—
流体力学特論	2	小林晋	非常勤講師	工学博士（東京大学）
熱力学特論	2	—	—	—
エネルギー工学特別研究	4	高坂祐穎 長谷亞蘭	教授	博士（工学）（佐賀大学）
エネルギー工学特別講究	4		准教授	博士（工学）（千葉大学）

[機械システム工学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
C A E 工学特論	2	趙希祿	教授	博士（工学）（東京工業大学）
先進的設計法特論	2	趙希祿	教授	博士（工学）（東京工業大学）
材料強度学特論	2	上月陽一	教授	博士（工学）（金沢大学）
成形加工特論	2	福島祥夫	教授	博士（工学）（群馬大学）
品質工学特論	2	河田直樹	教授	博士（工学）（群馬大学）
生体機械工学特論	2	長井力	教授	博士（工学）（秋田大学）
破壊力学特論	2	政木清孝	教授	博士（工学）（電気通信大学）
機械力学特論	2	皆川佳祐	准教授	博士（工学）（東京電機大学）
マルチボディシステム工学特論	2	安藤大樹	准教授	博士（工学）（名古屋大学）
制御工学特論	2	萩原隆明	准教授	博士（工学）（群馬大学）
機械計算法特論	2	五味伸之	講師	工学博士（群馬大学）
機械システム工学特別研究	4	趙希祿	教授	博士（工学）（東京工業大学）
		上月陽一	教授	博士（工学）（金沢大学）
		福島祥夫	教授	博士（工学）（群馬大学）
		河田直樹	教授	博士（工学）（群馬大学）
機械システム工学特別講究	4	長井力	教授	博士（工学）（秋田大学）
		政木清孝	教授	博士（工学）（電気通信大学）
		皆川佳祐	准教授	博士（工学）（東京電機大学）
		安藤大樹	准教授	博士（工学）（名古屋大学）
		萩原隆明	准教授	博士（工学）（群馬大学）
		五味伸之	講師	工学博士（群馬大学）

[共通]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
インターンシップ	2	安藤大樹	准教授	博士（工学）（名古屋大学）

博士後期課程 生命環境化学専攻

目的

科学技術の進歩が著しい中で、特に現代の重要な課題である、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などにおいて、飛躍的な発展が続いている。

本専攻では、それに対応して、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、各分野に関わる高度な技術と深い専門知識を有し、独立して世界で活躍できる優れた技術者、研究者を育成することを目指している。

教育研究分野の特色

「材料化学教育研究分野」

現代社会が求める新素材を開発するため、有機化学、高分子化学、電気化学、光材料化学を基礎として、新規有機合成反応、新規機能性材料の開発、新素材を合成するための新規合成法や触媒の開発、新規デバイスの開発など、材料化学に関する総合的な教育研究を行う。

「環境化学教育研究分野」

現在地球規模で問題となっている環境問題を解決するため、環境・エネルギー化学、電気化学、計測化学、触媒化学、無機化学および物理化学を基盤として、環境浄化や省エネルギープロセスの開発、廃棄物の再資源化、燃料電池の開発など、環境化学に関する総合的な教育研究を行う。

「生命化学教育研究分野」

医療分野でも注目を集めるバイオテクノロジーの発展に寄与するため、生化学のみならず、生理学、バイオエレクトロニクス、遺伝子工学、微生物工学を基礎として、バイオセンサ、生体情報の伝達、遺伝子発現の制御、微生物を用いた有用物質の生産など、生命化学に関する総合的な教育研究を行う。

工学研究科博士後期課程 生命環境化学専攻 所属教員及び研究内容

【材料化学教育研究分野】

担当 教員	研究 内 容
岩崎 政和 教授 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：有機合成化学、有機金属化学 研究テーマ： 1. バラジウム錯体触媒を用いたアリルエステルと末端アルキンの、一酸化炭素挿入をカップリング反応 2. バラジウム錯体触媒を用いたカルボニル化反応による新規な4員環化合物の合成	遷移金属錯体触媒を用いて、一酸化炭素を炭素源とする新規な炭素骨格の構成反応（カルボニル化反応）の開発を目的としている。錯体触媒は配位子の微妙な変化を制御しやすく、触媒反応のモデル化合物の分析も容易である。一酸化炭素は石炭・石油から容易に入手できる安価な炭素源であり、金属との相互作用も広く調べられている。またバルク合成のみならず、付加価値の高いファイン化合物の合成にも重点を置いている。
木下 基 教授 学位：博士（工学）（大阪大学） 専攻分野：有機材料化学、光化学 研究テーマ： 1. 光配向材料の開発 2. 結晶の非線形光学的分子配向挙動 3. 光電デバイス用機能材料の開発	機能材料に対する要求性能が高まるにつれて、有機分子の緻密な分子配向制御は必要不可欠である。本研究では、有機デバイスとして有望なバイ共役系システムを用いて、低環境負荷下型の光学材料や電子材料に資する革新的機能材料を開発することを目的としている。特に、自己組織化や協同現象を示す液晶に着目し、光と液晶の相互作用の解明ならびに材料応用に関して、分子設計、合成、材料特性解析、デバイス作製および評価と一連の物理化学を基盤とする研究を学理と技術の双方から展開する。
丹羽 修 教授 学位：工学博士（九州大学） 専攻分野： 分析化学、電気化学、マイクロ・ナノ化学 研究テーマ： スパッタナノカーボン薄膜電極を用いた化学センサ、バイオセンサの開発	高性能な化学センサやバイオセンサの実現には、新機能を有する材料開発が必要である。本研究室では、スパッタ法などの真空法を利用して、原子レベルで平坦なカーボン薄膜やナノ粒子が埋め込まれたカーボン薄膜など様々な電極材料を開発し、それを用いた、環境汚染物質、疾病のマーカー、食品中の抗酸化成分など様々な物質のセンシング法を研究する。単なる手法の研究に留まらず、マイクロ化技術を用いたセンサデバイスの開発も行っていく。
田中 隆生 教授 学位：工学博士（大阪大学） 専攻分野： 材料化学、表面化学、分子認識化学 研究テーマ： 表面修飾材料、高分子材料、透過性材料、脂質、核酸等の機能性材料創製	我々の身の回りには、プラスチック製品や塗料、医薬品等、その機能が体感できる材料がある一方で、センサーやディスプレイに代表されるように、様々な物質が相互作用してブラックボックスのように機能を発揮している材料も存在する。これらの材料は、社会基盤を支えるツールとして必要不可欠である。本研究室では、有機、無機物質を問わず、分子・原子レベルでの物質の物性を理解し、それらを組み合わせて目的とする機能を発現する材料の創製に関する研究を行う。

【環境化学教育研究分野】

担当 教員	研究 内 容
有谷 博文 教授 学位：博士（工学）（京都大学） 専攻分野：触媒化学、無機材料化学 研究テーマ： 1. 環境浄化・エネルギー低負荷のための機能性無機材料の開発 2. ミクロ・ナノ細孔を有する新規多孔体材料の創製と応用 3. 光触媒の高機能化のための活性構造因子の探究	触媒や吸着剤、センサーなど、機能性無機材料の示す有効な機能を環境浄化やエネルギー低負荷など社会的問題の化学的な解決に利用するため、多様な機能性無機材料を合成することでその機能発現のための物理化学的条件、とくに構造的因子の解明を行う。これに基づいた無機材料の構造・物性的制御を行うことにより、高活性機能を発現する新しい材料の創製を行うことを目指す。とくにXAFS分光法など新しい解析法を応用した活性点の局所構造解析を応用し、活性時の構造的条件とその変化を明らかにするとともに活性機能の解明を目指す。
松浦 宏昭 教授 学位：博士（理学）（筑波大学） 専攻分野：表面電気化学、分析化学 研究テーマ： 1. 電気化学的手法によるカーボン系触媒電極の開発 2. 濃度校正不要な高精度絶対定量法の開発 3. 燃料電池、レドックスフロー電池用電極材料の開発	持続可能な新規材料の開発に向けて、電気化学的手法を適用してカーボン系材料に異種元素を導入したカーボンアロイ材料の開発を行っている。特に、窒素や酸素等の異種元素で構成される各種機能性官能基群をカーボン材料表面に導入することで電極触媒活性の発現や向上といった特性について解明を進めている。また、それら諸特性を活かして、実用性の高い濃度校正が不要な電気化学センサの検知電極への適用、および燃料電池やレドックスフロー電池の高活性な電極触媒として応用することを目指した研究を進めている。

担当教員	研究内容
本郷 照久 教授 学位：博士（理学）（東京工業大学） 専攻分野：物質化学、環境システム工学 研究テーマ： 環境浄化材料の創製、地球温暖化防止技術の開発、リサイクルシステムの開発	持続可能な社会を実現するためには、解決しなければならない様々な問題を抱えている。その中でも、環境汚染、資源の枯渇、地球温暖化問題については、特に解決が急がれている。本研究室では物質化学をベースとしたアプローチにより、新規環境浄化材料の創製、地球温暖化を防止するための二酸化炭素の固定化技術開発、廃棄物を資源・エネルギーとして活用するリサイクルシステムの開発を行っている。

【生命化学教育研究分野】

担当教員	研究内容
秦田 勇二 教授 学位：博士（工学）（広島大学） 専攻分野：応用微生物学 研究テーマ： 人々の生活向上に向けた、微生物の応用研究	ノーベル賞の対象となった大村智博士の発見にも見られるように、「微生物を対象とする研究」は我々の生活の向上に大きく貢献してきた。微生物の有する多彩な機能を農業、食品、化学、環境、健康の各分野に応用するための研究は現在も世界で盛んに推し進められている。先端バイオテクノロジー（遺伝子工学、タンパク質工学、培養工学など）を利用し、有用微生物の応用研究を進めていく。
熊澤 隆 教授 学位：薬学博士（北海道大学） 専攻分野：感覚生理学、神経科学 研究テーマ： 1. 味細胞内情報変換分子の特性に関する研究 2. 哺乳類の味蕾内ネットワークに関する研究 3. 味識別能に関する研究	生理学、神経科学をベースとし、優れた生体システムの工学への応用を視野に入れ、指導教員の指導のもと研究主題を選択し、生体情報の伝達システム解明の基礎的な研究を行う。そのために、生体情報の測定法として、電気生理学的な測定法や光学的な測定法の修得を行う。特に担当教員の専門分野である味の受容に関する研究分野においては、受容体やイオンチャネル等の味情報変換素子の特性、さらには味蕾内の細胞間ネットワークに関する研究を行い、末梢の味覚器でどのような味情報の変換が行われ中枢に伝達されるのか総合的に研究する。
長谷部 靖 教授 学位：薬学博士（東北大） 専攻分野：応用生物化学 研究テーマ： 1. 化学的手法によるバイオ分子の機能改変とバイオ機能デバイスへの応用 2. バイオ分子と導電性材料を組み合わせた新規バイオインターフェースの構築 3. バイオ分子固定化多孔性カーボンを用いるプロ一式バイオ計測システムの開発	タンパク質や核酸に代表されるバイオ分子の優れた物質識別能力や触媒能力を工学的に応用し、電気化学デバイスと組み合わせたバイオセンサやバイオデバイスの開発に関する研究を行っている。 これまでに化学的手法による酵素機能の改変や、触媒機能を付与したバイオフィルム、バイオ分子を固定化した多孔性導電性材料を利用するフロー型バイオセンサなどを開発してきた。今後は、バイオ分子の機能改変メカニズムやデバイス表面のバイオ分子のナノ構造を解明するとともに、医療、食品、環境、新エネルギー分野における実用的ニーズにマッチした新規バイオ機能デバイスの開発を目指す。
石川 正英 教授 学位：工学博士（東京大学） 専攻分野：遺伝子工学、分子生物学 研究テーマ： 1. 遺伝子上の塩基配列とその発現効率との関係 2. 好熱菌由来の酵素遺伝子の大腸菌内での大量発現	ヒトのゲノム解析がほぼ終了し、今後は個々の遺伝子の発現がどのように制御され、タンパク質合成が行われているのかが問題となる。 本研究では、この遺伝子発現に関して研究テーマを設定し、遺伝子工学の手法を用いて、問題を解明していくことを目指している。その中でも特に、遺伝子上の塩基配列と発現効率の関係に注目している。また、熱に安定で有用な、好熱菌由来の酵素を大腸菌内で大量に生産する研究を行っている。
秋田 裕介 准教授 学位：博士（生命科学）（東北大） 専攻分野：植物分子生物学、植物生理学 研究テーマ： 植物の新品種育成に向けた基盤研究	植物の品種改良には、交配を中心とした従来の育種手法だと多大な時間と労力を必要としているため、効率的な手法が求められている。本研究室では、植物、特に花に着目し、花の「形態」や「色」、「芳香性」などの重要形質に関して、その形成機構を分子生物学的、生化学的な観点から解明し、これを用いて画期的・効率的な新品種育成に向けた方法を探索することを目的としている。現在は、埼玉県農林総合研究センターの開発した「芳香シクラメン」を主な研究材料としており、地域産業の発展にも貢献できる研究を行なっている。

博士後期課程 生命環境化学専攻 授業科目

[材料化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
有機金属化学特論	2	岩崎政和	教授	工学博士（東京大学）
有機合成化学特論	2	田中睦生	教授	工学博士（大阪大学）
機能材料科学特論	2	木下基	教授	博士（工学）（大阪大学）
高分子合成化学特論	2	柏崎亜樹	非常勤講師	博士（医学）（自治医科大学）
材料化学特論	2	—	—	—
材料化学特別研究	4	岩崎政和 丹羽修	教授 教授	工学博士（東京大学） 工学博士（九州大学）
材料化学特別講究	4	田中睦生 木下基	教授 教授	工学博士（大阪大学） 博士（工学）（大阪大学）

[環境化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
無機材料化学特論	2	有谷博文	教授	博士（工学）（京都大学）
計測化学特論	2	丹羽修	教授	工学博士（九州大学）
応用電気化学特論	2	松浦宏昭	教授	博士（理学）（筑波大学）
環境化学特論	2	本郷照久	教授	博士（理学）（東京工業大学）
光・プラズマ化学特論	2	—	—	—
環境化学特別研究	4	有谷博文 松浦宏昭	教授 教授	博士（工学）（京都大学） 博士（理学）（筑波大学）
環境化学特別講究	4	本郷照久	教授	博士（理学）（東京工業大学）

[生命化学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
生体情報特論	2	熊澤隆	教授	薬学博士（北海道大学）
応用生体分子特論	2	長谷部靖	教授	薬学博士（東北大学）
遺伝子工学特論	2	石川正英	教授	工学博士（東京大学）
応用微生物工学特論	2	秦田勇二	教授	博士（工学）（広島大学）
生命科学特論	2	秋田祐介	准教授	博士（生命科学）（東北大学）
生命化学特別研究	4	熊澤隆 長谷部靖 石川正英	教授 教授 教授	薬学博士（北海道大学） 薬学博士（東北大学） 工学博士（東京大学）
生命化学特別講究	4	秦田勇二 秋田祐介	教授 准教授	博士（工学）（広島大学） 博士（生命科学）（東北大学）

[共通]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
インターンシップ	2	木下基	教授	博士（工学）（大阪大学）

博士後期課程 情報システム専攻

目的

20世紀から生まれた電気・電子工学は、情報革命をもたらし、高性能なコンピュータを生み、インターネット社会の実現に中心的な役割を果たし、21世紀に入った今日も著しい発展を続けている。

本専攻は、情報技術進歩を期待される中、情報工学、電子工学の二つの教育研究分野を対象にしている。専門知識を修得するための講義科目（特論）、専門知識を使いこなすための研究科目（特別講究・特別研究）を設ける。特別講究・特別研究においてはゼミ、輪講、実験等を行う。学生は、教育研究の課程において、シミュレーション実験技術やシステム構築技術及び試作技術を体験習得するとともに、理論と実践を結合して検討することになる。これによって、幅広い視野と高度な専門知識を有する人材を育成する。また学位（博士）取得に向けて、研究指導及び論文作成指導を行う。

教育研究分野の特色

「情報工学教育研究分野」

高度な情報処理システム、情報ネットワーク、人間に友好的なインターフェースなど新しい情報化社会に適応するシステムの基礎研究や応用技術開発の教育研究分野である。知的ネットワークシステム、生体情報を利用した情報セキュリティ、医用画像処理・認識と可視化、知能・福祉・防災などのロボットシステム、ヒューマンコンピュータインターラクション、ニューラルネットワーク、人工知能、自然言語処理やディープラーニングなどの技術を利用したサイバー攻撃対策の確立、ディープラーニングの応用及びその判断根拠の可視化などの技術開発に関する先端的な分野に体系的な教育研究を行う。

「電子工学教育研究分野」

アナログ・デジタル電子デバイスの設計開発、プラズマ工学、有線・無線通信工学、画像工学、信号処理と伝送システムの基礎理論と基礎技術から、脳・コンピュータインターフェースの開発試作、情報システムに対応するアンテナの設計試作、光波センシング技術を用いた高精度計測および解析、脳波と脳磁界の計測と解析、量子理論と数理解析を用いた物理現象の解明、ナノ材料の開発や量子効果を利用した新規デバイス、粒子線と物質の相互作用の解明などの基礎現象から様々な応用に至るまで、電子工学の応用に必要な教育研究を行う。

工学研究科博士後期課程 情報システム専攻 所属教員及び研究内容

【情報工学教育研究分野】

担当教員	研究内容
橋本 智己 教授 学位：博士（工学）（宇都宮大学） 専攻分野：ロボット工学、ロボット倫理学、認知科学 研究テーマ： 1. 工学的心理モデルの提案 2. 生活支援ロボット	少子高齢社会を迎えるにあたり、機械システムによる支援が期待されている。本研究室では、家庭環境で人間と共に生活し人間を支援する自律ロボットや生活支援ロボットの開発を進めている。
渡部 大志 教授 学位：博士（理学）（東北大大学） 専攻分野： 微分幾何学、情報数学、応用画像工学 研究テーマ： 1. 頭による個人認証、監視システムの研究 2. 耳介による個人認証システムの研究	ネット上での決済や金融機関の端末などで個人認証が必要な場面が増えた。通常、個人認証にはパスワードが利用され、普通に生活していくと多くのパスワードを管理しなくてはならなくなってしまった。管理の問題から一度漏れてしまえば他人の「なりすまし」が可能であり危険である。そこで、盗難、紛失、漏洩の恐れのない、本人だけがもつ特徴を利用し個人を認証する生体認証技術が注目を集めている。当研究室では頭と耳の認証の研究をおこなっている。
井上 啓 教授 学位：博士（工学）（電気通信大学） 専攻分野：人工知能（AI）、機械学習 ニューラルネットワーク 研究テーマ： 1. AI を用いた農業支援の研究 2. AI を用いた障害者支援の研究	人工知能（AI）の研究分野では大量のデータから規則性、法則性、入力データと出力データの関連性を導き出し利用する機械学習という分野がある。その手法のうちで生物がもつ脳内の情報処理機構を模倣して計算理論として構築されたニューラルネットワークを用い、私たちの生活をより便利にする方法について多方面に向けて研究している。特に労働者や後継者不足が深刻化している産業である農業を支援する方法や、障害者の日常生活を支援する方法を検討している。
飯井 政祐 教授 学位：博士（工学）（埼玉大学） 専攻分野：ユーザインタフェイス、 ヒューマンコンピュータインターフェクション 研究テーマ： 1. 抽象現実感を用いて直感的に操作できるシステム 2. VR 空間内の効果的なインタラクション 3. 人指向 IoT	コンピュータのコモディティ化に伴い、誰にでもわかりやすいユーザインタフェイスはますます重要になっている。本研究室では、拡張現実感（AR）、仮想現実感（VR）、人間センシング、環境センシング、タッチパネル、スマートフォン、IoT 技術などを用いて、直感的で人にやさしいユーザインタフェイス／インタラクションを研究している。
山崎 隆治 教授 学位：博士（医学）（大阪大学） 専攻分野：医用画像解析学 研究テーマ： 1. 骨関節の 3 次元形態・運動機能計測 2. 医用画像処理技術の研究・開発 3. 医療用自動解析ソフトウェアの開発	一般に医療機関では、病気の検査、病態の可視化などを目的として、多くは X 線レントゲンや CT 装置などから取得される医用画像が利用されている。それら医用画像情報を適切に処理、認識、可視化し、病気などの情報を正確に計測、解析することは、精密な診断、治療方針の決定などに極めて重要である。当研究室では、様々な情報工学技術（画像処理技術）を開発し、医療分野に応用する研究を行っている。
中村 晃 教授 学位：工学博士（慶應義塾大学） 専攻分野：制御工学、知能ロボット 研究テーマ： 1. 動的システム制御理論 2. ファインモーションプランニング 3. エラリカバリー	家電・オーディオビジュアル機器、情報通信機器といった電気機器や乗り物・ロボットのような産業機械は、システム制御理論と深い関連がある。この“制御”という言葉は対象となっている物を希望通りに動かすことを意味し、その技術は絶えず進歩し続けている。本研究室では、現代の電気機器や産業機械を制御するのにふさわしい最新の手法を研究している。
前田 太陽 准教授 学位：博士（理学）（金沢大学） 専攻分野：問題解決環境 （Problem Solving Environments） 研究テーマ： 1. 支援システムの開発 2. 自然科学分野の可視化、社会科学分野の可視化	特別な知識やスキルがなくとも利用できるコンピュータシステムである問題解決環境の構築と、アプリケーションに必要となる、可視化、分散・並列計算による作業効率化の研究を行う。計算科学と計算機科学がより融合した支援システムの構築を目指す。

担当教員	研究内容
村田 仁樹 教師 学位：博士（理学）（京都大学） 専攻分野：ディープラーニング，素粒子物理学 研究テーマ： 1. ディープラーニングの応用 2. ディープラーニングの判断根拠の明確化	今、人工知能は産業や学術の様々な場面で活躍している。そして、最近の人工知能はディープラーニングという手法によって支えられている。この研究室では、ディープラーニングについて「ディープラーニングを様々な分野へ応用する」という目的と「ディープラーニングの判断根拠を明らかにする」という目的で研究している。

【電子工学教育研究分野】

担当教員	研究内容
松井 章典 教授 学位：博士（学術）（埼玉大学） 専攻分野：電磁波工学 研究テーマ： 1. 平面アンテナの構成法の提案と放射特性の解析 2. 高周波領域において多機能性を有する無線通信回路の研究	無線通信に用いられるアンテナは、その用途に応じて形態を変える必要がある。特に平面アンテナはローブロファイル性を有していることから様々な応用分野で用いられている。そこで、用途に応じた平面アンテナの構成法を提案し、その放射特性を実験と理論、さらにはコンピュータシミュレーションにより解明する。
松田 智裕 教授 学位：理学博士（東京大学） 専攻分野：場の理論の数理と応用 研究テーマ： 物質生成と対称性の破れ	素粒子・宇宙論・物性の3分野で場の理論を基礎とした理論的な研究を行う。近年は上記の3分野を横断する研究が盛んに行われており、トポロジーやエンタングルメントエントロピーなどがその代表例である。String Theory, Brane, 多次元の場の理論、凝縮系の物理学とその周辺について、数理的な問題や宇宙観測、物性を含む現象論的な問題点を解決していくことを目的とする。
曾 建庭 教授 学位：博士（工学）（千葉大学） 専攻分野： 知能システム工学、信号処理工学 研究テーマ： 1. 多変量データ解析の理論とアルゴリズムの設計に関する研究 2. 脳波計測・解析に基づく脳死判定に関する研究 3. 脳とコンピュータのインターフェースに関する研究	独立成分分析（ICA: Independent Component Analysis）と言う新しい手法が近年によく利用されている。この手法は、多変量の独立性に着目しているという視点から、従来の2次統計量を基づいた多変量データ解析の手法の発展である。また、ニューラルネットワークの学習の手法や適応信号処理の手法などに結びついていることから、音声・画像分解と復元などの処理だけでなく、脳のデータの解析、心理学のデータ解析にも応用されている。本研究室では、独立成分解析の原理、方法を中心にして、データ解析方法（信号処理の方法）を研究している。また、独立成分解析の特徴を活かしたモデルと推定システムの設計、計算理論と計算アルゴリズムを開発し、人間の視聴覚系の生理実験、脳波と脳磁界の計測、データ解析と評価、音源分離システムの構築などを総合的に研究開発する。
吉澤 浩和 教授 学位：Ph. D.（オレゴン州立大学） 専攻分野：アナログ集積回路工学 研究テーマ： 1. 超低消費電力オペアンプ回路に関する研究 2. 超低電圧動作 DC-DC 変換回路に関する研究 3. ナノアンペア電流検出回路	自然界に存在する物理量（たとえば音声、映像等）はほとんどすべてがアナログ量である。これらのアナログ量とデジタル電子機器とのインターフェースはアナログ・デジタルミックストモード回路が行っている。その結果デジタル機器の特性は、アナログ回路の特性で左右される。また電子機器の小型化・軽量化が進むにつれて、より小さな乾電池や二次電池での回路動作が要求される。そのため、低電圧動作・低消費電力の集積回路のニーズが高まっている。本回路研究室では、低電圧・低消費電力・高精度をテーマに、CMOSアナログICの設計技術を研究する。
内田 正哉 教授 学位：Ph. D.（総合研究大学院大学） 専攻分野：電子顕微鏡、ナノテクノロジー、量子物性材料 研究テーマ： ナノテクノロジーによる波動関数制御	「量子ドット」や「メタマテリアル」に代表されるように、ナノテクノロジーにより、革新的な特性をもつ材料やデバイスがつくりだされてきた。これらはナノ構造体を用いて波動関数を人工的に制御したものと見ることができる。また、われわれが世界で初めて生成した「軌道角運動量をもつ電子ビーム」もその一つである。本研究室では、最先端のナノテクノロジーを駆使し、波動関数を制御することで、新しい量子現象の発見や革新的な材料やデバイスの創生、新規材料分析方法の開発を目指している。

担当教員	研究内容
佐藤 進 教授 学位：博士（学術）（埼玉大学） 専攻分野： イオンビーム、マイクロ波、プラズマ工学 研究テーマ： 1. イオンビーム応用に関する研究 2. マイクロ波液中プラズマに関する研究 3. マイクロ波応用に関する研究	電子レンジによる食品加熱に代表されるように、電磁波（高周波、マイクロ波）は、通信のみならず電力として、家庭のみならず産業界においても広く使われている。これらの電磁波応用の一つにプラズマがあり、プラズマは半導体製造には欠くことの出来ない技術となっている。本研究室では、こうしたマイクロ波液中応用、プラズマ発生技術を扱う。特に、液中にプラズマを発生させるマイクロ波液中プラズマは、世界的にも先端的な技術であり、今後の発展が期待されている。このような先端的な技術開発を題材にして、次世代を担う人材を育てることを目指す。
藤田 和広 准教授 学位：博士（工学）（北海道大学） 専攻分野： 電磁場解析、環境電磁工学、加速器工学 研究テーマ： 1. 電磁場解析技術の高精度化・高速化に関する研究 2. 電子機器における電磁環境両立性に関する研究 3. 粒子加速器の機器設計に関する研究	電気・電子機器の製品開発では、複雑な構造や回路を含む系の電磁気現象をコンピュータ上で模擬し、その特性を予測することが必須となっている。電磁気の問題を解くための数値計算技術は、電磁場解析として知られており、産業分野から先端科学分野まで広く使われている。本研究室では、機器設計の効率化や電子機器における電磁雜音発生機構の解明に貢献すべく、電磁場解析技術の高度化とその応用に関する研究を行う。
古川 基 准教授 学位：博士（工学）（東京農工大学） 専攻分野：光波センシング、光計測、情報解析 研究テーマ： 1. レーザーを用いた光波センシング技術 2. 光計測システムの遠隔監視 3. AIによる情報解析	レーザーを用いた光波センシングは、電気信号よりもはるかに高い周波数において位相の揃った光を利用するため、最も正確な計測手段として活用されてきた。特に、光ファイバをセンサケーブルに用いると、温度、ひずみ、音響などの物理現象を遠隔地から検出することが可能になる。こうしたリモート光計測システムで測定対象の状態診断をするにあたり、検出した物理量の判定方法によっては誤検知を生じうるという課題があった。本研究室は、物理量をAIによって情報解析し、利用者にとって価値のある情報を得ることを目指す。

博士後期課程 情報システム専攻 授業科目

[情報工学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
知能ロボット工学特論	2	橋本智己	教授	博士（工学）（宇都宮大学）
メディア工学特論	2	渡部大志	教授	博士（理学）（東北大大学）
フィジカルコンピューティング特論	2	鯨井政祐	教授	博士（工学）（埼玉大学）
医用画像情報学特論	2	山崎隆治	教授	博士（医学）（大阪大学）
神経情報処理特論	2	井上聰	教授	博士（工学）（電気通信大学）
ネットワークコンピューティング特論	2	前田太陽	准教授	博士（理学）（金沢大学）
深層学習特論	2	村田仁樹	講師	博士（理学）（京都大学）
システム制御特論	2	中村晃	教授	工学博士（慶應義塾大学）
情報工学特別研究	4	橋本智己	教授	博士（工学）（宇都宮大学）
		渡部大志	教授	博士（理学）（東北大大学）
		鯨井政祐	教授	博士（工学）（埼玉大学）
		山崎隆治	教授	博士（医学）（大阪大学）
情報工学特別講究	4	中村晃	教授	工学博士（慶應義塾大学）
		井上聰	教授	博士（工学）（電気通信大学）
		前田太陽	准教授	博士（理学）（金沢大学）
		村田仁樹	講師	博士（理学）（京都大学）

[電子工学教育研究分野]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
電磁波工学特論	2	松井章典	教授	博士（学術）（埼玉大学）
熱・統計物理学特論	2	松田智裕	教授	理学博士（東京大学）
信号処理特論	2	曹建庭	教授	博士（工学）（千葉大学）
集積回路工学特論	2	吉澤浩和	教授	Ph. D.（オレゴン州立大学）
ナノ材料工学特論	2	内田正哉	教授	Ph. D.（総合研究大学院大学）
プラズマ工学特論	2	佐藤進	教授	博士（学術）（埼玉大学）
電磁気学特論	2	藤田和広	准教授	博士（工学）（北海道大学）
光波センシング特論	2	古川靖	准教授	博士（工学）（東京農工大学）
電子工学特別研究	4	松井章典	教授	博士（学術）（埼玉大学）
		松田智裕	教授	理学博士（東京大学）
		曹建庭	教授	博士（工学）（千葉大学）
		吉澤浩和	教授	Ph. D.（オレゴン州立大学）
電子工学特別講究	4	内田正哉	教授	Ph. D.（総合研究大学院大学）
		佐藤進	教授	博士（学術）（埼玉大学）
		藤田和広	准教授	博士（工学）（北海道大学）
		古川靖	准教授	博士（工学）（東京農工大学）

[共通]

授業科目	単位数	担当教員	職名	学位
インターンシップ	2	前田太陽	准教授	博士（理学）（金沢大学）

履修ガイドライン

【履修ガイドライン：博士前期課程】

- ① 履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。

※1 「指導教員」に研究指導教員と研究指導補助教員がいる場合は両者の承認印を要する。

- ② 修士の学位を得るために、以下の科目分類から 30 単位以上を修得してください。

科 目	単位数	望ましい修得単位数	備 考
特別演習 I ~IV	各 1 単位	4 单位（注 1）	各研究室でのゼミ、輪読、勉強会などです
特別輪講 I ~IV	各 1 単位	4 单位（注 1）	
特別実験 I ・ II	各 4 单位	8 单位（注 1）	修士論文研究活動です
特 論	各 2 单位	14 单位以上（注 2）	いわゆる講義科目です

（注 1）学則上では必修・選択の区別はありませんが、修士論文研究活動では実験を行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。したがって特別演習・特別輪講・特別実験は事実上の必修科目と解釈してください。

（注 2）前述のように、特別演習・特別輪講・特別実験を事実上の必修科目と解釈すると、その合計 16 単位を総計 30 単位から差し引いた残りの 14 単位（7 科目）以上を特論（講義科目）から履修することになります。

（注 3）指導教員の許可を得て他専攻の授業科目を履修することができます。他専攻の授業科目は 10 単位を超えない範囲で博士前期課程の修了に必要な単位数として含むことができます。

（注 4）将来、本学大学院の博士後期課程へ進学を考えている学生は以下の点に十分留意して、指導教員・教務委員とよく相談して履修計画を立てて下さい。
本学大学院の工学研究科博士後期課程では、平成 26 年度入学者から講義科目（特論）の履修（2 科目 4 単位以上）が必要になりました。博士後期課程では博士前期課程とほぼ同じ講義科目が開講されますが、博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することができません。博士前期課程で多数の講義単位を修得した場合、博士後期課程進学時に修得できる科目が大きく制限される可能性があります。

一般に、大学院での講義科目（特論）は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

- ③ 特別演習・特別輪講・特別実験の番号付けは以下の表にしたがって付けてください。
特別演習・特別輪講・特別実験の履修時期

4 月 入 学 生	M 1		M 2	
	4 月～9 月	10 月～3 月	4 月～9 月	10 月～3 月
特別演習	I	II	III	IV
特別輪講	I	II	III	IV
特別実験		I		II

※ 履修登録上のコマ数 特別演習 半期 各 1 コマ
 特別輪講 半期 各 1 コマ
 特別実験 通年で 6 コマ （前後期の配分は任意）

10月入学生	M1		M2	
	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	II	III	IV	I
特別輪講	II	III	IV	I
特別実験		I		II

特別実験Ⅰ・Ⅱは修士論文の指導教員（研究指導教員）を担当者としますが、特別演習・特別輪講は（修士論文指導教員の許可があれば）他の大学院教員（研究指導補助教員を含む。）から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

「特別実験Ⅰ・Ⅱ」は研究指導教員が単位認定（成績評価）を行う。

指導方法に応じては、研究指導教員と研究指導補助教員の連名による単位認定も可とする。

履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。

なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生的後期、前期の期間に相当します。

修了

修士の学位を得るためにには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 本学大学院に2年以上（4年以内）在学したこと。
ただし、優れた業績を上げたと研究科で認めたときは、1年以上の在学とする。
- ② 修了までに必要な学費及びその他の費用全額を納入したこと。
- ③ 修士論文の審査及び最終試験の合格のほか、以下の科目から30単位以上を修得すること。

修了時必要単位数モデル

	修了	
	科目数	単位数
特論	7科目	14単位
特別演習	4科目	4単位
特別輪講	4科目	4単位
特別実験	2科目	8単位
合計	17科目	30単位

【履修ガイドライン：博士後期課程】

- ① 履修登録に当たっては、指導教員と相談の上、登録をしてください。

履修登録には指導教員の承認印が必要です。

※1「指導教員」に研究指導教員と研究指導補助教員がいる場合は両者の承認印を要する。

- ② 博士の学位を得るために、以下の科目分類から 12 単位以上を修得してください。

科 目	単位数	望ましい修得単位数	備 考
特別研究	4 単位	4 単位（注 1）	各研究室でのゼミ、輪講を含む
特別講究	4 単位	4 単位（注 1）	研究活動です
特 論	各 2 単位	4 単位以上（注 2）	いわゆる講義科目です

(注 1) 学則上では必修・選択の区別はありませんが、博士論文研究活動では実験を行い、ゼミや輪講に参加することが一般的です。したがって特別研究・特別講究は事実上の必修科目と解釈してください。

特別研究は博士後期課程 3 年次の通年科目です。

ただし、学則第 27 条の 2 に該当する者は、この限りではない。

特別講究は博士後期課程 1 年次の通年科目です。

(注 2) 前述のように、特別研究・特別講究を事実上の必修科目と解釈すると、その合計 8 単位を総計 12 単位から差し引いた残りの 4 単位（2 科目）以上を特論（講義科目）から履修することになります。

(注 3) 指導教員の許可を得て、下記に掲げる(a)～(c)の講義科目を履修し、それぞれのカテゴリで 2 単位まで博士の修了に必要な単位数として含むことができます。

(a) 他専攻の講義科目

(b) 国内の他大学大学院の講義科目

(c) 海外の他大学大学院の講義科目

また、以下の科目も博士後期課程の修了要件単位に 2 単位まで含むことができます。

(d) 修士号取得後から本学大学院の博士後期課程に入学するまでに取得した単位（国内外は問いません。科目等履修生として取得した単位も含みます。）
以上(a)～(d)の総計で 4 単位を超えない範囲で、博士後期課程の修了に必要な単位として認定することができます。

ただし、(a)～(d)のいずれのケースも、単位認定の可否は研究科教授会の判断となりますので、履修ないし認定申請の前に教務委員とよく相談してください。特に(b), (c)のケースは該当する他大学の大学院との協定が前提となります。

(注 4) 出身大学院を問わず、修士取得の際に認定された単位は博士後期課程の修了要件単位に含むことができません。

特に本学大学院の博士前期課程出身者は、前期課程で修得した講義を重複して履修することができませんので注意してください。

一般に、大学院での講義科目（特論）は隔年で同じ科目が開講されています。すなわち年度を間違えると履修できない科目もありますので、今年度開講されている科目をよく確認して受講してください。

- ③ 特別研究の履修時期
 4月入学生 3年次の4月～翌年の3月
 10月入学生 3年次の10月～翌年の9月
- ④ 特別講究の履修時期
 4月入学生 入学年度の4月～翌年の3月
 10月入学生 入学年度の10月～翌年の9月

特別研究は博士論文の指導教員（研究指導教員）を担当者としますが、特別講究は（博士論文指導教員の許可があれば）他の大学院教員（研究指導補助教員）から受講することもできます。すなわち他の研究室のゼミに参加する形でも登録できます。

指導教員とよく相談の上、日常の研究活動に支障のないように履修計画を立ててください。

「特別研究」、「特別講究」は研究指導教員が単位認定（成績評価）を行う。

指導方法に応じては、研究指導教員と研究指導補助教員の連名による単位認定も可とする。

※ 履修登録上のコマ数 特別研究 通年で6コマ（前後期の配分は任意）
 特別講究 通年で6コマ（前後期の配分は任意）

履修登録時期

前期に、後期履修分を含めて履修登録しますが、後期に追加、訂正が可能です。

なお、10月入学生の前期、後期の期間は、それぞれ4月入学生的後期、前期の期間に相当します。

修了（課程博士）

博士の学位を得るためにには、学則第27条の2に定める要件を満たすことが必要です。

※ 論文博士の学位取得に関しては、学則第28条第3項、学位規程第2条第3項を参照して下さい。

- ① 原則として博士後期課程に3年以上在学すること。
 ただし、優れた業績を上げたと研究科で認めたときは、1年以上の在学でよい場合があります。
- ② 博士論文の審査及び最終試験の合格※のほか、12単位以上を修得すること。
 ※ 各専攻の定めるディプロマ・ポリシーと、課程博士学位審査基準を参照して下さい。
- ③ 修了までに必要な学費及びその他の費用全額を納入すること。

修了時必要単位数モデル

	修了		備考
	科目数	単位数	
特論	2科目	4単位	
特別研究	1科目	4単位	3年次開講の科目
特別講究	1科目	4単位	1年次開講の科目
合計	4科目	12単位	

開講科目

工学研究科 博士前期課程 開講科目一覧表

機械工学専攻

【2023年度の入学生に適用】

教育研究分野	開講期	授業科目	単位数	担当教員	
				4月～9月	10月～3月
エネルギー工学	○	熱エネルギー工学特論	2	高坂 祐顕	
		伝熱工学特論	2	高坂 祐顕	
		トライボロジー特論	2	長谷 亜蘭	
	○	燃焼工学特論	2	福地 亜宝郎	
		高速気体力学	2	—	
	○	流体力学特論	2	※小林 晋	
		熱力学特論	2	—	
	I, III II, IV	エネルギー工学特別演習 I～IV	各 1	高坂 祐顕	
	I, III II, IV	エネルギー工学特別輪講 I～IV	各 1	長谷 亜蘭	
	通年	エネルギー工学特別実験 I, II	各 4	福地 亜宝郎	
機械システム工学		C A E 工学特論	2	趙 希祿	
	○	先進的設計法特論	2	趙 希祿	
		材料強度学特論	2	上月 陽一	
	○	成形加工特論	2	福島 祥夫	
	○	品質工学特論	2	河田 直樹	
	○	生体機械工学特論	2	長井 力	
		破壊力学特論	2	政木 清孝	
		機械力学特論	2	皆川 佳祐	
		マルチボディシステム工学特論	2	安藤 大樹	
		制御工学特論	2	萩原 隆明	
	○	塑性加工工学特論	2	高橋 俊典	
		機械計算法特論	2	五味 伸之	
	I, III II, IV	機械システム工学特別演習 I～IV	各 1	趙 希祿 上月 陽一 福島 祥夫 河田 直樹 長井 力 政木 皆川 安藤 安藤 萩原 萩原 高橋 五味	
	I, III II, IV	機械システム工学特別輪講 I～IV	各 1	趙 希祿 上月 陽一 福島 祥夫 河田 直樹 長井 力 政木 皆川 安藤 大樹 萩原 隆明 高橋 俊典 五味	
	通年	機械システム工学特別実験 I, II	各 4	趙 希祿 上月 陽一 福島 祥夫 河田 直樹 長井 力 政木 皆川 安藤 大樹 萩原 隆明 高橋 俊典 五味	
共通	○	インターナンシップ	2	安藤 大樹	

※は非常勤講師

4月入学生	M 1		M 2	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
特別演習	I	II	III	IV
特別輪講	I	II	III	IV
特別実験	I		II	

10月入学生	M 1		M 2	
	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	II	III	IV	I
特別輪講	II	III	IV	I
特別実験	I		II	

工学研究科 博士前期課程 開講科目一覧表

生命環境化学専攻 【2023年度の入学生に適用】

教育研 究分野	開講期		授業科目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
材料化 学		○	有機金属化学特論	2	岩崎 政和
			有機合成化学特論	2	田中 瞳生
		○	機能材料科学特論	2	木下 基
		○	高分子合成化学特論	2	※柏崎 亜樹
			材料化学特論	2	—
	I, III	II, IV	材料化学特別演習 I～IV	各 1	岩崎 政和 丹羽 修 田中 瞳生 木下 基
	I, III	II, IV	材料化学特別輪講 I～IV	各 1	
	通年		材料化学特別実験 I, II	各 4	
環境化 学			無機材料化学特論	2	有谷 博文
			計測化学特論	2	丹羽 修
	○		応用電気化学特論	2	松浦 宏昭
	○		環境化学特論	2	本郷 照久
			光・プラズマ化学特論	2	—
	I, III	II, IV	環境化学特別演習 I～IV	各 1	有谷 博文 松浦 宏昭 本郷 照久
	I, III	II, IV	環境化学特別輪講 I～IV	各 1	
	通年		環境化学特別実験 I, II	各 4	
生命化 学		○	生体情報特論	2	熊澤 隆
			応用生体分子特論	2	長谷部 靖
			遺伝子工学特論	2	石川 正英
			応用微生物工学特論	2	秦田 勇二
	○		生命科学特論	2	秋田 祐介
	I, III	II, IV	生命化学特別演習 I～IV	各 1	熊澤 隆 長谷部 靖 石川 正英 秦田 勇二 秋田 祐介
	I, III	II, IV	生命化学特別輪講 I～IV	各 1	
	通年		生命化学特別実験 I, II	各 4	
共通	○		インターナシップ	2	木下 基

※は非常勤講師

4月入学生	M 1		M 2	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
特別演習	I	II	III	IV
特別輪講	I	II	III	IV
特別実験	I		II	

10月入学生	M 1		M 2	
	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	II	III	IV	I
特別輪講	II	III	IV	I
特別実験	I		II	

工学研究科 博士前期課程 開講科目一覧表

情報システム専攻 【2023年度の入学生に適用】

教育研究分野	開講期		授業科目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
情報工学		○	知能ロボット工学特論	2	橋本 智己
			メディア工学特論	2	渡部 大志
		○	フィジカルコンピューティング特論	2	鯨井 政祐
		○	医用画像情報学特論	2	山崎 隆治
		○	神経情報処理特論	2	井上 聰
			ネットワークコンピューティング特論	2	前田 太陽
			深層学習特論	2	村田 仁樹
		○	システム制御特論	2	中村 晃
		I, III II, IV	情報工学特別演習 I～IV	各 1	橋本 智己 渡部 大志 鯨井 政祐 山崎 隆治 中村 晃
		I, III II, IV	情報工学特別輪講 I～IV	各 1	井上 聰 前田 太陽 村田 仁樹
電子工学		通年	情報工学特別実験 I, II	各 4	
		○	電磁波工学特論	2	松井 章典
		○	熱・統計物理学特論	2	松田 智裕
		○	信号処理特論	2	曹 建庭
			集積回路工学特論	2	吉澤 浩和
			ナノ材料工学特論	2	内田 正哉
			光波センシング特論	2	古川 靖
			プラズマ工学特論	2	佐藤 進
			回路システム工学特論	2	伊丹 史緒
			電磁気学特論	2	藤田 和広
		I, III II, IV	電子工学特別演習 I～IV	各 1	松井 章典 松田 智裕 曹 建庭 吉澤 浩和
		I, III II, IV	電子工学特別輪講 I～IV	各 1	内田 正哉 佐藤 進 伊丹 史緒 藤田 和広
	通年		電子工学特別実験 I, II	各 4	古川 靖
		○	インターンシップ	2	前田 太陽

4月入学生	M 1		M 2	
	4月～9月	10月～3月	4月～9月	10月～3月
特別演習	I	II	III	IV
特別輪講	I	II	III	IV
特別実験	I		II	

10月入学生	M 1		M 2	
	10月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～9月
特別演習	II	III	IV	I
特別輪講	II	III	IV	I
特別実験	I		II	

工学研究科 博士後期課程 開講科目一覧表

機械工学専攻

【2023年度 の入学生に適用】

教育研究分野	開講期		授業科目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
エネルギー工学		○	熱エネルギー工学特論	2	高坂 祐顕
			伝熱工学特論	2	高坂 祐顕
			トライボロジー特論	2	長谷 亜蘭
			高速気体力学	2	—
		○	流体力学特論	2	※小林 晋
			熱力学特論	2	—
	通年		エネルギー工学特別研究	4	高坂 祐顕 長谷 亜蘭
	通年		エネルギー工学特別講究	4	
機械システム工学			C A E 工学特論	2	趙 希禄
	○		先進的設計法特論	2	趙 希禄
			材料強度学特論	2	上月 陽一
	○		成形加工特論	2	福島 祥夫
	○		品質工学特論	2	河田 直樹
		○	生体機械工学特論	2	長井 力
			破壊力学特論	2	政木 清孝
			機械力学特論	2	皆川 佳祐
			マルチボディシステム工学特論	2	安藤 大樹
			制御工学特論	2	萩原 隆明
			機械計算法特論	2	五味 伸之
	通年		機械システム工学特別研究	4	趙 希禄 上月 陽一 福島 祥夫 河田 直樹
	通年		機械システム工学特別講究	4	
共通	○		インターンシップ	2	安藤 大樹

※は非常勤講師

(注1)

博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することはできません。

工学研究科 博士後期課程 開講科目一覧表

生命環境化学専攻 【2023年度の入学生に適用】

教育研 究分野	開講期		授業科目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
材料化 学		○	有機金属化学特論	2	岩崎 政和
			有機合成化学特論	2	田中 瞳生
		○	機能材料科学特論	2	木下 基
		○	高分子合成化学特論	2	※柏崎 亜樹
			材料化学特論	2	—
	通年		材料化学特別研究	4	岩崎 政和 丹羽 修 田中 瞳生 木下 基
	通年		材料化学特別講究	4	
環境化 学			無機材料化学特論	2	有谷 博文
			計測化学特論	2	丹羽 修
	○		応用電気化学特論	2	松浦 宏昭
	○		環境化学特論	2	本郷 照久
			光・プラズマ化学特論	2	—
	通年		環境化学特別研究	4	有谷 博文 松浦 宏昭 本郷 照久
	通年		環境化学特別講究	4	
生命化 学		○	生体情報特論	2	熊澤 隆
			応用生体分子特論	2	長谷部 靖
			遺伝子工学特論	2	石川 正英
			応用微生物工学特論	2	秦田 勇二
	○		生命科学特論	2	秋田 祐介
	通年		生命化学特別研究	4	熊澤 隆 長谷部 靖 石川 正英 秦田 勇二 秋田 祐介
	通年		生命化学特別講究	4	
共通	○		インターンシップ	2	木下 基

※は非常勤講師

(注1) 修士号修得時に修得済みの科目を重複して履修することはできません。

工学研究科 博士後期課程 開講科目一覧表

情報システム専攻 【2023年度の入学生に適用】

教育研究分野	開講期		授業科目	単位数	担当教員
	4月～9月	10月～3月			
情報工学		○	知能ロボット工学特論	2	橋本 智己
			メディア工学特論	2	渡部 大志
	○		フィジカルコンピューティング特論	2	鯨井 政祐
	○		医用画像情報学特論	2	山崎 隆治
		○	神経情報処理特論	2	井上 聰
			ネットワークコンピューティング特論	2	前田 太陽
			深層学習特論	2	村田 仁樹
	○		システム制御特論	2	中村 晃
	通年		情報工学特別研究	4	橋本 智己 渡部 大志 鯨井 政祐 山崎 隆治 中村 晃 井上 聰 前田 太陽 村田 仁樹
	通年		情報工学特別講究	4	橋本 智己 渡部 大志 鯨井 政祐 山崎 隆治 中村 晃 井上 聰 前田 太陽 村田 仁樹
電子工学		○	電磁波工学特論	2	松井 章典
	○		熱・統計物理学特論	2	松田 智裕
	○		信号処理特論	2	曹 建庭
			集積回路工学特論	2	吉澤 浩和
			ナノ材料工学特論	2	内田 正哉
			プラズマ工学特論	2	佐藤 進
			電磁気学特論	2	藤田 和広
			光波センシング特論	2	古川 靖
	通年		電子工学特別研究	4	松井 章典 松田 智裕 曹 建庭 吉澤 浩和 内田 正哉
	通年		電子工学特別講究	4	佐藤 進 藤田 和広 古川 靖
共通	○		インターンシップ	2	前田 太陽

(注1)

博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することはできません。

教職課程

教職課程（大学院）

1 本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科

本学で取得できる専修免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりです。

免許状の種類は、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状が取得できます。

免許教科は「技術」「工業」「理科」「情報」が取得できます。研究科・専攻ごとに取得できる免許状が決まっていますので、所属する専攻の免許状を取得してください。

ただし、工学研究科博士前期課程情報システム専攻では、教育研究分野の研究室によって取得できる専修免許状の種類及び免許教科が異なります。

専修免許状の取得を希望する学生は、事前に教務課教職課程で確認してください。

1. 1 大学院 工学研究科

研究科	専攻	教育研究分野	免許状の種類・免許教科
工学研究科 博士前期課程	機械工学専攻	エネルギー工学教育研究分野	中学校教諭専修免許状 (技術)
		機械システム工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状 (工業)
	生命環境化学専攻	材料化学教育研究分野	中学校教諭専修免許状 (理科)
		環境化学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状 (理科)
	情報システム専攻	生命化学教育研究分野	中学校教諭専修免許状 (技術)
		電子工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状 (情報)
		情報工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状 (工業)
		電子工学教育研究分野	高等学校教諭専修免許状 (工業)

2 教職課程の登録及び履修方法

2. 1 在学生

専修免許状取得を希望する者は、教職課程履修者登録票を提出し、本学の教職課程に登録して許可を受けなければなりません。

教職課程への登録は、1年次前期の履修期間内までに行ってください。

(1) 教職ガイダンスの出席（必須）

1年次の前期（4月）に「教職ガイダンス」を実施します。専修免許状取得のための重要な説明を行いますので、専修免許状の取得を希望する者は、必ず出席してください。欠席は認めません。
やむを得ない理由により出席できない場合には、事前に教務課教職課程まで連絡してください。

(2) 教職課程の登録方法

「教職ガイダンス」で配布する教職課程履修者登録票に必要事項を記入し、履修期間内に次の教職課程の登録に必要な提出書類、1) 教職課程履修者登録票、2) 学部で取得した中学校または高等学校教諭1種免許状の写しを教務課教職課程へ提出し、教職課程に登録してください。

登録に必要な書類が必要な場合は、教務課教職課程へ連絡してください。

[教職課程の登録に必要な提出書類]

1) 教職課程履修者登録票

教職ガイダンス時に配布する「教職課程履修者登録票」に必要事項を全て記入し、写真1枚を貼付して提出してください。

2) 学部で取得した中学校または高等学校教諭1種免許状の写し

学部で取得した中学校又は高等学校教諭1種免許状の写しを提出してください。

(3) 教職課程の履修方法（履修許可者のみが受講可能な科目的履修）

教職課程に登録し履修許可を受けた者は、工学研究科規程別表2の各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の「教科又は教科の指導法に関する科目」の科目を履修し修得することができます。

(4) 教職課程からの連絡

教職課程からの連絡は、「26号館前の掲示板」及び「30号館1階掲示板」を通じて行います。毎日必ず、教職課程の掲示板を確認してください。

3 専修免許状取得に必要な単位の修得方法

本学で中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得するためには、前項の「2 教職課程の登録及び履修方法」に記載している手続きの他に、次の表のとおり基礎資格を有し、中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状を基礎にして、各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」から免許状取得に必要な単位を24単位修得する必要があります。

入学した研究科・専攻で取得できる専修免許状の種類及び免許教科が、学部で取得した1種免許状の種類及び免許教科が異なる場合、専修免許状を取得することはできません。

また、1種免許状を取得していない場合も専修免許状を取得することはできませんので、1種免許状を取得する必要があります。

3. 1 専修免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位数の内訳

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	最低修得単位数の内訳			
			大学が独自に設定する科目	教科又は教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理 解に関する科目等	免許法施行規則第66条の6に定める科目
中学校教諭専修免許状(各教科)	修士の学位を有すること	91単位	24単位	中学校教諭1種免許状取得(67単位)		
高等学校教諭専修免許状(各教科)	修士の学位を有すること	91単位	24単位	高等学校教諭1種免許状取得(67単位)		

3. 2 専修免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細

(1) 基礎資格

「基礎資格（修士の学位を有すること）」は、本学の大学院工学研究科博士前期課程を修了することで充足されます。

(2) 大学が独自に設定する科目（中学校24単位・高等学校24単位）

「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、工学研究科規程別表2の各専攻で定める「大学が独自に設定する科目」の「教科又は教科の指導法に関する科目」から、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状は24単位修得しなければなりません。

「大学が独自に設定する科目」で修得した単位は、修了要件に含まれます。

4 専修免許状の申請

教員免許状の授与申請には、一括申請と個人申請があります。

教員免許状は、教育職員免許法第5条第2項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって教育職員免許法に定める単位を修得した者は、原則的には個人が住居する都道府県教育委員会に免許状授与願の申請をすることによって教員免許状を取得することができます。

本学では、教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している（見込みも含む）学生の便宜を図るために、一定の要件を満たす者について大学が一括して埼玉県教育委員会に申請を行います。詳細については教員免許状一括申請説明会で説明いたします。また、学位記授与式終了後に開催する教員免許状授与式で免許状を授与します。

5 教員採用試験

教員採用試験は3月中旬から願書の配布が行われます。各都道府県の教育委員会に問い合わせて、願書を入手してください。

教育実習先が公立学校の場合、教員採用試験の受験が教育実習受け入れの条件となっている場合が多いので、願書の提出締め切りは必ず確認してください。教員採用試験の受験案内は、公立学校の場合、各都道府県のホームページで確認することができます。

6 模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ

模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップを実施する場合は、教職ガイダンス及び教職課程掲示板でお知らせします。教務課教職課程で申し込みの手続きをしてください。

教員志望の学生は、早期の教員採用試験対策が必要不可欠です。積極的に参加してください。

7 教職センターの利用（相談・支援）

教職センターでは、教員を目指している学生のために、教職関係の履修指導、教職相談、教職学生ボランティア等への参加、教員採用試験対策など教員になるための支援・相談を行っています。設置場所は26号館7階「教職センター室」、利用時間は月曜日～金曜日 9：00～17：00（担当が授業等でない場合があります）。

学生活動

《これだけは知っておきたい》

《学生活動を送るうえでの注意》

《学生活動充実のために》

これだけは知っておきたい

1. 学籍の確認

1. 1 学生証(身分証明書)

学生証は、埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。

学生証は、常に携帯してください。授業の出席確認や定期試験には学生証を呈示しなければなりませんが、忘れた場合には、26号館1階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

1. 2 学生証の交付と更新

新入生の学生証は、入学式終了後の「入学手続時」に交付します。

在学生は、毎年4月初めのオリエンテーション期間内に必ず更新手続きをしてください。

1. 3 学生証の再発行

学生証を紛失または破損してしまった場合は、直ちに再発行の手続き(再発行料:2,000円)をしてください。なお、再発行後に古い学生証が見つかった場合は、学生課に必ず返却してください。

1. 4 学生証の返却

修了の場合は、学位記授与式後に返却してください。

退学、除籍の場合は、直ちに学生課に返却してください。

1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正

身上申告書は、保証人・学生への通知や連絡及び万一の場合における緊急連絡等に使用する唯一の重要書類ですので、学生本人またはその保証人の身上に変更(保証人の変更・住所変更・改姓)などが生じた場合は、速やかに学生課にて手続きを行ってください。

大学からの文書による通知等は、届け出である住所宛に送付しますので、変更があった場合には速やかに手続きを行ってください。

2. 傷害保険・損害賠償保険について

2. 1 学生教育研究災害傷害保険・

学研災付常賠償責任保険(公益財団法人日本国際教育支援協会)

正課・課外活動中及び登下校途中の不慮の事故に備えて、学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付常賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、必ず1週間以内に学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。

なお、入院・通院の場合は、領収書を必ず保管しておいてください。

1. 保険金が支払われる場合

- (1) 正課中(講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間)の傷害事故
- (2) 学校行事中(入学式、オリエンテーション、学位記授与式など大学が主催する学校行事中)の傷害事故
- (3) キャンパス内にいる間の傷害事故
- (4) 課外活動中の傷害事故
- (5) 大学の登下校中(通常の通学路だけが対象です)及び大学施設等の相互間を移動中の傷害事故

- (6) 教育実習中の傷害事故
- (7) インターンシップ中の傷害事故
- (8) 外部卒研中の傷害事故
- (9) ボランティア活動や外部団体等のイベント協力中の傷害事故

2. 保険金が支払われない場合

故意、自殺、犯罪行為、疾病(急性アルコール中毒を含む)、地震、噴火、津波、無資格・酒気帯び運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登はん、スカイダイビング等、これらに類する危険度の高い課外活動。

3. 保険金の種類と保障額

		学生教育研究災害傷害保険	損害賠償責任保険
担保日数	正課・学校行事中	通院 1日目から補償	
	課外活動・キャンパス内休憩中		
	教育実習・インターンシップ	通院 14日以上	
	ボランティア活動		
	通学途中・学校施設間の移動中	通院 4日以上	
内容	正課・学校行事中	死　　亡 2,000万円	
		後遺障害 120万円～3,000万円	
		医　　療 3,000円～30万円	
		入　　院 1日 4,000円 (180日限度)	
	キャンパス内休憩中 他課外活動	死　　亡 1,000万円	対人賠償と対物賠償を 合わせて、1事故につき 1億円限度 (免責金額 0円)
		後遺障害 60万円～1,500万円	
		医　　療 3万円～30万円	
		入　　院 1日 4,000円 (180日限度)	
	大学施設等相互間 移動中	死　　亡 1,000万円	日本国内外の事故を 担保
		後遺障害 60万円～1,500万円	
		医　　療 6,000円～30万円	
		入　　院 1日 4,000円 (180日限度)	

2. 2 傷病見舞金制度

課外活動中の事故により、学生が医師の診療を受け、「学生教育研究災害障害保険」では保険金が支払われない通院日数が 4 日から 13 日までの場合、以下のとおり見舞金を贈ります。

通院日数 4 日から 7 日まで 5,000 円

通院日数 8 日から 13 日まで 10,000 円

2. 3 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入した学生のみ対象)

本学では、正課・課外活動中及び登下校時の不慮の事故に備えて「学生教育研究災害障害保険」に全学生が加入しています。しかしながら、この「学生教育研究災害障害保険」では、学内外における怪我や病気、他人の財物損壊の賠償などは補償されませんので、保険制度「学研災付帯学生生活総合保険」への加入(任意)を奨励しています。

本保険は(公財)日本国際教育支援協会が企画・運営しているもので、全国の大学の多くが加盟しており、通常料金の 30 パーセントの割引があります。詳細は学生課にお問い合わせください。プランにより補償内容が違いますのでパンフレットをご確認ください。

1. 補償内容

- (1) 賠償責任(学生本人が他人に怪我をさせたり、他人の物を壊した場合など)
- (2) 学生本人の怪我(学生本人が 1 日以上の通院または入院を要する怪我や死亡または後遺障害を被った場合)
- (3) 学生本人の病気(学生本人が 1 日以上の通院または入院を要する病気を被った場合)
- (4) 救済者費用等(学生本人が入院したり、搭乗した航空機や船舶が遭難した場合)
- (5) 育英・学資費用補償(扶養者が死亡したり、重度後遺障害を被った場合、また疾病により死亡)
- (6) 生活用資産(学生の生活用品・身の回りの品が盗難にあった場合)
- (7) 借家人賠償責任(家主に対して法律上の賠償責任を負った場合。)

2. 補償の請求場所

- (1) 問い合わせ先 : 保険屋さん 24 TEL 0495-34-3737 FAX 0495-34-3838
- (2) 引受保険会社 : 東京海上日動火災保険(株) TEL 048-521-4519 FAX 048-521-4593

3. 保険料(令和5年3月現在)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 博士前期課程 自宅生プラン | 23,110円 ~ (2年間) |
| 一人暮らし学生用 | 26,320円 ~ (2年間) |
| (2) 博士後期課程 自宅生プラン | 33,060円 ~ (3年間) |
| 一人暮らし学生用 | 37,650円 ~ (3年間) |

※ 全部で 6 種類のプランがあります。加入する際には必ず各プランの詳細を確認してください。

※ 入学後に加入する場合、保険料振込日の翌日から補償が開始されます。

3. 緊急災害対応について

1. 地震発生時の対応

(1) 授業中や授業時間外の場合

大きな揺れを感じたら、すぐに机の下に隠れましょう。揺れが落ち着いたら、非常階段を使いグラウンドに避難しましょう。エレベーターは地震時に停止し、中に閉じ込められるおそれがあるので、使用しないでください。

避難時には、建物からの落下物に注意し立ち止まらず、カバン等で頭を守りながら行動しましょう。

(2) 在宅中や通学途中の場合

自宅では、第一に安全な場所に隠れましょう。また、まくらやクッション等で頭を守ってください。

バスや電車に乗っている最中に揺れを感じたら、急停車に備え、手すりやつり革にしっかりとつかまりましょう。また、停車しても勝手に非常口を開けて車外に出たり、窓から飛び降りたりしてはい

けません。必ず乗務員のアナウンスに従って行動しましょう。

自動車の運転中に揺れを感じても、あわてて急ブレーキをかけないようにしましょう。急ブレーキは追突事故の原因となってしまいます。揺れを感じたらハザードランプを点灯させながらゆっくり移動し、車道の左側か空き地に停車してください。車から離れる時はキーをついたまま下車し、ドアはロックしないでください。

2. 火災発生時の対応

- (1) 普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。
- (2) 火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に努めてください。
- (3) 非常時の場合は、構内放送にしたがって行動してください。なお、放送のない場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)に避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。

警戒宣言が発令された場合

警戒宣言とは

「2~3日(または数時間)以内にマグニチュード8程度の大地震が発生することが予想される」場合に、大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が発表するもので、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

- ・宣言が発令された時点で全時限休講とします。
- ・構内放送により警戒宣言が発令されたことをお知らせします。
- ・地震の発生が数時間以内に予想される場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)へ避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。
- ・テレビやラジオ等で情報を収集し、安全な場所を確保するよう努めてください。
- ・警戒宣言が解除された場合は、通常授業を実施します。

学生生活を送るうえでの注意

1. ガイダンス

ガイダンスには、前・後期の履修に関するもの、就職に関するもの、ゼミナールに関するもの、教職課程に関するもの、奨学金に関するものなどがあります。いずれも重要なものですので、掲示やLiveCampusによる期日などの案内に注意し、必ず出席してください。

2. 大学からの連絡

大学から学生の皆さんへの連絡は、掲示板、ホームページ及びLiveCampusで行います。
掲示により公開された事項は、すべて伝達されたものとします。

**原則として、電話による問い合わせには応じられません。
必要なある時は、直接、学生課窓口に来てください。**

万が一、緊急で連絡する場合は、以下の電話番号を使用してください。

学生課(26号館1階)	TEL 048-585-6812	FAX 048-585-5939
工学研究科教務課(26号館1階)	TEL 048-585-6813	FAX 048-585-5939
人間社会研究科教務課(30号館1階)	TEL 048-585-6301	FAX 048-585-6302

災害等による緊急時には、必ず大学に連絡し、所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を聞いてください。

3. 通学定期乗車券

JR線、東武鉄道の通学定期券を購入する場合は、発行された学生証とJR、東武鉄道各駅に備付の「定期券購入申込書」に必要事項を記入し、各自購入してください。なお、学生証が通学証明書となりますので、あらかじめ学生証の裏面に氏名・学籍番号・現住所・通学区間を必ず記入しておいてください。それ以外の私鉄・都電・都バス・路線バス等で、別途、通学証明書が必要な場合は、学生課で発行しますので申し出てください。

**通学定期券の不正購入や不正使用は絶対にしないでください。
不正購入や不正使用した場合は、重い罰則を受けることになります。**

4. 学割証(学生旅客運賃割引証)

4. 1 学割証の利用条件

正課活動、課外活動、就職活動、帰省等のために遠距離で乗り物を利用する際、その乗車区間が片道 100km を超える場合は、学割証(学生旅客運賃割引証)を利用することができます。

4. 2 学割証の発行

学生課前の証明書自動発行機で発行ができます。

4. 3 学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は、発行日から 3 ヶ月間です。

5. 通学の方法

5. 1 スクールバスの利用

本学では、下記の各駅と大学間においてスクールバスを無料運行しています。運行時刻については、各掲示板及び正門ロータリー内のスクールバス発着所に掲示します。また、本学のホームページでも確認ができます。

なお、運行時刻に変更・追加等が生じた場合は、その都度ホームページで公開します。

1. 岡部駅(JR高崎線) ⇄ 大学(約 5 分)
2. 寄居駅(JR八高線・秩父鉄道・東武東上線) ⇄ 大学(約 25 分)
3. 森林公園駅(東武東上線) ⇄ 大学(約 50 分)
4. 伊勢崎駅(JR両毛線・東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 50 分)
5. 新伊勢崎駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 40 分)
6. 世良田駅(東武伊勢崎線) ⇄ 大学(約 30 分)
7. 太田駅(東武伊勢崎線・桐生線・小泉線) ⇄ 大学(約 50 分)

5. 2 自動車・バイクによる車両通学

自動車・バイク等による通学を希望する学生については、車両登録を行っていることを条件として、車両通学許可証を発行し、学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には、車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は、以下の条件を満たした場合に、車両登録を行うことができます。

1. 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
2. 原則として、公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり、通学距離が片道 4km 以上であること。
3. 対人保険金額が 8,000 万円以上、対物保険金額が 1,000 万円以上、搭乗者保険金額が 1,000 万円以上或いは人身傷害の補償額が 3,000 万円以上、且つ、運転者の運転者の年齢条件が適用になっている任意自動車保険に加入していること。

なお、未登録の車両で通学している学生については、学則による処分(懲戒)を行うことがあります。

車両登録を行い、車両による通学を許可された学生は、安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず、万が一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学生課 [TEL 048-585-6812] へ連絡してください。

5. 3 車両登録の方法等について

以下の手順で車両登録を行ってください。

1. 「車両通学許可願」を提出する

車両通学を希望する新入生については、「車両通学許可願」と「任意自動車保険契約書写し(コピー)」を、入学手続き時に提出してもらいます。なお、入学手続き翌日以降の提出については、隨時、学生課にて受け付けます。

2. 「交通安全講習会」を受講する

新入生オリエンテーション期間内に実施する「交通安全講習会」を受講してください。なお、新入生オリエンテーション期間内に「交通安全講習会」を受講できなかつた車両通学希望者は、学生課に申し出してください。

※ 「車両通学許可願」を提出していなくても「交通安全講習会」は受講することができます。

3. 「車両通学許可証」を受け取る

LiveCampus にて「車両通学許可証(バイク・原付はシール)」の配布時期をお知らせしますので、配布期間内に学生課で受け取ってください。

「車両通学許可証」の有効期限は、修了までを原則とします。乗用車の場合は、車両通学許可証を外から確認できるようにダッシュボードの上に置いてください。バイク・原付の場合は、シールを車両の目につく箇所へ貼付してください。

注意

- ・車両登録を行っていないなど、万が一、通学途中に車両で交通事故を起こしてしまっても、保険の申請に必要な通学認定ができません。
- ・車両登録してある内容(車種、保険等)に変更が生じた場合は、速やかに学生課に申し出してください。

5. 4 学生駐車場

本学には、学生駐車場・学生駐輪場があります。ルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては、必ず、以下の学内ルールを守ってください。

1. 学生車両は、正門からの進入を禁止します。
 2. 学内においては、徐行運転を厳守してください。
 3. 大乗殿前は緊急車両の駐車スペースのため、学生は駐車禁止です。
 4. 21号館(図書館棟)前及び26号館(正智塔)北の駐車場は外来者・教職員専用のため学生は駐車禁止です。
 5. バイク・原付・自転車にて通学する学生は、学生駐車場/駐輪場を利用して下さい。
- ※ 学内の駐車場や構内で盗難及び事故が発生した場合、大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各自が注意をしてください。

「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者等の自転車損害保険の加入義務化が規定されています。

県外から、埼玉県に移住した場合も条例の適用となります。

5. 5 交通事故が起こったときの対応等について

交通事故は、いつ何時起ころかわかりません。事故の大小にかかわらず、必ず学生課〔TEL 048-585-6812〕に連絡してください。

接触事故が発生したら、その場における当事者間の解決や口約束はせず、相手方には「今後のことについては、保険会社と相談しながら話を進めさせてください。」と伝えください。

1. 交通事故が起こったときの対応

〈事故現場において〉

- (1) 負傷者がいる場合、負傷者を救護し、119番へ通報する。
- (2) 事故車両を他の交通の妨げにならない場所に移動させ、2次災害を防止する。
- (3) 警察(110番)へ通報する。
- (4) 相手方の情報を記録(メモ/写真等)する。
 - ・氏名、住所、連絡先(免許証等で確認)
 - ・車名、車両の色、車両登録番号(車検証等で確認)
 - ・怪我の有無(相手方に確認)
 - ・相手方の保険会社が分かる場合は、保険会社名、証券番号、連絡先
- (5) 事故現場・損傷状況を記録(メモ/写真等)する。
 - ・事故日時及び場所、道路形態、信号機の有無や色、標識の有無
 - ・双方の走行速度、停止位置、接触箇所、損傷状況
 - ・目撃者がいる場合は、目撃者の氏名、連絡先

〈事故現場での対応が落ち着いたら速やかに〉

- (6) 加入している任意保険会社へ連絡する。
- (7) 学生課へ連絡し、事故報告書を提出する。

2. 事故を起こさない安全走行のポイント

- (1) 安全速度を必ず守る
- (2) 飲酒運転は絶対にしない
- (3) 運転中にスマートフォンや携帯電話等を使用しない
- (4) 十分な車間距離をとる
- (5) カーブの手前では十分速度を落とす
- (6) 交差点では必ず安全を確かめる
- (7) 横断歩道手前では減速、歩行者がいる場合は停止する
- (8) 薄暗くなったら早めにライトを点灯する
- (9) 睡眠不足など、体調がすぐれないときは運転しない
- (10) 長距離を運転するときは、定期的な休憩をとる
- (11) 自分の運転技術を過信しない

6. 学生食堂

※掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間が変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂営業予定表」を確認してください。

6. 1 大食堂

〔営業時間 10時30分～14時00分〕

大食堂は、22号館1階で営業しています。各種ランチ定食・カレー・ラーメン・スペゲティ・うどん・そば・弁当やおにぎりなどが一般価格より安く提供されています。

6. 2 カフェ・ロータス

[営業時間 8時30分～16時00分]

カフェ・ロータスは、31号館で営業しています。朝定食(100円～※数量限定)をはじめ各種定食やカレー等が食べられます。1階は76席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも20席あります。2階は女性専用のフロアになっています。28席のほかにパウダーコーナー等が設けられています。

なお、合宿等で朝・夕食を希望する場合やクラブ・サークルのコンパを計画する場合は、前もって連絡をしておくと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は、学生課窓口に「施設設備使用許可願」を提出してください。

7. セブン-イレブン埼玉工業大学店

[営業時間 8時00分～19時00分]

セブン-イレブンは、22号館(情報システム学科棟)1階にあります。各種劇場等のチケットの購入やATM、コピー機等、学生生活を応援する設備が整っています。

8. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について(遵守事項)

1. 学内では喫煙をしないこと。
2. 学内では飲酒をしないこと。
3. 火の元には十分注意すること。
4. 構内は清潔に保つよう心掛けること。

9. 学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は、それぞれ願出や届出をし、許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」・「学生の諸活動に関する規程細則」及び「学生の書類提出先」を参考にし、諸手続きを行ってください。詳細については、学生課へお問い合わせください。

9. 1 団体

1. 学生が、学内で団体を設立する場合は、「学生団体結成願」を作成し、クラブ連合会の承認を得たうえで学生課に提出してください。団体を解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。
2. 許可された団体は、毎年度5月末日までに「団体構成員名簿」を提出してください。届出のない団体は解散したものとみなされます。
3. 上記団体が学内外において活動を行う場合は、一週間前までに「大会・行事・練習・練習試合参加届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。

9. 2 集会

1. 学生が、学内において集会を行う場合は、3日前までに「学内集会届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 学内の集会に学外者が参加することは原則として許可されません。

9. 3 掲示

1. 学生が学内外においてビラ、ポスター、パンフレット、新聞などを掲示、または配布する場合は、前日までに「掲示許可願」もしくは「出版・印刷物配布許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 許可されたビラ、ポスターなどは、許可された期間のみ、指定された場所で配布もしくは掲示することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がしてください。

9. 4 大学の施設・設備等を使用する場合

1. 本学の施設・設備または物品等を使用する場合は、3日前までに「施設・設備使用許可願」もしくは、1週間前までに「学内物品使用許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 使用した物は、必ず期限までに返却してください。
3. 使用する際は、その保全に十分留意し、万が一、紛失した場合または破損させた場合は、速やかに学生課へ届け出て、その責任を負うことになる場合があります。

9. 5 学生活動の注意事項

1. [学内放送] いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。放送しようとする場合は、学生課に相談してください。昼休み時間や放課後に限り、許可する場合があります。
2. [金銭を伴う行為] 学内外を問わず、学生が、募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは、原則として認められません。
3. [学生の政治活動、暴力行為等] 学生または学生団体が、学内において政治活動を行うことは、いかなる場合においても認められません。また、暴力行為や教育を妨げるような行為、その他学生の本分に反する行為は許しません。

10. 紛失物・拾得物について

最近、学内で落とし物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機、関数電卓など精密で高価なもの、財布や通学定期、自宅の鍵や自転車の鍵、自動車の鍵などが多くなっています。また、スクールバス内での落とし物も目だっています。下車の際は十分注意してください。

誤って紛失してしまった、また拾得物があった場合には、直ちに学生課へ届け出してください。紛失物は、学生課で保管しています。貴重品以外は、26号館学生課入り口及び30号館教務課前に棚を用意して陳列しています。

※ 学生課での紛失物保管期限は、以下のとおりです。なお、保管期間が過ぎた物は処分します。

保管期間	品 物	処 分
直ちに本人へ連絡	身分証明書	
開封して本人確認後連絡	財布	
本人確認後連絡 または 3 カ月保管	USB メモリー ペンケース ノート 教科書	
6 カ月	現金	赤十字などへ寄付
	自転車	バザー
3 カ月	閑数電卓 電子辞書 携帯音楽プレイヤー 時計 ゲーム機 傘(ビニール系以外) 衣類・靴等 メガネ・イヤホン等 その他個人が特定できないもの	バザー
	傘(ビニール系)	再利用
	スマートフォン 鍵	廃棄
1 日	飲み物(ペットボトル)お菓子等 弁当箱・水筒	廃棄

バザーは、学園祭などにおいて開催し、売り上げは、日本赤十字社などに寄付いたします。

学生生活充実のために

1. 悩みごとなどの相談

1. 1 学生相談室

1. 学生相談室とは

学生相談室は、学生のみなさんが充実した学生生活を送るように支援するための場所です。専門の相談員(臨床心理士等)が個別相談に応じています。

相談内容は、学生生活全般、勉強、部活やサークル、人間関係、将来の進路、家庭の問題など、どんなことでもかまいません。学生生活の中でなにか心配なことや不安なこと、悩んでいることがありましたら、ひとりで悩まずに学生相談室を訪れてください。

相談内容と相談する人のプライバシーは守られます。安心して来室してください。

学生のみなさんのカウンセリングのほか、教職員や学生のご家族の方からの学生に関する相談もお受けしています。

※ 学生相談室に関する詳細は、埼玉工業大学学生相談室規程を参照してください。

2. 学生相談室の利用方法

相談室は原則予約制です。相談員との個別面談形式でお話を聞かせていただきます。

予約方法

- (1) 大学ホームページ予約フォームからの予約
- (2) メール予約
- (3) 電話予約

申し込みの際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。予約フォーム、メール予約の場合は学生相談室から折り返し連絡が来てから予約完了となります。

相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の方が面談に同席することもできます。

なお、面談中は電話に出られないこともありますので、その際は電話をおかけ直しいただくか、メールにてご用件をお知らせください。

- 場 所： 26号館6階 2662室・2666室（面談用のお部屋が2つあります）
- 開設時間： 午前9時30分～11時30分
午後12時30分～4時00分（土日・祝日は閉室）
- 電話番号： 048-585-6879（学生相談室直通）
- e-mail : soudanshitsu@sit.ac.jp

学生相談室のページには以下のQRコードからアクセスできます。

学生相談室のページ(大学ホームページ)

学生相談室 予約フォーム



1. 2 学生委員について(学生相談)

学内には研究科・専攻ごとに学生相談を担当する学生委員がいます。身近な生活の悩みやトラブル、苦情等も隨時受け付けていますので、気軽に相談してください。

また、「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

相談をする場合は、研究室に出向くか、メールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせ

て面談日などの確認をしてください。

学生課を通じての相談も可能です。

●工学研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	性別	TEL	メールアドレス / ()は研究室
機械工学専攻	五味 伸之	M	048-585-6882	n_gomi@sit.ac.jp (27号館5F)
生命環境化学専攻	秦田 勇二	M	048-585-6868	hatada@sit.ac.jp (27号館3F)
情報システム専攻	曹 建庭	M	048-585-6854	cao@sit.ac.jp (19号館2F)

●人間社会研究科の学生委員一覧

専攻	学生委員氏名	性別	TEL	メールアドレス / ()は研究室
情報社会専攻	中川 善裕	M	048-585-6324	nakagawa@sit.ac.jp (30号館4F)
情報社会専攻	本吉 裕之	M	048-585-6872	motoyoshi@sit.ac.jp (30号館5F)
心理学専攻	三浦 和夫	M	048-585-6332	kmiura@sit.ac.jp (30号館4F)
心理学専攻	伊藤 淳子	F	048-585-6323	jito@sit.ac.jp (30号館4F)

1. 3 ハラスメントの防止と相談について

ハラスメントとは、目的はどうであれ、他の人に不快感や屈辱感などの精神的苦痛、身体的苦痛、不利益を与える人権侵害行為を指します。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントはハラスメントの代表的なものであり、教育研究機関の場におけるハラスメントは、アカデミックハラスメントといわれています。ハラスメントを厳密な意味で区分することは難しく、複数の要素が重なってより深刻なハラスメントになってしまい可能性もあります。

本学では、ある言動がハラスメントに該当するかは言動を行った者の意図にかかわりなく、原則として受け手の主観的判断を基準とします。

※ ハラスメントに関する詳細は、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程を参照してください。

ハラスメントにあった時やハラスメントではないかと感じた時には、ひとりで悩みを抱え込まずに学生ハラスメント相談室に相談してください。ハラスメント被害を受けた本人からだけではなく、第三者からの相談も受け付けています。

学生ハラスメント相談室について(原則予約制)

- 場 所： 26号館6階 2662室・2666室
- 開設時間： 午前9時30分～11時30分
午後12時30分～4時00分（土日・祝日は閉室）
- e-mail : harasou@sit.ac.jp

予約方法

- (1) 大学ホームページ予約フォームからの予約
- (2) メール予約
- (3) 電話予約

予約フォーム、メール予約の場合は学生ハラスメント相談室から折り返しの連絡が来てから予約完了となります。

- ・ 予約の際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程(日にち、時間)をお知らせください。
- ・ 相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の方が面談に同席することもできます。
- ・ ハラスメント相談室では、相談に際しハラスメントの被害を受けた相談者のプライバシーを最大限保護し、秘密を厳守します。
- ・ ハラスメント相談員は、相談者の事情を聞き、相談者の立場に立って迅速に対応します。安心してお越しください。

- ・ハラスメントに関する相談をしたことを理由に不利益な取り扱いをされることはありません。

学生ハラスメント相談室のページ
(大学ホームページ)



学生ハラスメント相談室
予約フォーム



1. 4 「配慮願」の申請について

本学における「配慮願」とは、短期間に回復しない心身の障害などにより授業や学生生活に何らかの困難がある学生が、大学生活を送るうえで必要な配慮を大学に申し出ができる制度です。大学との協議を経て、合理的配慮を受けることができます。

1. 申請期間

随時受け付けます。ただし申請手続きに時間を要するため、授業開始後2週間までが望ましいです。新たに病気・障害等が発生した場合、あるいは病気・障害等の状態が変わった場合はその都度申し出を受け付けます。

2. 申請の流れ

- (1) 本人もしくは保証人が学生課に申し出る。
- (2) 本人（及び保証人）、学生相談員（臨床心理士等）で面談を実施し、「配慮願」の説明等を行う。
- (3) 必要に応じて以下の書類を本人もしくは保証人が学生課へ提出する。
 - ・配慮願（面談の際に書式を渡す）
 - ・障害者手帳、医師の診断書など、病気・疾患・障害等を客観的に証明できるもの
- (4) 本人（及び保証人）、学生課長、学生相談員で面談を実施し、病気・障害等の詳細や必要な配慮の内容について話し合う。
- (5) 必要に応じて教務課等と協議しながら、面談の内容をもとに学生相談員が配慮申請書を作成する。
- (6) 本人（及び保証人）が配慮申請書の内容を確認したのち、学生課長、学生相談員が配慮申請書を専攻主任に提出し、説明する。
- (7) 配慮申請書に基づき専攻において対応を協議する。
- (8) 専攻主任との共有内容を、学生相談員から本人（及び保証人）へ伝える。
- (9) 配慮・サポートの内容を、学生相談員・学生課・教務課から講義担当者、必要部署へ通知する。

2. 学習支援センター

2. 1 学習支援センターとは

学習支援センターは、みなさんの学習活動を支援するため、21号館（図書館棟）内に設けられた施設であり、学習相談や支援セミナー、ワークショップなどを実施しています。学習相談では、語学をはじめとした人文系科目から理数系科目までの広い領域を専門とするチューター（教員）とティーチングアシスタント（大学院生のTA）が、みなさんの自主的な学習をサポートします。講義期間中の月曜日から金曜日まで利用することができます。支援セミナーでは、主に高校数学と高校物理の復習を目的として専任チューターが講師となり、スケジュールに従って単元ごとの解説を行っています。大学での授業を理解するのに必要な数学と物理の基礎を学ぶことができます。

ワークショップでは、学ぶことの楽しさを知ってもらうために、さまざまなテーマで体験型の授業を行っています。気軽に受講でき、普段の講義では得られない体験をすることができます。

勉強や生活のことで尋ねたいことがあるとき、レポートを書いて聞いて聞きたいことがあるとき、空いた時間に自習したいとき、どうぞ学習支援センターの扉を開けてください。ノックなど不要です。教科書や参考書などもたくさん用意していますから、自習にも最適です。

2. 2 利用できるもの

学習支援センターには、勉強に必要なさまざまなもの、たとえば、授業に使う教科書や、辞書・参考書・問題集などが豊富に用意されています。これらはセンター内で自由に利用することができます。コピー機もありますので、自習するには便利でしょう。さらに、ネットワークに接続されたパソコン・コンピュータも用意しています。情報検索やレポート作成などに利用することができます。

2. 3 担当教員

学習支援センターには、チューター及びティーチングアシスタントが在室しており、学習のことについて質問・相談ができます。

チューターの専門分野は物理・化学から文学・哲学までと幅広く、さまざまな相談に対応することができます。語学のこと、数学、物理、化学、情報、教職など、知りたいことが生まれたら支援センターに行ってみましょう。コンピュータについても、基本的な使い方からプログラミングのことまで相談することができます。

勉強のことで質問したいときは、担当曜日・時間を確認して訪ねてみましょう。もちろん、そのチューターの専門分野以外の用件であっても利用できます。また、支援センターから各科目の先生に連絡をとり、相談することも可能です。

2. 4 開館時間

原則として、月～金曜日は 10 時 30 分から 18 時 30 分まで開館しています。

開講科目、担当教員、開講時間などの詳細は、埼玉工業大学学習支援センターホームページで確認してください。

3. 健康相談

心身が健康であってこそ、学生生活を楽しむことができます。病に倒れてしまっては何もできません。身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

3. 1 保健室の利用

授業中や課外活動中など学内での体調不良や、思ひぬケガをしたときは、すぐに保健室または学生課へ申し出てください。

場所：21号館(図書館)1階

※ 開室時間は、学生掲示板及びLiveCampusにてお知らせいたします。

3. 2 定期健康診断

学生課では、毎年、全学生を対象とした、定期健康診断を実施しています。

新入生は、4月のオリエンテーション期間内に、1年生から3年生は、2月上旬に行っています。

定期健康診断は、学生の皆さんの健康維持、疾病の早期発見のために毎年行っていますので、必ず受診するようにしてください。

定期健康診断の実施項目は、以下の通りです。

X線間接撮影、尿検査、血圧、視力、色覚、内科検診、身体計測(身長、体重)、血液検査

定期健康診断の実施日は、LiveCampusにてお知らせいたします。

健康診断に無関心でいると、取り返しのつかない事態になります。就職の斡旋や日本学生支援機

構の奨学生推薦ができないことがありますので十分注意してください。

3. 3 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生は、健康診断書を発行することができます。

就職活動に必要な書類ですから、必ず受診してください。

健康診断書の発行は、26号館学生課前の証明書自動発行機で行ってください。

手数料は1通300円です。なお、最終学年の学生が就職活動に使用する場合は1通100円です。

3. 4 健康診断結果報告書の発行

定期健康診断を受けた学生には、LiveCampus(学生カルテ内)で健康診断結果報告書を公開します。受診したそれぞれの項目の検査結果が一目でわかるものです。医師による総合判定のコメントを参考にして、「検査を要する」との判定には、医師の再検査を至急受け、再検査の結果を学生課に報告してください。

3. 5 保険証の携帯

保険証は常に携帯し、思いがけないケガや病気に備えるよう心がけてください。

3. 6 飲酒の恐ろしさ

1. 「イッキ飲み」の禁止

「イッキ、イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは、体内のアルコール分解のサイクルを無視した非常に危険な飲み方です。肝臓での代謝が追いつかず、アルコールの血中濃度が急速に高まって、呼吸中枢などの中枢神経が麻痺(マヒ)してしまう急性アルコール中毒になりやすいのです。時には脳の麻痺が進み、意識が混濁、呼吸も麻痺して死に至る場合もあります。

酔いつぶそうと思って飲ませ死なせたら『傷害致死罪』、そんな意図がなくても、相手が酒に溺れて死亡したら『過失致死罪』、一緒に飲んで相手が泥酔の状態におち、そのまま放置したら『保護責任者遺棄』、さらに死傷に至ったら『遺棄致死傷』等、法的な処分が科せられます。この問題は他人ごとではなく、本学でもここ数年、新入生歓迎コンパやサークル活動の仲間内の飲み会等で“急性アルコール中毒”で病院に運ばれた学生が少なくありません。

お酒は適量飲めばストレスが発散され、場の雰囲気も盛り上がり、時には楽しいものです。しかし、誤った飲み方をした場合には、どんな人でも死に至る恐ろしいものもあります。大学生だからといって無理をしても平気だらうと自負している学生は、考えや認識を改める必要があります。

2. 飲酒の心得 5ヶ条

- (1) 「イッキ」飲みは決してしない、させない
- (2) 飲めない人にはすすめない
- (3) 体調が悪い日、風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは、飲まない
- (4) 食べながら、ゆっくり飲む
- (5) 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる

3. 「20歳未満の者の飲酒」の禁止

日本では「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」によって、20歳未満の飲酒が禁じられていますが、その目的は未成年者をアルコールの害から守ることにあります。

人間の成長期は心身ともに未発達です。アルコール分解能力も大人に比べて未熟なため、脳細胞への悪影響、性ホルモンを作り出す臓器の機能が抑制されるなど、未成年者の飲酒は健全な発育を阻害することになります。

4. 「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断能力が必要ですが、お酒を飲むことによってそうした能力は低下します。飲酒による視力の低下はいちじるしく、視野は狭くなってしまいます。末梢神経の反射運動能力が損なわれ、集中力が落ち、スピードの出しすぎ、ブレーキの踏み遅れやハンドル、アクセルの操作が乱暴になります。

酒気帯び運転、酒酔い運転は、一步間違えば本人だけでなく、関係のない他人をも悲劇に巻き込む重大な事故につながります。道路交通法で「何人も酒気を帯びて運転してはならない」と言って

いるのは、こうした飲酒運転の恐ろしさによるものなのです。一口でも飲んだら車の運転はしない、運転をするなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

- 詳細は、以下の「(公財)アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。
<http://www.arukenkyo.or.jp/>

3. 7 エイズに関する基礎知識

エイズ(AIDS)は、Acquired Immune Deficiency Syndrome の頭文字をとったもので、日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。エイズを起こすウイルスはHIV(ヒト免疫不全ウイルス)といい、一般的にエイズ・ウイルスと呼ばれます。

エイズは、外から感染したエイズ・ウイルスによって、からだの免疫機能が破壊され、さまざまな病原体に感染しやすくなる病気です。治療方法も進歩し、延命できる人も増えてきましたが、まだ治すことが難しい病気です。また、だれもかかりうる病気です。感染経路は性行為・血液・母子感染の3つです。急増しているのは性行為感染です。正しい予防をしなければ、だれもHIVに感染する危険性があります。日常生活(握手・入浴・食べ物を分け合う・プール)では感染しません。HIVに汚染された血液・精液・膣分泌液の粘膜への直接接触を防ぐことで十分に予防できます。現在のところ、性行為感染を防止できる確実な方法はコンドームの正しい使用です。

自分が感染したかもしれないと思われる場合は、ためらわずに検査を受けてください。一応の目安として、最後の性交から、12週間たってから後の検査をお勧めします。

- 詳細は、以下の「(公財)エイズ予防財団」のホームページを確認してください。

<https://www.jfap.or.jp/>

専門の相談員が直接お答えします。

フリーダイヤル 0120-177-812 (携帯電話からは 03-5259-1815)

機関ではプライバシーが守られるように、きちんと配慮がされております。

全国の保健所でも匿名で相談または検査が受けられます。費用は原則無料です。

3. 8 禁煙運動について

タバコはなぜよくないか(百害あって一利なし)

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に4倍以上。また喫煙は動脈硬化を促進したり、ビタミンCが大量に消耗されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙(本人が吸ったタバコの煙)よりも副流煙(間接喫煙:他人が吸ったタバコの煙)のほうが強いため、家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから本学も学生諸君の健康を守るため、また、快適な空間を維持するため禁煙運動を推進しています。

3. 9 大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について

たった一度の使用が人生を台無しに!

昨今、報道されている「大学生による大麻等違法薬物の所持・乱用」ならびに「危険ドラッグの服用によって引き起こされた事故・事件」が大きな社会問題になっています。大麻を始めとする違法薬物や危険ドラッグは、その使用ばかりでなく、所持・栽培・製造・売買等も、法律で厳しく罰せられます。

違法な薬物の使用は、自身の健康と精神を破壊し、悲惨な学生生活につながってしまいます。

学生の皆さんには、違法薬物や危険ドラッグの所持、使用の危険性を十分認識し、本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く望みます。

- 詳細は、以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/

3. 10 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは20歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス(HPV: Human Papilloma virus)」の感染が関連しているとされており、HPVは性交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約8割が50歳までに感

染を経験すると言われています。検診により、HPV 感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができます。治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

- 詳細は、以下のホームページを確認してください。

国立がん研究センターがん対策情報センター

<https://www.ncc.go.jp/jp/cis/>

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会

<https://love49.org/>

子宮頸がん予防情報サイト「もっと守ろう」

<https://www.shikyukeigan-yobo.jp/>

3. 1.1 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のためには、本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【深谷地区】

佐々木病院	(内、外、整、形成、脳外、循、皮、リハ)	深谷市西島 2-16-1 048-571-0242
桜ヶ丘病院	(内、消、婦、循、小)	深谷市国濟寺 408-5 048-571-1171
益岡医院	(内、外、整、消、循)	深谷市岡部 1249-10 048-585-5657
上柴クリニック	(内、外、消、循、放)	深谷市上野台 2321-2 048-574-7770
はしもとクリニック	(内、外、消、血内)	深谷市西島町 2-2-2 048-551-8410
ふかやクリニック	(内、整、リハ、リウ、心内、精、消、小)	深谷市宿根 245-1 048-574-0022
あだち医院	(内、消、外、リハ)	深谷市上柴町東 5-15-14 048-551-0222
清水内科クリニック	(内、消、循、リハ)	深谷市人見 445-1 048-573-1197
白倉医院	(内、消、小)	深谷市稻荷町 3-3-1 048-571-0169
四元医院	(内、外)	深谷市上柴町西 1-4-1 048-573-5200
今井医院	(内)	深谷市寿町 52 048-572-7728
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048-571-2301
石川医院	(耳)	深谷市西島 3-17-65 048-571-0038
正田眼科	(眼)	深谷市稻荷町 1-2-15 048-571-1198

【深谷地区】

ふかや眼科	(眼)	深谷市西島町 3-14-8 048-572-3910
高橋眼科医院	(眼)	深谷市栄町 1-47 048-571-0318
橋本歯科医院	(歯)	深谷市山河 1234-2 048-585-1101
新井歯科医院	(歯)	深谷市上柴町東 5-14-12 0120-860-441
大濱歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19-14 048-573-8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048-573-7800

【本庄地区】

本庄総合病院	(内, 小, 外, 整, 脳外, 眼, 耳, 皮, 泌)	本庄市北堀 1780 0495-22-6111
本庄駅前病院	(内, 外, 整, 形, 消, 肛, リハ, 皮)	本庄市駅南 1-2-32 0495-22-2163
田所医院	(内, 外, 循, 放, 呼, 消, 整)	本庄市けや木 1-8-2 0495-22-3445
岡病院	(内, 消, 循, 泌)	本庄市北堀 810 0495-24-8821
上武病院	(内, 精, 歯)	本庄市小島 5-6-1 0495-21-0111
松本産婦人科医院	(婦, 産, 女性内科)	本庄市千代田 1-1-26 0495-24-3377
服部クリニック	(眼, 耳)	本庄市東台 4-1-22 0495-24-4671
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495-21-2160
中央歯科医院	(歯, 矯正)	本庄市駅南 2-15-3 0495-21-1807

【熊谷地区】

熊谷総合病院	(内, 外, 胃, 産, 耳, 小, 眼 整, 皮, 泌, 脳, リハ, 放)	熊谷市中西 4-5-1 048-521-0065
藤間病院	(内, 外, 消, 循, 整, 泌, 産, 整)	熊谷市末広 2-137 048-522-0600
ティアラ 21 女性クリニック	(婦人科内科・女性の心と身体の 悩み相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 5F 048-527-1122
はぎわら眼科	(眼)	熊谷市玉井 1744-1 048-533-1177

4. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物とともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。奨学金関係の事務は、学生課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与または給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべて LiveCampus にて案内しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

4. 1 大学院特別奨励金制度

1. 目的 研究活動が顕著である者に対して、研究活動の更なる発展を支援するため。
2. 資格 レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうち特に評価が高かったもの。
3. 授与額 1件につき 10万円
4. 採用方法 学長が推薦し、理事会審査を経て、毎年 3月に決定する。

4. 2 大学院奨学支援金制度

1. 目的 経済的な理由により学費の支払いが困難なものに奨学支援金を貸与して、経済的に支援するため。
2. 資格 埼玉工業大学大学院学生及び入学予定者。
3. 貸与額 授業料及び施設設備費の額の範囲。
4. 採用方法 本人からの申請に基づき、大学院学生委員会で審査し、理事会が奨学支援金額を決定する。
5. 返済時期 原則として修学年限までとする。

4. 3 日本学生支援機構奨学金（貸与奨学金）

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度です。貸与奨学金には、「第一種奨学金」（無利子）と、「第二種奨学金」（有利子）があります。このほかに、入学時の一時金として「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）があります。

1. 貸与月額

第一種奨学金		第二種奨学金
自宅通学者の場合	2~4万円または 5.4万円 〔学生が選択〕	2~12万円 〔学生が選択〕
自宅外通学者の場合	2~5万円または 6.4万円。 〔学生が選択〕	

2. 入学時特別増額貸与奨学金

- (1) 入学時特別増額貸与の対象者は、4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望するものです。
- (2) 申込みは、所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く）、または申込時の家計基準における認定所得が 0（ゼロ）評価となる者の子弟に限られます。
- (3) 貸与額は、10・20・30・40・50 万円から選択できます。
- (4) 奨学金の第 1 回目の振込時に全額が上乗せされます。
- (5) 入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

3. 募集時期

4月中旬頃に募集を行います。状況により追加募集や二次募集を行うこともあります。

募集・継続の手続については、すべて LiveCampus にて案内しますので、見落としのないよう注意し、必ず説明会に出席してください。

**家計支持者の失職・急死または火災や災害(台風・地震)等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用(応急・緊急)があります。
学生課に相談してください。**

- 詳細は、以下の「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。

<https://www.jasso.go.jp>

4. 4 日本学生支援機構奨学金（給付奨学金・授業料等の減免）

経済的理由で大学・専門学校への進学をあきらめないよう、世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりととした「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができます。また、給付型奨学金の対象となれば、大学・専門学校等の授業料・入学会も免除または減額されます。

1. 募集時期

4月中旬頃に募集を行います。状況により追加募集や二次募集を行うこともあります。

募集・継続の手続については、すべて LiveCampus にて案内しますので、見落としのないよう注意し、必ず説明会に出席してください。

- 詳細は、以下の「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。

<https://www.jasso.go.jp>

4. 5 留学生関係の奨学金制度

1. 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

2. 公益財団法人ロータリー米山記念奨学金

3. 公益財団法人平和中島財団奨学金

等に実績があります。

詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度 LiveCampus にて案内します。

不明な点については、学生課に問い合わせてください。

4. 6 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板に掲示及び LiveCampus にて案内します。

4. 7 教育ローン

「国の教育ローン」 教育一般貸付(日本政策金融公庫)

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学する学生等の家庭を対象とした公的な融資制度です。

① 融資額 学生・生徒 1人あたり 350 万円以内

※ 一定の要件に該当する場合は 450 万円以内

② 利率 年 1.95% [母子家庭は年 1.55%] (令和 4 年 12 月 1 日現在)

③ 返済期間 18 年以内

④ 用途 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

⑤ 返済方法 毎月元利均等返済 (ボーナス時増額返済も可能です)

⑥ 問い合わせ 教育ローンコールセンター

電話番号 : 0570-008656 (ナビダイヤル) または 03-5321-8656

- 詳細は、以下の「日本政策金融公庫(国の教育ローン)」のホームページを確認してください。

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

4. 8 提携教育ローン

1. オリエントコーポレーション学費サポートプラン(学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間中における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です(来店や所得証明書は不要です)。

① 申込先 (株)オリエントコーポレーション

資料請求先：学費サポートデスク

電話番号：0120-517-325 (平日 9:30～17:30)

※ 大学のホームページより申込みが可能です。

② 利用対象者 本学に入学または在学する学生の保証人

※ 審査結果により、このプランの利用ができない場合があることを了承ください。

③ 対象費用 入学金・授業料・諸会費等の学校納付金

④ 利用可能額 納付書記載金額(利用累計 500 万円まで)

利用金額は、(株)オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。

申込に必要なものは、新入生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。

⑤ 返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納(在学期間中利払)」のどちらかを選択します。

利率は、固定金利 年率 3.3% (令和 4 年 12 月 1 日現在)

⑥ 利子補給 利子補給期間は在学中に限り、給付は埼玉工業大学より奨学金として、保証人の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は年率 5% となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。

⑦ 問合せ先 埼玉工業大学会計課

電話番号：048-585-6810 (平日 9:00～17:30)

2. 群馬銀行教育ローン

本学と提携する(株)群馬銀行の教育ローンで、金利の優遇があります。詳しくは、(株)群馬銀行のホームページ(<https://www.gunmabank.co.jp/teikei/kyoiku/>)で学校コード(ID):92910 を入力するか、学費の納入書に同封してあるパンフレットをご参照ください。ただし、この提携教育ローンは利子補給制度の対象とはなりません。

5. 生活相談

学生生活を送るうえでの相談を、学生課が対応しています。

5. 1 アパートの紹介

自宅から通学できない学生のためにアパートを斡旋しています。最新の情報は、学生課にて確認してください。

1. 住まいを借りるときの心構え

(1) トラブルを避けるために契約内容(敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等)をよく確認してから契約してください。

また、近隣の生活環境等を確認し、必ず物件の下見をしてください。

下見をする場合、家主さんや不動産会社に日程を連絡してから訪ねてください。

(2) 「家主さんとの直接契約の物件」と「不動産会社の物件」と 2 種類あります。それぞれ契約内容が違いますので、注意してください。

※「家主さんとの直接契約の物件」は、大学近隣の家主さんからの物件で、大学から安価な家賃の設定を依頼しています。

※「不動産会社の物件」は、近隣の不動産会社の情報を記載しています。契約内容はそれ異なるので、十分注意してください。

- (3) 部屋の条件に納得できたら、賃貸契約をしてください。
- (4) 契約後、不都合なことがあつたら、学生課に相談してください。
- (5) 入居後は、騒音などには十分な配慮をしてください。
- (6) 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。契約時に家主さん、不動産会社から情報を集め、近隣に迷惑をかけないよう心掛けてください。
- (7) あらゆるトラブルには誠心誠意あたり、それでも解決できない場合は、学生課に相談してください。

部屋が決まり、引っ越しを終えたら、いよいよ新生活が始まります。一人暮らしは自立への第一歩。お金もしっかりと管理しなければなりません。予算内で生活できるよう金銭を管理することが大切です。「収支のバランス」を常に心がけて生活しましょう。

5. 2 アルバイトの紹介

アルバイトは、学業を優先に考え、無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。

深夜におよぶアルバイトに就き、授業を犠牲にして退学する学生も見受けられます。健康を害さないよう、学生各自が慎重に選んでください。

26号館1階掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあつた場合は、直接求人先に連絡してください。また、アルバイトを始める前に労働条件などをよく確認し契約してください。

なお、不安や疑問がある場合は、遠慮なく学生課に相談してください。

5. 3 国民年金の加入

満20歳になると国民年金への加入が義務づけられています。これまでに、国民年金に加入していないかったために、在学中に事故や病気で障害の状態になつても、障害基礎年金が受けられなかつたという事例もあります。20歳になつたら必ず国民年金に加入してください。

1. 国民年金は、こんなリスクに対応

(1) 障害基礎年金

国民年金の被保険者が障害を負つた場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

(2) 老齢基礎年金

原則として65歳から受け取ることができる。受け取るために、国民年金の納付期間や免除期間およびカラ期間(合算対象期間)と、厚生年金に加入していた期間を合算し、10年以上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

(3) 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった60歳以上65歳未満の国内に住んでいる人が亡くなつた場合に、18歳未満の子をもつ妻や、両親のいない18歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や、受給資格の要件を満たす人が亡くなつた場合にも支給される。ただし、死亡した人について保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること。

2. 国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは、所得が少なく保険料を納めることができない20歳以上の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続窓口は、学生課です。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

5. 4 悪徳商法【こんな手口が君を狙っている】

1. 訪問・通信販売等への注意

大きな社会問題となっている「悪徳商法」のほこ先が学生に向けられ、ここ数年、訪問販売・街頭アンケート・通信販売・インターネット通販などの悪徳商法に引っかかりトラブルに巻き込まれ苦労している学生が後を絶ちません。これら悪徳商法について、代表的な実例を紹介します。安易な気持ちで契約を結ばないよう、くれぐれも注意することが必要です。

〈悪徳商法の実例〉

(1) 資格取得商法

特定の民間団体が、さも所轄官庁の認可を受けたかのように装ったものや、大学が承認している資格と称して、通信教育などの手段で資格が得られることをうたい文句に、実態の不明確な講習会や国家試験として資格を売るもの。

(2) キャッチ・セールス

街で通行人に「アンケートに協力してください」などと声を掛け、長時間執拗に説得されたのち、化粧品や健康食品、エステなどの高額なクレジット契約をさせるもの。

(3) アポイント商法

突然、下宿・アパートや自宅に手紙や電話などで「〇〇賞品が当選しました」などといって誘い出し、実益のない特典をたくさんに説明し、パソコンやビデオなどを売りつけるもの。

(4) マルチ(まがい)商法

ネズミ講と商品販売を組み合わせた方法で、次から次へと会員を増やしながら会員数(集金組織)を拡大していくことにより利益を上げるもの。

(例) 自動車部品、化粧品、洗剤、教材の販売等

(5) かたり商法

消防署、保健所などの公的機関から来たとかたり(思われ), 消火器等の商品を売りつけるもの。

(6) ネガティブ・オプション商法

注文していないのに勝手に商品を送りつけ、代金を請求してくる図々しい方法です。代金を支払う義務も返す義務もありません。ただし、送られてきたものは14日間保管する必要があります。(業者に引き取り請求した場合は7日間)

その後の処分は自由です。自分が注文していないものは受け取りを拒否しましょう。

(7) インターネット通販トラブル

最近非常に多くなっているのがこのトラブルです。インターネットで商品を注文して、料金を支払ったにも係わらず商品が届かない。ホームページ自体が削除されている等です。所在地や担当者名、電話番号等に不備があるショップとは取引をしないでください。

2. クーリング・オフ(Cooling off)

「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧説販売などの不意打ち的な販売で断り切れず契約したとき、一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込みまたは締結した契約を無条件で撤回・解除ができる制度のことです。

クーリング・オフの期間は、契約した日から8日以内、マルチ・現物まがい商法は14日以内です。この期間内に、書面で、「クーリング・オフ」を業者に通知しなければなりません。その際は、電話でなく、必ず書面(出来れば「内容証明書郵便」が望ましい)にて対応してください。ハガキで出す場合はコピーを取って「簡易書留」で送付してください。

クレジット払いのときは、念のため業者と同様の書面をクレジット会社にも送付する必要があります。なお、郵便・電話・FAXなどで申込む通信販売は、クーリング・オフの適用がありませんので注意してください。

3. 困ったときの相談先は?

- (1) トラブルに巻き込まれたら、直ちに学生課〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。
- (2) (一財)日本消費者協会消費者相談室 TEL 03-5282-5319
<https://jca-home.jp/sodan/>
- (3) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 TEL 048-524-0999
<http://www.kokusen.go.jp/map/11/center0039.html>
- (4) 最寄りの消費生活センター

4. 悪徳商法から身を守る7ヶ条

- (1) 勇気を持ってきっぱり断る。「いいです。」「結構です。」とあいまいな言葉は使わない。
- (2) 「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意。
- (3) 知らない電話番号にかけない、メールに返信しない。怪しいサイトに入らない。
- (4) 商品の本質を見極める。本当に欲しいか自分に問い合わせる。
- (5) 契約書は、その場でしっかりと読む。契約は慎重に。
- (6) クレジット1回分の価格に惑わされない。甘い誘惑とやさしい言葉に気をつける。
- (7) 1人で悩まず家族や身近な友人等に早く相談する。

6. 厚生施設

6. 1 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所:埼玉県深谷市樫合 763, TEL: 048 - 574 - 5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に学生証を提示し、利用料金 800 円の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

- 詳細は、以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。

<https://patio.or.jp/>

就 職

就 職

1. 就職指導と就職斡旋細則

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のPR、就職先開拓のため、学内にキャリア支援センター、就職課、就職委員会が設けられています。

キャリア支援センター、就職課では、就職を希望する学生に対して、就職活動準備講座（筆記試験対策・各種業界研究・面接対策研修・エントリーシート対策・履歴書対策等）、就職ガイダンスを行い、個別相談にも応じています。また、学生は、希望の企業に応募することはもちろん、教授名で推薦を受ける『教授推薦』制度も利用できます。

また、1年次から本学に寄せられる多くの求人情報データの閲覧が可能です。学籍番号・パスワードを用いて、本学ホームページから「SAIKOナビ」にアクセスすることで、学内はもとより自宅のパソコンやスマートフォン等からも簡単に求人情報を検索できます。同ナビ上で、就職活動準備講座等の申込みもできます。

なお、学生の就職関連の手続き及びキャリア支援センター、就職課の事務処理などは、次の就職斡旋細則に基づいて行われます。

就職活動においてわからないことがあれば、キャリア支援センター、就職課にご相談ください。

2. 就職斡旋細則

1. 本学は職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生の就職斡旋を行う。

(1) 本学において就職斡旋を希望する学生（以下希望者という）は、本細則を遵守しなければならない。

(2) 卒業生及び中退者についても、本細則を準用する。

2. 就職希望者（自営、縁故、自由応募を含む）は、所定の登録をしなければならない。

3. 求人先に対する推薦及び斡旋手続は、原則として、同一時期一箇所とする。

4. 推薦を受けた希望者は、求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

もし、正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨をキャリア支援センター、就職課及び求人先に届けなければならない。尚、選考試験通知、採否（内定）通知などは、直ちにキャリア支援センター、就職課に届出なければならない。

5. 推薦を受け、最初に採用内定のあったところをもって就職先と決定する。

従って、他に応募中のところがあればその応募を辞退し、その後は就職の斡旋は受けない。

6. 就職に関する連絡は、学内掲示板またはSAIKOナビ内のお知らせやメール配信にて行う。

7. 就職希望者は、この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

就職に関して好ましからぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し、または中止する場合がある。

図書館

1. 図書館

1. 1 開館・休館日

開館日は、月曜日から金曜日まで、午前9時から午後8時までとする。ただし、春期・夏期・冬期休業期間中は、開館時間が変更される。

次の日は、休館とする。

- ① 土曜日・日曜日
- ② 国の定める祝日及びその振替日（授業を実施する日は除く）
- ③ 春期休業期間の一定期間
- ④ 夏期休業期間の一定期間
- ⑤ 冬期休業期間の一定期間

その他、臨時に変更をする場合は、掲示やホームページなどで周知する。

1. 2 館内閲覧

図書・資料は、所定の場所で閲覧し、館外の持ち出しを禁止する。

1. 3 館外貸出

- ① 図書・資料の貸出は、学生証を提示すること。
- ② 次の図書・資料は、貸出を許可しない。

- (1) 禁帶出の図書・資料
- (2) 新聞
- (3) 雑誌
- (4) 視聴覚資料
- (5) その他、特に指定した図書・資料

- ③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

(1) 本学の学部1～3年生	貸出冊数 貸出期間	和・洋書 和書 洋書	計5冊以内 2週間 30日間
(2) 本学の学部4年生	貸出冊数 貸出期間	和・洋書 和・洋書	計7冊以内 30日間
(3) 本学の大学院生	貸出冊数 貸出期間	和・洋書 和・洋書	計10冊以内 30日間

(4) 長期休業期間中の貸出について、冊数・貸出期間が変更される場合は掲示する。

- ④ 図書・資料の貸出は、借り受けたい図書・資料に学生証を添えて館員に提示しなければならない。
- ⑤ 借り受けた図書・資料は、借りた本人が責任を持って保管し、他人への転貸は禁止する。
- ⑥ 借り受けた図書・資料の期間更新は、延滞図書・資料、及び他の利用者の予約がない場合に限り、貸出期間中に館員へ提示した場合のみ、1回だけ許可する。
- ⑦ 図書・資料を借り受けた学生は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに返却しなければならない。
 - (1) 本学の学生としての身分を失ったとき。
 - (2) 3ヶ月以上欠席するとき。
 - (3) 館務上の理由により、返却を求められたとき。
- ⑧ 図書・資料を紛失したときは、直ちに「図書紛失届」を提出しなければならない。

1. 4 コピーサービス

- ① 館内の図書・資料は、著作権31条に定められた範囲内を複写することができる。その範囲は次のとおりである。
- (1) 公表された著作物の1部分（半分を超えない程度）であること。
 - (2) 定期刊行物に掲載された各論文やその他の記事については、すべて複写することができる。
但し、刊行後相当の期間（次号の刊行まで、あるいは刊行後3ヶ月）を経過した著作物に限ること。
 - (3) コピー部数は、1人につき1部であること。
 - (4) 調査研究のためであること。
 - (5) 再複写や頒布は、有償・無償を問わず禁止する。
- ② 複写をする場合は、所定の申込書に必要事項を記入し、館員に提出しなければならない。

1. 5 館内規律

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

- (1) 閲覧室では常に静肅を保ち、音読・雑談・食事等を禁止する。
- (2) 図書・資料は丁寧に取扱い、切取り、書き込み、汚損などの行為を禁止する。
- (3) 座席の独占、スマートフォンや携帯電話での通話・撮影等、他の入館者の迷惑になる行為を禁止する。
- (4) 館内において、館長の許可なく掲示や印刷物を配布するなどの行為を禁止する。
- (5) その他、館内では館員の指示に従うこと。

1. 6 弁償

図書・資料を汚損、紛失した場合は、同一の図書・資料または相当金額を弁償すること。

1. 7 罰則

借り受けた図書・資料を期間内に返却しない学生、及び返却を求められた後も返却しない学生は、借り受けた図書・資料を返却するまで、新たな貸出は禁止する。

以 上

情報基盤センター

1. 情報基盤センター

情報基盤センター（23号館）は、教育・研究のための共同利用を目的とした施設です。情報基盤センターの窓口では、学内ネットワークや各種技術相談等を受け付けています。窓口取扱い時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。

1. 1 情報基盤センター管理の教室やその他設備・機器の利用について

以下の教室は、情報基盤センターが管理しています。

情報基盤センター実習室（23号館）	2312／2321／2322
CAD室（6号館）	633
PC LL教室（30号館）	3036／3038
情報システム学科棟実習室（22号館）	2223／2224／2225／2231

22号館を除く各教室の利用可能時間は、祝日および休日を除く月曜日～金曜日の9時から17時までです。なお、教室で講義が行われている時は一切利用できません。現在、22号館の学生のみの利用は、行っておりません。

情報基盤センター管理の教室やその他教室のネットワーク設備・機器を利用するにあたり、次の利用マナーを厳守してください。

ネットワーク利用については、情報基盤センターが行う適正利用のための指導やルールを厳守して下さい。

- ① 機器を大切に扱ってください。
- ② プリント出力は必要最低限にとどめてください。なお、上記教室では、卒業論文および発表資料、部活動、学生プロジェクト、学園祭等の印刷はできません。資料の印刷は可能な限り両面印刷やページ集約機能を使用して印刷枚数を削減してください。
- ③ コンピュータ資源、ネットワーク資源を不当に占有又は浪費しないでください。
- ④ コンピュータにインストールされているOS及びアプリケーションの設定変更や、無断でのソフトウェアインストールは行わないでください。
- ⑤ SSDにインストールされているソフトウェアを複写しないでください。
- ⑥ コンピュータウイルス等のシステム障害や破壊を及ぼすようなプログラムや、他人のプライバシーを検索・盗用するようなプログラムは、例え研究のためであっても一切使用を認めません。
- ⑦ 個人のIDを第三者に使用させたり、譲渡はしないでください。
- ⑧ パスワードを紛失・盗用された場合は、不正使用される恐れがあるので、パスワードの管理には十分注意してください。また、パスワードを紛失・盗用された場合には速やかに、30号館事務局窓口または情報基盤センターに届出を行ってください。
- ⑨ 学内ネットワークからインターネットを利用する場合は、営利目的の利用や他人もしくは大学に被害を及ぼすような行為は決して行わないでください。
- ⑩ 利用者は自らの責任でファイルのバックアップを行い、ファイルの破壊・損失等の保護を行ってください。如何なる理由によっても、本学はその一切の責任を負いません。
- ⑪ 実習室への飲食物持ち込みは禁止します。学内での飲食や喫煙は、定められた場所で行ってください。

これらの注意事項、埼玉工業大学ネットワーク利用規程ならびに各規程、担当教員及び職員の指示に従わない場合は、利用資格を剥奪し、実習室への入室、学内PCの利用及びネットワーク利用を禁止いたします。

その他情報基盤センター利用の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

情報基盤センターURL <https://center.sit.ac.jp>

先端科学研究所

1. 先端科学研究所

先端科学研究所は、平成 11 年に科学技術のイノベーション発展を促進するために設立されました。主にナノテクノロジーなどの先端科学技術分野を加え、これまで培ってきた産学官連携の経験を活かし、地域における技術支援と国際交流にも取り組んで参りました。

設立と共に、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に採択され、高度な研究を推進できる研究設備が整い、①高信頼性環境制御知能システム、②超機能先端材料の創製、③先端的計算システムの三つの研究プロジェクトが 5 年間に亘り行われ、多くの研究成果を得て終了しました。

この研究の中から、新しい研究が芽生え、それをベースに「環境に調和する新機能・高信頼性材料の創製」を再び申請し、新たなハイテク・リサーチ・センター・プロジェクト（平成 16 年度から 5 ヶ年間）が実施されました。その後、平成 19 年度には、オープン・リサーチ・センター・プロジェクト「循環型社会を支持する環境・エネルギーのイノベーション創出に関する研究」が認可されました。さらに、平成 23 年度に「機能的ナノ材料による新規な表面・バイオセンシング技術の創出」プロジェクトが文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に認定され、21 世紀に期待されるバイオ分野とセンシング分野の融合を採り入れた独創的研究が実施されました。

以上の研究プロジェクトは、基本的に本学の得意な研究分野を生かして、自然エネルギーの利用、破壊された環境の保全、修復、改善、浄化等に関する要素技術及びエネルギー危機に対応するイノベーション技術を開発する立場から、循環型社会に支援する「基礎研究」、「応用研究」を実施しています。

今まで得られた研究成果を基にさらに応用分野のイノベーション開発に挑戦し、平成 26 年から先端科学研究所にものづくり研究センターを設置して、ものづくり立国の立場から、自然エネルギーを利用する新規なレドックスフロー電池のイノベーション開発を進め、現在は、独立したセンターとして活動しています。また、次世代自動車の技術開発として自動車の軽量化設計と製造技術開発を行うと共に、自動運転技術などの研究の立ち上げに貢献してきました。

先端科学研究所の設立から 20 年の間には、文科省の研究事業を実施するほかに、学内共同研究プロジェクト、若手研究フォーラム、産学連携プロジェクト研究や国際会議など様々なテーマの研究会を企画・実施するほか、大型研究設備・実験設備を共同利用として学内外に公開し、学内外の研究や地元企業及び研究機関の研究をサポートしています。

先端科学研究所の組織としては、(1) 臨床心理センター (2) 国際交流研究センター (3) 科学と仏教思想研究センター (4) 産学官交流センター (5) A I 研究センターが設置されています。

この他、地元企業を会員とする「協力会」という組織があり情報交換や企業見学会、講演会の開催、共同研究・受託研究の受入れなど積極的に産学連携を推進し、産学交流を通じて地域企業との共同研究実施などにも発展しています。

学則・諸規程

埼玉工業大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、仏教精神により個性豊かにして教養ある社会人を育成するとともに、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、学術文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学大学院は、研究科又は専攻ごとの人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的について、別に各研究科規程で定め、公表するものとする。

(研究科)

第2条 本学大学院に、次の研究科を置く。

- 一 工学研究科
- 二 人間社会研究科

(課程)

第3条 工学研究科に、博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の2 人間社会研究科に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

(専攻)

第4条 工学研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

- 一 機械工学専攻
- 二 生命環境化学専攻
- 三 情報システム専攻

博士後期課程

- 一 機械工学専攻
- 二 生命環境化学専攻
- 三 情報システム専攻

第4条の2 人間社会研究科に、次の専攻を置く。

- 一 情報社会専攻
- 二 心理学専攻

(収容定員)

第5条 工学研究科及び人間社会研究科（以下それぞれ「研究科」という。）の専攻別収容定員は、別表1のとおりとする。

(研究科及びその長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、博士後期課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。ただし、人間社会研究科の研究科長は、修士課程の研究指導教員の教授のうちから選出する。
 - 3 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
 - 4 研究科長は、研究科教授会を招集し、議長となる。
 - 5 研究科長に事故あるときは、先任の専攻主任が研究科長の事務を代行する。ただし、専攻主任の就任時期が同一のときは、年長者とする。
 - 6 専攻主任については、埼玉工業大学大学院工学研究科規程又は埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程（以下それぞれ「研究科規程」という。）において定める。
(研究科教授会)
- 第7条 研究科に研究科教授会を置く。
- 2 研究科教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - 一 研究科長
 - 二 研究科担当の専任教員
 - 3 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
 - 4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 5 研究科教授会は、構成員の過半数の出席を必要とし、出席者の過半数をもって議決するものとする。ただし、この学則及び他の規定で別段の定めをするときは、この限りでない。
 - 6 研究科教授会は、第2項に定める以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

第2章 学年及び学期等

(学年)

第8条 学年は、4月初日に始まり、翌年の3月末日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「4月」を「10月」に、「3月」を「9月」に、それぞれ読み替えるものとする。

(学期)

第9条 学期は、次の2期に分ける。

- 前期 4月初日から9月末日まで
後期 10月初日から翌年の3月末日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者については、「前期」を「後期」に、「後期」を「前期」に、それぞれ読み替えるものとする。

(授業期間)

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第11条 (削除)

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- 三 創立記念日 1月10日

四 春期休業

五 夏期休業

六 冬期休業

- 2 前項第4号から第6号までの休業期間は、研究科長が別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業をすることがある。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第13条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第14条 博士前期課程及び修士課程の在学年限は、4年とし、博士後期課程の在学年限は、6年とする。

- 2 前項の年限に達したときは、学生の身分を失う。

第4章 教育課程の編成及び教育方法等

(教育課程)

第15条 研究科の各専攻の授業科目、単位及び研究指導の内容並びに履修方法については、この学則に定めるもののほか、各研究科の定めるところによる。授業科目的単位を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算するものとする。

- 2 工学研究科の授業科目的単位数は、講義については15時間から30時間までの範囲で、演習及び輪講については30時間から45時間までの範囲で、実験、実習、研究、又は講究については45時間から60時間までの範囲で、工学研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 人間社会研究科の授業科目的単位数は、講義、輪講及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、人間社会研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(教育課程の編成方法)

第16条 工学研究科の教育課程は、各授業科目を選択科目とする。

第16条の2 人間社会研究科の教育課程は、授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目とする。

(授業及び研究指導)

第17条 研究科における教育は、授業科目的授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

(研究指導教員)

第18条 研究指導教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する研究指導担当適格者とする。

- 2 学生は、前条に定める研究指導を受けるに当たり、その属する専攻の教員を研究指導教員とし、当該教員に授業科目的履修指導及び研究指導を受けなければならない。ただし、その研究指導教員の許可を得て、同一研究科の他の教員に、併せて研究指導を受けることができる。

(履修方法)

第19条 学生は、研究指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第20条 博士前期課程又は修士課程の学生は、第27条に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、20単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士前期課程又は修士課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち10単位を超えない範囲で、博士前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に含めることができる。ただし、研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第20条の2 博士後期課程の学生は、第27条の2に定める修了に必要な単位数のうち、所属する専攻の授業科目のうちから、8単位以上を修得しなければならない。ただし、この学則又は研究科規程に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 博士後期課程の学生は、研究指導教員の許可を得て、他の専攻の授業科目を履修し、そのうち4単位を超えない範囲で、博士後期課程の修了に必要な単位数に含めることができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第20条の3 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、他の大学の大学院における授業科目の履修を許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程又は修士課程にあっては15単位を超えない範囲で、博士後期課程にあっては2単位を超えない範囲で、当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

4 第2項及び第3項の規定により、当該研究科の博士前期課程又は修士課程において履修により修得したものとみなすことができる単位数は、第23条2項により履修により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(特別聽講)

第21条 (削除)

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第22条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、他の大学の大学院又は研究所等において、課程修了に必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学の大学院又は研究所等において研究指導を受ける場合に準用する。

3 第1項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可は、研究科規程の定めるところによる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 研究科長は、教育上有益であると認めるときは、学生が、入学する前に本学大学院及び他の大学の大学院において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生の規定により修得した単位を含む。）を、当該研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、博士前期課程又は修士課程にあっては合わせて15単位を、博士後期課程にあっては合わせて2単位を超えないものとする。

3 前項の規定により、当該研究科の博士前期課程又は修士課程において履修により修得したものとみなすことができる単位数は、第20条の3第2項及び第3項により履修により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第24条 研究科長は、教育上特別の必要があると認めるときは、研究科の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

第5章 成績の評価及び課程修了の認定

(単位の授与)

第25条 研究科は、一の授業科目を履修した学生に対して、試験の上、単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第26条 授業科目、学位論文審査及び最終試験の優、良、可又は不可の評点並びに合格又は不合格の判定は、次のとおりとする。

一 授業科目

- (1) 優 合格
- (2) 良 合格
- (3) 可 合格
- (4) 不可 不合格

二 学位論文

イ. 博士前期課程又は修士課程 ロ. 博士後期課程

- | | |
|------------|---------|
| (1) 優 合格 | (1) 合格 |
| (2) 良 合格 | (2) 不合格 |
| (3) 可 合格 | |
| (4) 不可 不合格 | |

三 最終試験

- (1) 合格
- (2) 不合格

2 学生が、他の大学の大学院において修得した授業科目の単位の成績の評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付すことを妨げない。

3 次条第2項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については、第1項の規定を準用する。

(博士前期課程又は修士課程の修了要件等)

第27条 博士前期課程又は修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所要の授業科目を履修して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、特例として、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、当該博士前期課程の目的に応じ、適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3 博士前期課程又は修士課程の修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。

4 学位論文の審査及び最終試験については、埼玉工業大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

(博士後期課程の修了要件等)

第27条の2 博士後期課程の修了の要件は、次項に該当する場合を除き、以下に掲げる各号を満たすこととする。

一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。
 - 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 2 本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者の博士後期課程の修了要件は、以下に掲げる各号を満たすこととする。
- 一 博士後期課程に3年以上在学すること。ただし、優れた業績を上げた者については、特例として、本学又は他大学の博士前期課程又は修士課程における2年未満の在学期間を含めて大学院に3年間在学すれば足りるものとする。
 - 二 所要の授業科目を履修して、博士後期課程において12単位以上を修得すること。
 - 三 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
- 3 (削除)
- 4 博士後期課程修了の認定は、研究科教授会の審議を経て、学長が行う。
- 5 学位論文の審査及び最終試験については、学位規程の定めるところによる。

第6章 学位

(学位の授与)

- 第28条 学長は、博士前期課程又は修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。
- 2 学長は、博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を授与する。
- 3 前項で規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。
- 4 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 5 学位に付記する専攻分野の名称は、工学研究科については工学又は学術とし、人間社会研究科については情報社会又は心理学とする。
- 6 その他学位に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、留学、休学及び退学

(入学資格)

- 第29条 博士前期課程又は修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - 四 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 専修学校の専門課程（就業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - 八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校

教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学大学院において認めた者

九 学校教育法第102条第2項の規定により、他の大学院に入学した者であつて、本学大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると、本学大学院において認めたもの

十 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院において認めた者で、22歳に達したもの

第29条の2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 修士の学位を有する者

二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

四 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

五 個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると、本学大学院において認めた者で、24歳に達したもの

（入学志願）

第30条 入学を志願する者は、所定の出願書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学志願者の選考）

第31条 学長は、入学志願者について、入学試験を行い、合格者を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、本学の卒業者については、研究科の定めるところに従い、各専攻別受入予定人員の半数以内に限り、別途選考を行い、入学させることができる。

3 選考の方法は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定める。

第32条 前条第1項の入学試験は、筆記試験又は口述試験のいずれか又はこれらを併せ行うこととし、研究科が必要と認めたときは、論文審査を加え、その他大学の成績証明書及び健康診断の結果を考慮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社会人又は外国人留学生の選考については、それぞれの志願者の状況に応じて適切と認められる方法により、入学試験を行うことができる。

（再入学、修士入学及び博士入学）

第33条 学長は、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者を入学させことがある。

一 中途退学者で再入学を志願する者

二 修士入学を志願する者

三 博士入学を志願する者

（転入学）

第34条 他の大学院に在学している者が、本学大学院に転入学を志願するときは、新たに入学を志願する者の例による。ただし、学長が、当該大学の大学院における単位の修得状況及び成績等を総合的に判断して適当であると認めるときは、入学させることができる。

第35条 前3条の規定により、入学を許可された者の在学期間及び履修単位は、研究科長が定める。

（入学時期）

第36条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学期の初めに入学させることができる。

（入学手続）

第37条 入学試験の合格者は、入学手続要項に定める書類を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

（入学許可）

第38条 学長は、前条に規定する入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(所属専攻の変更)

第39条 研究科長は、本学大学院の一つの専攻の学生が、他の専攻に所属の変更を志願する場合において、特別の事情があると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、所属専攻の変更を許可することができる。

(留学)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく、外国の大学の大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。

2 前項の規定により、外国の大学の大学院において修学する期間は、おおむね1年を限度とする。

第41条 研究科長は、学生が留学の期間において、履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程又は修士課程にあっては15単位を超えない範囲で、博士後期課程にあっては2単位を超えない範囲で、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第42条 留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 留学及び修得した単位の認定等については、各研究科規程の定めるところによる。

(休学)

第43条 学生が、病気のため、引き続き2か月以上修学することができない場合において、休学を希望するときは、所定の申請書を学長に提出し、許可をうけなければならない。

2 学長は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めたときは、休学を許可する。

3 学長は、学生が病気等のため、修学することが適当でないと認めたときは、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第44条 博士前期課程又は修士課程においては、休学の期間は、2年を超えることはできない。

2 博士後期課程においては、休学の期間は、3年を超えることはできない。

3 休学した期間は、本則第13条に定める修業年限としての期間及び第14条に定める在学年限の期間に算入しない。

(復学)

第45条 休学の期間内に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 前項の場合において、病気により休学した者については、医師の診断書等に基づき、修学に差支えないと認めた場合に限り、復学を許可するものとする。

(願い出による退学)

第46条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学長に願い出なければならぬ。

2 他の大学の大学院に転学する場合も、前項と同様とする。

(命令による退学)

第47条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、研究科教授会の審議を経て、退学を命ずることができる。

一 学生としてふさわしくない行為があったとき。

二 長期にわたり欠席し、又は成績の見込みがないと認められたとき。

三 正当の事由なく履修届を提出しないとき。

四 行方不明の届出があったとき。

(特別聴講学生)

第48条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として、授業科目の履修を許可することができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し、単位を修得しようとする場合に準用する。
- 3 特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。
- 4 特別聴講学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(科目等履修生)

第49条 研究科長は、本学大学院学生以外の者が、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、科目等履修生として、当該授業科目の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条及び第26条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。
- 4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 研究科長は、国内の他の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けようとするときは、当該学生の所属する大学院又はその研究科との協定に基づき、当該学生を特別研究学生として、研究指導を受けることを許可することができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学の大学院学生が、本学大学院において、研究指導を受けようとする場合に準用する。
- 3 特別研究学生が、本学の規定に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(大学院研究生)

第51条 研究科長は、大学院学生以外の者が、本学大学院において、特定の事項の研究指導を受けようとするときは、大学院研究生として、入学させることができる。

- 2 大学院研究生の入学、研究その他の事項については、別に定める。

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第52条 日本国籍以外の国籍を有する者で、教育を受ける目的をもって来日しているもの又は来日する予定のもの（以下「外国人留学生」という。）は、入学定員内として入学させるものとする。

第53条 外国人留学生の入学資格は、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものとする。

第54条 学長が、外国人留学生の入学を許可する時期は、学年又は学期の始めとする。

(削除)

第56条 外国に居住する外国人が入学を志願するときは、提出書類により予備選考を行い、合格、不合格を決定し、合格者に対しては、次条に定める特別の入学試験を受験させる旨通知する。

第57条 外国人留学生に対しては、研究科規程の定めるところにより、特別の入学試験を行い、入学させるものとする。ただし、学長が、特別の事情があると認めるときは、前条に定める予備選考をもって、入学させることができる。

- 2 外国において、高等学校及び大学の課程を卒業した日本国籍を有する者に対しては第52条の規定にかかわらず、その実情に応じて、前項に準じた方法により、入学試験を行うことができる。

第10章 社会人学生

(社会人学生)

第58条 社会人として既に職業等に就いている者（以下「社会人」という。）で、第29条又は第29条の2の各号の一に該当するものは、入学定員内として入学させるものとする。

第59条 学長は、社会人が入学を志願したときは、特別の入学試験を行い、社会人学生として入学させるものとする。

2 社会人学生に対しては、授業時間等について、特別の配慮を行うものとする。

第11章 検定料、入学金、授業料

(検定料、入学金、授業料)

第60条 検定料、入学金、授業料の額は、別表2に定める額とする。

2 再入学又は編入学をした者にかかる授業料の額は、当該入学者の属する学年の在学生にかかる額と同額とする。

(検定料の納付)

第61条 大学院学生として入学を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。

2 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を志願する者は、指定の期日までに、検定料を納付しなければならない。

3 既納の検定料は、いかなる事由があっても返還しない。

4 再入学生、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる検定料は、徴収しない。

(入学金の納付)

第62条 第38条に定める入学試験の合格者は、指定の期日までに、入学金を納付しなければならない。ただし、博士前期課程の合格者のうち、本学の学部を卒業した者、卒業見込の者及び本学の学部に在学し、かつ、学則第29条第6号に該当する者が入学を許可されたとき、若しくは、博士後期課程の合格者のうち、本学の博士前期課程を修了した者及び修了見込の者が入学を許可されたときは、入学金を免除する。

2 再入学を認められた者は、認められた日から7日以内に、入学金を納付しなければならない。

3 大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修を認められた者は、学期の始まる前までに、入学金を納付しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者及び本学大学院を修了した者が、大学院研究生又は科目等履修生として入学又は履修するときは、入学金を免除する。

4 既納の入学金は、いかなる事由があっても返還しない。

5 特別聴講学生及び特別研究学生にかかる入学金は、徴収しない。

(授業料の納付)

第63条 授業料は、年額とする。ただし、年度を前期及び後期に分けて、それぞれ所定の期日までに、年額を2分の1に分けて納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度の前期の授業料については、指定の期日までに、納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別研究学生及び大学院研究生の授業料は、月額とし、各学期の始まる前までに、月額の6か月分の授業料を納付しなければならない。

4 特別聴講学生及び科目履修生の授業料は、各学期の履修登録期間終了までに、履修しようとする単位数に応じて、6か月分を納付しなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、特別聴講学生及び特別研究学生にかかる協議に基づいて、別段の定めがあるときは、当該協議の定めるところによる。

6 既に納付した授業料は、返還しない。ただし、第1項又は第2項の授業料を納付した者が、次の

各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により、納付した授業料の額を限度として、授業料相当額を返還する。

一 前期又は後期の授業料を納付した者が、前期又は後期の初日の前日までに休学、退学又は転学したとき。

二 授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退したとき。ただし、10月初日に入学する者については、9月末日（以下、本章において同じ。）までとする。

(休学者の学費)

第64条 本則43条により休学する者は、その休学期間に応じ、在籍料を授業料に代えて納入しなければならない。

2 休学期間に休学を中断して復学した場合は、復学した期における所定の授業料を納入するものとし、その期の既納在籍料は返還する。

3 休学者の在籍料に関する詳細については、休学者の在籍料に関する細則により別に定める。

(所定の期日及び指定の期日)

第65条 本章に定める所定の期日とは、前期については、4月末日、後期については、9月末日とする。

2 この学則に定める指定の期日とは、入学試験要項又は入学手続要項に定める期間とする。

(授業料の延納)

第66条 特別の理由により、授業料を所定の期日までに納付できない場合において、願い出て、許可されたときは、所定の期日から起算して3か月間、所定の期日を延長する。

(指定の期日までに入学金、授業料を納付しなかった場合の効果)

第67条 本章に定める入学金、授業料を指定の期日までに納付しなかったときは、その指定の期日の満了をもって、入学資格が消滅する。ただし、入学金、授業料の一部又は全部を免除若しくは不徴収とされた者については、この限りでない。

第12章 賞罰

(表彰)

第68条 学長は、学生が、次の各号の一に該当すると認めたときは、これを表彰する。

一 人物、学業ともに優秀で、他の学生の模範とするに足るとき。

二 善行が特に顕著なとき。

三 本学の名声を高める行為を行ったとき。

(懲戒)

第69条 学長は、学生が本学の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当するときに行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

二 学力劣等で成績の見込みがないと認められるとき。

三 正当の理由がなくて出席常でないとき。

四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

4 第2項に定める停学及び訓告は、前項の退学との比較均衡を考慮するとともに、教育上必要な配慮により、行うものとする。

(除籍)

第70条 学長は、学生が、次の各号の一に該当するときは、研究科教授会の審議を経て、これを除籍する。

- 一 正当事由なく所定の授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。
- 二 第14条に定める在学年数に達したとき。
- 三 死亡の届出のあったとき。

第13章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

- 第71条 学生が、埼玉工業大学学則に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種の教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理義に関する科目等の単位を修得しなければならない。
- 2 教育職員免許法に定める中学校教諭1種及び高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を取得するために必要な前項の教科の単位は、本学大学院の修了要件としての単位に含めることはできない。（教育職員専修免許状）
- 第72条 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める中学校教諭専修免許状（理科）又は（技術）授与の所要資格を取得しようとするときは、中学校教諭1種免許状（理科）又は中学校教諭1種免許状（技術）授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 2 工学研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状（理科）又は（情報）又は（工業）授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭1種免許状（理科）又は高等学校教諭1種免許状（情報）又は高等学校教諭1種免許状（工業）授与の所要資格を有し、かつ、大学院工学研究科博士前期課程の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 3 人間社会研究科の学生が、教育職員免許法に定める高等学校教諭専修免許状（公民）又は（情報）授与の所要資格を取得しようとするときは、高等学校教諭一種免許状（公民）又は高等学校教諭一種免許状（情報）授与の所要資格を有し、かつ、大学院人間社会研究科の修了を基礎資格とし、各専攻において、研究科で定める免許状取得に必要な専門科目を24単位以上修得しなければならない。
- 4 免許状の種類については、別表3に掲げるとおりとする。

第14章 学則の変更

(学則の変更)

- 第73条 この学則の変更は、研究科教授会の審議を経て、理事会が決定する。

- 附則 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成12年1月22日から施行する。
附則 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成14年5月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
附則 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
附則 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 第72条の規定については、平成19年度以降の入学者に適用し、平成18年度以前の入学者は、従前のとおりとする。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2. 第44条および第64条については、平成30年3月31日在籍者から適用する。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、
博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻は改正後の学則第4条の規程にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）
取容定員

研究科名	専攻	博士前期課程	
		入学定員	取容定員
工学研究科	機械工学専攻	6人	12人
	生命環境化学専攻	7人	14人
	情報システム専攻	7人	14人
	計	20人	40人

研究科名	専攻	博士後期課程	
		入学定員	取容定員
工学研究科	機械工学専攻	2人	6人
	生命環境化学専攻	2人	6人
	情報システム専攻	2人	6人
	計	6人	18人

研究科名	専攻	修士課程	
		入学定員	取容定員
人間社会研究科	情報社会専攻	10人	20人
	心理学専攻	15人	30人
	計	25人	50人

別表2（第60条関係）
検定料、入学金、授業料
〔博士前期課程及び修士課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成17年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	900,000円
平成26年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	800,000円

上記の授業料は、年額とする。

〔博士後期課程〕

	検定料	入学金	授業料
平成18年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	600,000円
平成26年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	500,000円
令和5年度以降の入学者に適用する。	20,000円	250,000円	300,000円

上記の授業料は、年額とする。

特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生の検定料、
入学金及び授業料

	検定料	入学金	授業料
特別聴講学生			15,000円（1単位）
科目等履修生	10,000円	30,000円	20,000円（1単位）
特別研究学生			30,000円（月額）
大学院研究生	10,000円	30,000円	180,000円（半期）

ただし、本学の学部を卒業した者及び本学の大学院を修了した者は、科目等履修生の1単位あたり
半額の10,000円とし、大学院研究生授業料は、半期120,000円とする。

別表3（第72条関係）

研究科	専攻	免許状の種類	
工学研究科 博士前期課程	機械工学専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	工業
	生命環境化学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科
	情報システム専攻	中学校教諭専修免許状	技術
		高等学校教諭専修免許状	情報
		高等学校教諭専修免許状	工業

研究科	専攻	免許状の種類	
人間社会研究科	情報社会専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民

学長裁定

埼玉工業大学大学院学則第7条第3項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを定める件

(平成27年3月17日学長裁定)

埼玉工業大学大学院学則第7条第3項第3号の規定に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものを次のように定め、平成27年4月1日から施行する。

- 一 学生の身分取扱いに関する事項
- 二 学生の成績評価に関する事項
- 三 教育課程の編成に関する事項
- 四 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

以上

埼玉工業大学大学院工学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）のうち、埼玉工業大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）において定めると規定されている事項及び研究科において必要と認める事項について定める。

2 研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第1条の2 博士前期課程においては、次にかかげる高度専門職業人を養成することを目的とする。

一 機械工学専攻においては、社会的要請に対応して、高効率および低環境負荷型エネルギー変換技術、高機能構造材料の設計・加工・製造技術、災害を含む外部擾乱に対する能動的および受動的制御技術等の高度化・総合化の発展に貢献する、優れた技術者、研究者の養成を目的とする。

二 生命環境化学専攻においては、材料化学、環境化学、生命化学分野における社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応できる、優れた技術者、研究者を養成することを目的とする。

三 情報システム専攻においては、情報工学、電子工学の各分野の連携により、情報システムに関する教育を通じて科学技術の発展に寄与し、時代の要求に応える優れた技術者、研究者の養成を目的とする。

2 博士後期課程においては、次にかかげる技術者、研究者を養成することを目的とする。

一 機械工学専攻においては、人間の豊かな生活や環境に寄与するエネルギー工学、高度な技術を背景とした機械の設計・製作に寄与する機械システム工学の各教育研究分野を核として、柔軟で新しい科学技術の発展に貢献し、世界に通用する技術者、研究者の養成を目的とする。

二 生命環境化学専攻においては、新素材の開発、環境問題の解決、バイオテクノロジーの発展などの重要な課題に対応するため、材料化学、環境化学、生命化学の3分野を設け、社会のニーズに応え、科学技術の進歩に柔軟に対応でき得る、高度な研究、開発能力を身につけた、21世紀の日本を支える優れた技術者、研究者を育成することを目的とする。

三 情報システム専攻においては、情報システムの基礎となる物理学から電子工学・情報工学全般にわたる幅広い分野を教育研究の対象とし、情報工学、電子工学の2分野で構成し、時代の要求に応える優れた技術者、研究者を育成することを目的とする。

(教育研究分野)

第2条 研究科の専攻に次の教育研究分野を置く。

博士前期課程

機械工学専攻

エネルギー工学教育研究分野

機械システム工学教育研究分野

生命環境化学専攻

材料化学教育研究分野

環境化学教育研究分野

生命化学教育研究分野

情報システム専攻

情報工学教育研究分野

電子工学教育研究分野

博士後期課程

機械工学専攻

エネルギー工学教育研究分野
機械システム工学教育研究分野
生命環境化学専攻
材料化学教育研究分野
環境化学教育研究分野
生命化学教育研究分野
情報システム専攻
情報工学教育研究分野
電子工学教育研究分野

(専攻主任)

第3条 各専攻に専攻主任を置く。

- 2 専攻主任は、研究科長が学長と協議のうえ、候補者を選出する。
- 3 専攻主任は、専攻の事務を処理する。
- 4 専攻主任は、専攻会議を招集し、議長となる。
- 5 専攻主任の任期は、2年間とする。ただし、専攻主任が任期中に欠けたときは、新たに選出し、その任期は、その前任者の残任期間とする。
- 6 専攻主任に事故あるときは、当該専攻に属する先任の研究指導教員がその事務を代行する。ただし、研究指導教員の就任時期が同一のときは、年長者とする。
- 7 その他専攻において必要な事項は、専攻会議の議を経て、研究科長が定める。

(教育研究分野主任)

第4条 各教育研究分野に教育研究分野主任を置くことができる。

- 2 教育研究分野主任については、各教育研究分野において定める。

(研究科長補佐)

第5条 研究科長を補佐するため、次の研究科長補佐を置く。

- 一 専攻主任
- 二 研究指導教員のうちから、研究科長が指名する者
- 2 研究科長補佐は、研究科長を補佐し、研究科に関する事務を調整するとともに、研究科長の指示に基づいて、各種委員会の委員長、その他の研究科の事務の一部を分担する。
- 3 研究科長補佐にかかる必要な事項は、研究科長が定める。

(研究指導教員)

- 第6条 学則第18条第1項に定める研究指導教員は、博士課程の博士研究指導教員又は修士研究指導教員をもって充てる。
- 2 博士課程の学年進行が終了した時点以降の研究指導教員は、前項の学則に定める研究指導担当適格者と同等以上の者に限るものとし、次条第1項第1号に定める人事委員会の審査に基づき、研究科教授会の審議を経て、学長が定める。
 - 3 前項の規定は、研究指導を補助する教員に準用する。

(特別委員会)

第7条 研究科長のもとに、次の特別委員会を置く。

- 一 人事委員会
- 二 自己点検・評価委員会
- 三 F D委員会
- 2 特別委員会は、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。
- 3 研究科長は、特別委員会を招集し、議長となる。ただし、研究科長は、委員のうちから、副委員長を指名し、その事務を代行させることができる。

4 研究科長は、前各号のほか、常置の又は臨時の特別委員会を設置することができる。

5 特別委員会の任務並びに委員及びその任期は、研究科長が定める。

(各種委員会)

第8条 研究科教授会のもとに、次の各種委員会を置く。

一 入学試験委員会

二 教務委員会

三 学生委員会

四 図書・紀要委員会

五 就職委員会

六 情報委員会

2 各種委員会は、別に定める委員会の事務を行うとともに、研究科長の諮問に応じ、当該事項を審議する。

3 研究科長は、必要に応じ、前項の委員会について、埼玉工業大学大学院人間社会研究科規程及び埼玉工業大学工学部規程又は人間社会学部規程に定める委員会と提携して、又は研究科の代表者を当該委員会に派遣して、前項の委員会の任務を行わせることができる。

4 各種委員会の委員長は、研究科長が指名する。

5 各種委員会の委員は、各専攻に属する専任教員のうちから互選された者をもって構成する。

6 各種委員会は、必要に応じ、委員のうちから副委員長を置き、委員長の事務を代行させることができる。

7 研究科長は、前各号のほか、常置又は臨時の各種委員会を設置することができる。

8 各種委員会の任務並びに委員長及びその任期は、研究科長が定める。

9 各種委員会の議事は、構成員の過半数の出席を必要とし、委員の全員一致の賛同によって、議決されることを原則とする。ただし、採決を行うときは、出席者の3分の2をもって議決するものとする。

(任命権者)

第9条 第3条、第5条、第7条及び第8条にかかる任命は、次の各号のとおりとする。

一 専攻主任については、研究科長、学長の推薦に基づき、理事長が行う。

二 研究科長補佐並びに特別委員会及び各種委員会の委員長、副委員長及び委員については、研究科長が行う。

(任期の特例)

第10条 専攻主任、研究科長補佐並びに特別委員会及び各種委員会の委員長及び委員は、後任者が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

(学年及び学期等)

第11条 学則第8条第2項に定める学年及び同第9条第2項に定める学期について、外国人留学生に適用するとき、その他特に必要と認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定めるものとする。

(授業期間及び休業日の特例)

第12条 学則第11条に定める特定の期間における授業及び同第12条第3項に定める臨時の休業又は休業日の授業については、研究科教授会の審議を経て、研究科長が定めるものとする。

2 前項に定めるもののうち、年度ごとの学年暦については、大学院学生便覧に明示する。

(教育課程)

第13条 各専攻の授業科目及びその単位については、別表1の定めるところによる。ただし、研究指導の内容及び履修方法については、研究科教授会の審議を経て、学長が別に定める。

(履修方法)

第14条 学生は、毎年、指定する期間内に、履修しようとする授業科目及び単位数を研究指導教員の許可を得て、研究科長に届け出なければならない。

- 2 (削除)
- 3 学則第22条第3項に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導の許可及び同第42条第2項に定める留学の許可は、研究科長が行う。
- (教育方法の特例)
- 第15条 学則第24条に定める教育方法の特例については、研究科教授会の審議を経て、研究科長が別に定める。
- (試験及び成績評価)
- 第16条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記試験、口述試験又は研究報告書により成績の評価を行う。
- 2 前項の成績評価は、100点満点とし、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。ただし、優、良、可を、必要に応じ、それぞれA、B、Cその他の表示を行うことができる。
- 3 前2項の試験及び成績評価において、授業担当教員に事故あるときは、研究科長が指名する教員が行う。
- (追試験)
- 第17条 学生が、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できないときは、診断書その他の証明書等を添付のうえ、当該授業科目担当教員に追試験を願い出ることができる。
- 2 追試験を願い出ようとする者は、当該科目の試験が行われた日から7日以内に、追試験受験願を教務課へ提出しなければならない。
- 3 追試験に合格した者に、大学が、所定の単位を与える。
- (修得単位の認定)
- 第18条 研究科長は、博士前期課程の学生が、次の各号の授業科目を合わせて履修し、単位を修得した場合において、教育上有益であると認めるときは、学則第20条の規定にかかわらず、研究科教授会の審議を経て、研究課題、専攻分野の授業科目及びその成績等を総合的に判断して、20単位以内を修了に必要な単位として認定することができる。ただし、次の各号について、これを超えることはできない。
- 一 学則第20条第2項に定める他の専攻の授業科目及び同第20条の3第2項に定める他の大学の大学院における授業科目（学則第48条に定める特別聴講学生としての授業科目又は同第49条に定める科目等履修生としての他専攻の授業科目を含む。）を履修し、修得した単位
- 二 (削除)
- 三 学則第23条第2項に定める入学前に大学院において履修し、修得した単位
- 四 学則第41条に定める留学における授業科目を履修し、修得した単位
- 2 学則第33条第1号に定める再入学及び同条第2号に定める修士入学並びに学則第34条に定める転入学にかかる入学前に大学院において授業科目を履修し、修得した単位について、課程修了に必要な単位としての認定は、学則第35条の定めるところによる。
- 第18条の2 研究科長は、博士後期課程の学生が、次の各号の授業科目を合わせて履修し、単位を修得した場合において、教育上有益であると認めるときは、研究科教授会の審議を経て、研究課題、専攻分野の授業科目及びその成績等を総合的に判断して、4単位以内を修了に必要な単位として認定することができる。ただし、次の各号について、これを超えることはできない。
- 一 学則第20条の2第2項に定める他の専攻の授業科目及び同第20条の3第2項に定める他の大学の大学院における授業科目（学則第48条に定める特別聴講学生としての授業科目又は同第49条に定める科目等履修生としての他専攻の授業科目を含む。）を履修し、修得した単位
- 二 (削除)
- 三 学則第23条第2項に定める入学前に大学院において履修し、修得した単位
- 四 学則第41条に定める留学の期間において修得した単位

- 2 学則第33条第1号に定める再入学及び同条第2号に定める修士入学並びに学則第34条に定める転入学にかかる入学前に大学院において授業科目を履修し、修得した単位について、課程修了に必要な単位としての認定は、学則第35条の定めるところによる。

(学位論文)

第19条 学生は、研究指導教員の許可を得て、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出しなければならない。

- 2 前項の指定の期間については、研究科教授会の審議を経て、別に定める。

(最終試験)

第20条 最終試験は、所要の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。

- 2 最終試験の期日及び試験の方法については、研究科教授会の審議を経て、別に定める。

(課程の修了の要件等)

第21条 博士前期課程の修了の要件は、学則第27条に定めるところによる。

- 2 学則第27条第1項ただし書き及び第2項に定める優れた業績を上げた者について、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代える場合にあっては、当該大学院学生の研究成果が、博士課程に進学しても、十分に研究を遂行できると判断される者、すなわち、既設の大学院博士課程にいわゆる「飛び級」で合格した者等、学力に秀で、かつ、独創性のある研究成果であると認められる者で、同人の取得単位、留学経験等、研究の量的、質的評価を総合的に審査するものとする。

第21条の2 博士後期課程の修了の要件は、学則第27条の2に定めるところによる。

- 2 学則第27条の2第1項一号ただし書き及び第2項一号ただし書きに定める優れた業績を上げた者について、特定の課題についての研究成果の審査をもって、博士論文の審査に代える場合にあっては、当該大学院学生の研究成果が、学力に秀で、かつ、独創性のある研究成果であると認められるもので、同人の取得単位、留学経験等、研究の量的、質的評価を総合的に審査するものとする。

(学位の授与)

第22条 学長は、学則第27条第1項に定める修了要件を満たした者に対し、修士（工学）又は修士（学術）の学位を授与する。

- 2 学長は、学則第27条の2第1項に定める修了要件を満たした者に対し、博士（工学）又は博士（学術）の学位を授与する。

- 3 前2項に掲げる専攻分野の名称は、それぞれの学位論文について、研究科教授会の審議を経て、学長が定める。

(入学志願)

第23条 入学志願者は、指定する期間内に、所定の入学願書及び次の書類を提出しなければならない。ただし、学則第29条第五号から第八号に掲げる者については、それぞれの学歴に応じて、学長が別に定める。

一 出身大学の学業成績等を記載した証明書

二 卒業証明書又は卒業見込証明書

三 健康診断書

- 2 大学院の修士課程に在学したことのある者又は在学している者については、次の書類を提出しなければならない。

一 大学院の学業成績等を記載した証明書

二 大学院の修了証明書、修了見込証明書又は在学期間の証明書

- 3 博士後期課程に入学を志願する者は、指定する期間内に所定の入学願書及び次の書類を提出しなければならない。ただし、学則第29条の2第2号から第5号に掲げる者については、その学歴に応じて、学長が別に定める。

- 一 出身大学院の学業成績等を記載した証明書
 - 二 学位取得証明書又は学位取得見込証明書
 - 三 健康診断書
- 4 大学院の博士課程に在学したことのある者又は在学している者については、前項に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。
- 一 大学院の学業成績等を記載した証明書
 - 二 大学院の学位取得証明書、学位取得見込証明書又は在学期間の証明書
- 5 第1項及び第3項の健康診断書は、別に定めるところにより、3か月以内に医師の作成したものを提出しなければならない。ただし、本学に在籍している者については、入学年度の前年度の健康診断書をもって充てることができる。
- 6 外国人留学生として入学を志願する者は、前各項に定めるもののほか、大学院において修得しようとする研究課題を提出しなければならない。
- 7 社会人学生として入学を志願する者は、前項第2号及び第3号に掲げるものを提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第24条 入学志願者の選考は、学則第31条の定めるところにより、学長が行う。

- 2 学則第29条第6号に定める入学志願者の選考は、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとし、学長が行う。
- 3 学則第32条第1項に定める口述試験は、当該志願者の大学における卒業研究の内容及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
- 4 博士前期課程又は修士課程を修了し、又は修了見込の者の口述試験は、当該志願者の大学院における学位論文又はこれに代わるもの及び志望する専攻における履修に必要な学力の確認を行う。
- 5 学則第56条に定める入学志願者の予備選考は、前条に定める書類により行う。
- 6 学則第57条に定める特別の入学試験は、前条に定める書類に基づき、日本語の学力及び第3項又は第4項に定める口述試験により行うものとする。
- 7 学則第59条第1項に定める入学志願者の選考は、当該志願者の研究成果に関する書類等に基づき、口述試験又は筆記試験、あるいはその両方を行う。

(入学手続)

第25条 試験に合格した者は、入学手続要項に定める誓約書その他の書類を指定された期日までに提出しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、前項の手続きを行わなかった者は、入学を許可しない。

(保証人)

第26条 前条に定める誓約書には、保証人の署名を必要とする。

- 2 前項に掲げるもののほか、保証人に関する事項については、大学学則を準用する。

(再入学)

第27条 学長は、学則第47条の規定により退学を命ぜられた者又は同第70条第1号の規定により除籍された者で、在学年限に達しないものが、再入学を志願するときは、再入学を許可することがある。

- 2 再入学者は、退学又は除籍前に所属した専攻に所属するものとする。
- 3 再入学を許可された者は、退学又は除籍された学年に再入学するものとする。ただし、年度末に退学又は除籍されたときは、この限りでない。
- 4 再入学者の在学期間は、大学院において既に履修した授業科目、修得した単位数及び在学年数等を考慮して、学長が定める。

(修士入学)

第28条 大学院において修士の学位を得た者で、さらに、博士前期課程に入学を志願する者の選抜につい

ては、新たに入学を志願する者の例による。ただし、入学試験の一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学した者の在学期間については、1年とすることができる。

(博士入学)

第28条の2 大学院において博士の学位を得た者で、さらに、博士後期課程に入学を志願する者の選抜については、前条の規定を準用する。ただし、入学試験の一部を免除することができる。

2 前項の規定により入学した者の在学期間については、2年とすることができる。

(転入学)

第29条 転入学者の在学期間については、第27条第4項を準用する。

(留学)

第30条 学則第40条の規定にかかわらず、研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に中に外国の大学の大学院において専攻分野に関する授業科目を履修し習得した単位を、研究科における授業科目の履修により習得したものとみなすことができる。

2 前項により習得したものとみなすことができる単位の上限については、学則第41条を適用する。

(休学)

第31条 病気を理由として、休学するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生)

第32条 学則第48条及び同第49条に定める聴講の許可若しくは同第50条に定める研究指導の許可又は同第51条に定める入学の許可は、研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。

第33条 学則第48条第4項及び同第49条第3項に定める授業科目の履修の取消し又は同第50条第3項に定める研究指導の許可の取消しは、学則第47条、同第69条又は同第70条の各号の一に該当するときに限り、研究科教授会の審議を経て、研究科長が行う。

(教職課程授業科目)

第34条 中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状取得に必要な授業科目は別表2に定めるとところによる。

(研究科規程の変更)

第35条 この規程の変更是、研究科教授会の審議を経て、常務理事会が決定する。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年1月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年5月29日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の研究科規程第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士後期課程物質科学工学専攻の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程物質科学工学専攻は、改正後の研究科規程第2条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、
博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、の存続に関する経過措置)

埼玉工業大学大学院博士前期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻、博士後期課程システム工学専攻、電子工学専攻、応用化学専攻は改正後の研究科規程第2条の規程にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

工学研究科博士前期課程授業科目表【2023年度の入学者に適用】

機械工学専攻

教育研究分野	授業科目	単位数
エネルギー工学	熱エネルギー工学特論	2
	伝熱工学特論	2
	トライボロジー特論	2
	燃焼工学特論	2
	高速気体力学	2
	流体力学特論	2
	熱力学特論	2
	エネルギー工学特別演習 I ~IV	各 1
	エネルギー工学特別輪講 I ~IV	各 1
	エネルギー工学特別実験 I ~II	各 4
機械システム工学	C A E 工学特論	2
	先進的設計法特論	2
	材料強度学特論	2
	成形加工特論	2
	品質工学特論	2
	生体機械工学特論	2
	破壊力学特論	2
	機械力学特論	2
	マルチボディシステム工学特論	2
	制御工学特論	2
	塑性加工学特論	2
	機械計算法特論	2
	機械システム工学特別演習 I ~IV	各 1
	機械システム工学特別輪講 I ~IV	各 1
	機械システム工学特別実験 I ~II	各 4
共通	インターンシップ	2

工学研究科博士前期課程授業科目表【2023年度の入学者に適用】

生命環境化学専攻

教育研究分野	授業科目	単位数
材料化学	有機金属化学特論	2
	機能材料科学特論	2
	有機合成化学特論	2
	高分子合成化学特論	2
	材料化学特論	2
	材料化学特別演習 I ~ IV	各 1
	材料化学特別輪講 I ~ IV	各 1
	材料化学特別実験 I ~ II	各 4
環境化学	無機材料化学特論	2
	計測化学特論	2
	応用電気化学特論	2
	環境化学特論	2
	光・プラズマ化学特論	2
	環境化学特別演習 I ~ IV	各 1
	環境化学特別輪講 I ~ IV	各 1
	環境化学特別実験 I ~ II	各 4
生命化学	応用微生物工学特論	2
	生体情報特論	2
	応用生体分子特論	2
	遺伝子工学特論	2
	生命科学特論	2
	生命化学特別演習 I ~ IV	各 1
	生命化学特別輪講 I ~ IV	各 1
	生命化学特別実験 I ~ II	各 4
共通	インターナンシップ	2

工学研究科博士前期課程授業科目表【2023年度の入学者に適用】

情報システム専攻

教育研究分野	授業科目	単位数
情報工学	知能ロボット工学特論	2
	メディア工学特論	2
	フィジカルコンピューティング特論	2
	医用画像情報学特論	2
	神経情報処理特論	2
	ネットワークコンピューティング特論	2
	深層学習特論	2
	システム制御特論	2
	情報工学特別演習 I ~IV	各 1
	情報工学特別輪講 I ~IV	各 1
	情報工学特別実験 I ~II	各 4
電子工学	電磁波工学特論	2
	熱・統計物理学特論	2
	信号処理特論	2
	集積回路工学特論	2
	ナノ材料工学特論	2
	光波センシング特論	2
	プラズマ工学特論	2
	回路システム工学特論	2
	電磁気学特論	2
	電子工学特別演習 I ~IV	各 1
	電子工学特別輪講 I ~IV	各 1
	電子工学特別実験 I ~II	各 4
共通	インターンシップ	2

工学研究科博士後期課程授業科目表【2023年度の入学者に適用】

機械工学専攻

教育研究分野	授業科目	単位数
エネルギー工学	熱エネルギー工学特論	2
	伝熱工学特論	2
	トライボロジー特論	2
	高速気体力学	2
	流体力学特論	2
	熱力学特論	2
	エネルギー工学特別研究	4
	エネルギー工学特別講究	4
機械システム工学	C A E 工学特論	2
	先進的設計法特論	2
	材料強度学特論	2
	成形加工特論	2
	品質工学特論	2
	生体機械工学特論	2
	破壊力学特論	2
	機械力学特論	2
	マルチボディシステム工学特論	2
	制御工学特論	2
	機械計算法特論	2
	機械システム工学特別研究	4
	機械システム工学特別講究	4
共通	インターンシップ	2

(注1) 博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することはできません。

工学研究科博士後期課程授業科目表【2023年度の入学者に適用】

生命環境化学専攻

教育研究分野	授業科目	単位数
材料 化 学	有機金属化学特論	2
	機能材料科学特論	2
	有機合成化学特論	2
	高分子合成化学特論	2
	材料化学特論	2
	材料化学特別研究	4
	材料化学特別講究	4
環境 化 学	無機材料化学特論	2
	計測化学特論	2
	応用電気化学特論	2
	環境化学特論	2
	光・プラズマ化学特論	2
	環境化学特別研究	4
	環境化学特別講究	4
生命 化 学	応用微生物工学特論	2
	生体情報特論	2
	応用生体分子特論	2
	遺伝子工学特論	2
	生命科学特論	2
	生命化学特別研究	4
	生命化学特別講究	4
共通	インターンシップ	2

(注1) 博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することはできません。

工学研究科博士後期課程授業科目表【2023年度の入学者に適用】

情報システム専攻

教育研究分野	授業科目	単位数
情報工学	知能ロボット工学特論	2
	メディア工学特論	2
	フィジカルコンピューティング特論	2
	医用画像情報学特論	2
	神経情報処理特論	2
	ネットワークコンピューティング特論	2
	深層学習特論	2
	システム制御特論	2
	情報工学特別研究	4
	情報工学特別講究	4
電子工学	電磁波工学特論	2
	熱・統計物理学特論	2
	信号処理特論	2
	集積回路工学特論	2
	ナノ材料工学特論	2
	プラズマ工学特論	2
	電磁気学特論	2
	光波センシング特論	2
	電子工学特別研究	4
	電子工学特別講究	4
共通	インターナシップ	2

(注1) 博士前期課程（または修士課程）で修得済みの科目は重複して履修、修得することはできません。

別表2 教職課程授業科目表【2023年度の入学者に適用】

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・機械工学専攻 中学校教諭専修免許状（技術）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	高速気体力学	2
		流体力学特論	2
		熱エネルギー工学特論	2
		伝熱工学特論	2
		C A E 工学特論	2
		先進的設計法特論	2
		成形加工特論	2
		材料強度学特論	2
		トライボロジー特論	2
		燃焼工学特論	2
		機械力学特論	2
		マルチボディシステム工学特論	2
		品質工学特論	2
		生体機械工学特論	2
		塑性加工工学特論	2
		制御工学特論	2
		熱力学特論	2
		破壊力学特論	2
		機械計算法特論	2
		エネルギー工学特別演習 I	1
		エネルギー工学特別演習 II	1
		エネルギー工学特別演習 III	1
		エネルギー工学特別演習 IV	1
		エネルギー工学特別輪講 I	1
		エネルギー工学特別輪講 II	1
		エネルギー工学特別輪講 III	1
		エネルギー工学特別輪講 IV	1
		エネルギー工学特別実験 I	4
		エネルギー工学特別実験 II	4
		機械システム工学特別演習 I	1
		機械システム工学特別演習 II	1
		機械システム工学特別演習 III	1
		機械システム工学特別演習 IV	1
		機械システム工学特別輪講 I	1
		機械システム工学特別輪講 II	1
		機械システム工学特別輪講 III	1
		機械システム工学特別輪講 IV	1
		機械システム工学特別実験 I	4
		機械システム工学特別実験 II	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・機械工学専攻

高等学校教諭専修免許状（工業）

施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数
科目区分		
大学が独自に設定する科目	高速気体力学	2
	流体力学特論	2
	熱エネルギー工学特論	2
	伝熱工学特論	2
	C A E 工学特論	2
	先進的設計法特論	2
	成形加工特論	2
	材料強度学特論	2
	トライボロジー特論	2
	燃焼工学特論	2
	機械力学特論	2
	マルチボディシステム工学特論	2
	品質工学特論	2
	生体機械工学特論	2
	塑性加工工学特論	2
	制御工学特論	2
	熱力学特論	2
	破壊力学特論	2
	機械計算法特論	2
	エネルギー工学特別演習 I	1
	エネルギー工学特別演習 II	1
	エネルギー工学特別演習 III	1
	エネルギー工学特別演習 IV	1
	エネルギー工学特別輪講 I	1
	エネルギー工学特別輪講 II	1
	エネルギー工学特別輪講 III	1
	エネルギー工学特別輪講 IV	1
	エネルギー工学特別実験 I	4
	エネルギー工学特別実験 II	4
	機械システム工学特別演習 I	1
	機械システム工学特別演習 II	1
	機械システム工学特別演習 III	1
	機械システム工学特別演習 IV	1
	機械システム工学特別輪講 I	1
	機械システム工学特別輪講 II	1
	機械システム工学特別輪講 III	1
	機械システム工学特別輪講 IV	1
	機械システム工学特別実験 I	4
	機械システム工学特別実験 II	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・生命環境化学専攻 中学校教諭専修免許状（理科）

施⾏規則に定める科目区分等 科目区分	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	有機金属化学特論	2
	計測化学特論	2
	有機合成化学特論	2
	無機材料化学特論	2
	生体情報特論	2
	応用生体分子特論	2
	遺伝子工学特論	2
	応用微生物工学特論	2
	機能材料科学特論	2
	応用電気化学特論	2
	環境化学特論	2
	生命科学特論	2
	光・プラズマ化学特論	2
	高分子合成化学特論	2
	材料化学特論	2
	材料化学特別演習Ⅰ	1
	材料化学特別演習Ⅱ	1
	材料化学特別演習Ⅲ	1
	材料化学特別演習Ⅳ	1
	材料化学特別輪講Ⅰ	1
	材料化学特別輪講Ⅱ	1
	材料化学特別輪講Ⅲ	1
	材料化学特別輪講Ⅳ	1
	材料化学特別実験Ⅰ	4
	材料化学特別実験Ⅱ	4
	環境化学特別演習Ⅰ	1
	環境化学特別演習Ⅱ	1
	環境化学特別演習Ⅲ	1
	環境化学特別演習Ⅳ	1
	環境化学特別輪講Ⅰ	1
	環境化学特別輪講Ⅱ	1
	環境化学特別輪講Ⅲ	1
	環境化学特別輪講Ⅳ	1
	環境化学特別実験Ⅰ	4
	環境化学特別実験Ⅱ	4
	生命化学特別演習Ⅰ	1
	生命化学特別演習Ⅱ	1
	生命化学特別演習Ⅲ	1
	生命化学特別演習Ⅳ	1
	生命化学特別輪講Ⅰ	1
	生命化学特別輪講Ⅱ	1
	生命化学特別輪講Ⅲ	1
	生命化学特別輪講Ⅳ	1
	生命化学特別実験Ⅰ	4
	生命化学特別実験Ⅱ	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・生命環境化学専攻 高等学校教諭専修免許状（理科）

施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数
科目区分		
大学が独自に設定する科目	有機金属化学特論	2
	計測化学特論	2
	有機合成化学特論	2
	無機材料化学特論	2
	生体情報特論	2
	応用生体分子特論	2
	遺伝子工学特論	2
	応用微生物工学特論	2
	機能材料科学特論	2
	応用電気化学特論	2
	環境化学特論	2
	生命科学特論	2
	光・プラズマ化学特論	2
	高分子合成化学特論	2
	材料化学特論	2
	材料化学特別演習Ⅰ	1
	材料化学特別演習Ⅱ	1
	材料化学特別演習Ⅲ	1
	材料化学特別演習Ⅳ	1
	材料化学特別輪講Ⅰ	1
	材料化学特別輪講Ⅱ	1
	材料化学特別輪講Ⅲ	1
	材料化学特別輪講Ⅳ	1
	材料化学特別実験Ⅰ	4
	材料化学特別実験Ⅱ	4
	環境化学特別演習Ⅰ	1
	環境化学特別演習Ⅱ	1
	環境化学特別演習Ⅲ	1
	環境化学特別演習Ⅳ	1
	環境化学特別輪講Ⅰ	1
	環境化学特別輪講Ⅱ	1
	環境化学特別輪講Ⅲ	1
	環境化学特別輪講Ⅳ	1
	環境化学特別実験Ⅰ	4
	環境化学特別実験Ⅱ	4
	生命化学特別演習Ⅰ	1
	生命化学特別演習Ⅱ	1
	生命化学特別演習Ⅲ	1
	生命化学特別演習Ⅳ	1
	生命化学特別輪講Ⅰ	1
	生命化学特別輪講Ⅱ	1
	生命化学特別輪講Ⅲ	1
	生命化学特別輪講Ⅳ	1
	生命化学特別実験Ⅰ	4
	生命化学特別実験Ⅱ	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・情報システム専攻 中学校教諭専修免許状（技術）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	信号処理特論	2
		集積回路工学特論	2
		電磁波工学特論	2
		プラズマ工学特論	2
		ナノ材料工学特論	2
		熱・統計物理学特論	2
		回路システム工学特論	2
		電磁気学特論	2
		光波センシング特論	2
		電子工学特別演習Ⅰ	1
		電子工学特別演習Ⅱ	1
		電子工学特別演習Ⅲ	1
		電子工学特別演習Ⅳ	1
		電子工学特別輪講Ⅰ	1
		電子工学特別輪講Ⅱ	1
		電子工学特別輪講Ⅲ	1
		電子工学特別輪講Ⅳ	1
		電子工学特別実験Ⅰ	4
		電子工学特別実験Ⅱ	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・情報システム専攻 高等学校教諭専修免許状（情報）

施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数
科目区分		
大学が独自に設定する科目 教科及び教科の指導法に関する科目	メディア工学特論	2
	知能ロボット工学特論	2
	医用画像情報学特論	2
	フィジカルコンピューティング特論	2
	神経情報処理特論	2
	ネットワークコンピューティング特論	2
	深層学習特論	2
	システム制御特論	2
	情報工学特別演習Ⅰ	1
	情報工学特別演習Ⅱ	1
	情報工学特別演習Ⅲ	1
	情報工学特別演習Ⅳ	1
	情報工学特別輪講Ⅰ	1
	情報工学特別輪講Ⅱ	1
	情報工学特別輪講Ⅲ	1
	情報工学特別輪講Ⅳ	1
	情報工学特別実験Ⅰ	4
	情報工学特別実験Ⅱ	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

(大学が独自に設定する科目)

研究科・専攻：工学研究科・情報システム専攻 高等学校教諭専修免許状（工業）

施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数
科目区分			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	信号処理特論	2
		集積回路工学特論	2
		電磁波工学特論	2
		プラズマ工学特論	2
		ナノ材料工学特論	2
		熱・統計物理学特論	2
		回路システム工学特論	2
		電磁気学特論	2
		光波センシング特論	2
		電子工学特別演習Ⅰ	1
		電子工学特別演習Ⅱ	1
		電子工学特別演習Ⅲ	1
		電子工学特別演習Ⅳ	1
		電子工学特別輪講Ⅰ	1
		電子工学特別輪講Ⅱ	1
		電子工学特別輪講Ⅲ	1
		電子工学特別輪講Ⅳ	1
		電子工学特別実験Ⅰ	4
		電子工学特別実験Ⅱ	4

注) 1. 「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、上記の「大学が独自に設定する科目」の「教科及び教科の指導法に関する科目」から、24単位修得しなければならない。

埼玉工業大学大学院学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び埼玉工業大学大学院学則（以下「学則」という。）第27条第4項及び第27条の2第5項の規定に基づき、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の授与)

第2条 本学大学院において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士又は博士の学位は、本学大学院の課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学大学院に博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することができる。

4 第2項の規定により授与される博士の学位を「課程博士」といい、第3項の規定により授与される博士の学位を「論文博士」という。

5 修士及び博士の学位論文審査基準について、修士の学位論文審査基準は、各専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修士学位論文審査基準により定める。博士の学位論文審査基準は、各専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、課程博士及び論文博士学位論文審査基準により定める。

(専攻分野の名称)

第3条 工学研究科修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、工学又は学術とする。

2 人間社会研究科情報社会専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、情報社会とする。

3 人間社会研究科心理学専攻修了者の学位に付記する専攻分野の名称は、心理学とする。

(修士の学位論文の提出等)

第4条 第2条に規定する修士の学位の授与を受けようとする者は、原則として、学位論文の中間発表を修了予定時期の7か月前までに行い、修了予定時期の3か月前までに、次の各号に掲げるものを在学する研究科の長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

一 学位申請書

二 学位論文

三 学位論文の要旨

(博士の学位論文の提出等)

第4条の2 第2条に規定する博士の学位の授与を受けようとする者は、原則として、修了予定時期の3か月前までに、次の各号に掲げるものを在学する研究科長に提出しなければならない。

一 学位申請書

二 学位論文

三 学位論文の要旨

四 共著論文に関する承諾書

2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学（以下「満期退学」という。）した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときは、前項に定めるもののほか、研究業績書及び履歴書、別表1に定める論文審査手数料を添え、専攻分野の名称を指定して、論文を研究科長に提出しなければならない。

ただし、満期退学後3年以内に学位を申請するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

- 3 第2条第3項に規定する者が、学位を申請するときは、前項の規定を準用する。
- 4 前2項の規定により納付した論文審査手数料は、返還しない。
- 5 学位論文は、1篇とし、参考として、他の論文を添付することができる。
- 6 学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。
- 7 受理した学位論文は、返還しない。

(学位論文審査委員会)

第5条 研究科長は、前条の学位論文等を受理したときは、研究科に設置する学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付さなければならない。

- 2 修士の審査委員会は、研究科の教員3名をもって組織し、主査1名及び副査2名とし、博士の審査委員会は、研究科の教員5名をもって組織し、主査1名及び副査4名とする。これらの審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は研究科長が指名するものとする。ただし、主査は、研究指導教員でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究科が、審査のため必要があると認めるときは、学外の大学院、研究所等の教員等をもって、審査委員に充てることができる。
- 4 審査委員は、申請者から金品等の供与を受けるなど、倫理に反する行為を行ってはならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第6条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、学位論文の審査を終了した後、学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び専門分野等について、口頭又は筆記の試問の方法により、最終試験を行い、学力の確認を行うものとする。
- 3 口頭の試問は、学位論文の審査を担当する審査委員会の委員が出席のもと、公開の学位論文発表会において行うものとする。

(学力の確認の例外)

第7条 前条の規定にかかわらず、研究科長が、学位の授与を申請した者の経歴及び提出論文以外の業績の審査を行い、試問の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、当該研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て、その経歴及び業績の審査をもって、試問の全部又は一部に代えることができる。

- 2 学位論文の審査又は最終試験に合格しなかった者に対して、研究科長が、特に必要と認めたときは、研究科教授会の議を経て、改めて論文審査又は最終試験を行うことができる。

(審査期間)

第8条 審査委員会は、学位を申請した者の在学期間に中に、当該学位論文の審査及び最終試験を終了するものとする。ただし、特別の事情のあるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り、延長することができる。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査又は最終試験を終了したときは、次の各号に掲げる文書を研究科長に報告しなければならない。

- 一 学位論文の内容の要旨
- 二 学位論文及び最終試験の審査結果の要旨
- 三 学位に付記する専攻分野の名称
- 四 学位を授与できるか否かの意見

2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。この場合において、前項の報告は、最終試験の結果の要旨を添付することを要しない。

(合否の判定)

第10条 前条第1項の報告に基づき、学位を授与できるとの意見が付されたときは、研究科教授会において、学位論文及び最終試験の合否の判定を行う。

2 前項に定める研究科教授会は、その構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、研究科長が、当該構成員のうち、公務又は出張のため、出席できないことを文書で確認したときは、当該構成員を定足数に算入しない。

3 学位論文及び最終試験の合格の判定は、前2項に定める研究科教授会において、可否投票により、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位記の授与及び審査結果の通知)

第11条 学長は、前条の合否の判定の結果に基づいて、学位を授与すべき者に対しては、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を通知する。

(学位論文の要旨等の公表)

第12条 本学大学院は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科教授会の議を経て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学大学院は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「埼玉工業大学審査学位論文」である旨を明記し、本学大学院の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称の付記)

第14条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「埼玉工業大学」と付記しなければならない。

(学位の取消)

第15条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により、学位を受けた事実が判明したときは、研究科教授会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科教授会において、前項の決定をするときは、第11条の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第16条 本学大学院が、博士の学位を授与したときは、学長は、当該学位を授与した日から3か月以内に所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位記の再交付)

第17条 学位記の再交付は、行わない。

(学位記の様式)

第18条 工学研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第1項本文に定める場

合にあっては、別表2とし、学則第27条第1項ただし書き及び同第2項に定める場合にあっては、別表3とする。

2 人間社会研究科修了者の修士の学位記の様式は、学則第27条第1項本文に定める場合にあっては、別表7とし、学則第27条第1項ただし書き及び同第2項に定める場合にあっては、別表8とする。

3 第2条第2項に規定する博士の学位記の様式は、学則第27条の2第1項本文に定める場合にあっては、別表4とし、学則第27条の2第1項ただし書き及び同第2項及び第3項に定める場合にあっては、別表5とする。

4 第2条第3項に規定する博士の学位記の様式は、別表6とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て、学長が定める。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年1月22日から施行する。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年7月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、令和5年1月23日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

本学大学院の博士後期課程を経た者

第2条第2項に規定する学位の授与を申請する者（課程博士）	第2条第3項に規定する学位の授与を申請する者（論文博士）	備考
無料	100,000円	満期退学後3年以内の申請者は無料

本学大学院の博士後期課程を経ていない者

第2条第3項に規定する学位の授与を申請する者（論文博士）	備考
200,000円	

別表2 博士前期課程

<p>Saitama Institute of Technology Confers upon <u>(氏名)</u> Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Engineering, <u>(専攻)</u>, and the passing of the dissertation review and the final examination</p> <p>The degree of Master of _____ On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u>, <u>(年)</u> <u>(研究科長署名)</u></p> <p>Dean, Graduate School of Engineering <u>(学長署名)</u></p> <p>President, Saitama Institute of Technology</p>	<p>修工 第_____号</p> <p>学位記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-bottom: 10px;"></div> <p>大學印</p> <p><u>(氏名)</u> <u>年</u><u>月</u><u>日</u>生</p> <p>埼玉工業大学大学院工学研究科<u>(専攻)</u></p> <p>の博士前期課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u>(氏名)</u> 印</p> <p>上記研究科長の認定により修士（_____）の学位を授与する</p> <p><u>年</u><u>月</u><u>日</u></p> <p>埼玉工業大学</p> <p>学長 <u>(氏名)</u> 印</p>
---	---

別表3 博士前期課程（特定課題）

<p>Saitama Institute of Technology Confers upon <u>(氏名)</u> Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Engineering, <u>(専攻)</u>, and the passing of the review of the research results concerning a specific assignment and the final examination</p> <p>The degree of Master of _____ On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u>, <u>(年)</u> <u>(研究科長署名)</u></p> <p>Dean, Graduate School of Engineering <u>(学長署名)</u></p> <p>President, Saitama Institute of Technology</p>	<p>修工 第_____号</p> <p>学位記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto;"></div> <p>大学印</p> <p><u>(氏名)</u> <u>年</u><u>月</u><u>日</u>生 埼玉工業大学大学院工学研究科 <u>(専攻)</u></p> <p>の博士前期課程において、所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u>(氏名)</u> 印</p> <p>上記研究科長の認定により修士（<u>_____</u>）の学位を授与する <u>年</u><u>月</u><u>日</u> 埼玉工業大学</p> <p>学長 <u>(氏名)</u> 印</p>
---	---

別表4 博士後期課程

<p>Saitama Institute of Technology Confers upon <u>(氏名)</u> Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the doctoral program at the Graduate School of Engineering, <u>(専攻)</u>, and the passing of the dissertation review and the final examination</p> <p>The degree of Doctor of _____ On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u>, <u>(年)</u> <u>(研究科長署名)</u></p> <p>Dean, Graduate School of Engineering <u>(学長署名)</u></p> <p>President, Saitama Institute of Technology</p>	<p>博甲工第_____号</p> <p>学位記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 10px auto;"></div> <p>大学印</p> <p><u>(氏名)</u> <u>年</u><u>月</u><u>日</u>生 埼玉工業大学大学院工学研究科 <u>(専攻)</u></p> <p>の博士後期課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u>(氏名)</u> 印</p> <p>上記研究科長の認定により博士（<u>_____</u>）の学位を授与する <u>年</u><u>月</u><u>日</u> 埼玉工業大学</p> <p>学長 <u>(氏名)</u> 印</p>
---	--

別表5 博士後期課程（特定課題）

<p>Saitama Institute of Technology Confers upon <u>(氏名)</u> Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the doctoral program at the Graduate School of Engineering, <u>(専攻)</u>, and the passing of the review of the research results concerning a specific assignment and the final examination</p> <p>The degree of Doctor of _____ On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u>, <u>(年)</u> <u>(研究科長署名)</u></p> <p>Dean, Graduate School of Engineering <u>(学長署名)</u></p> <p>President, Saitama Institute of Technology</p>	<p>博甲工第_____号</p> <p>学位記</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <p><u>(氏名)</u> ____年____月____日生 埼玉工業大学大学院工学研究科<u>(専攻)</u></p> <p>の博士後期課程において、所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u>(氏名)</u> 印 上記研究科長の認定により博士（_____）の学位を授与する ____年____月____日 埼玉工業大学 学長 <u>(氏名)</u> 印</p>
---	--

別表6 論文博士

<p>Saitama Institute of Technology Confers upon <u>(氏名)</u> Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the submission of the doctoral dissertation and the passing of the prescribed review and the final examination</p> <p>The degree of Doctor of _____ On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u>, <u>(年)</u> <u>(研究科長署名)</u></p> <p>Dean, Graduate School of Engineering <u>(学長署名)</u></p> <p>President, Saitama Institute of Technology</p>	<p>博乙工第_____号</p> <p>学位記</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <p><u>(氏名)</u> ____年____月____日生 埼玉工業大学大学院に学位論文を提出し、所定の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>埼玉工業大学大学院工学研究科 研究科長 <u>(氏名)</u> 印 上記研究科長の認定により博士（_____）の学位を授与する ____年____月____日 埼玉工業大学 学長 <u>(氏名)</u> 印</p>
---	--

別表7 修士課程

<p>Saitama Institute of Technology Confers upon <u>(氏名)</u> Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Human and Social Studies, <u>(専攻)</u>, and the passing of the dissertation review and the final examination</p> <p>The degree of Master of _____ On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u>, <u>(年)</u> <u>(研究科長署名)</u></p> <p>Dean, Graduate School of Human and Social Studies <u>(学長署名)</u> President, Saitama Institute of Technology</p>	<p>修人 第_____号</p> <p>学位記</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <p><u>(氏名)</u> <u>年</u><u>月</u><u>日生</u> 埼玉工業大学大学院人間社会研究科 <u>(専攻)</u></p> <p>の修士課程において、所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>埼玉工業大学大学院人間社会研究科</p> <p>研究科長 <u>(氏名)</u> 印</p> <p>上記研究科長の認定により修士 <u>()</u> の学位を授与する</p> <p><u>年</u><u>月</u><u>日</u> 埼玉工業大学</p> <p>学長 <u>(氏名)</u> 印</p>
--	---

別表8 修士課程（特定課題）

<p>Saitama Institute of Technology Confers upon <u>(氏名)</u> Date of Birth: _____</p> <p>In recognition of the acquisition of the prescribed credits in the master's program at the Graduate School of Human and Social Studies, <u>(専攻)</u>, and the passing of the review of the research results concerning a specific assignment and the final examination</p> <p>The degree of Master of _____ On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u>, <u>(年)</u> <u>(研究科長署名)</u></p> <p>Dean, Graduate School of Human and Social Studies <u>(学長署名)</u> President, Saitama Institute of Technology</p>	<p>修人 第_____号</p> <p>学位記</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <p><u>(氏名)</u> <u>年</u><u>月</u><u>日生</u> 埼玉工業大学大学院人間社会研究科 <u>(専攻)</u></p> <p>の修士課程において、所定の単位を修得し、特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したことを認める</p> <p>埼玉工業大学大学院人間社会研究科</p> <p>研究科長 <u>(氏名)</u> 印</p> <p>上記研究科長の認定により修士 <u>()</u> の学位を授与する</p> <p><u>年</u><u>月</u><u>日</u> 埼玉工業大学</p> <p>学長 <u>(氏名)</u> 印</p>
--	---

埼玉工業大学大学院工学研究科学習成果の測定・評価の方針

令和4年4月24日 教務委員会承認

令和4年5月16日 研究科長補佐会承認

令和4年5月23日 工学研究科教授会承認

埼玉工業大学大学院工学研究科における教育課程の学習成果の測定・評価については、以下の(1)・(2)にそれぞれ記載する方針で行うものとする。

- (1) 各授業科目については、各専攻の定めるディプロマ・ポリシーに定める資質・能力の修得状況を考慮の上で、個別の科目的目標の達成度を評価する。
評価は各授業科目の授業計画（シラバス）に記載の方法*に従う。
* 筆記試験、レポート提出、調査研究の発表、作品・設計の提出、口述試験などによるものとする。
- (2) 修士論文研究・博士論文研究については、最終審査ならびに修了判定においてディプロマ・ポリシーに定める資質・能力の達成状況を多面的に評価する。
修士論文の最終審査においては主査1名・副査2名の計3名、博士論文の最終審査においては主査1名・副査4名の計5名で構成される学位論文審査委員会をもって審査に当たる。
審査は、学位論文の査読、論文投稿ならびに学会発表の状況等の点検、学位論文内容の口頭発表と質疑応答を持って実施し、学位論文審査基準ならびに各専攻の定めるディプロマ・ポリシーへの適合状況を点検、評価する。
また個別の学位論文審査委員会の報告に基づき、各専攻ならびに工学研究科教授会においてこれを審議し、修了判定を行う。

学校法人智香寺学園埼玉工業大学大学院特別奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）における研究活動が顕著である者に対して、研究活動の更なる発展を支援するため、特別奨励金を授与することを目的とする。

(授与の対象者)

第2条 特別奨励金の授与対象者は、レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうちから研究科長が選考を行い学長に推薦されたものとする。

(予備審査)

第3条 前条の特別奨励金（以下「研究論文奨励金」という。）の授与の予備審査は、研究指導教員が専攻主任に対して学協会等からの掲載決定通知書及び掲載予定の論文の写しを添えて、推薦文を提出することとし、当該大学院生の論文作成における分担役割及び貢献度等を勘案して各専攻で行う。

2 前項の研究論文の貢献度は、原則として、第2順位までの著作者とする。

(手続)

第4条 専攻主任は、前条の予備審査の結果、特別奨励金を授与することが適当であると認める者について、博士前期課程及び博士後期課程それぞれの上位2件について、理由及び順位を付して、研究科長に報告するものとする。

2 研究科長は、前項の報告に基づき、選考を行い、学長に推薦するものとする。

(選考の時期)

第5条 研究論文奨励金の選考の時期は、2月末日までに報告があった者について、3月中旬までに行うものとする。

(特別奨励金授与の決定)

第6条 常務理事会は、学長の推薦に基づき、工学研究科博士前期課程、博士後期課程及び人間社会研究科修士課程それぞれ2件の研究論文奨励金授与を決定する。

(授与金額)

第7条 研究論文奨励金の額は、1件につき、10万円とする。

(例外措置)

第8条 前2条によりがたいときは、常務理事会の議により、予算の範囲内において、授与対象者数及び授与金額を変更することができる。

(特別奨励金の授与)

第9条 研究論文奨励金の授与は、3月に行うものとする。

(論文掲載の確認)

第10条 研究論文奨励金を授与された者は、当該論文が掲載された学協会誌等を大学院学生委員会へ提出し、掲載の確認を受けなければならない。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年11月13日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月6日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

学校法人智香寺学園大学院奨学支援金規程

(目的)

第1条 この規程は、経済的な理由により、学費の支払いが困難な埼玉工業大学大学院学生及び大学院入学予定者（以下「学生」という。）に対して、就学を可能にするため、大学院奨学支援金（以下「奨学支援金」という。）を貸与して、経済的に支援することを目的とする。

(奨学支援金の額)

第2条 奨学支援金の額は、学生が学園に納付する金額のうち、授業料及び施設設備費（以下「学納金」という。）の額の範囲内とする。

(申請手続)

第3条 奨学支援金の貸与を受けようとする学生は、入学手続期間中に、所定の入学金を納入し、かつ、学生納付金延納願を提出しなければならない。

2 風水害等の災害のため、家屋等が滅失、毀損したとき、又は主たる生計維持者が、死亡したとき、その他の経済的状況の変化により、学納金を納付することが困難なときは、前項の規定を準用するものとする。

(書類提出)

第4条 学生は、学生納付金延納願を提出後、2週間以内に次の書類を提出しなければならない。

一 学校法人智香寺学園大学院奨学支援金申請書

二 返済計画書

三 保証人2名の返済保証書

四 住居地を管轄する税務署の発行する主たる生計維持者の課税証明書又は市区町村長の発行する非課税証明書

(審査)

第5条 前2条に基づく審査は、大学院学生委員会が面接審査及び書類審査により行う。

2 大学院学生委員会委員長は、前項の審査に基づいて、学生に経済的支援をすることが必要であると認めるときは、意見を付して、奨学支援金額を研究科長に報告するものとする。

(奨学支援金の決定)

第6条 奨学支援金の額の決定は、理事会が行う。

(奨学支援金の返済)

第7条 奨学支援金の返済は、原則として、修学年限までとする。ただし、特別の事情があると認めたときは、返済計画に基づき、猶予することがある。

2 前項の奨学支援金は、無利子とする。

(順守義務)

第8条 学生は、この奨学支援金を活用し、研究勉学に専念するとともに、保証人とともも、信義に則り、返済計画を誠実に履行し、経済状態が改善したときは、奨学支援の停止を申し出るとともに、奨学支援金を返済するものとする。

(所掌部課)

第9条 この規程に定める書類の提出は、教学部学生課とする。

附 則

この規程は、平成10年4月16日から施行し、平成10年度大学院入学生から適用する。

埼玉工業大学大学院研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第51条に基づき、大学院研究生について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究生とは、専門事項の研究のため、研究主題を定め特定の研究指導教員の指導のもとで研究を行う者をいう。

(出願資格)

第3条 本学大学院に大学院研究生として出願することができる者は、次の資格を有する者でなければならない。

(1) 修士又は博士の学位を得た者

(2) 前号と同等以上の学力があり、本学において研究能力があると認めた者

(入学時期)

第4条 入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(出願書類)

第5条 本学大学院に大学院研究生として出願するときは、所定の検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究願

(2) 研究計画書（指導計画書）

(3) 研究指導教員の推薦書

(4) 履歴書

(5) 健康診断書

(6) 官公庁、その他の事業所に在職する者は、その所属長の同意書又は依頼書

(7) 写真 2枚（4×3cm）

(8) 学位記の写

2 日本国籍以外の国籍を有する出願者は、前項各号に定める書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 外国人登録済証明書又は旅券の写

(2) 身元保証書

日本に居住する保証人（保証人が日本国籍以外の国籍である場合は、原則として、在学期間中日在することができる者）により、入学後的一切について責任を持つことを保証する書類

(入学選考)

第6条 大学院研究生の入学は、前条の提出書類に基づき選考のうえ、研究科教授会の議を経て、研究科長が入学を許可する。

(納付金)

第7条 大学院研究生として入学を許可された者は、7日以内に所定の入学金及び半期（4月～9月、10月～3月）の授業料を納付し、所定の入学手続をしなければならない。

2 7日以内に手続きを完了しない者は、入学許可を取り消すことがある。

(実験実習費)

第8条 大学院研究生の実験実習等に要する費用は、本人の負担とすることがある。（聴講）

第9条 大学院研究生は、研究指導教員が必要と認めたときは、研究科長の承認を得て、授業科目を聴講することができる。ただし、聴講した授業科目の単位の認定は行わない。この場合は特に聴講料を徴収しない。

(在学期間)

第10条 大学院研究生の在学期間は 1 年以内とする。

2 研究科長は、 大学院研究生が研究期間の延長を願い出たときは、 研究科教授会の議を経て、 6 か月又は 1 年を単位として、 通算 3 年を限度に延長を許可することができる。

(他の業務への従事)

第11条 大学院研究生が他の業務に従事しようとするときは、 研究科長の許可を受けなければならない。

(検定料、 入学金及び授業料)

第12条 大学院研究生の検定料、 入学金及び授業料については、 本学大学院学則に定める。

(退学及び除籍)

第13条 大学院研究生が研究期間内に退学しようとするときは、 その理由を記載した書面を提出して、 学長に願い出なければならない。

2 大学院研究生が本学大学院の諸規則に違反し、 大学院研究生として適当でないと認められたときは、 研究科教授会の議を経て、 学長はこれを除籍することができる。

(終了届及び中止届)

第14条 大学院研究生が、 研究を終了したときは、 研究終了届を研究指導教員の承認を得て、 研究科長に提出しなければならない。

2 研究期間の中途において、 研究を中止した場合は、 研究中止届を研究指導教員の承認を得て、 研究科長に提出しなければならない。

(研究報告)

第15条 大学院研究生は、 研究期間が終了したときは、 研究科長に研究結果の報告をしなければならない。

(規定の準用)

第16条 大学院研究生に対しては、 大学院学生にのみ適用される規定を除き、 本学大学院学則を準用する。

附 則

この規程は、 平成11年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、 平成23年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、 平成30年 4 月 1 日から施行する。

埼玉工業大学大学院工学研究科科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第49条及び工学研究科規程第32条に規定する科目等履修生について、その取扱を規定することを目的とする。

(出願資格)

第2条 出願し得る者は、次に掲げる者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者。
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院において認めた者。
- (7) 本学大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者。

(授業科目)

第3条 履修できる授業科目の数は、毎学期8科目以内とする。

2 授業科目は、修士論文の完成を目的とした特別演習・特別輪講・特別実験の科目を除く修士課程の授業科目のみ履修することができる。

3 履修期間は、学年又は学期の始めから1年以内とする。

4 履修登録は、毎学期の指定する期間内に、履修しようとする授業科目を届け出て、許可を受けなければならない。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学は毎学年初めとする。ただし、後期に開始する授業科目のみを履修するときは、後期初めに入学することができる。

(出願書類)

第5条 出願する者は、所定の検定料を添えて次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生志願書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 住民票記載事項証明書
- (6) 写真（2枚、4×3cm）

2 現に他の大学院に在学する者は、前項の書類のほか、当該学（校）長の出願許可証を添付しなければならない。

3 現に学校・官公庁・その他の事業所の職員である者は、当該所属長の出願承諾書を添付しなければならない。

(出願期間)

第6条 前条の願書等は学期の始まる2か月以前に提出しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、申し出により、出願期限の延長を認めることがある。

2 学期の開始日は、学則第9条に定める学期の1日目とする。

(入学許可)

第7条 出願があった時は、教務委員会の考查を経て、教授会の選考に基づき、学長がこれを許可する。

2 前項の考查においては、書類審査・口頭試問ならびに筆記試験を課す場合がある。

(納付金)

第8条 入学を許可された者は、14日以内に所定の手続きをとり、学則別表2の入学料を納付しなければならない。なお、同表の授業料については、入学後に納付する。納付期限については、学則第63条の規定を準用する。

2 前項のほか、実験・演習等に係わる授業科目の履修については、その費用を科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第9条 履修を終了したものについて、教授会は単位を授与する。

2 単位の授与は、学則第25条及び第26条の規定を準用する。

3 授与された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(継続履修)

第10条 履修期間終了後、継続して履修を希望する者は、改めて出願しなければならない。

2 継続して履修を許可された者については、入学料を免除する。

(教育連携協定)

第11条 教育連携協定による科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

附則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

休学者の在籍料に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、埼玉工業大学学則第47条及び埼玉工業大学大学院学則第64条に基づき、休学者の在籍料について定める。

(休学者の在籍料)

第2条 休学者の在籍料は、その休学期間によって次の如く定める。

願出の時期	休学期間	休学者の在籍料
前期中 4月1日 ～ 9月30日	1か年 (翌学年前期末まで)	120,000円
	後期 (当学年末まで)	60,000円
	前期末まで	
後期中 10月1日 ～ 翌年3月31日	1か年 (翌学年末まで)	120,000円
	前期 (翌学年前期末まで)	60,000円
	当学年末まで	

2 在籍料は、休学願出の翌学期から起算するものとする。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

- 附則 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）、埼玉工業大学人間社会学部休学者学費免除に関する細則（平成14年4月1日）、埼玉工業大学大学院休学者学費免除に関する細則（平成10年4月1日）及び埼玉工業大学大学院休学者の学費に関する細則（平成24年4月1日）は廃止する。
- 3 この細則は、学部および大学院の休学者に適用する。

埼玉工業大学技術補助員取扱要項

この要項は、埼玉工業大学における技術補助員の任用及びその手続について定めるものとする。

1. 主として実験・実習を行う科目については、担当教員1名当たり、それぞれ技術補助員1名を置くことができる。ただし常務理事会の承認があった場合はこの限りではない。
2. 前項の技術補助員は、本学の大学院学生をもって、教員の補助職として実験・実習の指導等に充てるものとする。
3. 本学の大学院学生が、当該授業科目にかかる技術補助員を希望しないときは、本学の大学院学生と同等以上の学力若しくは技術能力を有する者をもって充てることができる。ただし、大学院学生等が得られないときは、本学学部4年生に限り従事させることができる。
4. 技術補助員が、本学の大学院学生であるときは、ティーチング・アシスタント（T. A.）と称することとし、当該大学院学生の履歴に記載することができる。
5. 技術補助員は、非常勤職員として、半期又は年度を単位として任用するものとし、第1項に掲げる正規の授業において、担当教員のもとで勤務する。ただし、手当額の基礎となる実験・実習等の準備又は整理の時間については、他の時間と振り替えて勤務させることができる。
6. 授業担当教員が、技術補助員の採用を希望するときは、当該授業の属する学科・課程の教務委員に候補者の履歴書（業績書を含む。）を添えて申し出るものとする。
7. 教務委員会は、学科・課程の教務委員から当該申出を受けたときは、任用候補者等の調整を行い、教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）が学長に申し出るものとする。
8. 本学大学院学生以外の者を採用するとき、又は前各号の規定によりがたいときは、理由を付して学長に申し出るものとする。
9. 学長は、前2項の申出に基づき、常務理事会に諮り、常務理事会において決定し、理事長が任命する。
10. 前各項の手続は、学年又は学期の始まる前に行うこととし、技術補助員として任用される前に実験・実習等に従事させることはできない。
11. 技術補助員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職務を停止することができる。
職務停止は教務委員会の議を経て、教務部長（教務部長に事故あるときは教務委員長）の要請に基づき、学長がこれを行ふ。
 - (1) 健康上の事由により、職務を遂行できないとき。
 - (2) 職務の怠慢、または指導教員の指示監督に反する行為などの事由で、改善の見込みがないと認められたとき。
 - (3) 職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。
 - (4) 学則第40条または第43条の規定による、留学もしくは休学の期間に相当するとき。
 - (5) 学則第69条または第70条の規定による、停学、退学もしくは除籍等の処分を受けたとき。

- (6) 本人より採用辞退の申し出があったとき。
 - (7) その他、技術補助員として職務の遂行ができない事由があると認められたとき。
12. 前項の職務停止において、その任用期間内の技術補助員の新たな任用については、第7項の手続きを経るものとする。
13. 学校法人智香寺学園との契約が平成25年度以降連続して5年を超えない範囲とする。

附則 この要項は、平成8年4月1日から施行する。
この要項は、平成10年11月10日から施行する。
この要項は、平成11年4月27日から施行する。
この要項は、平成18年4月1日から施行する。
この要項は、平成27年5月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
この要項は、平成28年4月1日から施行する。

埼玉工業大学技術補助員手当支給要項

この要項は、埼玉工業大学技術補助員取扱要項に基づき、実習、実験等の授業科目に従事する技術補助員に対する手当等の基準を定めるものとする。

1. 学生である者の勤務時間は、試験監督補助等の臨時の勤務を除き、1週間当たり原則12時間、年間300時間を上限とする。なお、技術補助員に応募しようとする者は、指導教員の許可を得ることとする。
2. 技術補助員のうち、本学の正規の学生の1時間当たりの手当額は、次のとおりとする。

一 大学院の博士後期課程に在学している者	2,000円
二 大学院の博士前期課程又は修士課程に在学している者	1,500円
三 学部の4学年に在学している者	1,000円
3. 前項以外の者の1時間当たりの手当額は、その者を正規の職員として採用した場合の1時間単位とする。ただし、2,000円を超えることができない。
4. 本学における1コマの授業科目を2時間(120分)と計算し、そのうちの20分については、実験・実習の準備、機器の整備、試験問題の作成、答案の採点等、教員の指示に基づいて従事する時間とする。
5. 技術補助員の交通通勤費は、一般職員の例に準じて支給する。ただし、本学の学生及び本学において授業又は研究指導を受けている者に対しては支給しない。
6. 技術補助員の手当額は、毎月末日までの勤務回数（予備実験・試験等を含み、半期の1コマ当たり15回以内）に基づいて、翌月の24日に支給するものとする。
7. 埼玉工業大学技術補助員取扱要項 第11項に定める職務停止期間中の手当はこれを支給しない。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

この要項は、平成10年11月10日から施行する。

この要項は、平成11年4月27日から施行する。

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年5月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

埼玉工業大学大学院生の学会等への参加にかかる旅費の取扱要項

- 1 本学大学院生が担当教員の了解を得て学会等へ参加する場合は、それに要する旅費について、大学院担当経費からの支出を認める。
- 2 旅費は、大学院生 1 名につき年間 7 万円を限度額として打切る。
日当は支給しない。宿泊費は 1 泊につき 8,000 円以内とする。
- 3 大学院生の学会等への参加にかかる旅費を申請するときは、事前に、担当教員を通じ研究科長を経由して学長の承認を得る。
申請手続きを行う際には、当該学会からの案内状等を添付する。
- 4 旅費は、帰着後 1 週間以内に報告書とともに請求手続きを行うものとする。
- 5 大学院生にかかる旅費申請事務については、教務課が担当する。
- 6 教育・研究振興協力寄付金又は受託研究の予算から、大学院生の学会等への参加にかかる旅費を支出する場合もこれらに準ずる。
ただし、当該寄付金または受託研究において制限がある場合はこの限りではない。

附 則 この要項は、平成 11 年 12 月 1 日から施行し、平成 11 年 10 月 1 日に遡って適用する。

この要項は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 27 年 5 月 15 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」 返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申合せ

埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会規程第2条第3項に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）が実施する大学院において貸与を受けた第一種奨学金の返還免除の認定を受ける候補者（以下「候補者」という。）の選考方法及び評価方法等については、下記のとおり申合せる。

1 埼玉工業大学からの推薦

(1) 埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、各研究科に候補者の推薦を依頼する。

(2) 学生課は、返還免除を希望する者を募り、次の書類を添付して選考委員会に提出する。

- 一 業績優秀者返還免除申請書
- 二 成績証明書
- 三 推薦理由書
- 四 その他必要な書類

2 評価方法

(1) 選考委員会は、候補者の業績評価に当たり、次の評価項目について総合評価する。

- 一 大学院における教育研究活動等
- 二 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等

(2) 選考委員会は、「業績評価の基準」（別表）等に基づき、候補者の業績評価を公平かつ適正に行う。

(3) 選考委員会は、業績評価を行う上で、各専攻分野の教育研究の特性等に十分配慮する。

3 候補者の選考

選考委員会は、推薦のあった候補者の業績を総合評価した上で、順位を付して支援機構に推薦する最終候補者を選考する。

4 その他

この申合せに定めるもののほか、候補者の選考方法及び評価方法等に関し必要な事項は、各研究科の議を経て、学長が定める。

附則 この申合せは、平成17年12月22日から施行する。

附則 この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

附則 この申合せは、平成20年2月6日から施行する。

附則 この申合せは、平成23年10月25日から施行する。

「業績評価の基準」

業績評価は、各項各号に掲げる評価項目により、各専攻等の教育研究の特性に配慮し総合的に評価する。

業績評価の細目は、各専攻において別に定めることができる。

文部科学省令に定める業績の種類 「支援機構が定める評価基準」	本学が定める評価項目	
	(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績	(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
学位論文その他の研究論文 <small>学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること</small>	①学位論文、研究論文が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
特定の課題についての研究の成果 <small>大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条「特定の課題についての研究の成果」の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること</small>	①研究成果が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③学会で発表し、高い評価を得た場合
著書、データベースその他の著作物 <small>(前2号に掲げるものを除く。) 前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。</small>	①著書、著作物が特に優れ推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学会等で受賞した場合 ②学術雑誌、新聞等に掲載され高い評価を得た場合 ③広く公益性が認められる場合
発明 <small>特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること</small>	①発見、発明、実用新案として優れ、推薦に値する場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①学外機関において発見と認められた場合 ②発明・特許として高い評価と認められる場合 ③実用新案として高い公益性が認められる場合
授業科目の成績 <small>講義・演習等の成果として、優れた専門知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること</small>	①特に優秀な成績を収めた場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	
研究又は教育に係る補助業務の実績 <small>リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること</small>	①学内での教育研究活動等の補助(リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等)に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められる場合 ②その他特に顕著な業績により推薦に値する場合	①教育研究活動の補助業務により学外での研究成果が高く評価された場合
音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績 <small>(教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること)</small>		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
スポーツの競技会における成績 <small>(教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること)</small>		①専攻分野に関連した特に顕著な業績により推薦に値する場合
ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績 <small>(教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること)</small>		①専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た場合 ②専攻分野に関連し広く公益性が認められた場合

埼玉工業大学「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」

返還免除候補者の業績評価の細目について

「埼玉工業大学における「独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金」返還免除候補者の選考方法及び評価方法等に関する申し合わせ」第2項に基づく奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の業績評価の細目は、以下の通りとする。

第1 学生の専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者の認定に当たっては、次に掲げる学内外における業績を点数化し、総合的に評価して行うものとする。

1 学位論文その他の研究論文

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

- (a) 博士論文 合格（20点）、不合格（0点）
- (b) 修士論文 A評価（10点）、B評価（6点）、C評価（2点）
- (c) 学位論文以外の研究論文（紀要への執筆を含む）が特に優れている。

full paper の場合

1件に付き 1st author (5点), 2nd author(3点), 3rd author 以下(1点)

abstract (2ページ以内) の場合

1件に付き 1st author (1点)

- (d) 民間財団等が公募している競争的資金を獲得した。（10点）

- (e) 若手研究フォーラム論文集への掲載がある。

1件に付き 1st author (1点) （「1件に付き 1点」を削除）

- (f) 学内で発行する学位論文以外の研究論文（臨床心理センタ一年報、年報 Annual report への執筆を含む）が特に優れている。

1件に付き 1st author (2点), 2nd author(1点), 3rd author 以下(0点)

(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

- (a) 国際的又は国内の公的機関、学会からの受賞がある。

1件に付き 1st author (15点), 2nd author(10点), 3rd author 以下(5点)

- (b) 国際的又は国内の公的機関、学会からの表彰がある。

1件に付き 1st author (10点), 2nd author(5点), 3rd author 以下(1点)

- (c) 国際的又は国内の公的機関、学会で発表賞を受賞した。

ポスターまたは口頭発表（登壇者に限る）

最優秀賞（15点）、優秀賞（10点）

- (d) 国際的又は国内の学会誌、学術雑誌への論文掲載がある（査読つき）。

1件に付き 1st author (10点), 2nd author(7点), 3rd author 以下(4点)

- (e) 国際的又は国内の学会誌、学術雑誌への総説掲載、あるいは国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。
1 件につき 1st author (5 点), 2nd author(3 点), 3rd author 以下(1 点)
- (f) 国内の会議又は国際会議の Proceedings への full paper 掲載がある。
1 件につき 1st author (2 点), 2nd author(1 点), 3rd author 以下(0 点)
- (g) 国際的又は定期的に開催される国内の学会等での講演発表、あるいは Proceedings への abstract 掲載がある。
1 件につき 1st author (1 点)

2 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条に定める特定の課題についての研究の成果

修士論文に代わる特定の課題（埼玉工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 27 条第 2 項の課題をいう。）についての優れた研究の成果がある。(5 点)

3 著書、データベースその他の著作物（前 2 号に掲げるものを除く。）

優れた著書、データベースその他の著作物がある。

1 件につき 1st author (10 点), 2nd author(7 点), 3rd author 以下(4 点)

4 発明

優れた発明があり特許を申請。

1 件につき 1st author (5 点), 2nd author(3 点), 3rd author 以下(1 点)

5 授業科目の成績

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

(a) $\frac{[(A \text{ 評価科目単位数} \times 6 \text{ 点}) + (B \text{ 評価科目単位数} \times 4 \text{ 点}) + (C \text{ 評価科目単位数} \times 2 \text{ 点})]}{\text{総取得単位数}}$ 点

(b) 大学院学則第 27 条第 1 項の規定により修業年限の短縮が認められた。(10 点)

6 研究又は教育に係る補助業務の実績

(1) 大学院における教育研究活動等に関する業績

ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、ノートテイカー、臨床心理センタースタッフ等による教育活動への貢献が顕著である。

(一項目につき半期 1 点、最大 6 点。但し、SPP の TA は半期 0.5 点とする)

(2) 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

非常勤講師等による教育活動への貢献が顕著である。(半期 3 点、最大 6 点)

7 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

専攻分野に関連した国内外における発表会等で、優れた評価を得た。

(1件につき 最大10点)

8 スポーツの競技会における成績

専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等において、優れた成績を挙げた。

(1件につき 最大10点)

9 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

スチューデントセンター等専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を得た。(一項目につき半期3点、最大6点)

第2 候補者の選考は、第1に掲げる業績評価の細目について総合評価点の高い順に行う。

附則

この業績評価の細目は、平成18年2月24日から施行する。

この業績評価の細目は、平成20年2月6日から施行する。

この業績評価の細目は、平成21年7月16日から施行する。

この業績評価の細目は、平成23年10月25日から施行する。

この業績評価の細目は、平成24年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成26年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成29年4月1日から施行する。

この業績評価の細目は、平成30年4月13日から施行する。

埼玉工業大学留学生支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉工業大学留学生支援センター（以下「センター」という。）の運営に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、埼玉工業大学（以下「本学」という。）（削除）に在籍する外国人留学生に対し、必要な教育、指導助言等を行うとともに、生活支援及び学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 外国人留学生に対する日本事情の教育及び生活上の指導・助言に関すること。
- 二 外国人留学生の修学環境の充実等に関すること。
- 三 外国人留学生の在籍確認に関すること。
- 四 外国人留学生の在留期間更新手続きに関すること。
- 五 外国人留学生交流の推進に関すること。
- 六 外国人留学生に係る各学部及び各研究科との連携・教育に関すること。
- 七 （削除）
- 八 その他センターの目的を達成するために必要な業務

(構成員)

第4条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 工学部、人間社会学部の各学科及び基礎教育センター工学部会から選出された教員各1名
- 三 工学研究科及び人間社会研究科から選出された教員各1名
- 四 その他学長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(運営)

第6条 センターの運営に当たっては、大学院研究科並びに学部の学生委員会と緊密な連絡を図るものとする。

(委員会)

第7条 センター内にセンターの運営に関する重要事項を審議するため、留学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 センター長
 - 二 センターを構成する教員
 - 三 教学部部長又は次長及び学生課長
 - 四 その他、委員長が必要と認めた者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務等)

第9条 センターに関する事務は、教学部学生課において処理し、在籍確認、在留期間更新手続き及び修学変更等の詳細については別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3年 4月 13日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「埼玉工業大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」第4条の規定に基づき、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室（以下「ハラスメント相談室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ハラスメント相談室は、埼玉工業大学の学生（外国人留学生を含む。以下「学生」という。）が当事者となり、本学に在籍するすべての者（以下「本学構成員」という。）との間におけるハラスメントに関する相談に応じ、助言を行うこと及びハラスメントの防止を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において学生に対する「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) セクシャル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生等が教職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う業務の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上、又は修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

本人が意識する、しないにかかわらず、職務上の地位又は権限、その他人間関係等の優位性を不当に利用して相手に対して行う業務の適正な範囲を超えた就労上の不適切な言動

(4) 前3号に類する人権を侵害する不適切な言動

(業務)

第4条 ハラスメント相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 第3条に規定するハラスメントに関する相談

(2) 前号に關わる処理手続きに関する相談

(3) 相談のあったハラスメント解決のための各部局等への連絡・調整

(組織)

第5条 ハラスメント相談室に、次の各号に規定する職員を置く。

(1) 相談室長

(2) 相談員

(相談室長等)

第6条 第5条の職員について、次の各号に規定する。

- (1) 相談室長は、学長が候補者を選考し、学内理事会の議を経て理事長が任命する。
- (2) 相談室長は、ハラスメント相談室の業務を掌握する。
- (3) 相談室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (4) 相談員は、臨床心理士等の有資格者とし、学長が任命する。
- (5) 任期途中で第4条各号の職員が辞任を申し出たときまたは欠員となったとき、その後任者の任期は当該年度の年度末までとする。

(相談員の任務)

第7条 相談員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談員は、相談窓口の業務を担当する。
- (2) 相談員は、相談者からの相談又は苦情などに対応し、問題解決のために協力し援助を行う。
- (3) 相談員は、相談者の立場と状況に十分配慮し、相談者の要望事項を確認する。問題解決の誘導及び強要のないよう留意しなければならない。
- (4) 相談者からの相談に応じた相談員は、相談内容と日時等を明確にした相談記録を作成し、相談室長に報告する。
- (5) 相談員は、任務を遂行するために、定期的にハラスメント対策及びハラスメント相談対応に必要な学外の研修等を受けるものとする。

(学生ハラスメント相談室運営会議)

第8条 ハラスメント相談室に、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室運営会議（以下、「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 相談室長
- (2) 相談員
- (3) 学生部長
- (4) 学生課長
- (5) 学生相談室長
- (6) その他、学長が指名した者

3 委員長は相談室長をもって充てる。

4 委員長は、運営会議を招集し、会務を総括する。

5 委員は、学長が任命する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、その業務を処理する。

- (1) ハラスメント相談員が受けた相談の内容等に関する情報の把握と共有及び措置。
- (2) 学長への報告・指示のもと、埼玉工業大学ハラスメント防止対策委員会への上申・連絡・調整。
- (3) 学生を対象としたハラスメントの防止に関する啓発活動。

(不利益取り扱いの禁止)

第9条 ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情にかかる調査への協力その他ハラスマ

ントに関して正当な対応をした本学構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第10条 前条に定める者は、職務上知り得た事項について、守秘義務を負う。

2 相談員は、当該相談に係る本学構成員、学生等関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も同様とする。

(報告義務)

第11条 相談室長は、ハラスメント相談室の利用状況を学生委員会に年1回以上報告する。

(事務)

第12条 ハラスメント相談室に関する事務は、相談室において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメント相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学内理事会が決定する。

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 13 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

埼玉工業大学大学院生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 埼玉工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）に在学する大学院生（以下「院生」という。）の懲戒については、埼玉工業大学院学則第69条に定めるものほか、この規程の定めるところによる。なお、大学院研究生についても同様に扱うものとする。

(懲戒の種類)

第2条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- 一 退学 院生としての身分を喪失させること。
 - 二 停学 無期停学 期間を定めず、この間の登校及び院生としての活動を原則停止すること。
有期停学 6か月未満の期間を定めて、登校を禁ずること。
 - 三 訓告 院生の行った非違行為を戒め始末書を提出させて反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう厳重注意すること。
- 2 前項第二号の場合において、停学期間は、在学期間に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、1か月以下の場合には、修業年限に含めることができる。

(懲戒の対象行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は次のとおりとして、懲戒処分の対象となる非違行為の例示と懲戒処分の標準例を別表1に示す。

- 一 不当な行為により、本学の秩序を乱し、教育・研究を妨げる行為
- 二 学内外における犯罪行為
- 三 試験等における不正ほか学問的倫理に反する行為
- 四 ハラスメント等の人権を著しく侵害する行為
- 五 学則その他本学の諸規定に違反する行為
- 六 本学の名誉及び信用を著しく傷つける行為

(事実関係の報告)

第4条 専攻主任は、所属する院生について、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、速やかに事実関係を把握し、研究科長に報告を行うものとする。

- 2 研究科長は、前項に規定する報告を受けたときは大学院学生委員会委員長と協議のうえ、懲戒事由に該当する非違行為があると思料する場合には、速やかに学長に報告する。
- 3 学長は、前2項に規定する報告がない場合にあっても、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、研究科長及び専攻主任に対して、事実関係の把握及びその報告を指示することができる。

(調査等の付託)

第5条 学長は、懲戒に相当すると思われる院生の行為（以下「事案」という。）を知り得たときは、直ちに当該院生が所属する研究科の長（以下「研究科長」という。）に事案について、調査及び審議を付託する。

(調査委員会)

第6条 研究科長は、前条により付託があった場合は、直ちに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員により構成する。

一 研究科長

二 学生委員会委員長

三 当該院生が所属する専攻主任

四 研究科長が指名する者 若干名

3 調査委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

4 調査委員会は、事案について以下に掲げる事項の調査及び事実確認を行い、懲戒の対象行為に該当するか否かを検討する。

(1) 非違行為の動機、態様及び結果

(2) 故意又は過失の別及びその度合

(3) 他の院生及び社会に与える影響

(4) 過去の非違行為の有無

(5) その他考慮すべき情状

5 前項に規定する非違行為の悪質性については、調査対象院生の主觀的態様、非違行為の性質、非違行為に至る動機等により判断するものとする。また、重大性については、非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度及び非違行為が社会に及ぼした影響等により判断を行うものとする。

(調査期間中の措置)

第7条 学長は、ハラスメントの防止又はその他教育上の配慮が必要と判断したときは、懲戒処分が決定されるまでの間、調査対象院生に謹慎を命ずることができる。この場合において、謹慎期間中は原則として登校を禁止し、本学院生としての活動を制限するものとする。

2 学長は、懲戒処分の決定前に調査対象院生から休学の願い出があったときは、これを許可することができるものとする。

3 学長は、調査対象院生から、懲戒処分の決定前に退学の願い出があったときは、原則として、この願い出を受理しないものとする。

(事情の聴取等)

第8条 調査委員会は、当該院生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

2 当該院生は、弁明の際、必要な証拠を提出することができる。

3 当該院生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 学生部長は、必要に応じて調査委員会に出席し、意見を述べることができる。

(教授会審議)

第9条 研究科長は、調査委員会の報告に基づき、研究科教授会において、懲戒の要否及び

種類・程度を審議し、その結果を文書で学長に報告する。

(懲戒の対象とみなされる行為が判明した場合の措置)

第10条 学長は、第9条の報告に基づき、当該事案が退学又は停学となり得る行為として明らかであり、かつ、登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該院生に対し、直ちに自宅謹慎を命ずることができる。

2 前項の自宅謹慎は、院生としての本分についての反省を促す教育的措置であり、伝達は大学院学生委員会委員長が行う。

3 学部長は、当該院生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(懲戒の決定)

第11条 学長は、研究科長の報告に基づき、学校法人智香寺学園埼玉工業大学協議会（以下「協議会」という。）の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定する。

2 停学の始期は、研究科教授会及び協議会の議を経て、学長が決定する。

3 停学の期間の計算は、暦日計算による。

4 停学の期間には謹慎の期間を含めることができる。この場合において、当該院生が休学期間中であるときは、停学処分の日の前日をもって休学期間は満了したものとみなす。

5 懲戒処分が停学であり当該院生が海外の大学等へ留学中のときは、停学処分の日の前日をもって留学期間は満了したものとみなし、学長は速やかに帰国を命ずるものとする。

(厳重注意)

第12条 学長は、第2条に規定する懲戒のほか、教育的指導の観点から、文書又は口頭により、厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意の伝達は、大学院学生委員会委員長が、当該院生の専攻主任の立会いの下に行うものとする。

(懲戒処分書の交付等)

第13条 学長は、研究科長を介して、当該院生に対し懲戒処分書を交付するとともに、氏名及び学籍番号を伏して懲戒対象院生に処分を通知した日の翌日から14日間、懲戒の内容を公示する。

2 公示の場所は、大学院掲示板とする。

3 懲戒処分の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。

(再審査)

第14条 懲戒処分を受けた院生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合には、資料を添えて処分の発効の日の翌日から14日以内に、文書により学長に再審査を求めることができる。

2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに協議会の議を経て次の各号の一に該当する事由があると思料するときは、再審査の可否を決定しなければならない。

(1) 懲戒対象行為に係る認定に重大な事実誤認があるとき

(2) 懲戒対象行為に係る重大な証拠が新たに発見されたとき

- (3) 前2号に規定する事由のほか、学長が再調査を必要と認める相当の事由があるとき
- 3 協議会が、再審査の必要があると認めた場合には、学長は直ちに研究科長に再審査を行わせるものとする。
- 4 協議会が、再審査の必要がないと認めた場合には、学長は速やかにその旨を当該院生に通知する。
- 5 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

(逮捕・勾留時の取扱い)

第15条 学長は、懲戒対象院生が逮捕・勾留され、大学が本人に接見することができない場合にあっても、懲戒処分の手続きを開始するかどうか慎重に検討し、本人の罪状の認否及び司法の判断等を勘案し、懲戒事由に該当する非違行為があつたと認めるときは、懲戒処分を行うことができる。

(停学期間中の指導及び措置)

第16条 専攻主任及び研究科長は、停学期間中の院生に対し、必要に応じ適切な指導を行うものとする。

- 2 専攻主任及び研究科長は、停学期間中の指導等のため必要と認めたときは、学長の承認を得て停学期間中の院生に対し、一時的に登校を認めることができるものとする。
- 3 学長は、停学期間中の院生から休学の願い出があつても、これを受理しない。
- 4 学長は、停学期間中の院生から退学の願い出があつたときは、これを受理する。

(無期停学の解除)

第17条 研究科長は、無期停学処分を受けた院生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適當であると思われるときは、研究科教授会の議を経て、学長に対し、その処分の解除を具申することができる。

- 2 学長は、処分解除の具申を受けたときは、協議会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

(停学中及び謹慎中における手続等)

第18条 停学中及び謹慎中における試験等の受験及び履修手続は、次のとおりとする。

- 一 停学中及び謹慎中の試験等の受験は認めない。
- 二 停学中及び謹慎中の履修手続は、研究科が定めた履修手続期間に行うことができる。

(懲戒処分に関する記録)

第19条 懲戒処分を行つたときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書、進学又は就職に係る推薦書類等にはその内容を記載しないものとする。

(守秘義務)

第20条 調査又は審査に従事した委員その他当該事案に關係した者（当該職を退いた者も含む。）は、公示した事項を除き、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(運用上の留意点)

第21条 この規程の運用に当たつては、当該院生の基本的人権を尊重するよう留意するとともに、教育上必要な配慮をするものとする。

(対象非違行為が冤罪となった場合の対応)

第22条 懲戒処分の対象となった非違行為が冤罪となった場合には、学長は、嫌疑を受けた者の名誉回復に努める。

(事務部門)

第23条 院生の懲戒に関する事務は、別に定めがある場合を除き、教学部学生課において処理する。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第2条・第3条関係）

大学院生の懲戒処分の対象となる非違行為の例示と懲戒処分の標準例

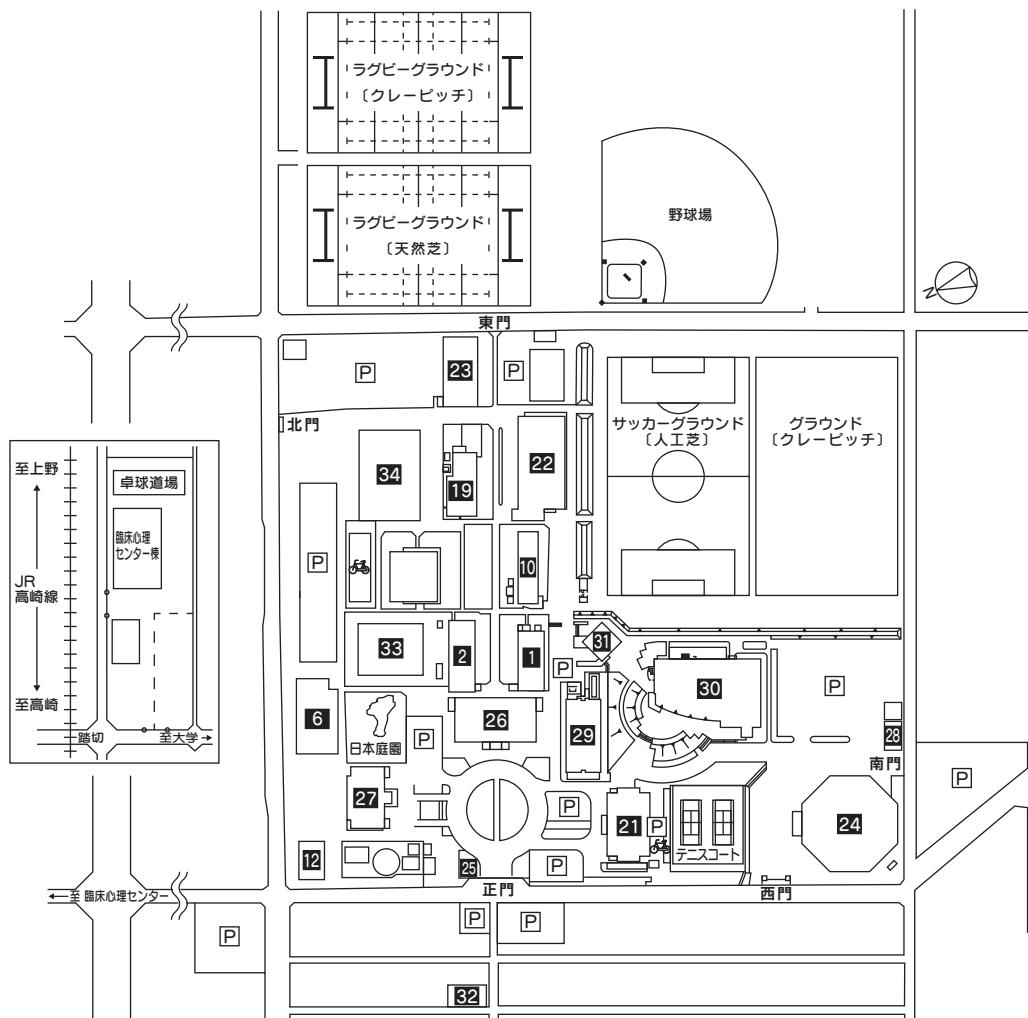
行為の内容	懲戒の量定基準		
	訓告	停学	退学
殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為			○
暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺		○	○
故意又は重大な過失による傷害行為		○	○
麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪（不正所持又は使用）		○	○
賭博	○	○	
痴漢行為（覗き見、盗撮行為等を含む）、わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等をいう）又はストーカー行為	○	○	○
無免許運転、飲酒運転（救助を含む。）、暴走など悪質な法規違反	死亡又は高度な後遺障を負わせる人身事故を起こした場合 上記以外の人身事故を起こした場合		○
死亡または重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合		○	○
故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故を起こした場合、又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合		○	○
故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合		○	○
発表した研究成果の中に示したデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用またはその他研究成果の不正公表を行った場合		○	○
替え玉受験、試験問題の不正入手、受験の不正行為を行なった者が再度不正行為を行なった場合等極めて悪質な行為		○	○
試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合		○	
レポート提出、研究報告又は作品制作等の課題において他者のレポートやウェブ、作品、研究報告、書籍等から内容を引き写し、または出典を明記せず引用した場合		○	
インターネットの利用で、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信またはソフトウェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合		○	○
コンピュータ又はネットワークへの不正又は不適切な使用、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込、情報漏洩、文献等の違法ダウンロード・アップロード等		○	○
飲酒を強要し、またはアルコール飲料の一気飲み等が原因となり重大な事態に至った場合		○	○

飲酒を拒む者又は未成年者であることを知っている相手に、強要して飲酒させた行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本学の教育研究または管理運営を著しく妨げる暴力的行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本学が管理する建造物への不法侵入、不正使用若しくは占拠	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
法令、条例、本学の規則等及び命令に違反した場合又は院生等としての本分に反した行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 行為の内容は標準的な例を掲げたものであり、社会情勢等を総合的に考慮して処分量定を決定する。

大学の校舎配置

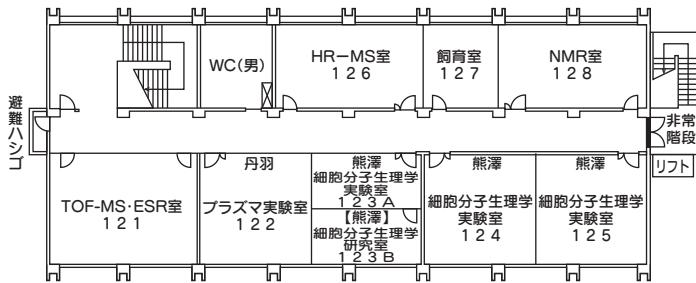
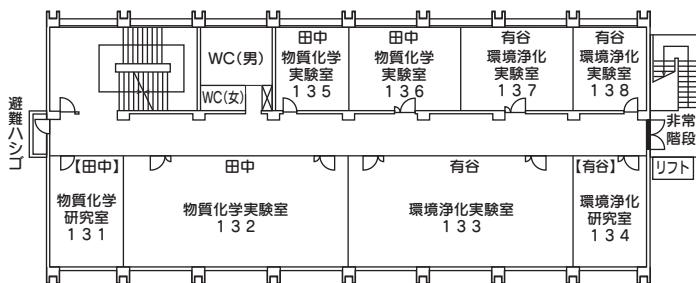
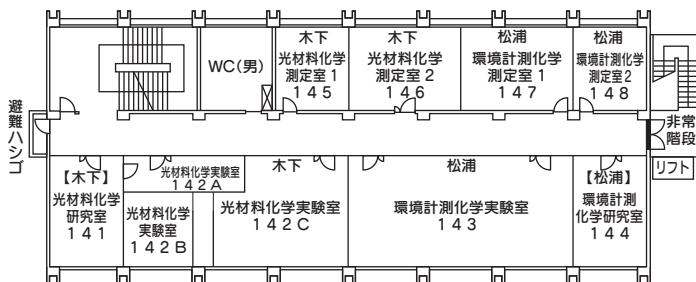
埼玉工業大学施設案内図



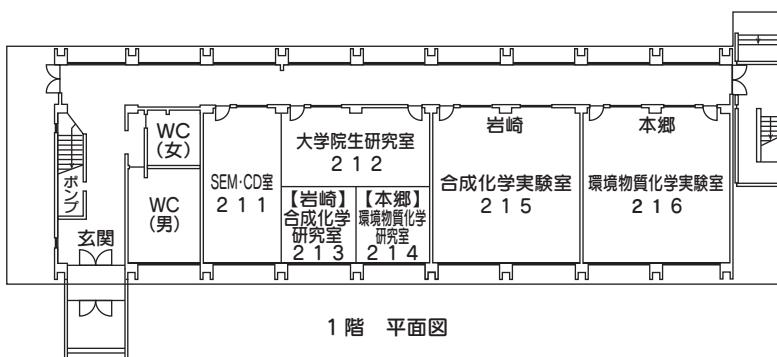
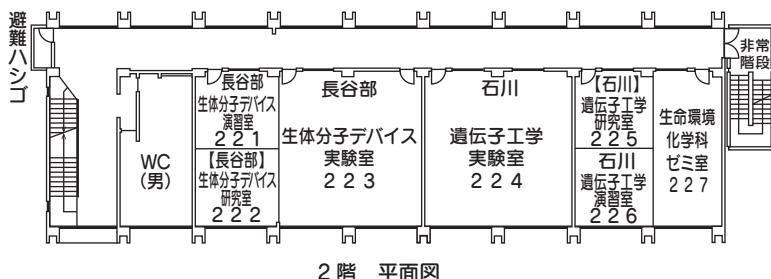
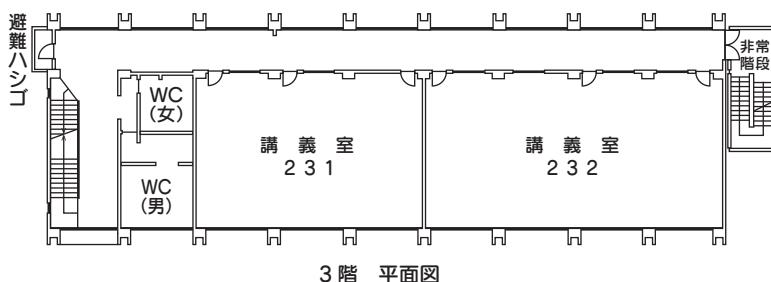
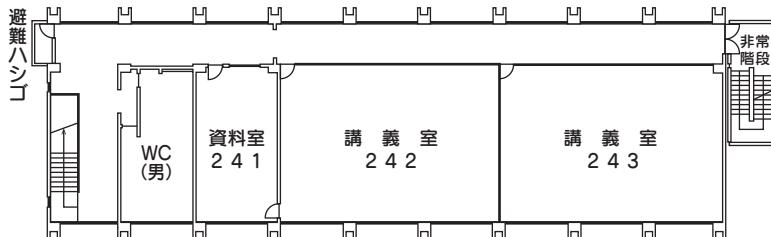
- | | |
|------|----------------|
| 1号館 | 生命環境化学科棟 |
| 2号館 | 生命環境化学科棟 |
| 6号館 | 機械工学科棟 |
| 10号館 | 大学院人間社会研究科棟 |
| 12号館 | 図書館倉庫 |
| 19号館 | 情報システム学科棟 |
| 21号館 | 図書館棟 |
| 22号館 | 情報システム学科棟 (食堂) |
| 23号館 | 情報基盤センター棟 |
| 24号館 | 大乗殿 |

- | | |
|------|-----------------|
| 25号館 | 守衛所 |
| 26号館 | 正智塔 (本部棟) |
| 27号館 | 大学院工学研究棟 |
| 28号館 | 先端科学研究所実験実習棟 |
| 29号館 | ハイテク・リサーチ・センター棟 |
| 30号館 | 人間社会学部棟 |
| 31号館 | 軽食堂棟 |
| 32号館 | クラブハウス棟 |
| 33号館 | ものづくり研究センター棟 |
| 34号館 | 機械工学科総合実験実習棟 |

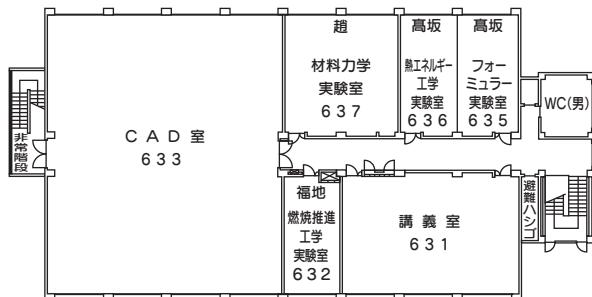
駐車場 P 駐輪場 ふる



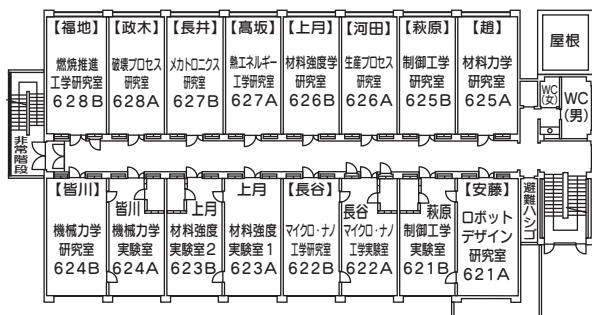
1号館 生命環境化学科棟



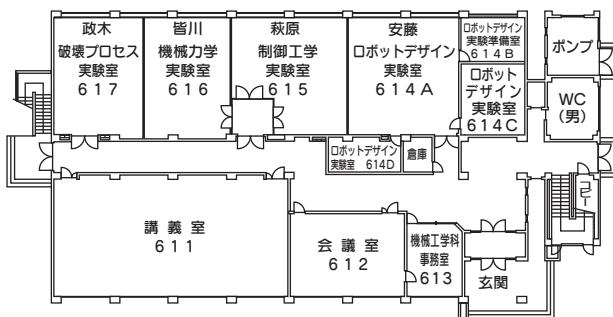
2号館 生命環境化学科棟



3階 平面図

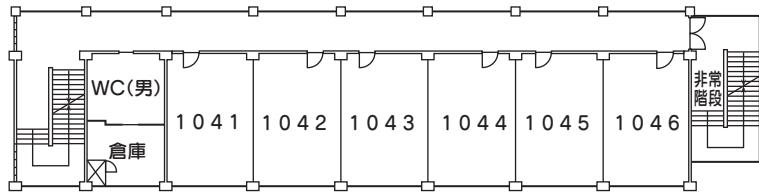


2階 平面図

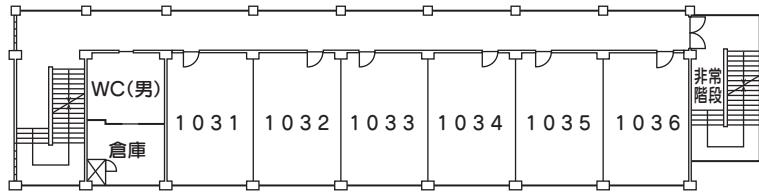


1階 平面図

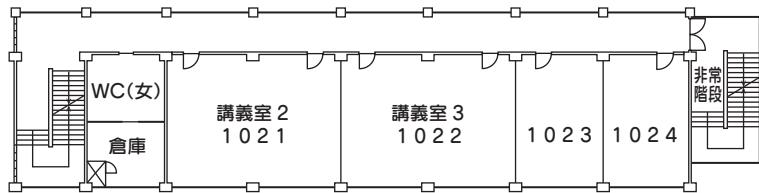
6号館 機械工学科棟



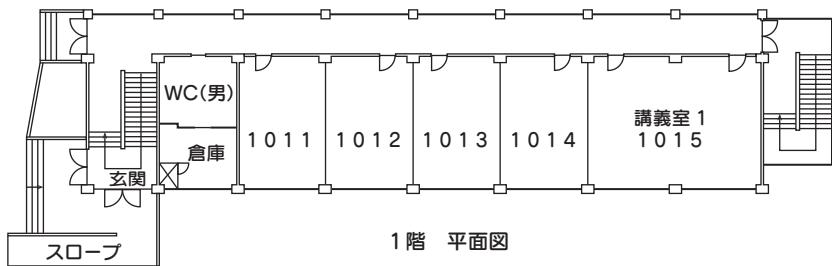
4階 平面図



3階 平面図

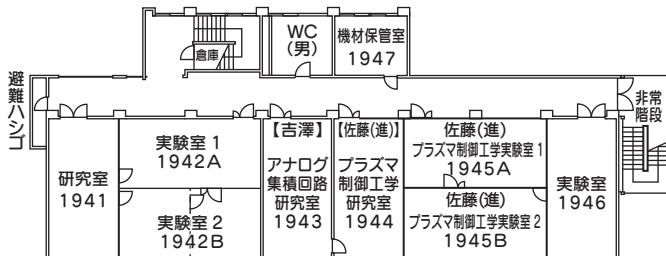


2階 平面図

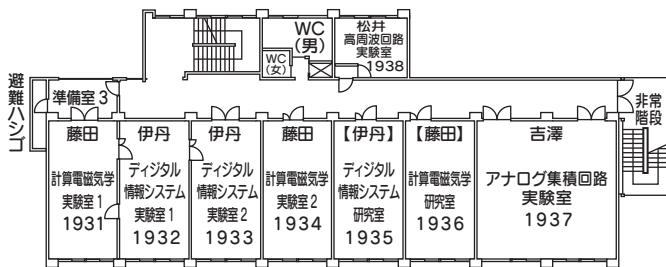


1階 平面図

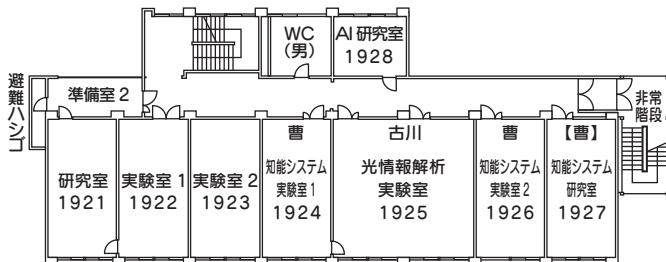
10号館 大学院人間社会研究科棟



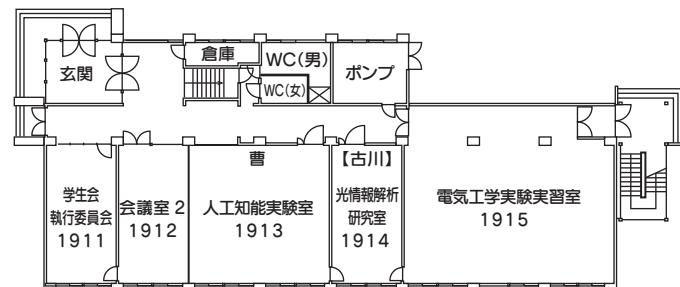
4階 平面図



3階 平面図

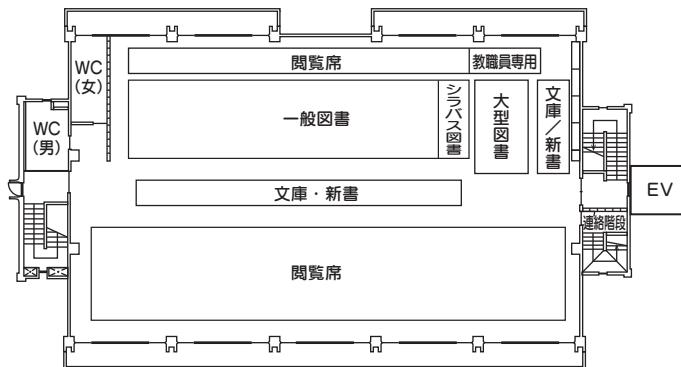


2階 平面図

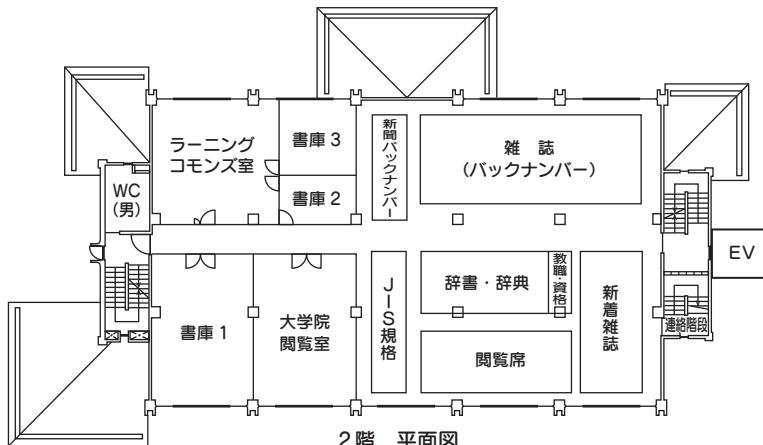


1階 平面図

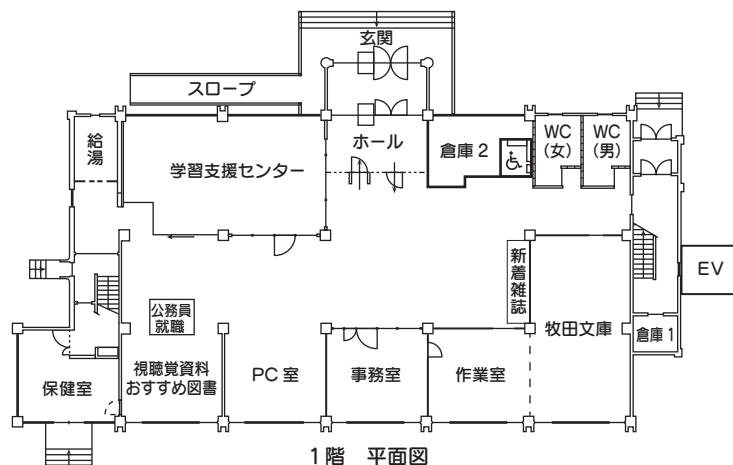
19号館 情報システム学科棟



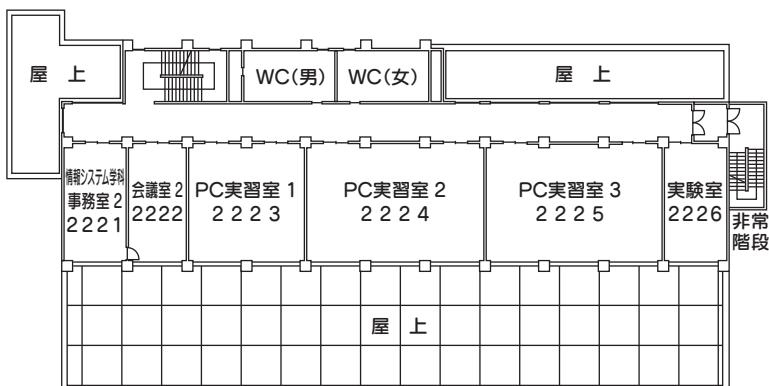
3階 平面図



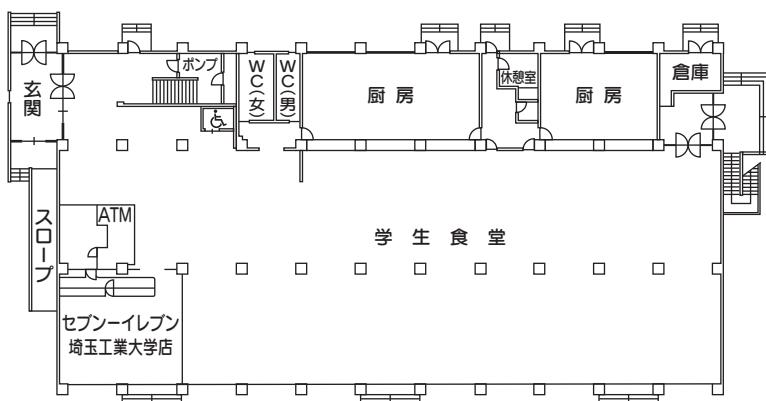
2階 平面図



21号館 図書館棟



2階 平面図



1階 平面図

22号館 情報システム学科棟

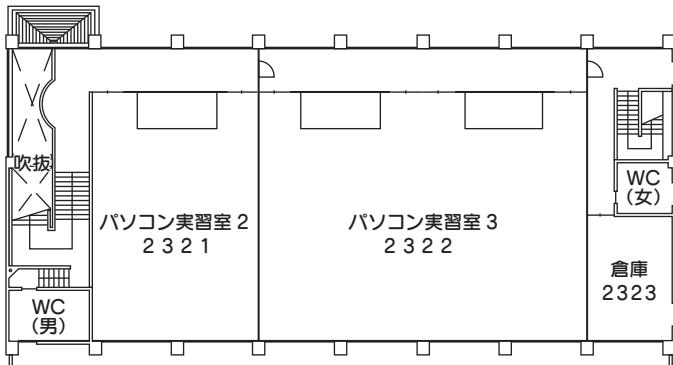


4階 平面図

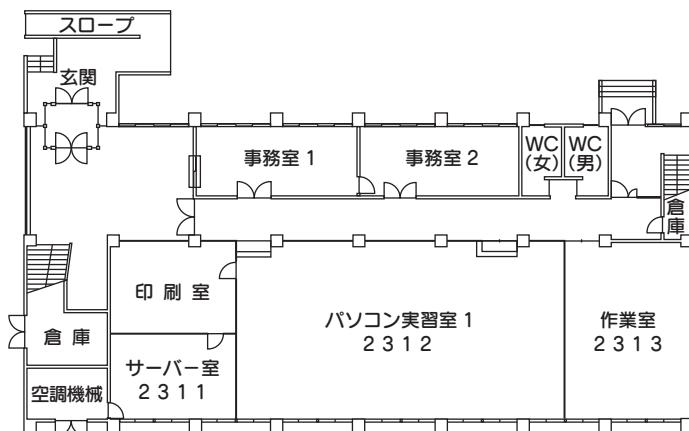


3階 平面図

22号館 情報システム学科棟

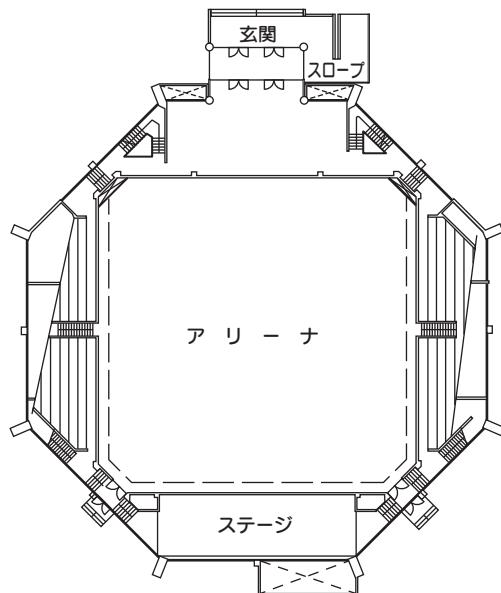


2階 平面図

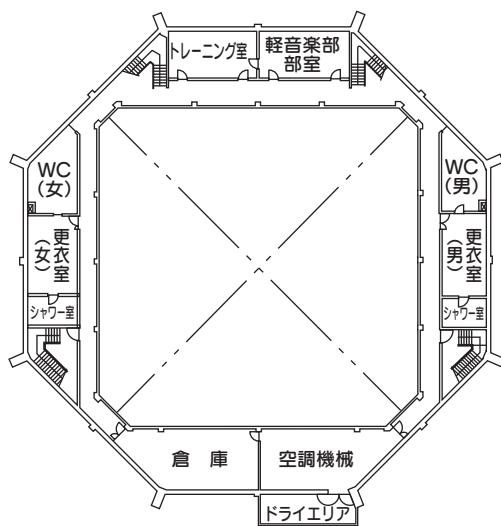


1階 平面図

23号館 情報基盤センター棟

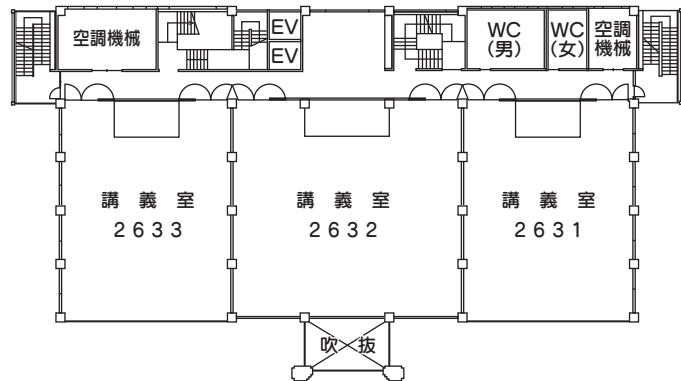


1階 平面図

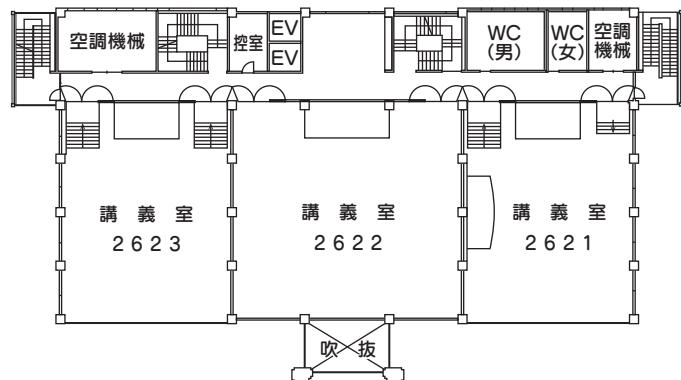


地階 平面図

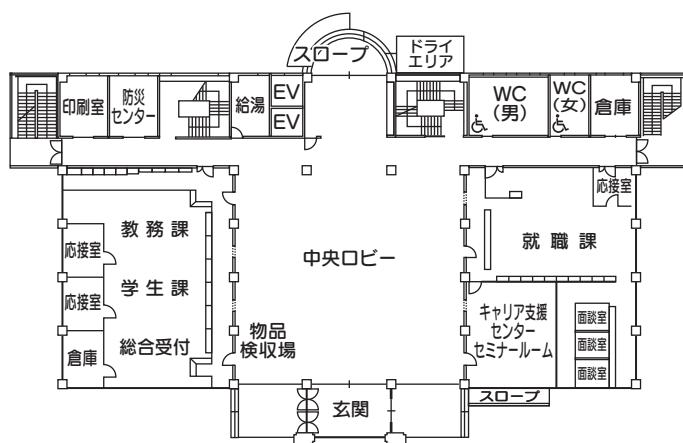
24号館 大乗殿



3階 平面図

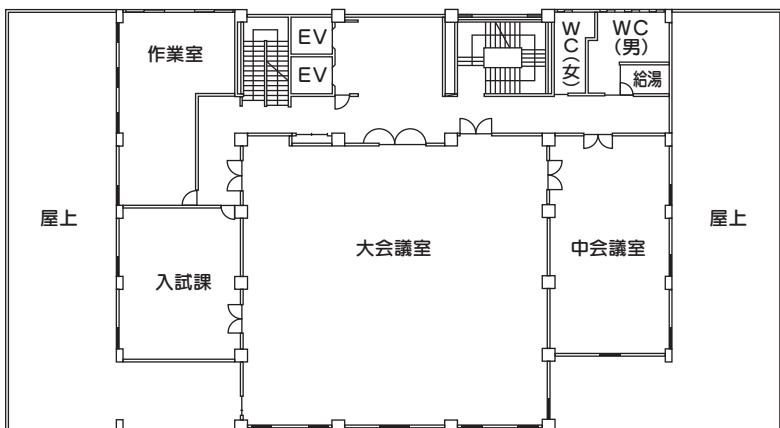
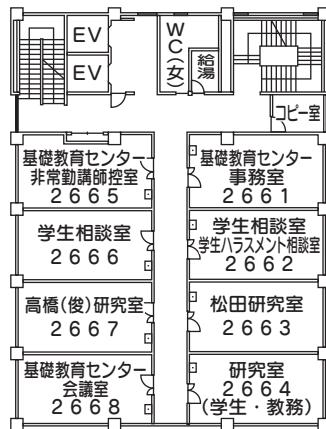
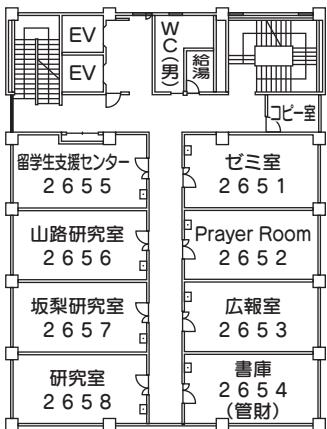


2階 平面図

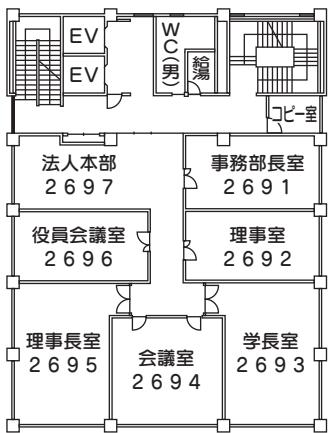


1階 平面図

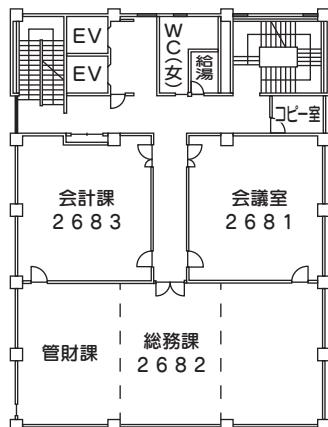
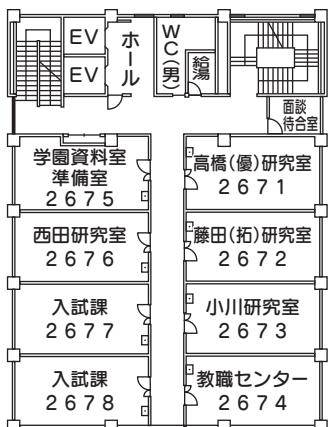
26号館 正智塔（本部棟）



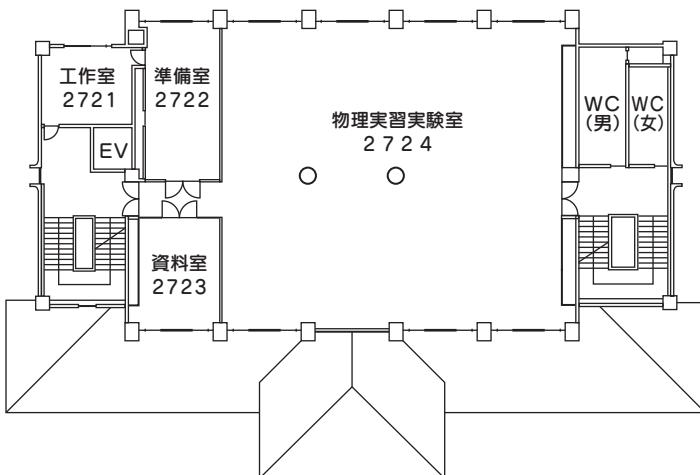
26号館 正智塔（本部棟）



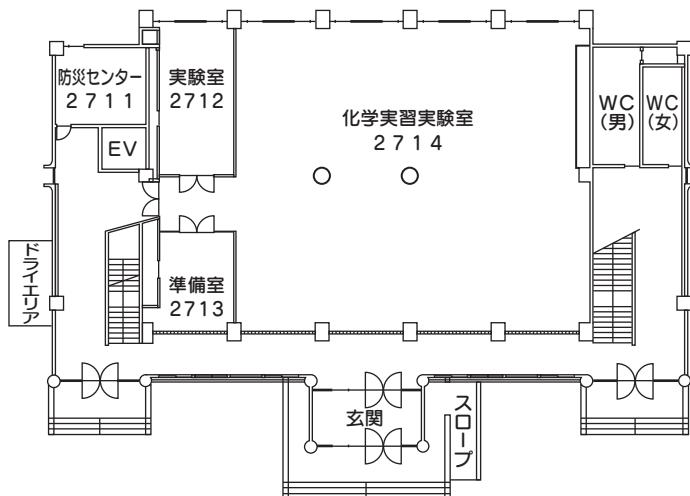
9階 平面図



26号館 正智塔（本部棟）

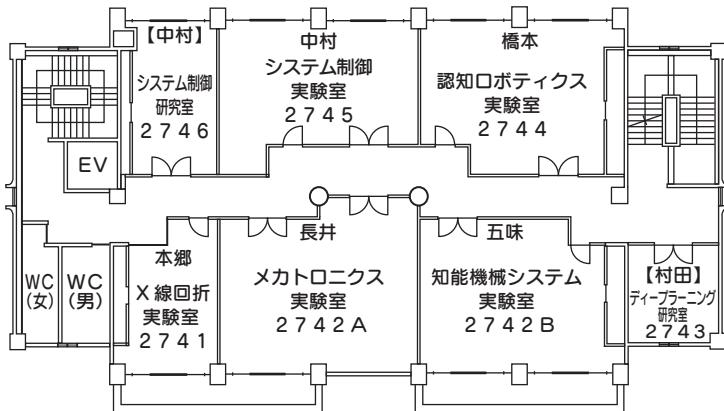


2階 平面図

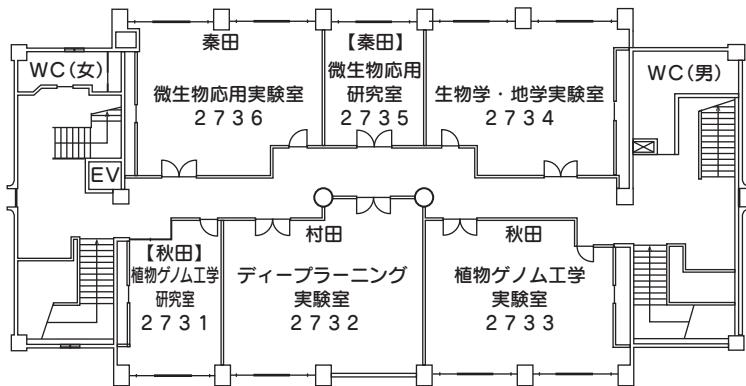


1階 平面図

27号館 大学院工学研究科棟

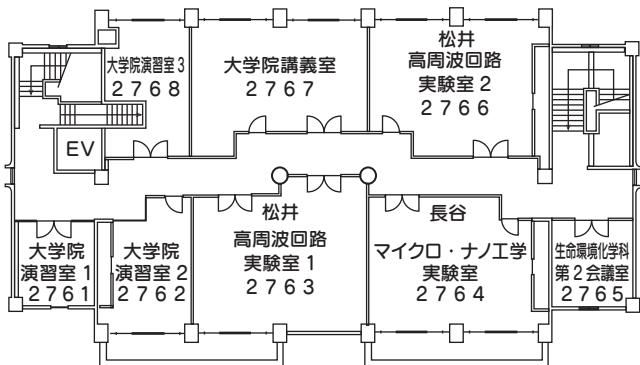


4階 平面図

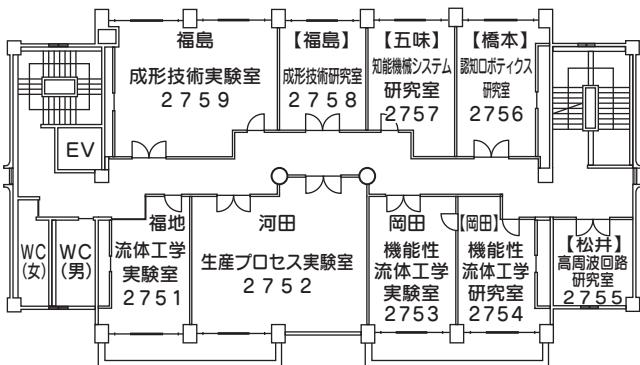


3階 平面図

27号館 大学院工学研究科棟



6階 平面図

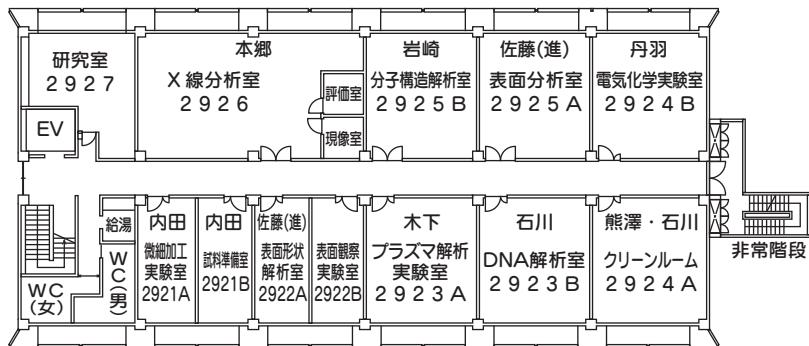


5階 平面図

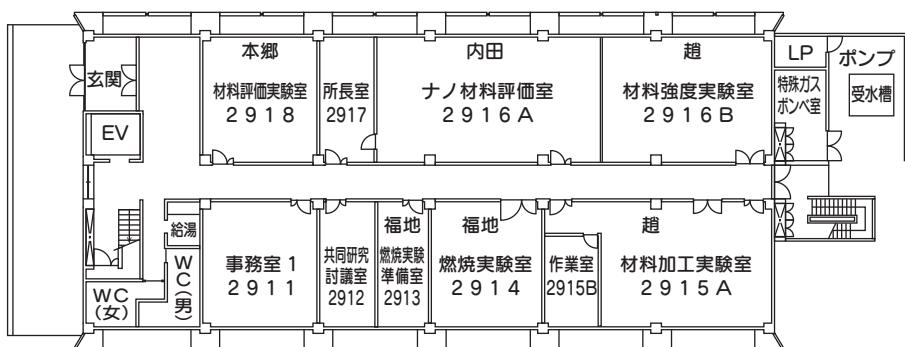
27号館 大学院工学研究科棟



3階 平面図

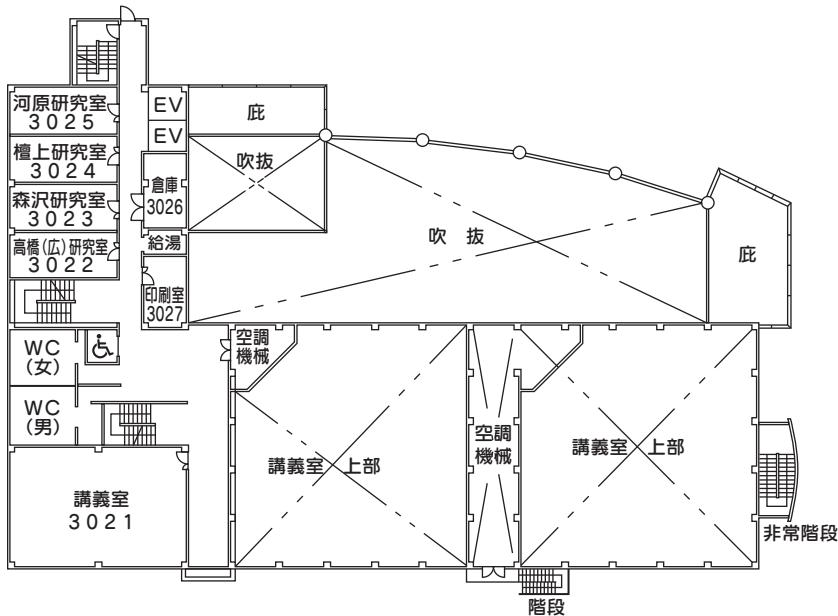


2階 平面図

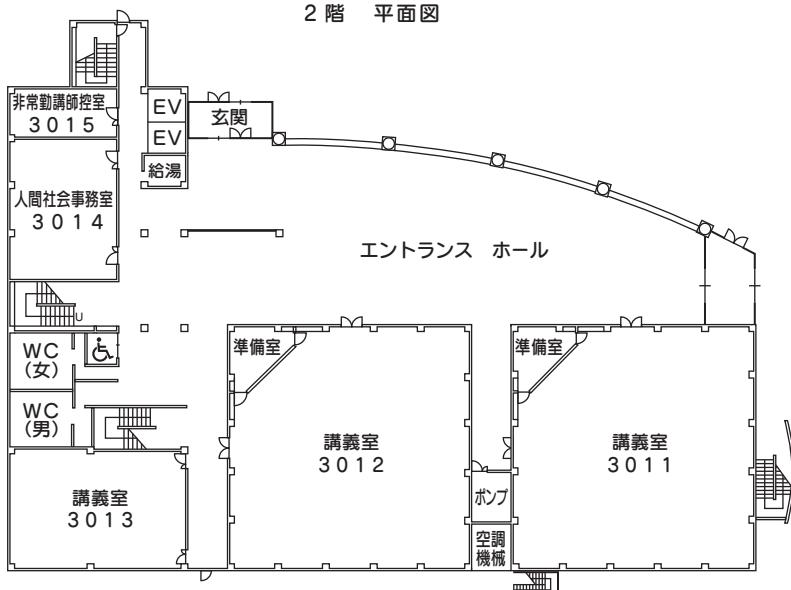


1階 平面図

29号館 ハイテク・リサーチ・センター棟

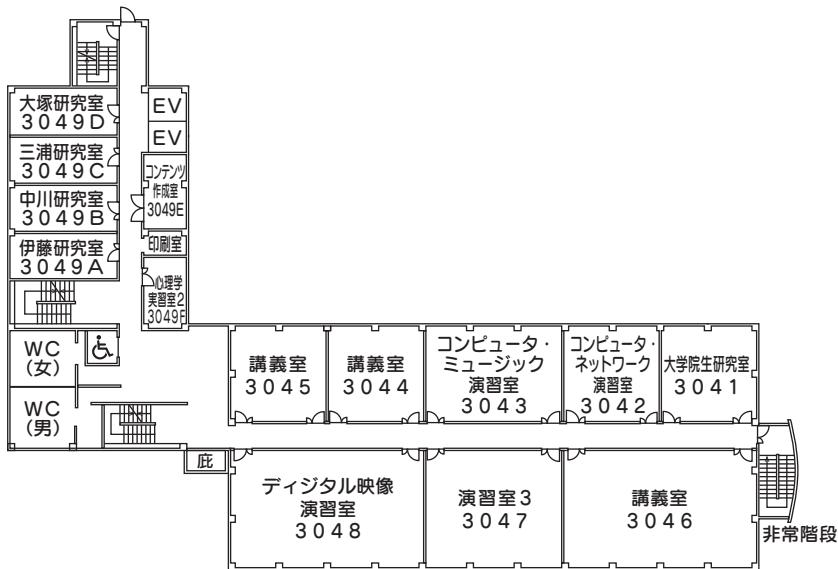


2階 平面図

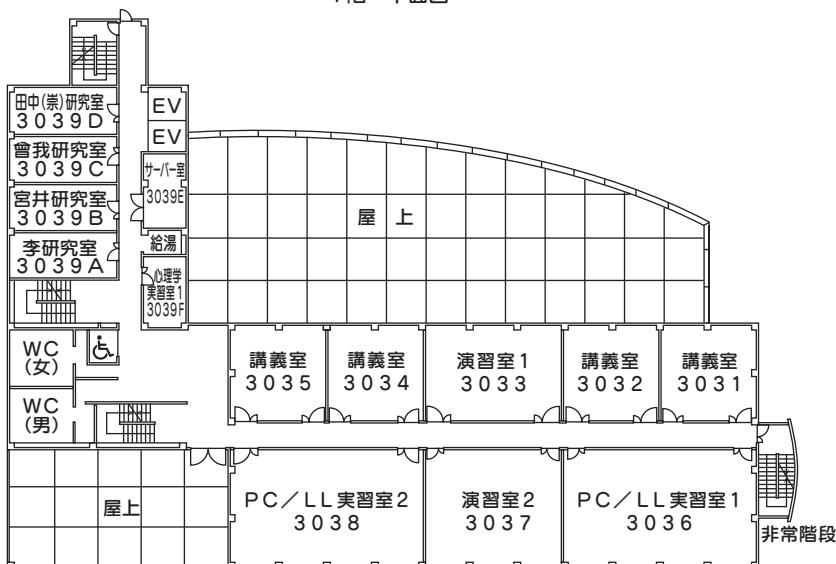


1階 平面図

30号館 人間社会学部棟

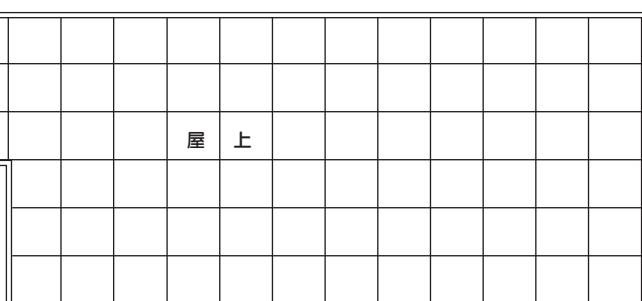
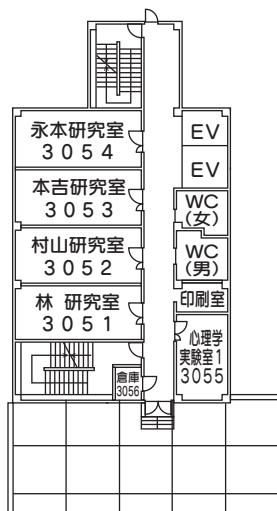
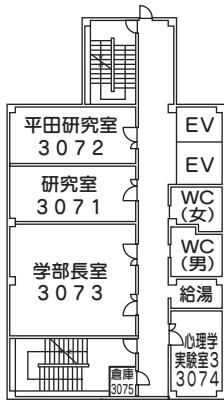
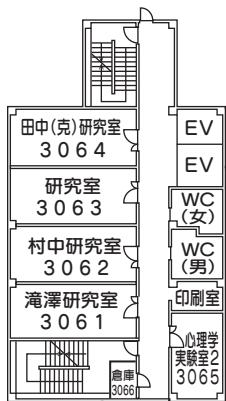


4階 平面図



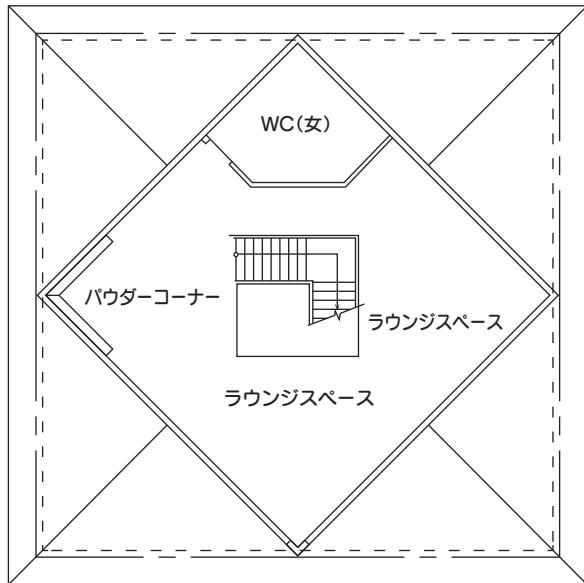
3階 平面図

30号館 人間社会学部棟

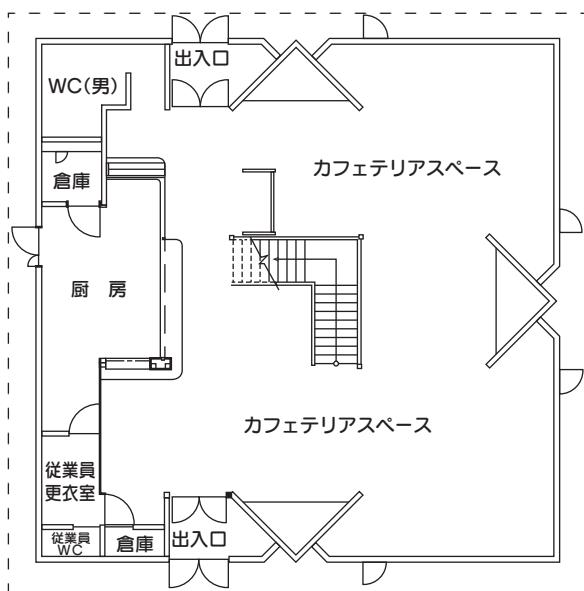


5階 平面図

30号館 人間社会学部棟

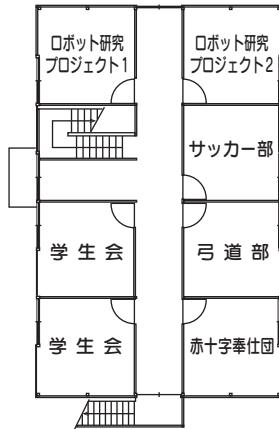


2階 平面図

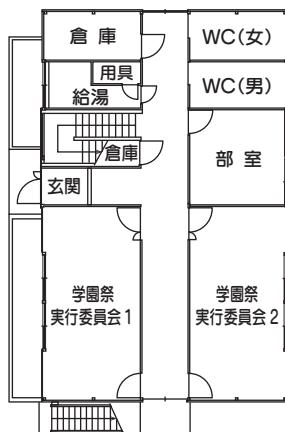


1階 平面図

31号館 軽食堂棟

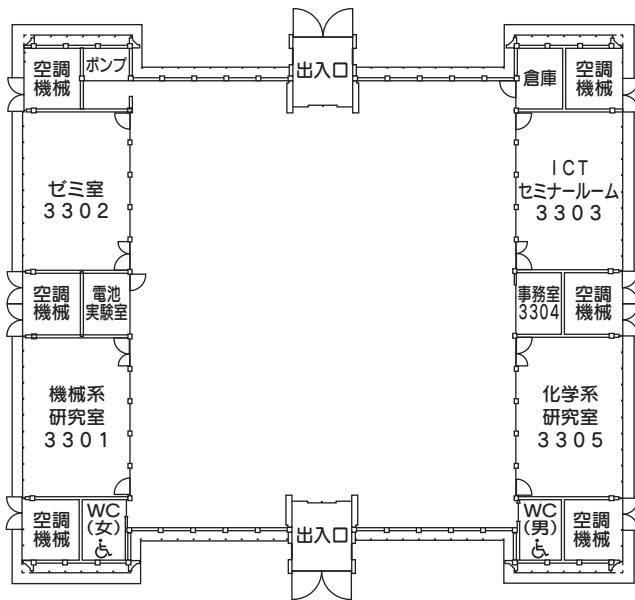


2階 平面図

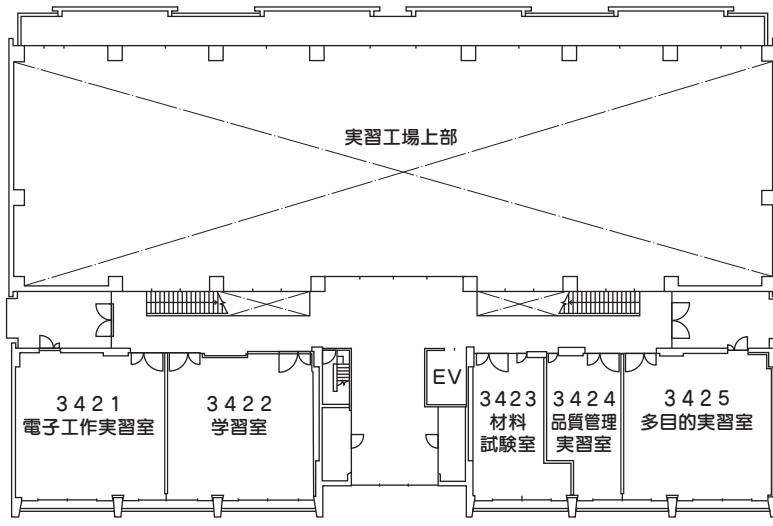


1階 平面図

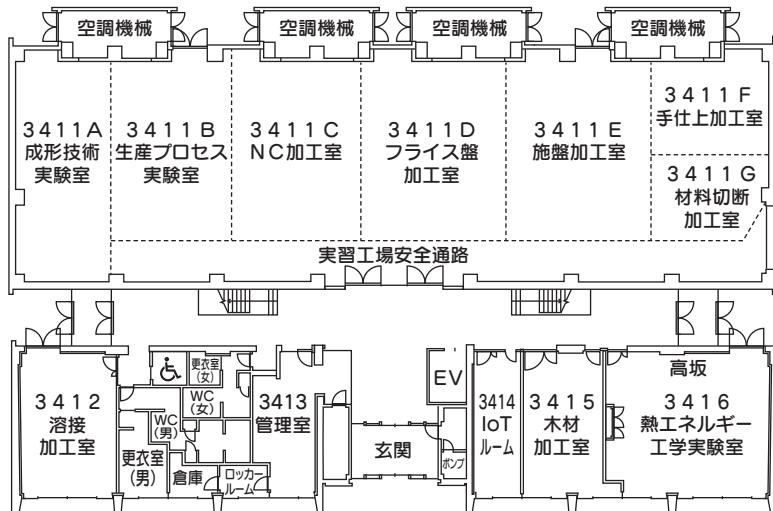
32号館 クラブハウス棟



33号館 ものづくり研究センター棟



2階 平面図

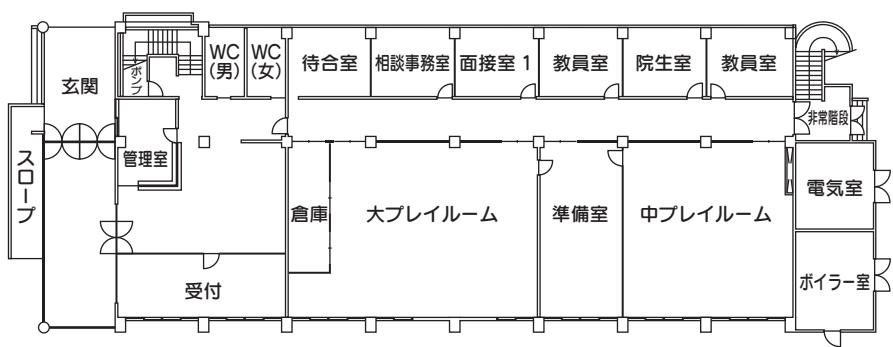


1階 平面図

34号館 機械工学科総合実験実習棟



2階 平面図



1階 平面図

臨床心理センター棟

2023 埼玉工業大学大学院

工学研究科 学生便覧

369-0293 埼玉県深谷市普済寺 1690

TEL 048 (585) 6813 (直通)

FAX 048 (585) 5939 (直通)

学籍番号

フリガナ

氏名

SAIKO

2023

埼玉工業大学
大学院工学研究科

SAITAMA INSTITUTE OF TECHNOLOGY
GRADUATE SCHOOL OF ENGINEERING